

# 清代前期における内務府商人の研究

孫 曉瑩



# 目次

## 序論

一. 問題の所在.....	1
二. 先行研究.....	2
三. 「内務府商人」の概念と範囲.....	3
四. 史料.....	4
1. 編纂史料.....	4
2. 檔案史料.....	5
3. 碑文史料.....	6
五. 本論文の課題.....	6

## 第一章 内務府商人の概要

はじめに.....	10
一. 盛京における内務府商人.....	11
1. 盛京内務府の設置と職責.....	11
2. 盛京内務府商人及び商領催.....	12
3. 盛京内務府商人の管理.....	16
二. 北京における内務府商人.....	21
1. 上三旗ボーイ商人.....	21
2. 商領催.....	23
3. 税関商人.....	23
三. 北京内務府商人の職務と権利.....	26
1. 北京内務府商人の職務.....	26
2. 北京内務府商人の権利.....	27
四. 北京内務府商人の任免.....	29
五. 北京内務府商人の損失補償.....	30
1. 利銀滞納.....	30
2. 商売の損失.....	32
おわりに.....	36

## 第二章 内務府商人と内庫物品の購入と売却

はじめに.....	52
一. 内庫物品の購入.....	53

二. 内庫物品の主要な出所.....	55
1. 織物類.....	55
2. 毛皮類.....	55
3. 人參.....	56
三. 内庫の物品の売却.....	57
1. 織物類.....	57
2. 毛皮類.....	60
3. 人參.....	63
おわりに.....	66

### 第三章 康熙朝の銅調達と内務府商人集団

はじめに.....	70
一. 清初以来の辦銅制の変遷と内務府商人辦銅の開始.....	70
1. 関差辦銅制度.....	70
2. 内務府商人辦銅の開始.....	71
二. 六家銅商の成立.....	73
1. 曹寅の辦銅.....	73
2. 定額の追加と六家銅商の成立.....	76
3. 辦銅のために結成された内務府商人団体.....	79
三. 商人辦銅制の終結と滞納分の返済.....	82
1. 商人の欠損の原因.....	82
2. 商人の滞納と返済.....	84
おわりに.....	87

### 第四章 清代前期における人參採取制度と内務府商人

はじめに.....	92
一. 康熙末期における商辦の試行.....	93
1. 康熙五十三年までの人參採取制度.....	93
2. 康熙末期の請負商人.....	94
3. 康熙末期の商辦の実態.....	95
二. 雍正九年～乾隆三年の商辦.....	99
1. 雍正九年の商人による請負再開.....	99
2. 雍正九年・十年・乾隆二年における人參の分配.....	101
3. 商參不足の原因.....	104
三. 定額制の実施と商辦の中止.....	105

おわりに.....	108
-----------	-----

## 第五章 清代前期における内庫銀両の運用と内務府商人

はじめに.....	114
一. 康熙期における内務府商人への内庫銀貸与.....	115
1. 内庫銀貸与の開始.....	115
2. 内庫銀貸与の効果.....	118
3. 内庫銀貸与の停止.....	119
二. 内務府商人による「生息銀両」の運用.....	120
1. 内務府への生息銀両発給.....	120
2. 内務府商人による生息銀両の運用.....	123
三. 長蘆塩商人への生息銀両と庫銀の貸与.....	126
1. 長蘆塩商王鏜による生息銀両の運用.....	126
2. 長蘆塩商集団への生息銀両と内庫銀の貸与.....	127
3. 内務府商人への生息銀両と内庫銀の貸与.....	129
おわりに.....	135

## 第六章 内務府商人の長蘆塩業経営

はじめに.....	144
一. 内務府商人による引地の獲得.....	145
1. 梁樟.....	145
2. 李天馥.....	147
3. 王氏一族.....	148
4. 范氏一族.....	149
二. 内務府商人の塩業経営の位置づけ.....	151
1. 范氏一族の収支状況と資産構成.....	151
2. 王氏一族の収支状況と資産構成.....	153
三. 内務府商人による塩業経営の失敗の原因.....	154
1. 乾隆期における長蘆塩業経営の苦境.....	154
2. 王氏一族による塩業経営の破綻.....	157
四. 内務府の所有する引地の代理経営.....	163
1. 王起鳳による永慶号の代理運営.....	163
2. 王氏と范氏一族が納入した引地の運営.....	165
おわりに.....	167

## 第七章 官商から民商へ：乾隆期の范氏辦銅を中心にして

はじめに.....	173
一. 乾隆初期に至るまでの辦銅制度 .....	173
二. 官商范氏の辦銅の実態.....	174
1. 乾隆三年における范氏による辦銅の開始.....	174
2. 返済期限の延長と范氏辦銅の長期化.....	178
三. 船数の対比から見る范氏の民営化.....	182
四. 范氏銅局の代理経営と民営化.....	186
おわりに.....	189

## 結論

一. 本論各章における考察内容.....	193
二. 内務府商人と皇帝・内務府との関係 .....	195
三. 市場経済の発展と内務府商人の興衰 .....	197
文献目録.....	199
初出一覧.....	205

## 図表目次

表 1 王氏一族の主要な商業活動 .....	47
表 2 范氏一族の主要な商業活動 .....	50
表 3 雍正五年—乾隆十四年の内庫の貂皮の売却数量表 .....	61
表 4 雍正十年—十三年の内庫の人参の売却数量と価格表 .....	64
表 5 康熙期の辦銅商人グループの状況 .....	78
表 6 康熙期の辦銅商人によって納入した節省銀の数量 .....	83
表 7 康熙期の辦銅商人が滞納した代償銀と節省銀の数量 .....	85
表 8 康熙期の辦銅商人の滞納銀の返済方式と返済期限 .....	86
表 9 雍正九年・十年と乾隆二年の参票と人参の数量表 .....	103
表 10 雍正七年—乾隆四十四年に内務府が所有していた質屋 .....	136
表 11 正徳新例前後の唐船数と定高 .....	182
図 1 王氏一族の内務府商人の系譜 .....	46
図 2 范氏一族の内務府商人の系譜 .....	49





# 序論

## 一．問題の所在

中国の歴代王朝では、宮廷事務を管理する機構が設置され、皇室の衣食住に関する仕事を、細大もらさず引き受けていた。秦漢時代の少府、隋唐時代の殿中省・殿内省及び宦官機構内侍省など宮廷の管理機構では、皇室の日常生活を処理する担い手は宦官であり、その管理者には普通の役人と宦官を併用していた。明代では、「二十四衙門」という巨大な宦官機構が設けられ、宦官がすべての宮廷事務を管理した。また、内承運庫などの「十大庫」と総称された内庫も、すべて宦官によって管理されていた。内庫の収入を拡大するため、皇帝は司礼監の宦官を派遣し、皇店を開いて商売させていた。万暦期に至り、宮廷費用を工面するために、万暦帝は政府を通さず、各地に勝手に宦官を派遣し、税金の徴収や鉱産の開発まで手を出させ、経済に悪影響を与えており、明朝の崩壊を加速した<sup>1</sup>。

清朝は入関後、明から多くの制度を引き継いだ。明朝の滅亡を鑑として、宦官に対する制限は厳しくなり、宦官の勢力を抑制することに努力した。したがって、清朝は宮廷の事務を管理するため、「七司」「三院」をはじめとする 50 以上の下部組織を統轄する内務府を設立した。明朝が宦官を重用したのとは異なり、清朝は皇帝の領する正黄旗・鑲黄旗・正白旗（上三旗）のボーイに属する者を内務府の官員に任用した。ボーイ (booi) は「家の奴僕」という意味であり、入関前にハンを含む八家の諸王や宗室の家の為に働く使用人であった。彼らはその主人の命令にしたがって活動し、国家の直接的な管理を受けることはなかった<sup>2</sup>。そのため、満洲人の伝統的な立場からすれば、上三旗のボーイは皇室の奴僕であった。内務府の人事や内務府にかかわる政策は、皇帝の意思に基づいており、状況次第で融通がきく一方、確固とした制度の整備は不完全であった。清代内務府は明代と同様に宮廷事務を処理するものの、その組織と管理方式は、清朝の特色を強く反映していた。

内務府の組織とその担い手の変化にしたがって、宮廷の日常生活用品や工事の材料などの調達方式、内庫の銀両の運用方式も大きく変化した。それに深く関わっていたのが、内務府に属する内務府商人である。例えば、次節で述べるように、山西商人范毓麟の一族は内務府商人として清朝の様々な事業に従事し、康熙から乾隆期までに強く影響力を持つ大商人であった。内務府商人は皇帝と政府に深い関わりを持ち、多額の資本金を有して多角的に事業を営み、宮廷と国家の必要な物資調達と、国家収入の拡大において大きな役割を果たした。そのため、彼らの活動の実態を解明することは、内務府の物資調達と資金運用の方法を解明するために重要であり、清代の商人と商業の発展、清代の長期の経済動向を考察する上で重大な意義を持っている。

## 二．先行研究

管見の限り、内務府の制度や職務内容に関する概説や、内務府商人の個別の経済活動に関する事例研究はあるものの、史料上の制約もあって、内務府商人の全体像を示した研究は皆無に近い。

内務府全般に関する先駆的な研究として、曹宗儒「総管内務府考略」<sup>3</sup>と曹静華「清代内官与内務府衙門之分析」<sup>4</sup>がある。いずれも主に内務府の構成と沿革について、実録や『大清会典』などの編纂史料を利用して分析を加えたものである。1977年には、Preston M. Tobert<sup>5</sup>氏が内務府の組織、財政に対して果たした機能などについて論じ、内務府商人の活動にも簡単に言及した。その後、関連する史料集が次々と出版されたこと、檔案館に所蔵される大量の史料が利用できるようになったことから、内務府研究は進展を見せ、1998年には祁美琴が内務府の構成と機能に関する概括的な研究を発表した<sup>6</sup>。ただし、内務府の商業活動の概要についての叙述はあるものの、内務府商人への言及はない。

明～清代の商人に関しては、佐伯富氏の一連の論考をはじめとして、多くの先行研究がある。特に、内務府商人の一部の起源は、明朝と満洲・モンゴルとの間で貿易を行っていた山西商人にあると考えられる。山西商人に関する研究の中には、内務府商人の多角的な経営活動に関わる情報が含まれている。寺田隆信氏は、明代北辺における山西商人の活動に関する研究の中で、山西商人は米穀の取引によって莫大な利潤を得、政府との結びつきによって独占権を与えられ、経営規模を大幅に拡大させたと述べている。同氏はさらに、「地縁的、血縁的結合関係・古い経営方式・政権への接近・土地所有」という山西商人の歴史的 성격が、彼らの商業活動に大きく影響したとも述べている。清代になると山西商人の活動はますます活発になったが、こうした彼らの基本的性格は変わらなかったと思われる。また、山西系の内務府商人「八家商人」の起源を述べて、さらに范氏の例を取り上げ、清代の山西商人が明代の山西商人と「活躍の舞台こそ違え、歴史的には全く同じ性格をもち、同じ役割を演ずる」と指摘する<sup>7</sup>。佐伯富氏は清代の山西商人、特に塩業を経営した商人に焦点を当てて考察し<sup>8</sup>、山西商人が「揚州の塩商」として兩淮の塩を独占し、錢価の騰貴によって莫大な利潤を得たが、銅と銀の換算率の変動こそ、乾隆中期以降に多くの塩商が破産した主な原因であると述べている。

一方、内務府塩商と清政府の関係について、林永匡氏・王熹氏・李克毅氏は、政府からの借金と捐納が塩商にとって重い負担であったと論じている<sup>9</sup>。慢性的な銅不足を背景に、政府は銅銭の流通量を確保するため、内務府商人を起用し、国内や長崎から銅を購入させた。矢野仁一氏・山脇悌二郎氏・中村質氏・松浦章氏・劉序楓氏は、主に日本側の史料によって日清貿易についての研究を行い、特に清朝官商による辦銅の状況を考察した<sup>10</sup>。王萌氏と孫曉瑩は、主として中国史料に依拠して康熙時代における内務府商人の辦銅事業について論じた<sup>11</sup>。華立氏・彭浩氏は中国側の檔案史料を利用し、官商范氏一族の債務問題と辦銅の関係を中心にして乾隆期の辦銅を考察した<sup>12</sup>。

内務府商人である山西商人范氏一族に関する研究は比較的進んでいる。松浦章氏の論考によって、范氏一族の系譜と事跡が明らかになった<sup>13</sup>。張正明氏は范氏の家系図を発見し、明代成化年

間から清代嘉慶年間に至る 12 世代の系譜を整理した<sup>14</sup>。これは非常に重要な発見であり、范永斗・范毓棟・范三拔・范毓芳・范毓麟・范清済が次々と内務府商人になっていったことが明らかとなった。韋慶遠・吳奇衍「清代著明皇商范氏の興衰」は康熙・雍正・乾隆時代の范氏の主な事跡を述べ、興衰の原因を分析した<sup>15</sup>。それ以外にも范氏一族に関する研究は多いが<sup>16</sup>、范氏以外の内務府商人について研究した例は少ない。頼恵敏は、乾隆期の「内務府奏銷檔」を利用し、内務府商人の塩業経営・生息銀両の運用・毛皮貿易などの商業活動について入念に検討しており、乾隆期における大商人王氏と范氏の商業活動の状況を明らかにした<sup>17</sup>。

商人の個別の経営活動については、比較的詳細な検討がなされている反面、内務府商人の全般的な組織に関する研究は少なく、不明な点が多く残されている。吳奇衍「簡論清前期内務府皇商的興起：清代内務府皇商經濟專題研究之一」<sup>18</sup>は内務府商人についての概説であり、その起源や組織にも言及しているが、詳細なものとはいえない。

### 三. 「内務府商人」の概念と範囲

清代の特権商人に関する先行研究では、「官商」「皇商」「内務府商人」の三つの用語が使用されていた。これらの概念に触れた先行研究は少なくはないが、一致した見解は得られていない。ここで、三者の概念を区別した上で、本論文の研究対象である「内務府商人」の概念と範囲を確定しておきたい。

鄧亦兵『清代前期商品流通研究』<sup>19</sup>によれば、「政府から経済的な任務を与えられるかどうか」を基準にして、「民商」と「官商」を区分できるという。確かに、政府の任務を請け負うのは官商の特徴の一つである。しかし、史料によれば、民商も政府の任務を請け負っていたことが明らかである。例えば、乾隆二十年（1755）以降、清政府の許可を受けた官商范氏と 12 人の額商が洋銅（日本銅）の調達を独占していた。官商范氏一族は内庫の滞納銀を返済するため、銅斤を政府に納入し滞納銀を弁償していたが、額商は民商であり、自己資本で日本に渡航し、帰航後、定額の銅を納入して代金を受け取った。同じく政府の委託を受けて銅を調達していたが、額商の辦銅方式は官商范氏と完全に異なっていた。以上から、政府の任務を請け負うかどうかは、民商と官商を分ける基準にはなりえないと思われる。

唐力行『商人與中国近代社会』<sup>20</sup>は「官商と呼ばれる者には二種類がある。一つは商業を営んで利益を追求する貴族・官僚とその一族であり、一つは捐納によって官職を得た商人である。それ以外に、国家の専売商品を経営し、特権を持つ商人、例えば塩商・茶商なども多少官商に関わるが、彼らの地位は不安定なため、子弟を育成し科挙によって官僚にさせたり、官僚と姻戚関係を結ばせたり、或いは捐納などを通じて、特権を維持しなければならない」と述べている。唐氏は商人と政治権力の関係に着目し、官商が政治権力と結託して暴利を得ていたという側面を強調した。商人の履歴や、吏部官員の奏摺などの檔案史料には、確かに内務府商人には捐納によって官職を得た者が多く現れる。例えば、康熙～雍正時代に活躍した王綱明や范毓麟などは捐納で官職を得ていた。しかし、内務府商人の中には、官職を持たない者も多いのである。

それでは、「官商」「皇商」「内務府商人」の三者は、結局のところどのような関係なのだろうか。内務府檔案によれば、民商と官商とを分ける基準は、政府から資本金を給付されるかどうかにあると思われる。政府は商人に小額の資本金を支給することによって、商人に官商の身分を授ける。商人は官商になれば、政府から独占経営権をもらえる可能性が高いが、一方で政府に毎年利息を納める義務も負う。内務府商人は官商の一種である。第一章で詳細に事例を取り上げて論述するが、要するに内務府商人とは、内務府から本銀（元手の銀）を受領し、内務府の命令によって商業活動に従事し、利銀（利子の銀）を納める商人のことである。彼らの主な職務内容は、内庫の庫銀を増やすことと、皇室で使われる日常生活用品や工事用材料の購入である。内務府以外に、戸部なども物資の売買のために官商を用いていた。ここで注目したいのは、官商は決して政府の仕事を独占していたわけではないという点である。民商が政府の仕事に応募して参加することもあり、特に塩商の場合には、そうした例が多い。

「皇商」という用語は清朝の奏摺など公文書には見当たらず、主に地方志など民間の史料に見られる。皇室に仕える商人という語義からすれば、内務府商人と同じものである。一般人の目には、内務府商人は皇帝と直接繋がり、普通の官商より高い地位を持っていると映ったので、このような呼称が使われたのであろう。一方、清政府の公文書においては、彼らに対する呼称は一定しておらず、「内務府商人」以外に、「官商」「商人」「買売人」という呼称もよく見られる。本論文では、彼らが内務府に統轄されていたことを明示するために、原則として「内務府商人」という呼称に統一する。

## 四. 史料

近年、檔案史料の公開と出版にともなって、内務府商人の研究に関する新たな史料を利用できるようになった。ここで、本論文で使用した檔案史料・編纂史料や碑文史料について説明しておきたい。

### 1. 編纂史料

内務府の制度及び人参・銅・塩等にかかわる政策を検討する上では、歴代の皇帝の事績を記録した実録、法令をまとめた『大清会典』『大清会典事例』等が基礎的な史料となる。しかし、『大清会典』『大清会典事例』は、ただ実施された法令の条文を記録するのみで、政策転換の原因、政策決定の過程が殆ど記録されていないため、硃批奏摺や起居注（後述）を参照しなければならない。また、内務府の条例を記載する『欽定總管内務府現行則例』のいくつかの版本が残っている。内務府商人に関する記録は殆どないが、内務府の制度については参考にすることができる。

また、商人一族を研究対象とする場合、家系図が非常に重要な意義を持っている。民人の場合は、管見の限り、家系図が残っている内務府商人は范氏一族だけである<sup>21</sup>。家系図が見当たらない場合、地方志や墓誌銘などに高い参照価値がある。山西出身の商人に関する記録としては、出身地である山西省の『山西通志』『宣化府志』『介休県志』等と、彼らが活動していた張家口の『万

全県志』が参照できる。墓誌銘については、錢儀吉が編纂した『碑伝集』に范毓麟の墓誌銘が収録されている。旗人の場合、『八旗通志』と『八旗滿洲氏族通譜』が有用である。乾隆九年(1744)に完成した『八旗滿洲氏族通譜』には、滿洲の諸姓氏と彼らの帰順時期・原籍が記録されているばかりでなく、彼らの子孫の官職も付記されているので、上三旗ボーイの商人の一部分の家系が明らかになる。ただし、子孫に関しては、官職をもつもののみしか記載されていないため、身分の低い多くの商人は見当たらず、商人の姓名、活動年代と旗分によってその家系を判断せざるを得ない。檔案史料に上三旗系の商人が記録される場合、彼らを管轄する佐領と管領の名前が共に書かれていることが多い。そこで、八旗制度について包括的に記述する乾隆『八旗通志初集』と嘉慶『欽定八旗通志』の「旗分志」を引くと、当該商人の旗分が判明し、商人の血縁関係を推定する一つの根拠となる。

さらに、銅の調達と塩業経営に関しては、『塩法志』が主要な史料である。『長蘆塩法志』には、『大清會典事例』の記載を補う情報が多く含まれている。

## 2. 檔案史料

檔案史料としては、第一に、中国第一歴史檔案館に収蔵されるマイクロフィルム「内務府奏銷檔」と、電子化された「内務府奏案」が挙げられる。「内務府奏銷檔」は内務府官員が奏本・題本・奏摺・緑頭牌・口頭などの形式で上奏した内容と、それに対する皇帝の諭旨の抄録である。そこには内務府のすべての事務にわたる案件が含まれているので、内務府研究にとって最も重要な檔案史料であると言える。「内務府奏案」は、内務府官員が皇帝に上奏した奏摺・奏片・清單・奏摺の原稿及び抄録である。「内務府奏案」には「内務府奏銷檔」と重複する部分もあるが、内務府商人に関する奏摺に添付された商人の呈文は非常に貴重な史料である。「内務府奏案」については、潘俊英が紹介を行っている<sup>22</sup>。また、2010年に出版された『大連図書館蔵清代内務府檔案選編』には、大量の滿文史料を含む約2,000条目の内務府に関する史料が収載されている。その史料は内閣大庫檔案に属し、大部分は内務府の題本であるが、各庫の月摺檔・奏本・原稿と清單もあるので、「内務府奏銷檔」と「内務府奏案」を補うことができる。

第二に、遼寧省檔案館に収蔵されるマイクロフィルム「黒図檔」がある。「黒図」とは、滿洲語 hetu（「横」の意）で、盛京内務府と北京内務府及び盛京五部との間の往復文書であり、盛京内務府商人に関する最も重要な史料である。また、遼寧省檔案館が翻訳・編纂した『盛京參務檔案史料』は、人参採取に関する内容を「黒図檔」「盛京内務府檔案」「興京県公署檔案」「復県公署檔案」などから抽出したもので、内務府商人による人参採取についても重要な参考史料となる。なお、第一歴史檔案館に収蔵されるマイクロフィルム「軍機処滿文録副奏摺」にも、東北地方における人参採取に関する情報がある。

第三に、1920年代以降、清代檔案の整理が進むに伴い、1928年の『掌故叢編』を嚆矢として、『史料旬刊』『明清史料』等の史料集が相次いで出版された。また、1970年代以降、台湾の故宮博物院・中央研究院と北京の中国第一歴史檔案館に収蔵される史料の整理・公開が進んだことに

より、研究が大幅に進展した。本論文で主に利用する「奏摺」についていえば、まず台湾の故宮博物院の所蔵分が『宮中檔康熙朝奏摺』『宮中檔雍正朝奏摺』『宮中檔乾隆朝奏摺』として影印出版された。その後、漢文部分については、北京に収蔵されるものを補充して、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』と『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』が刊行された。満文については、北京の第一歴史檔案館によって、満文奏摺を漢訳した『康熙朝満文硃批奏摺全訳』『雍正朝満文硃批奏摺全訳』が出版された。乾隆年間の奏摺で北京に所蔵されているものは未刊行のため、第一歴史檔案館で電子化された「宮中漢文硃批奏摺」「軍機処漢文録副奏摺」と、台湾故宮博物院で電子化された「軍機処檔摺件」を利用する。また、「題本」については、台湾中央研究院歴史語言研究所に所蔵されるものが、『明清檔案』に収められている。しかし、『明清檔案』には雍正年間の題本が少ないため、それを補うものとして、題本を抄写した副本である「史書」を利用する。「史書」の一部は既に『雍正朝内閣六科史書・吏科』と『雍正朝内閣六科史書・戸科』として影印出版されている。

第四に、康熙・雍正朝の『起居注』がある。中国第一歴史檔案館に所蔵されるものは『康熙起居注』と『雍正朝起居注』として早く出版されていたが、2009年に台湾に所蔵されるものと併せて、『清代起居注册・康熙朝』が影印出版された。『起居注』には『実録』に見られない記載があるので、参考価値が高い。

### 3. 碑文史料

筆者は、范氏一族の故郷である山西省介休市にて現地調査をした時、范氏が居住していた張原村付近の綿山で范氏一族に深く関わりのある二つの石碑を発見した。一つは、康熙五十九年(1720)に范永斗に書かれた「重修三皇閣記」である。もう一つは、乾隆三年(1738)に范毓齋が書かれた「興建媽祖殿碑記」である。いずれも重要な史実を補充することができる。

## 五. 本論文の課題

内務府商人に関する従来の研究は、主に范氏をはじめとする特定の有力商人に集中しており、内務府商人の全体像は未解明のままである。そこで、本論文では、第一章で、まず清朝前期における内務府商人の淵源と、内務府による内務府商人の管理方式について検討を加え、第二章～第七章で、内務府商人が従事していた各事業と仕事、商業活動の実態を解明する。そして、論文全体を通じて得られた知見に基づいて、内務府商人と内務府や皇帝との関係をまとめ、彼らが清朝政府にとっていかなる存在であったか、彼らの活動が当時の経済や政治にどのような影響を与えたかを考察する。さらに、第二章から第七章で得られた内務府の物資調達や内庫銀両の運用の変遷を整理し、内務府商人が勃興から衰退へ向かう過程と、その原因を検討した上で、こうした状況と清代前期における長期的な経済動向との関係についても、探求を試みたい。

本論文の構成については、次のようなものである。

第一章で内務府商人の組織の全容を概観した上で、檔案史料に見られる事例に基づき、内務府

による商人の任免・監督・処分の実態を検討し、内務府商人の概念を明確に定義し、内務府商人に対する管理制度を可能な限り包括的に再構成する。

第二章から第七章までは、内務府商人の商業活動について分析し、内務府や国家の物資調達と資金運用方法の変遷を明らかにする。

彼らが従事していた様々な商業活動は、大きく三種類に分けられる。内務府から課せられた仕事、商人が請負った国家の事業、商人としての私的な活動である。

第二章では、内庫の物品購入・売却の方式を整理し、内務府商人の基本的な業務内容を解明し、内庫物品の売却方法の変化とその原因を検討する。

商人が請負った国家の事業については、二つの例を取り上げる。第三章では、一つ目の例として、康熙期と乾隆期における銅銭鑄造のための銅の調達を取り上げる。康熙後期において、銅銭を鑄造するための原料銅の不足によって、銅価が高騰したことを背景に、内務府商人が銅の調達を請け負う経緯、内務府商人団体の結成過程や、内務府商人団体同士の競争を論述する。第四章では、公の活動の二つ目の例として、東北地方における人参の採取と販売を取り上げる。康熙末期から乾隆九年（1744）にかけて人参採取の仕事を請け負った商人の事例を取り上げ、人参採取の実態とそれに従事した内務府商人の性格を分析するとともに、康熙～乾隆時代において人参採取に関する政策の変化について検討する。

第五章では、内務府が内庫銀両を内務府商人に運用させた問題について考察する。雍正期と乾隆期には、内務府は内務府商人に仕事として生息銀両を運用させていた実態を分析し、内務府の生息銀両運用方法の変遷を明らかにする。さらに、康熙期と乾隆期に商人に大量の庫銀を貸し付けていた事実を明らかにし、内務府の資金貸付の目的と商人に対する役割を検討する。

第六章では、内務府商人が内務府の仕事（公の活動）以外に、私的な商業活動も展開していた事例として塩業を取り上げる。康熙年間から内務府商人が長蘆引地を手に入れ、雍正期に范氏と王氏一族が長蘆の大塩商になった経緯と彼らの塩業の経営状況を明らかにする。その上で、商人の家業における塩業経営の位置づけや、商人が破産した原因について検討を加える。さらに、内務府の引地や范氏と王氏一族の引地の代理運営について分析し、長蘆引地の利権譲渡の傾向を解明したい。

第七章では、乾隆期に内務府商人范氏一族の債務返済をめぐって展開された、官商辦銅の経緯を整理し、額商辦銅との区別を明確にする。その上で官商辦銅がどのように民商辦銅の政策を導入し、最終的にいかにして民商化していったかという問題について検討する。

結論では、第二章～第七章を通じて得られた結果を総合的に分析し、内務府商人の商業活動から窺える内務府商人と内務府や皇帝との関係をまとめる。そして、順治初年から乾隆中期までの内務府商人の盛衰過程を総括し、その原因を分析した上に、清朝前期における経済の長期的な動向を考察する。

---

<sup>1</sup> 王天有『明代国家機構研究』第四章「宦官機構」、余華青『中国宦官制度史』第七章「明代的宦

---

官制度」参照。王天有『明代国家機構研究』、北京：北京大学出版社、1992年。余華青『中国宦官制度史』、上海：上海人民出版社、1993年。

<sup>2</sup> 谷井陽子「八旗制度再考（四）：ニルの構造と運営」『天理大学学報』、61巻2号、2010年。

<sup>3</sup> 曹宗儒「総管内務府考略」、『文献特刊論叢專刊合集』、台北：台聯国風出版社、1967年。

<sup>4</sup> 曹静華「清代内官與内務府衙門之分析」『益世報史学』、54期、1937年。

<sup>5</sup> Preston M. Torbert, *The Ch'ing Imperial Household Department: A Study of Its Organization and Principal Functions, 1662-1796*. No. 71. Harvard Univ Asia Center, 1977.

<sup>6</sup> 祁美琴『清代内務府』、瀋陽：遼寧民族出版社、2009年。

<sup>7</sup> 寺田隆信『山西商人の研究：明代における商人と商業資本』、京都：東洋史研究会、1972年。

<sup>8</sup> 佐伯富「清代における山西商人」『史林』60(1)、1977年。「清代塞外における山西商人」『東方学会創立25周年記念東方学論集』1972年。「山西商人の起原と沿革」『東方学』58、1979年。「清朝の興起と山西商人」『中国史研究 第二』、京都：東洋史研究会、1969年。塩商については、「清代における塩業資本について」「清代における塩の専売制度」『中国史研究 第一』；「中国近世における独裁君主の経済政策」『中国史研究 第二』、京都：東洋史研究会、1969年。『中国塩政史の研究』、京都：東洋史研究会、1988年。

<sup>9</sup> 林永匡・王憲「清代長蘆塩商與内務府」『故宮博物院院刊』、1986年2期。「清代塩商與皇室」『史学月刊』、1988年3期。李克毅「清代塩商與帑銀」『中国社会經濟史研究』、1989年2期。

<sup>10</sup> 矢野仁一『長崎市史』「通交貿易編東洋諸国部」、長崎市役所、1938年。山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』、東京：吉川弘文館、1960年。中村質『近世長崎貿易史の研究』、東京：吉川弘文館、1988年。

<sup>11</sup> 王萌「康熙朝後期的銅政改革與内務府官商」『清史研究』、2010年1期。孫曉瑩「康熙朝内務府商人与日本銅」『東アジア文化環流』第3編第2号、2010年。

<sup>12</sup> 華立「清代洋銅官商范氏一族の軌跡」『大阪経済法科大学論集』100、2011年。彭浩『近世日清通商關係の研究』東京大学博士論文、2012年。

<sup>13</sup> 松浦章「山西商人范毓積一族の系譜と事蹟」『史泉』52号、1987年。

<sup>14</sup> 張正明、張舒「從『范氏家譜』看山西介休范氏家族」『中国晋商研究』、北京：人民出版社、2006年。

<sup>15</sup> 韋慶遠・吳奇衍「清代著明皇商范氏的興衰」『歷史研究』1981年3期。

<sup>16</sup> 范氏については、渠紹林「范氏皇商的興衰」、李希曾編『晋商史料与研究』、太原：山西人民出版社、1996年。渠紹林「清代皇商范毓積」、穆文瑛編『晋商史料研究』、太原：山西人民出版社、2000年。王景麗「清前期内務府皇商范氏的商業活動探析」、中央民族大学修士論文、2007年。松浦章「山西商人范清濟の資産状況」『清代海外貿易史の研究』、京都：朋友書店、2002年などがある。

<sup>17</sup> 頼恵敏「乾隆内務府的當舖與發商生息（1736-1795）」、『中央研究院近代史研究所集刊』28期、



---

1997年。「清乾隆朝內務府的皮貨買賣與京城時尚」、《故宮學術季刊》、21卷1期、2003年。「清乾隆年間的鹽商與皇室財政」、中國第一歷史檔案館編《明清檔案與歷史研究國際學術會議論文集》、北京：新華出版社、2008年。「清政府對恰克圖的管理（1755-1799）」、《內蒙古師範大學學報（哲學社會科學版）》第41卷第1期、2012年。

<sup>18</sup> 吳奇衍「簡論清前期内務府皇商的興起：清代內務府皇商經濟專題研究之一」、葉頤恩主編《清代區域社會經濟研究》、北京：中華書局、1992年。

<sup>19</sup> 鄧亦兵《清代前期商品流通研究》、天津：天津古籍出版社、2009年。

<sup>20</sup> 唐力行《商人與中國近代社會》、北京：商務印書館、2003年。

<sup>21</sup> 《山西汾州府介休縣張原村范氏家譜》、《中國希見史料》第14冊、廈門：廈門大學出版社、2007年。

<sup>22</sup> 潘俊英「清代內務府奏案及其內容介紹」、《歷史檔案》、2005年第2期。

## 第一章 内務府商人の概要

### はじめに

内務府商人とは、清朝の宮廷事務を管理する内務府に属する商人である。内務府商人の主な職務内容は、内庫の庫銀を増やすこと、皇室のために日常生活用品や工事用材料を購入することである。その他、一部の内務府商人は政府と軍隊のために必要な物資や人夫の調達を行うこともあり、さらには鉱山開発、人参採取、木材伐採などの仕事の請け負い、質屋の経営など、多方面にわたって資本を動かしていた。従って、内務府商人は皇室の収入だけでなく、政府の税収増加と支出削減にも大きな貢献をしていたのである。

従来、内務府商人についての研究は非常に少ない。Preston M. Torbert氏は、介休范氏一族の事業をめぐって、内務府商人の商業活動、特に銅の調達について検討しており、康熙期における銅を調達する内務府商人の性質を分析した上で、内務府商人は内務府ボーイではなく、民人であると指摘している<sup>1</sup>。それに対して、呉奇衍氏は、中国第一歴史檔案館に所蔵される「内務府奏銷檔」を利用し、雍正十三年（1735）の内務府商人の名簿に基づき、「内務府皇商が内府に関する組織に配置され、管領と参領によって管轄されながら、皇室に関する商業活動に従事していた」と指摘するのみで、張家口商人を始めとした税関商人の所属について論じておらず、商人の人数や実力を過大評価している。また、内務府商人の商業活動について、呉氏は若干の大商人の事例を取り上げ、内務府商人の経営範囲と経営方式を概観しているものの、詳細な実態は不明のままである<sup>2</sup>。頼恵敏氏は、乾隆期の「内務府奏銷檔」を利用し、内務府商人による塩業経営・生息銀兩の運用・毛皮貿易などの商業活動について入念に検討しており、乾隆期における大商人王氏と范氏の商業活動の状況を明らかにした<sup>3</sup>。介休范氏一族をはじめとする有名な内務府商人については、その系譜・事業・盛衰の原因などを中心に、実りある詳細な研究がなされている<sup>4</sup>。しかしながら、范氏のような一部の有名商人は確かに突出した存在ではあるが、絶対多数を占めていた一般商人の状況が解明されなければ、内務府商人の全体像を十分に把握することはできない。管見の限り、内務府による内務府商人への管理に関する研究は皆無といってよい。『欽定総管内務府現行則例』には内務府商人に対する監督・処分の条例は収録されていないが、内務府の檔案史料に商人の欠損と賠償に関して記載された檔案が残っている。

そこで、本章ではまず、盛京内務府と北京内務府・盛京五部とのやり取りが記録されている「黒図檔」を利用して、盛京内務府商人の設置・人数の変化・権利と義務を検討する。次に、盛京に関して得られた知見を前提としつつ、「内務府奏銷檔」・「内務府奏案」等の内務府檔案に基づいて、北京における内務府商人の具体例を取り上げ、北京内務府商人の分類とそれぞれの変遷を分析する。さらに、北京内務府商人の職務と義務を論じた上で、北京における内務府商人の損失と賠償の具体例を検討し、その監督・処分制度の実態を考察したい。

## 一．盛京における内務府商人

### 1．盛京内務府の設置と職責

盛京内務府の設置について、先行研究の見解は一致していない。嘉慶朝『欽定大清会典事例』には「盛京内務府、順治初年定。盛京包衣三旗、設佐領三人、奏簡一人掌関防（盛京内務府は、順治初年に定められた。盛京ボーイ三旗に佐領三人が設けられ、奏して、一人が選ばれ、関防を司らせた）」とあり、盛京内務府が順治初年に設置されたと記されている。しかし、佟永功氏と関嘉祿氏の研究によって、盛京内務府は乾隆十七年（1752）に初めて正式に設立されたことが指摘された<sup>5</sup>。祁美琴氏は、盛京ボーイ三旗佐領が設置された理由と彼らの職務内容から、盛京ボーイ三旗の役割は北京の総管内務府と一致していたとして、「盛京内務府三旗は即ち盛京内務府である」と指摘し<sup>6</sup>、佟氏と見解を異にした。そのため、盛京内務府商人についての検討に入る前に、盛京内務府についての基本的な理解を示したい。

先行研究で既に指摘されているように、盛京地方には順治三年（1647）に鑲黄旗と正黄旗のボーイ佐領各1名が設けられた。順治八年（1652）、さらに正白旗のボーイ佐領が増設された。それ以降、三旗のボーイ佐領が皇室と朝廷の事務を処理することが定例となった。順治十二年（1656）、礼部によって盛京ボーイ三旗佐領中の1人が「管理盛京内務関防」という関防（印鑑）を授与された<sup>7</sup>。ただし、康熙期から乾隆初年にかけての「黒図檔」には、盛京の内務を処理する責任者として「*mukden i dorgi baita be kadalara guwan fang jafaha nirui janggin*」即ち「盛京の内務を管轄する関防を掌っている佐領」（以下「管理盛京内務掌関防佐領」と称す。）という呼称は見えるが、「盛京内務府」という名称は現れていない。このことについて、佟氏は、乾隆十七年に盛京内務府総管が設置されて「盛京内務府」の印を授与され、同年二月十二日に盛京將軍阿蘭泰が盛京総管内務府大臣を兼任して、ようやく盛京総管内務府が正式に成立したと指摘した。任玉雪氏は、『盛京通志』の内務府に関する康熙二十三年（1684）の記録を引用し、内務府という名称は遅くとも康熙二十三年には現れたが、乾隆初年に至るまでは中央政府によって認められておらず、盛京内務府が正式に成立されたのは乾隆十七年であると述べ、佟氏の見解と一致している<sup>8</sup>。しかし、順治初年から乾隆初年において盛京内務府の名称が使われていなかったとしても、祁氏が指摘したように、盛京地方においては、三旗ボーイ佐領が皇室と朝廷の事務を管理し、北京の総管内務府衙門と同様の役割を果たしていた。佟氏も、三旗ボーイ佐領の時期が盛京内務府設立の前段階であることは認識しており、「乾隆朝に、盛京地方における皇室と朝廷の事務の発展に応じて、元の三旗ボーイ佐領の体制を本にして盛京総管内務府が設置されたことは、重要な制度改革である」と述べている。そのため、本章では論を進める上で、乾隆十七年以前の盛京に三旗ボーイ佐領によって管理されていた商人も、内務府商人と呼ぶことにする。

盛京にはヌルハチ・ホントイジ時代に建設された宮殿と陵墓があり、周辺には皇室の荘園もあり、盛京内務府によって故宮と陵墓の護衛・修繕、皇荘の管理などの事務が処理されていた。それ以外に、東北地方には豊富な特産品があり、東珠・人参・毛皮・果物の蜂蜜漬け・魚などの様々

な産物が毎年盛京に集められて、盛京内務府から北京に献上されていた。そのために、盛京内務府は献上品の購入や内庫の不要品の売却など、様々な商業活動を担っていた。

## 2. 盛京内務府商人及び商領催

盛京内務府商人については、編纂史料に記述が乏しく、「黒凶檔」にも情報が極めて少ないが、ここでは、「黒凶檔」に見える盛京三旗ボーイ佐領と北京の内務府とのやりとりの中から、盛京内務府商人に関する情報を抽出し、その実像の一端に迫りたい。

### (1) 盛京内務府商人の設置とその職責

盛京内務府商人とは、基本的には、盛京ボーイ三旗佐領の裕福な家庭の壮丁から選ばれ、内庫の銀を本銀として受け取って、毎年内務府に利銀を納める者である。盛京内務府商人は康熙十年(1671)に設置された。康熙十年、管理盛京内務府掌関防佐領辛達里(Sindari)らは総管内務府に咨文を送って、盛京内務府商人を任命することを求めた。その咨文は確認できていないが、康熙十年五月の総管内務府から辛達里への商人を設置する件について回答する咨文<sup>9</sup>によって、盛京内務府が商人を設置した経緯について知ることができる。

拋内庫郎中多波霍等呈称：佐領辛達里等以買売之事不断、曾請置設商人。既然盛京每年均有出売三旗制作所余綿・塩等物併購買所需諸項物及議価等事務、故应設商人、況且若将当地現成庫銀經商、則可獲利、而買売等事亦可不至有誤、故此、請佐領辛達里等選好彼地家境殷實且有声望之人、酌量使每人經商三百兩以下、一百兩以上不等。

内庫郎中多波霍等の呈文に、佐領辛達里らは売買のことが絶えないので、前に商人を設置することを求めた。盛京毎年三旗に使って余った綿・塩等の物を売り出すこと、様々の物を購入すること、及び価格を議定することなどの事務があるので、商人を設置すべきである。且つもしかの地の現にある庫銀を用いて商売すれば、利益を獲得でき、売買などのことも遅れるに至らない。そのために、佐領辛達里らにかの地の裕福で、評判がよい人を選抜させ、酌量して人ごとに三百兩以下、一百兩以上〔の庫銀〕を受領させ、商売させる<sup>10</sup>。

この咨文によれば、盛京内務府商人の職務は二つある。一つは、盛京内務府のため商業活動を行うことである。もう一つは、盛京内務府の庫銀を増やすことである。しかし、管見の限り、「黒凶檔」<sup>11</sup>には盛京の内務府商人が皇室と宮廷のために物品を購入したり、盛京内庫の不要品を売却した例は見られないため、商人がこの職務を遂行していたかどうか確認することはできない。利銀の納入については、上に引用した史料によって、盛京商人は財産規模によって、3つの等級に分けられ、等級に応じて内庫から100兩～300兩の庫銀を受領し、毎年所定額の利子を納めていることが分かる。利率は始めから北京内務府商人の標準に照らして定められた。康熙十年十月の総管内務府から辛達里への咨文に、

拋佐領辛達里呈報：盛京三佐領領下閑散之人情願經商擬給生息銀兩。吾等已撥給價銀令其經商、并依照此地之例一百兩每年收取息銀五十兩。

佐領辛達里的呈文に、盛京三佐領の所轄の閑散の人が商売しようとしたら、生息銀兩を与える。吾等はすでに商売の銀を与えて、商売させた。また、当地〔北京〕の例に照らして、一百兩〔の本銀〕に対して毎年利銀五十兩を徴収する<sup>12</sup>。

とある。北京の内務府商人と同様の利率で利銀を徴収することが定められたが、盛京内務府商人らは盛京戸部商人の例に照らして、毎年 30 兩の利銀とするよう内務府に要請した。同咨文に、

今拋辛達里等呈開：拋擬經商之人訟稱：我等蓋照盛京戸部商人之例、一百兩每年收取息銀三十兩經商、我等不知京城之例、今若照京城之例收取息銀、實不能給。

今辛達里らの呈文の中に、商売しようとする人が訴えるに、我らは盛京戸部の商人の例を照らして、一百兩で毎年に利銀三十兩を納めて商売したい。我らは京城の例を知らない。今もし京城の例に照らして息銀を徴収すれば、本当に納めることができない<sup>13</sup>。

とある。盛京戸部の定例は「所取利息擬每兩一月三分、一年蠲免二個月、取十個月利息（利息を取ることに、〔本銀〕一兩につき毎月三分〔の利銀〕とする。一年のうち二ヶ月の分を免除し、十ヶ月の分を徴収する）」<sup>14</sup>であるので、100 兩の本銀に対して毎年 30 兩の利銀を徴収する。康熙十年九月二日に総管内務府がこの件を上奏して、批准されて以降、盛京内務府商人は本銀 100 兩につき毎年 30 兩の利銀を納めるようになった。この利率は清朝末期に至るまで変更されなかった。商人の人数が 33 人と最も多かった時期には、盛京内務府商人は、毎年総計で利銀 990 兩を納めていた計算になり、大した額ではない。しかし、雍正四年（1726）の盛京内庫の銀額はわずか 5,805 兩であり<sup>15</sup>、商人の利銀が内庫収入の約 1/6 を占め、康熙・雍正期の盛京内務府にとって重要な収入源であったと考えられる。なお、商人に貸与した本銀の額とその利率に注目したい。100 兩の本銀は商業資金としては少なく、商人がそのわずかな額で、毎年 30 兩以上の利銀を納めるための利益を出すことは難しいと思われる。本銀にかかる利息は月 3% であり、民間の高利貸しと同じである。

ならば、なぜ壮丁は内務府商人になろうとするのか。それは、壮丁の労役が免除されるからである。康熙十年五月、総管内務府は、辛達里へ宛てた咨文の中で、北京内務府商人の労役免除の人数について、以下のように回答した。

查本地商人之例：經商一百兩者算自身兼有三丁、經商二百兩者算自身兼有六丁、經商三百兩者算自身兼有九丁。

当地の商人の例を査するに、一百兩〔を受領して〕商売する者は自身を含め、三人の壮丁である。二百兩〔を受領して〕商売する者は自身を含め、六人の壮丁である。三百兩〔を受領して〕商売する者は自身を含め、九人の壮丁である<sup>16</sup>。

同年十月、総管内務府が辛達里に咨文を送って、「該經商之人俱照定例蠲免丁賦（当該の商人はみな定例によって壮丁の労役を免除させる）」と指示したように、盛京内務府商人は北京内務府商人と同様に、100両の本銀を受領すれば3人の労役を免除される。それゆえ、裕福な家庭から選ばれた商人は、内務府商人として商売することで数人分の労役を免除されるので、高額の本銀を納めることになったとしても、割のいい仕事であったと言える。

## （2）盛京内務府商人の変遷

盛京内務府商人の人数は康熙十年から康熙二十三年にかけて次第に増えていった。康熙十年五月に初めて6人の閑散を内務府商人に任命した<sup>17</sup>。同年の十二月にさらに7人増加した<sup>18</sup>。康熙二十三年、18名の商人が任命され、商人の数は31人になった<sup>19</sup>。その内、内務府から本銀300両を受け取る商人は1人で、他の30名の商人が受け取った本銀は100両であった。康熙二十三年に、商人 Ding Ming Gui が死去した後、彼の有していた300両の本銀を100両ずつに分け、3名の商人に配分したため、商人の人数は33人となり、皆100両の本銀を受け取った。こうした変遷は、康熙四十九年（1710）十月十三日に管理盛京内務掌関防佐領 Foron が内務府へ送った文書から知ることができる。

査するに、昔商人は三十一人いた。その中で、三百両の本銀を受領する商人は一人、一百両ずつの本銀を受領した商人は三十人であった。また、調べると、三百両の本銀を受領していた商人 Ding Ming Gui が康熙二十三年に死去してから、三百両の本銀を受領できる人がいないので、その割り当ての銀を一百両ずつの本銀として、三人の商人に与えている<sup>20</sup>。

それ以降、盛京内務府商人の数は変化せず、常に33人であった。しかし、雍正八年（1730）に、3名の商人が利銀を滞納して革職されたので、商人の数は30人になった<sup>21</sup>。乾隆二十年（1755）以降、利銀を納めることができない商人に対して、盛京内務府が本銀の返済を求め、革職することが史料上にしばしば見られるため<sup>22</sup>、商人の数は次第に減少したと考えられる。乾隆三十九年（1774）の盛京内務府から北京内務府への呈文に、

所属内府三旗壯丁等有家道殷実者准其領庫銀一百兩作本、毎年交利銀三十兩、如有力不能辦者、查明追本入官、即行咨報総管内務府核銷。現今領本銀者僅九名、曆年久遠、裁汰不定、並無定額生息銀兩。

内府三旗に属する壯丁の中で、家計が裕福な者は、庫銀一百両を受領して本銀とし、毎年利銀三十両を納めることとし、もし財力が不足して辦理できない者がいれば、究明して本銀を没収して官に入れ、ただちに総管内務府に咨文を送って報告し、清算していた。現在、本銀を受領する者はただ九名であり、長年にわたって不規則に削減され、定額の生息銀兩<sup>23</sup>もない<sup>24</sup>。

とあるように、乾隆三十九年時点で、内務府商人は9人になっていた。さらに、乾隆五十四年（1789）

には、5人しか残っておらず、毎年合計で150両の利銀を納めていた<sup>25</sup>。そして、光緒『盛京典制備考』に

旧有本領銀二百両、原交廂黃・正黃二旗属下丁作為商人、各項本銀一百両、毎年各交利銀三十両、共収利銀六十両、如商人缺出、由該旗揀選殷實人家頂補。

旧来、本銀二百両を廂黃・正黃二旗に属する壯丁に与え、商人としていた。各々の本銀は一百両であり、毎年利銀三十両ずつを納める。合計するに利銀六十両を徴収する。商人の缺が出れば、当該の旗が裕福な家から〔壯丁を〕選び出して、補充させる<sup>26</sup>。

とあるように、最終的には商人の数は2人だけとなった。

### (3) 盛京内務府商領催

商人以外に、盛京内務府には商領催という役職が設けられていた。盛京内務府三旗には、康熙二十四年(1685)から佐領毎に商領催1人が置かれ、披甲から選ばれていた。商領催が設置された理由については、康熙二十四年、管理盛京内務掌関防佐領 **San Guwan Boo** から総管内務府へ送られた呈文の中に引用されている庫使の呈文から知ることができる。

以前三旗は計十三人の商人を任用していた。みな城の付近なので、事務を伝え、滞納した利銀を催促し取っていた。現在さらに十八人の商人を任用したので、合わせて三十一人の商人になっている。彼らはみな城から二三百里外の **Lio Gu Dung** などの処に住んでいるので、〔?〕には極めて遠い。その中で滞納した利銀を催促する、事務を伝えるなどの事務のために特に領催を任命すれば、すべての処〔?〕遅延せず、〔?〕の利銀も滞納することがなくなる<sup>27</sup>。

康熙二十四年、盛京内務府商人が18人増加したので、商人に対する管理は以前より困難になった。利銀の催促や、事務連絡のために、佐領毎に商領催1名を任命した。康熙四十二年(1703)三月二十四日付けの管理盛京内務掌関防佐領 **Tiyoose** らから内務府へ送られた呈文には、広儲司所管の鑲黃旗商領催 **Ding Hūng Hūwa** が辞職を申し出たことが述べられている。この記述によって、商領催の任用条件と職務が明らかになる。

私は披甲として十二年、領催として八年、合せて二十年にわたって力を尽くしてきた。いま、なお続けようとしても、家は極めて貧しく、仕事をするができなくなりました<sup>28</sup>。

**Ding Hūng Hūwa** は披甲から領催になったことが分かる。「黒図檔」に残された商領催の事例は、皆披甲から商領催に任命されており、商領催が披甲から選抜されるのが定例であったと考えられる。商領催の職務については、同呈文に、

**Ding Hūng Hūwa** 私は住む家もなく、召使いは一人もない。窮乏の極みに至っている。我

らが行う事務はどこにも行かないのに、商人はみな諸処に離れ住んでいる。常にこれらの輩の利銀を催促すること、店舗の家賃を取ること、京城に送る梅花鹿の皮と赤鹿の皮を買うこと、庫の使い残りの綿・藍・塩を売ることなどの事務は関わるどころが極めて重大なので、遅滞すれば、私が責任を負いきれるものではない。慈しむのなら、私が極めて貧乏し、働けないことに配慮して、領催から革職してほしい<sup>29</sup>。

とある。商領催は、利銀の催促、店賃徴収、北京に送る物品の購入、内庫の不要品売却などを主な職務としていた。商領催は自ら商人と同様に商業活動に従事する以外にも、様々な職務を担っていた。

### 3. 盛京内務府商人の管理

#### (1) 内務府商人の任免と滞納銀の返済

前節で述べたように、盛京内務府商人の職務の一つは毎年内庫に利銀を納めることである。利銀の徴収規則をまとめると、以下の様になる。銀庫の司庫が商人の納めた利銀の額を記録し、毎年精算する。商人が利銀を納めなければ、定例通りに期限を決め、その旗の佐領・管領、領催に厳しく催促させて返済させる。商人が利銀を納めた後、司庫は内務府に報告する。例を挙げると、雍正五年（1727）の管理盛京内務掌関防佐領 **Foron** らから内務府へ送られた呈文に、

管理盛京内務掌関防佐領 **Foron** らが総管内務府に呈すること。補って報告することについて。今年四月に我らの呈した書の内に、司庫 **Lioši** が呈したことには、「以前に計算して呈した文書に、『雍正四年に庫の出納した銀を精算すると、ただ正黄〔旗〕の商人 **Wang Po** の滞納している利銀三十両が未納入である。これを催促して取った後、補って呈したい』と呈している。今、商人 **Wang Po** の滞納している利銀三十両を催促して庫に納入させた。これを勘定に入れ、雍正四年、現に庫に実際に残っている銀は五千八百五両五錢五分五釐である」と呈している。調べると、数に合っている<sup>30</sup>。

とある。返済の期限については、『欽定総管内務府現行則例』に、

承催拖欠銀兩仍照定例一百兩以下者勒限三個月、一百兩以上者勒限六個月、一千兩以上者勒限一年催迫交納。

滞納した銀兩を催促する際、定例に照らして、一百兩以下の場合三ヶ月の期限を決め、一百兩以上の場合六ヶ月の期限を決め、一千兩以上の場合一年間の期限を決め、催促し納入させる<sup>31</sup>。

とある。期限内に納めることができない商人は、自らの家産で支払わなければならない。所轄の佐領或いは管領に商人を引き渡し、佐領・管領は商人の家産や家人を調査し、貧しいかどうかを調べて内務府に報告し、商人に催促して納めさせる。乾隆五年（1740）に管理盛京内務掌関防佐



領 Bage が内務府に呈した文書の中に見える、商人 Joo Dzung の例を挙げたい。

管理盛京内務掌関防佐領 Bage らが呈して来た書に、我らの管下の正白旗の Wang Booju 管領の官商 Joo Dzung が受け取った本銀は一百両、滞納している今年の利銀は三十両である。彼のあらゆる家産はすべてなくなって、ただ十一間の家だけが残っている。できるならば、Joo Dzung に商人を辞めさせて、彼の十一間の家を売って得た一百二十両の銀を庫に入れ、一百両を本銀とし、二十両を利銀として納付したい。それでもなお欠けている十両の銀については、所轄の箇所に委ねて、二ヶ月の期限を決めて嚴重に催促し納付させたい<sup>32</sup>。

前節でも論じたように、盛京の内務府商人が毎年納める 30 両の利銀は本銀の 30% である。商業経験のない壮丁にとって、30% の利潤率は達成し難い数値である。そのため、商人の中には一身上の問題や経営不振によって、利銀を納められない者が数多くいた。「黒凶檔」には、そのような商人が自ら内務府に辞職を申し出る例が多く記されている。雍正八年の管理盛京内務掌関防佐領 Našan から内務府へ送られた文書に、

商人の中で、年をとったり、亡くなったり、家が貧しくて、官銀を取ることができない者たちが文書を呈したら、缺に〔充てる〕人を調べて、本銀を受領させる<sup>33</sup>。

とある。商人が自ら盛京ボーイ三旗佐領に呈して、体調或は家産の状況を報告すると、管理盛京内務掌関防佐領が商人の状況を確認した上で、北京に上奏して辞めさせた。康熙四十年（1701）九月六日付けの管理盛京内務掌関防佐領から総管内務府への文書の中に出てくる、盛京での商人革職の事例を挙げたい。

商人 Tung Io Guwang の呈したことには、「私は〔康熙〕二十四年に本銀を受領した。利銀をまったく欠いたことはない。運がなく、近年私は目を病み、見えなくなった。商売できないので、毎年利銀を納めるために、受け取った本銀をすべて使い尽くした。私には子孫と Io Guwang の住んでいる煉瓦の家三間、家奴一人〔がある〕。それ以外に他の家産はない。本銀を受領できないことは事実である」。彼の本銀を受領できる兄弟はいないと、所轄の佐領と驍騎校が保証した<sup>34</sup>。

商人 Tung Io Guwang は目が見えなくなったため、身体と家産の状況を報告した。そこで、所轄の佐領が状況を調べ、内務府に報告して辞職の申請を認めた。しかし、彼の缺に新しい商人を任命しなければならない。新しい商人を選ぶ際には、革職された商人の一族が優先された。類似のケースとして、乾隆五十一年（1786）五月の盛京内務府商人鄭傑の例を挙げたい。

正黄旗牛泉処案呈、拋驍騎校鄭義演等呈称、拋本旗官商人鄭傑呈称情、同身自充当官商人以来四十余年、並無拖欠、已年愈六旬、動輒維艱、不能充当商人差徭。切思此項官商銀兩係国帑、身思於官差有誤、懇將身官商之缺伏祈更換旗侄鄭義澄名下頂補、充当此項口差等情。拋

此查得、本旗壯丁鄭義澄家道殷實、尚堪充当館官商差徭、理合將官商人鄭傑更換鄭義澄充當頂補之處咨報總管內務府查照可也<sup>35</sup>。

正黄旗の牛泉が呈したことには、「驍騎校鄭義演などが呈したことには『本旗の官商人鄭傑が呈したことには、‘私は官商人を担任してから四十年余り、滞納したことはない。すでに六十歳を過ぎて、動くことも困難になった。商人として公務に務めることが出来なくなった。考えるに、官商の銀両は国の財産であり、公務に支障が出ると思うので、私の官商の缺を本旗にいる甥の鄭義澄に交代させて補い、この公務に充てることを願う’』とのことである。」そこで調べたところ、本旗の壯丁鄭義澄は家が裕福であり、官商の公務に充てる事が出来る。官商人鄭傑に代わって鄭義澄を官商に充てて缺を補うべきことを、総管内務府に咨報して検討してもらうのがよい。

内務府商人鄭傑は、老齡のため商売ができなくなり、自分の代わりに甥の鄭義澄を推薦した。所轄の佐領は鄭義澄の家産の状況を調べて保証し、盛京内務府に報告した。もし辞職した商人の一族内に適任者がいない場合、佐領がニル内の裕福な家から健康で公務についていない者を選び、商人を務めさせた。たとえば、上に挙げた商人 **Tung Io Guwang** の件の処理について、康熙四十年に管理盛京内務掌関防佐領が内務府へ送った同じ呈文には、

**Tung Io Guwang** には子孫がいない。彼の兄の息子が一人いる。披甲である。家が貧乏である。本銀を受領できない。**Tung Io Guwang** の代わりに受領できる子弟らはいないと、佐領 **Tiyoose** ・驍騎校 **Surtai** らが保証している。また、三旗の管領の中で本銀を受領できる人等を調べると、裕福な人等はみな披甲と執事人として任用されているため、残った数の壯丁の中に本銀を受領できる者たちがいないのは事実である<sup>36</sup>。

とある。商人のポストに任じる際には、革職した商人の息子を優先し、次に一族を調べ、それでも任じることができなければ、同じ佐領内から裕福で商売のできる無職の壯丁を選ぶ。しかし、盛京には裕福な家が少なく、適任者がいない場合もある。商人 **Tung Io Guwang** の件では、盛京内務府は商人の本銀を一時的に銀庫へ回収し、缺を補わないことを提案したが、北京の総管内務府大臣は「これらの人等を革職すれば、商人らが不足する。必ず三旗の中で調べて、商売を委ねる二人を得た上で、あらためて呈して辞めさせるがよい」<sup>37</sup>と指示し、提案を認めなかった。商人 **Tung Io Guwang** の代わりに結局どのような人物が任命されたかについては、内務府檔案に記載がないが、上に引用した雍正八年の文書には、内務府商人は引き続き 33 人であると書かれていることから、**Tung Io Guwang** の缺に誰かが補われたのは間違いない。

しかし、雍正八年、盛京内務府は 3 人の商人を革職し、新たな商人を任じなかった。雍正八年七月二十六日の管理盛京内務掌関防佐領 **Našan** から内務府へ送った呈文に、

今鑲黄〔旗〕の商人 **Sun Guwe Bin** は家が貧しく、本銀を受領できない。彼の息子五人がいる。**Sun Da Siyoo** は彼の父親の代わりに本銀を受領できない。**Sun Guwe Bin** にはまた兄

弟がない。彼の一族の叔父である閑散 Sun An は本銀を受領できない。彼の家産を調べると、それでも一百両の銀に値する。彼の本銀を回収しなければ、家産が尽きたらそれも得られないことになる。ニルの中で調べても、本銀を受領できる人はいない<sup>38</sup>。

とある。この呈文よれば、Sun Guwe Bin と同様に商人 Wang Yung Hi と Fung Coo Siyan は家が貧しく、利銀を納められなくなり、家産を売って 100 両の本銀がどうか弁償できる状態なので、庫銀の損失を防ぐために、管理盛京内務掌関防佐領は早めに彼らを革職したいと北京の内務府に要望した。これは盛京で内務府商人が革職された後、缺が補われなかった初めての事例である。佐領 Našan からの同じ呈文には、

査するに、京城の総管内務府の商人については、公務を行うことができない者たちを革職した例がある。当地の商人は、これまでは利銀をみな遅れず納付していたので、全く本銀を回収して革職したことはないが、缺に商売を委ねる人を得ることは真に難しい<sup>39</sup>。

とある。この呈文に対する中央政府のコメントは見当たらないが、乾隆五年の商人 Joo Dzung の革職に関して管理盛京内務掌関防佐領が内務府へ送った呈文、及び内務府王大臣等の指示から、雍正八年の 3 人に対する処置の結果を知ることができる。

「王大臣らの言は、『盛京の商人はみな定数がある。商人 Joo Dzung は銀を滞納したので、本銀・利銀をことごとく納付した上で辞めさせた。商人を辞めさせたら、缺に補って採用すべきである。これを広儲司に送って、盛京の佐領らに調べるよう行文し、商人の缺に他の人を採用することを止めた例があるかどうかを調べて、報告するがよい。もし例がなければ、缺にただちに商人を補って採用し、報告するがよい』と命じていた。そのため、『これについて管理盛京事務佐領 situ らに文書を送って、革職した商人 Joo Dzung の缺に他の商人を補って採用することを止めた例があるかどうかを調べて報告させたい。もし革職する例がなければ、Joo Dzung の缺に採用すべき人を選んで補い、商人に任ずることについて、保証して報告させたい』と呈したところ、王ら・大臣らは『その通りである』と批准している」と〔管理盛京内務掌関防佐領に〕送って来ている。査するに、我らの管下に官商人三十三人がいた。雍正八年に、「我らの管下の鑲黄〔旗〕の商人 Sun Guwe Bin・正黄〔旗〕の商人 Wang Yung Hi・Fung Coo Siyan 三人は家が乏しく、利銀を納めることができない。彼らを商人から革職して、彼の家産を転売して本銀を回収し、庫に入れたい。滞納した利銀を催促させて、納付させたい。缺について佐領内に調べても、本銀を受領できる人を得ることは難しい」と王大臣に呈してから、Sun Guwe Bin・Wang Yung Hi・Fung Coo Siyan をみな商人から革職して、彼らの家産を売って庫に入れたことを檔子に書いてある<sup>40</sup>。

この記述から、雍正八年に 3 人が革職された後に、誰もその缺に任じられていないことがわかる。この例にならって、乾隆五年に商人 Joo Dzung が革職された時も、後任者はいなかった。そ

の後、商人の数に定員がなくなり、商人の人数は徐々に減少した。

以上のように、盛京の内務府商人が利銀を滞納した場合、先ず期限を決め、所轄の佐領らが厳重に催促し返済させた。それでも返済できなければ、佐領らは商人の家産を調査して滞納した利銀を賠償させた。商人の免職については、商人は健康状態や経営状況を佐領に報告して辞職を申請できる。Sun Guwe Bin のように、商人の経営状況を理由に、管理盛京内務掌関防佐領から総管内務府に報告して革職する場合もあった。雍正八年以前は、商人を免職した後、新たな商人を任命しなければならなかったが、雍正八年以降、商人を免職した後、適任者がいなければ、新しい商人を補わない先例ができた。また、新たな商人は免職した商人の一族から優先的に選ばれるが、一族に相応しい者がいなければ、佐領内の裕福な家から選ばれた。

## (2) 商領催の任免

商領催は利銀を納める義務を負っていないので、庫銀滞納で革職されることはない。商領催が高齢になったり、困窮するなどの理由で自ら商領催を辞するが多い。商領催に空缺が生じると、旗内の勤勉な披甲を選抜して商領催とした。商領催任命の流れを述べるために、前節で引用した商領催 Ding Hūng Hūwa の例を再び取り上げたい。康熙四十二年に、管理盛京内務掌関防佐領 Tiyoose らが北京の内務府に呈した文書に、

Ding Hūng Hūwa が貧しく、事務を行うことができないのは事実である。このために、彼を領催から辞めさせ、その缺に同じ佐領の披甲 Su šan Biyoo を擬正し、披甲 Dai Ci Fu を擬陪していた。これについて〔の書類を〕送り返してきたら、遵って行いたい<sup>41</sup>。

とある。管理盛京内務掌関防佐領は商領催が辞する事情を説明した上で、同じ佐領の披甲 2 人を選抜し、候補者として内務府広儲司に呈文した。それに対して、内務府広儲司の役人は、

商領催 Ding Hūng Hūwa は家が貧しく、事務を行うことができないので、彼の領催から辞めさせたい。缺に佐領 Tiyoose らの呈した通りに、擬正した披甲 Su šan Biyoo を領催に補って任用するがよい<sup>42</sup>

という意見を書いて、候補者を指定し、さらに内務府大臣に呈した。さらに、内務府大臣の指示によって、佐領 Tiyoose は再び商領催 Ding Hūng Hūwa の家産状況を調査し、保証した上で、改めて内務府に呈文して Ding Hūng Hūwa を辞めさせ、新しい商領催 Su šan Biyoo を任命しよう求めた。総管内務府の咨文が見当たらず、Su šan Biyoo が実際に任命されたかどうかは不明である。

盛京内務府商領催は盛京内務府における商業活動の担い手として、重要な役割を果たしている。商領催の辞任、及び後任任用について、商領催の状況を繰り返し確認し、総管内務府と盛京内務府の間で何回もやり取りを交わした。内務府は商領催の辞職・任用を慎重に取り扱っていたのである。

## 二．北京における内務府商人

本節では北京の内務府商人を身分によって分類し、種々の事例分析を通じて、商人の性質と特徴を明らかにする。北京の内務府商人は、2種類に分類される。一つは税関商人である。もう一つは盛京内務府の場合と同じように、内務府三旗のボーイ佐領によって管轄される壮丁である。まずは後者の方から検討してみたい。

### 1．上三旗ボーイ商人

北京の上三旗ボーイ商人は、盛京の内務府商人と同様に、内務府三旗佐領が管轄する裕福な家庭から選ばれた壮丁である。北京上三旗ボーイ商人は順治期に既に現れ、「内務府奏銷檔」に商人に関する記録が残っている。順治十七年五月初五日付けの御用監<sup>43</sup>の上奏文に、

Tuhurkan から取った公主の家の十名の商人が受け取った本銀を催促した。八人の銀を得た。一方、Giyang Kui が受け取った本銀五十両、Giyang Lu が受け取った本銀三十両はまったく得られない<sup>44</sup>。

とある。商人は公主の府から本銀を受け取っており、受領額も康熙期より少ない。順治期にはすでに内務府商人が現れていたが、制度化されていなかったと考えられる。

康熙期に入り、内務府商人に対する制度が確立した。内務府の檔案史料を通じて康熙期の商人制度が部分的に解明できる。雍正十三年の総管内務府の上奏文によれば、康熙十三年（1674）に内務府商人は以下のように商人を3等に分けたという。

一等とした商人に与える商売するための官有の家屋（官房）は三間、本銀は三百両で、一両につき利銀は六分である。二等とした商人に与える商売するための官有の家屋は二間、本銀は二百両で、一両につき利銀は五分である。三等とした商人に与える本銀は一百両で、一両につき利銀三分を納付させたいと上奏して、行かせたことを檔子に記録してある<sup>45</sup>。

総管内務府の上三旗ボーイ商人の制度は盛京商人のそれと大体一致する。商人を財産規模によって3等に分け、等級に応じて本銀と家屋を与え、利銀を徴収した。さらに、商人は総管内務府の仕事を引き受け、皇室の日用品や工事用材料の購入、宮廷の不要品売却にも従事した。その中には、多額の資本を有し、多角的に商業活動を営んで皇室財政に影響力を及ぼしていた者も数多くいる。内務府商人の具体的な商業活動についての検討は、第二章～第七章に譲る。

北京内務府には盛京内務府と異なり、商人を革職する制度があった。そのため、毎年革職される商人が多く、商人の人数は激しく変化していた。雍正十三年の総管内務府の上奏文によると、最初、内務府商人は約800人いたが、利銀を欠いた商人を革職したため、康熙十五年（1676）には285人しか残っていなかった。

査するに、康熙十五年十二月に臣衙門から上奏したことに、元来、新旧の商人は八百余名い

た。利銀を納めることができない商人を革職したほか、残った商人は二百八十五人である<sup>46</sup>。

康熙四十三年（1704）には、広儲司に所属する商人は400人であった。その後、多くの商人は次々と諸王に分与され、雍正十三年に残っていたのは64人だった。雍正十三年の上奏文には、

康熙四十三年正月に臣らの衙門から奏したことには、「今、益親王の衙門に利銀を納め、祭祀に供える供物を準備する商人を除いて、広儲司に今いる商人は三百九十七名、また三人を増して計四百としたい」と上奏したところ、旨は「議したとおりにせよ」とあったことに謹んで従い、檔子に記録してある。また査するに、康熙四十三年以来、陸続と多くの王らに分与したり、内庫の銀を滞納して革職したりした商人を除いて、今残った六十四名の商人の中で、本銀と利銀を滞納していない商人は九名、本銀と利銀を滞納している商人は五十名、利銀だけを滞納している商人は五名である<sup>47</sup>。

とある。王に内務府商人が多く分与されたのは王府収入を増加するためである。一例を挙げると、康熙元年（1662）十月二十一日に総管内務府が上奏し、額駙と公主に商人に与えた。

本月二十一日に旨を下したことに、太皇太后はBildahari額駙と公主は生活が苦しいと言っている。与えるべき三組の人がいる。さらに、商人一人を出して上奏せよと言った<sup>48</sup>。

総管内務府は7人の商人を候補者として指名して、旨に遵ってSigan管領のHo Gio Dziを選んで派遣した。Ho Gio Dziは「受領した本銀は二百両である。元Manggūの家人である<sup>49</sup>」で、二等内務府商人である。公主と額駙に分与された商人の例が奏摺檔に幾つが見られるので<sup>50</sup>、康熙中期以降、多くの商人に内務府商人を辞めさせ、王に与えて王府の商業活動に従事させたと思われる。

商人は王に分与されたり、革職されたりするため、人数が激しく減少した。雍正十三年十二月に、上三旗ボーイ商人は9人となった<sup>51</sup>。

上三旗ボーイ系の内務府商人には、代々内務府商人として活躍していた幾つかの一族がいる。典型的な例として、王氏一族を取り上げたい。王氏一族は正白旗ボーイであり、『八旗満洲氏族通譜』には王氏の系譜が記録されている。

王永盛、正白旗包衣旗鼓人、世居遼陽地方、来帰年分無考。其孫王濟民原任知州、王惠民原任主事。曾孫王慎徳現任員外郎、王熹徳・王恒徳俱現係挙人、王令徳任通判。

王永盛は正白旗包衣旗鼓人であり、代々遼陽に住んでいる。帰順した年には考証することができない。その孫王濟民はもと知州の任にあった。王惠民はもと主事の任にあった。曾孫王慎徳は現在員外郎の任にある。王熹徳と王恒徳はともに現在挙人であり、王令徳は通判の任にある<sup>52</sup>。

「内務府奏銷檔」などの檔案史料から、王氏一族は王惠民、その子である王慎徳・王寧徳・王至徳3人、孫の観柱・王廷献、これらは皆内務府商人であったことが確認できる。王惠民の直系

以外に、彼より一世代下の親戚王修徳なども内務府商人として康熙期に活躍していた。こうして、王氏一族は康熙期から乾隆期にわたって内務府商人として多様な商業活動に従事しており、上三旗ボーイ商人の中で最も財力を持っていた商人であった。王氏の系譜と商業活動の具体的な状況は、表1と図1にまとめた。

## 2. 商領催

商人以外に、商領催にも任命されていた。当初は商人から北京内務府広儲司の庫毎に1名選ばれていたが、雍正十一年(1733)以降、内府佐領の披甲と閑散の中から選抜させるようになる。『欽定総管内務府現行則例』には、

初広儲司六庫各於本庫所属買売人中擇其家道殷実人去得者一名、由銀庫官員呈明授為領催、毎月各給二両錢糧令其辦買六庫所無之物。併察訪時価、及外藩進貢折賞等事。雍正十一年八月呈准停用買売人等補授、於内府佐領管領下披甲及閑散人内揀選呈明補授。

元来、広儲司六庫は、それぞれ当該の庫に属する売買人の中で暮らし向きが豊かで、仕事が出来る者一人を選び出し、銀庫の官員が明らかに呈して、領催に任じていた。毎月各人に二両の錢糧を与え、六庫にない物の購入、時価の調査、外藩が朝貢する際の賞品の換算などの仕事をやらせていた。雍正十一年八月、売買人らを任用することを止め、内府佐領・管領の管下の披甲と閑散人から選び出し、明らかに呈して任用することを呈して、批准した<sup>53</sup>。

とある。

## 3. 税関商人

税関は交通の要路に設けられ、多くの貿易に従事する商人が集まる所である。必要な物資を調達させるために、清初内務府は主な税関で商人を召募した。張家口と崇文門の商人は長期にわたって内務府の商業活動に従事しており、内務府の檔案に多くの記録が残されている。それ以外に、檔案史料から山海関商人と潘家口商人の存在が確認できる。

介休范氏をはじめとする張家口商人は、先行研究においてよく『万全県志』などの地方志の記載から「八家商人」と呼ばれた。『万全県志』には「八家商人皆山右人、明末來口貿易、曰王登庫・靳良玉・范永斗・王大宇・梁嘉賓・田生蘭・翟堂・黄雲發。(八家の商人はみな山西省の出身である。明末に貿易のために張家口に來た。曰く、王登庫・靳良玉・范永斗・王大宇・梁嘉賓・田生蘭・翟堂と黄雲發であった)」とある<sup>54</sup>。明末から張家口でモンゴルと貿易していた八人の山西商人は、順治初年に清政府の募集に応じて、土地と本銀を受け取り、それを元手にモンゴルとの貿易を行って利銀を納めるようになったという。また、光緒『山西汾州府介休縣張原村范氏家譜』(『范氏家譜』)所収の「范氏七門創業根源実録備考」(范氏の後裔范汝蕓によって書かれたもの)に、范氏が順治二年に内務府商人に召募された経緯が詳しく書かれている。范氏はもともと独石口で商いをしていた。范氏の5世祖である范明は「推小車走独石口、漸立成生意(一輪車を

推し、独石口に行った。漸次事業を興した)」とあるように、范氏の事業の創業者である。その後、范明が息子范永魁を連れて独石口で10年間商い営み、数千両を儲けた。しかし、永魁の息子范三樂の時に元手を一旦全て失ってしまった。そして、順治元年、范永斗が范氏の事業を盛り返し、張家口に移動した。『范氏家譜』には、

順治元年、斗翁帶領侄孫棟先到独石口將買売尽行收拾帶往張家口、設立永興寰記貨房一座。  
順治元年に、〔范永〕斗さまは甥の息子〔范毓〕棟を連れて、先に独石口の商売を全部撤回して、張家口に持って行って、永興寰記という倉庫一軒を設立した。

とある。范氏は順治元年張家口に事業を起こしたばかりで、資本金も少なく、倉庫1軒しかなかった。『范氏家譜』の記述には、范氏が明朝末期から順治元年にかけてモンゴルとの貿易を行っていたことを示す証拠は一切ない。また、綿山三皇閣にある、范永斗によって書かれた「重修三皇閣記」に、

余少時随父經商生意慘淡。後上綿山祈拜三皇、廟中歇宿、夢中三皇点化、市易辺城、余遂奉旨入内務府、建船幫赴日運銅、往辺疆運軍糧平叛。

余は幼い頃父に従って商売をした。商売は不景気であった。後に綿山に三皇を拝み、廟の中に泊まった。夢中で三皇によって教え導かれ、辺城で貿易を営んだ。その後余は旨を奉じて、内務府に入り、船隊を作り、日本へ赴いて、銅を調達し、叛乱を平定するため、辺境へ軍糧を運送した。

とある。范氏がモンゴルとの貿易に従事し始めたのは内務府商人となった後のことだろう。順治二年に内務府が商人を召募したことについて、『范氏家譜』に、

至二年、奉旨到独石口招取買売人、向曾有三十余年家、内有明翁・魁翁名諱、其後探知已挪往張家口、隨即至張家口招取。後查得八正八副商人八人、而別家俱係長工・喂馬者頂名、惟我家是正名。

〔順治〕二年に、〔内務府が〕旨を奉じて独石口において買売人を召募した。昔は三十家あまり〔の商人〕がおり、その内に〔范〕明さま・〔范永〕魁さまの諱があった。その後、すでに張家口に移ったことを知って、ただちに張家口に至って召募に行った。その後、八正・八副の商人八人を調べ出したが、他の商人はみな作男・馬を飼うものが商人をかたったもので、ただ我が家だけが正真正銘〔の商人〕であった<sup>55</sup>。

とある。これらの史料によれば、范氏一族と他の商人は、内務府商人として召募される以前に、清朝政府との貿易に従事したことがない。このことと、『万全県志』に見える、順治帝が「范永斗の名前をよく知っている<sup>56</sup>」と述べたという記述とは食い違っている。『范氏家譜』の「別家俱係長工・喂馬者頂名（他の商人はみな作男・馬を飼うものが商人をかたったもの）」という記録は范氏の後裔によって書かれたものであるから、恐らく祖先を持ち上げるために他の商人をけな



している可能性が高く、事実ではないとも考えられるが、康熙期の張家口商人の商業活動からすれば、みな范氏と同レベルで、大量の資本を持っていなかったと考えられる。乾隆二十年五月二十八日の総管内務府の上奏文には、張家口商人の召募に関する内務府側からの詳細な記述が見られる。

查臣衙門広儲司所属有張家口買売人七名、通事一名。設立之初、共撥給官地十五頃九十畝、每人各給貨房一間、併給照票、令伊等出口貿易、此内除通事一名外、又各借給内庫本銀二百兩、毎年各交利銀一百兩。<sup>57</sup>

查するに、臣の衙門の広儲司に属する張家口買売人が七名、通事一名がいる。設立の初め、合計十五頃九十畝の官地を分け与え、各人に貨物の倉一間を与え、また証明書を与え、彼等を張家口から出して貿易をさせた。その中で、通事一名を除き、さらに各人に内庫の本銀二百兩を貸与し、毎年それぞれ利銀一百兩を納付させた。

この奏摺の内容は『万全県志』と異なり、張家口商人7名、通事1名とされている。同じ奏摺から、乾隆二十年当時の商人の名前は范清注・王廷煜・翟鳴皋・梁有年・田如洪・黄鐸・王無暇であったことが分かる。彼らの姓は『万全県志』「八家の商人」と大部分一致している。唯一、『万全県志』に名前が挙がっている靳良玉だけは、この奏摺に名前がない。そのため、「内務府奏案」の「張家口買売人」と『万全県志』の「八家の商人」は同じものであり、「八家の商人」の靳良玉は通事であったと考えられる。特に1人の通事を召募していることから、内務府は7人の商人と1人の通事に1つのキャラバンを組ませて、モンゴルの貿易に従事させていたと考えられる。

『万全県志』に、范永斗について「詔賜張家口房地、隸内務府籍、仍互市塞上（張家口の家屋と土地を与えて、内務府の籍に入れ、また塞外に互市させた）」という記載があるが、張家口商人の身分について、乾隆年間に活躍した内務府商人范清注の履歴檔案には「范清注は山西汾州府介休県の副榜である」とあり、范氏一族をはじめ張家口商人は山西省の民人であったことが分かる。

『范氏家譜』によって、范氏一族は「范永斗→范毓棟→范三拔→范毓芳→范毓積→范清注→范清洪→范清濟」の順序で内務府商人として務めていたことが分かる。范氏の系譜と主要な商業活動について、表2・図2にまとめた。他の張家口商人も范氏のように、代々内務府商人の名称を継承し、内務府に仕え続けていたのであろう。乾隆二十年、利銀が納められなかった王廷煜など6人の張家口商人が革職され、范清注1家だけが残った<sup>58</sup>。さらに、乾隆四十八年（1783）になると范氏も利銀を滞納し、借金を返済できなくなったため、内務府商人を革職された<sup>59</sup>。

張家口商人以外の税関商人に関する檔案史料はいくつか残っているが、具体的な商人の権利・義務、任免等の制度は解明することはできない。檔案史料に現れる事例をそれぞれ挙げると、崇文門商人は主に官員から没収された家産の額を見積もったり、没収品や崇文門に交付した内庫の不要品を売却する仕事に従事した。例えば、崇文門商人郭正義・郭正立は崇文門から人參、布・絹織物を売却する仕事を受けた<sup>60</sup>。山海関商人の事例は1つだけ見つかった。順治二年五月十七

日、山西商人宋維新は「招充山海硝商人（山海関の硝石を調達する商人を応募した）」、硝石と鉄を購入し、山海道に納めるといふ<sup>61</sup>。潘家口商人は主に木材を調達していた<sup>62</sup>。硝石・鉄・皮革・木材は皆軍需物資なので、順治初年に清朝政府が重要な税関において経験のある商人を召募したのは、軍需物資を安定的に調達するためだと推測できる。

### 三．北京内務府商人の職務と権利

#### 1．北京内務府商人の職務

北京内務府商人の義務は盛京と同様、内務府の業務への従事と、利銀の納入である。

①内務府の業務への従事。上三旗ボーイ商人が宮廷の日常用品や工事材料を購入したり、内庫の不要品を売却する一方、税関商人は上三旗ボーイ商人と異なり、軍需などの特定の物資を調達するために召募された。康熙二年（1663）十月二十二日の内務府総管 Hūmise らの上奏文に引用された内庫郎中 Tuba の呈文には、

内庫郎中 Tuba らが呈したこと。張家口に住んでいる七名の新しい商人の利銀について。四両五錢の貂皮三十四枚、四両の貂皮一百二十六枚、三両五錢の貂皮四十枚、六両五錢の猓獺皮二枚、四両の狼皮三枚、三両の狼皮五枚、一錢の小羊皮三千五百枚を送って来た。これに銀に換算すると、一千一百九十七両であった。一年に受け取る利銀七百両を除いて、なお四百九十七両が余った<sup>63</sup>。

とある。7人の利銀が合計 700 両であることから、彼は前節で引用した乾隆二十年の上奏文に見える7名の張家口買売人に当たると思われる。康熙期に、張家口商人は現銀の代わりに規定された毛皮を納めていた。それに対して、雍正年間には以下の史料に見られるように、利銀の大部分が銀で徴収されていた。「内務府月摺檔」には、范毓積の利銀納付に関する記録が残っている。雍正六年（1728）五月の「五月銀庫収銀月摺」には、

張家口買売人范毓積、王若蘇二人応交雍正五年分利銀二百両内除交羊皮一千張、照例折価銀八十両外、交銀一百二十両。

張家口買売人范毓積、王若蘇の二人が納めるべき雍正五年の利銀二百両については、羊皮一千枚を納めて例のとおり八十両の銀に換算したほか、銀一百二十両を納めた<sup>64</sup>。

とある。王若蘇は康熙三十八年（1699）、范毓積と共に蕪湖関などの6つの税関監督の代わりに銅を購入する仕事を請け負ったことが康熙朝の奏摺から確認でき、范毓積と同じく、康熙から雍正年間にかけて活躍した内務府商人であった。康熙二年に商人らが毛皮の現物を納めていたこと、雍正六年に范毓積らが利銀の一部を羊皮で納めていたことから、張家口商人が設置された当初の目的は、毛皮・皮革の獲得であったと考えられる。清朝初期、清政府が毛皮を獲得する手段は乏しかったため、山西商人を張家口商人として集め、毛皮を納入させた。毛皮獲得の手段が増加するにしたがい、張家口商人の利銀は現物納から一部銀納に変化した。つまり、清朝の統治が安定

して、物資を獲得する手段が広がるにつれ、税関商人の特定の物資を調達するという役割が次第に消えていった。彼らの職務は上三旗ボーイ商人の職務に組み込まれ、宮廷の日常生活用品や宮殿建築材料を調達したり、内庫の不要品を売却することに転換した。

②利銀納入。北京内務府商人は、内務府商人に任命された時に内庫銀を受領したため、毎年利銀を納める義務を負っていた。張家口商人は内務府から 200 両の本銀を受け取って、毎年 100 両の利銀を納めていた。前に述べたように、上三旗ボーイ商人の場合、康熙十年時点では 100 両につき年間 50 両の利銀を納める。即ち、一等商人の利銀は年間 150 両、二等商人は年間 100 両、三等商人は年間 50 両であった。康熙十五年、一等商人は年間 216 両、二等商人は年間 120 両、三等商人は年間 36 両を納めるとされていたが<sup>65</sup>、康熙三十八年正月二十三日の内務府総管 Maska らの上奏文によって、利銀の額が下げられた。

季ごとに一等商人一人につき利銀四十五両、二等商人一人につき利銀二十五両、三等商人一人につき利銀七両五錢として計算する<sup>66</sup>。

毎年納める利銀はそれぞれ、180 両、100 両、30 両になった。まとめると、康熙十三年、3 つの等級の商人それぞれに利率が設けられ、等級が高くなるほど利率も高くなった。その後、戸部商人と同様に、一年につき二ヶ月間、利銀納入を猶予するようになる。ここから、三等商人は盛京の内務府商人と同じく、毎年 30 両の利銀を納めるようになったことが分かる。商人の年利率は 30% から 60% までと、かなり高いが、本銀の額がわずかに 100 両から 300 両なので、納めた利銀は少なく、北京内務府の収入に対してあまり大きな影響はなかった。商人に利銀を納めさせる目的は庫銀を増加するためではなく、昔からボーイに商売をさせ、利銀を取るという満洲の慣習に沿うようにさせたというだけだろう。満洲人が家僕に商売させる慣習を持っていたことについては、韋慶遠らの『清代奴婢制度』ですでに指摘されている<sup>67</sup>。

康熙期に旗人の家にも家僕に本銀を与え、商売をさせて、定額の利息を徴収することが一般的であった。したがって、内務府が商人に少量の本銀を与えるのは、内務府商人としての身分を確認するという意味合いも持っていたと思われる。

## 2. 北京内務府商人の権利

内務府商人の権利は三つある。

①本銀の受領。上三旗ボーイ商人は等級に応じて 100 両から 300 両までの本銀を受領できる。一等と二等商人は店舗や倉庫等の家屋も受領できる。張家口商人は皆 200 両の本銀と家屋を受領した。資本が少ない商人に対しては大いに役立ったと思われる。②賦役の免除。上三旗商人には、三等商人の場合 3 人、二等の場合 6 人、一等の場合 9 人の労役が免除される。③官員への任用。雍正十一年以前、商領催は内務府商人から選抜されていた。商領催はさらに内務府の役人に昇進できる。一例を挙げると、内務府商人張常柱は康熙二十五年（1686）に商領催になり、康熙三十五年（1696）に広儲司の主事へ昇任して<sup>68</sup>、最終的に正黄旗ボーイ第 4 参領第 1 旗鼓佐領に就い

た<sup>69</sup>。また、内務府商人の業績次第では、皇帝が商人に官職を賜与することもある。例えば、康熙三十五年から内務府商人張万彭と鄧光乾は、宮廷用の薪と石炭を調達する仕事を引き受けた<sup>70</sup>。康熙四十一年（1702）、内務府は張万彭が病死したため、その子張鼎昇に内務府商人の名称を継がせ、炭と薪を調達させると上奏した。康熙帝は、「張万彭はこの錢糧を納める事務にこれらの年の間一度も遅れたことがない。確かに努力して働いた。その子に七品官を与えよ<sup>71</sup>」と指示して、張鼎昇に七品官を与えた。内務府商人は官職を授与された後、受領した本銀を返却して、商人を辞する。張鼎昇の件について、康熙四十四年（1705）十一月四日の総管内務府の上奏に、

一件。十一日に Maliyang 佐領の三等商人 Jang Ding šeng を七品官に任命した。三等商人 Sangge は今年八月中に病死した。Cen Bing Heng 佐領の三等商人 Hiyatu は今年九月中に病死した。Dung Diyan Bang 佐領の三等商人 Kio Doo Kui は今年八月の内に病死したと、それぞれの佐領・驍騎校・小領催が保証して、報告している。そのため、Jang Ding šeng・Sangge・Hiyatu・Kio Doo Kui が受領した本銀百両ずつを期限内に催促し取って、庫に持って来て、今月の十四日に処理した<sup>72</sup>。

とある。しかし、張鼎昇は三等内務府商人を辞めたが、相変わらず炭と薪を調達し続けていた。康熙五十二年（1713）八月二十八日付けの総管内務府の奏摺に引用した鄧光乾と張鼎昇の呈文に、

康熙三十五年、奉旨將大内所用之燒柴、暢春園所用之燒柴・煤・炭交付奴才鄧光前及子買売人色克図、張定勝及弟買売人四格公同制做、業經十八年。

康熙三十五年、旨を奉じて、宮廷内で使う薪と暢春園で使う薪と炭を奴才鄧光前とその子である買売人色克図、張定勝と弟である買売人四格に任せ、共同で調達させるようになってから、すでに十八年が経った<sup>73</sup>。

とある。内務府商人は内務府の役人に任用されても、相変わらず商人の仕事に従事していた。また、張家口商人范毓釐はジュンガル戦争の際に、軍糧を調達していたため、雍正七年（1729）に太僕寺卿を賞与された。このほか、商人が自己資本で内務府の仕事を完成させれば、名譽的なポストを賞与されることもある。康熙四十四年、内務府商人 Elge は藍村 (lamun gašan)、博洛和屯 (boro hoton)、百家子 (tanggū boo) に家屋 154 間を建てて、合計銀 8,354 両 5 分 5 釐を使ったので、正六品の頂戴を与えられた<sup>74</sup>。

内務府商人には以上の権利以外にも、規定外の特典が幾つかある。①経営事業の独占権を獲得できること。内務府が内務府商人に任せる仕事には、内庫に収めた人参を売却するなど実入りのよい仕事が多い。内務府の仕事以外にも、内務府商人は内務府を通じて、国家の様々な経済活動に参加していた。内務府商人は節省銀を内庫に上納する代わりに、内務府を通じて辦銅、人参採取、塩業など国家の重要な仕事を請負った。これらについては、第三章、第四章、第六章、第七章で詳しく論述する。②低い利率で内庫から借入れができる。康熙四十年以降、内庫の収入を拡大するために、旗人や商人に年利率 0.5%~1% で大量の内庫銀を貸与した。これは内務府商人

の事業の発展、商人の分化と商人一族の形成に大きく作用した。乾隆期に入り、乾隆帝はさらに長蘆塩業を従事する内務府商人に大量の庫銀を貸与し、王氏と范氏商人一族の維持に影響を与えた。このことは第五章で論述する。

#### 四. 北京内務府商人の任免

北京内務府商人については規定の人数がなく、商人の人数が常に変化していた。北京の上三旗ボーイの壮丁はいつでも佐領或は管領に呈文して、商人になれる。一方、総管内務府も商人側の事情によっていつでも商人を革職でき、商人を新たに任用する必要もない。例えば、康熙三十九年（1700）九月に6人、十月に25人の新商人を任用した。それに対して、九月に4人、十月に1人が辞めている<sup>75</sup>。商人の任用事例として、康熙三十七年（1698）の総管内務府の奏摺に、

一件。二月十三日に、管領 Guwanboo の報告。私の管領の閑散 Jang Guwe Ju・Jang Guwe Siyan が二百両ずつ商売をする銀両を受け取ることができると保証して報告にきた。Jang Guwe Ju・Jang Guwe Siyan が二百両ずつ商売をする銀両を受け取ることができると所轄の管領が保証したため、庫の本銀二百両ずつを与え、同日処理した<sup>76</sup>。

とある。商人の任用規則は概ね盛京のものと一致する。総管内務府所管の管領が閑散 Jang Guwe Ju・Jang Guwe Siyan の家産状況を保証した上で、内庫から本銀を発給して、二等商人とした。同奏摺には商人が辞任する記述もある。

一件。十六日に佐領 Jang Ding Cen が報告してきたことには、「私の佐領の三等の商人 Dzu Hoi šeng が病死した」と報告してきたことについて、所轄の佐領に委ねて調べると、三等の商人 Dzu Hoi šeng の缺に商売する銀両を取る兄弟・息子らがないと佐領 Jang Ding Cen、驍騎校 Jang Wan Biyoo 小領催 Dzu Giyūn žui 等が保証して報告した。そのため、Dzu Hoi šeng の取った本銀百両を所轄の佐領・驍騎校・小領催に委ねて期限までに取り立てさせ、庫に送ってこさせる。同月二十日に処理した<sup>77</sup>。

盛京内務府商人と異なり、北京上三旗ボーイ商人は自身が亡くなったり、経済的に商売できなくなった場合には、佐領と管領がその子弟を調べて、代わりに内務府商人になれる人がいなければ、商人を辞職させた。商人の子弟が内務府商人になろうとすれば、呈して改めて任用された。康熙四十四年四月十九日の総管内務府の奏摺に、

一件。初四日、佐領 Dutu 等が報告してきたことには、「我らの佐領の二等商人 Hū San He は病死した。彼の息子 Hū Da Niyan は家が貧しい。彼の父の缺に就いて二等の商人になることはできない。三等商人ならできる」と保証して報告してきている。そのため、Hū San He が受領した本銀二百両の内、一百両を彼の息子 Hū Da Niyan に取らせて、三等商人とし、また一百両を所轄の佐領・驍騎校・小領催らに委ねて期限内に取り立てて内庫に送ってこさ

せ、Hū San He に与えた店舗の家屋二間を取って、營造司に交付し、同月初六日に処理した<sup>78</sup>。

とあるように、受け継いだ商人の財産状況によって、商人の等級を下げる場合もある。北京内務府の商人任用政策は盛京内務府より融通性を持っていたと言える。また、上三旗のボーイ以外に、漢人が内務府商人になる例もある。康熙三十九年十月の内務府の奏摺に、

一件。十六日、錢糧を管理する郎中 Guwanboo が報告してきたことには、「私の管理する北京の漢人 Goi Yan Kai は、自ら進んで一百兩の商売する銀兩を受け取ることができる」と保証して報告してきている。そのため、Goi Yan Kai に庫から本銀一百兩を与え、商売を委ねる。同日に処理した<sup>79</sup>。

とある。内務府が管轄する漢人商人の例は極めて少なく、これが制度化されたものなのか、例外であるのかは分からない。

## 五. 北京内務府商人の損失補償

内務府商人の商業活動は皇帝の命令や政策の影響を大きく受け、商人としての自立性は乏しく、市況の変化に合わせて取引価格や取引量を自由に決めることができない場合もあった。また、彼らは一般的に内務府から資金を預かって商業活動を行うのだが、収益が上がらないため資本金を回収できず、利銀も納められず、資本金も使いきってしまうこともあった。そのために革職された者も数多くいる。

前節でも論じたように、もともと約 800 人いた北京の内務府商人は次第に減少し、大部分の商人は利銀を納めることができずに革職された。また、一部の商人は親族や商人団体に頼って様々な商業活動に従事しており、大量の労働力を動員しなければならず、大きな資本投下を必要とする人參採取、銅購入、鉱山開発、木材伐採、塩の小売り、軍糧運搬、海外貿易などの仕事を請け負い、内務府から開発や商売の独占権を得て、一時的に高い利潤を上げて大金を稼ぐ場合もある。しかし、大量の資本を投入するとリスクも高くなる。事実、彼らは産出高の減少や政策の変化などにより、多額の損失を蒙る場合が多い。その損失は一定期間内に賠償しなくてはならず、当該商人が賠償できない場合は、商人を革職し、家産を転売して賠償させる。しかし、彼ら内務府商人は多方面に渡って事業を展開し、鉱山開発や塩専売の特権等を有しているため、欠損の弁償方式はやや複雑である。そのため、本節では北京における内務府商人の損失補償の実例を取り上げ、内務府による商人管理と処分方法を分析したい。

### 1. 利銀滞納

北京の上三旗ボーイ商人らは四季に内務府に利銀を納め、張家口内務府商人は毎年利銀を納めていた。しかし、総管内務府は、商人が滞納した利銀を必ずしも期限通りに催促して徴収したわけではなく、高額の利銀を長期にわたって滞納した商人もいる。

### ①上三旗ボーイ商人

雍正十三年に広儲司等が買売人の名簿と滞納銀額について上奏した文によれば、本銀・利銀を滞納し家産もなくなった商人は 35 人おり、多少の家産はあるが本銀・利銀を返済できない商人は 20 人いた。商人の滞納した利銀は平均数百両だが、次に挙げる商人万全の例では、3,645 両に上っている。

鄂里管領下頭等買売人万全交過利銀四千五十兩外、下欠本銀三百兩、利銀三千六百四十五兩、並無家産<sup>80</sup>。

鄂里管領の管下の一等買売人万全は、利銀四千五十兩を納めたほか、本銀三百兩、利銀三千六百四十五兩を欠いており、家産もない。

滞納額が莫大であることから、長期にわたって滞納していると推定できる。同上奏文には以下のようにある。

(商人が)なお欠いている本銀は五千九百兩、利銀は四万四千五百七十七兩五錢余りである。その滞納した銀を皆父から息子に引き継いで、数十年にわたり利銀を支払っており、今本当に家産がなく、返すことができないことを各々当該の甲喇章京らが保証して、送ってきた<sup>81</sup>。

本利銀を滞納した商人自身が亡くなった場合、商人の父親、息子或は孫に負債を相続させて弁償させていたことが明らかである。また、盛京の場合と同じく、商人が利銀を支払えないとき、内務府は佐領、管領に商人の家産を調査させ、家が貧しいかどうか確認し保証させた<sup>82</sup>。もし、家産で利銀を弁償できなければ、商人は鞭刑を受け、皇荘、打牲烏拉あるいは黒龍江に送られた。商人が亡くなった場合、その息子が流刑に処せられた。内務府商人張廷頭の例を挙げよう。彼は康熙四十一年に内庫の銀を借り入れたが、借金と利子 2,460 兩を滞納して、さらに広儲司の本銀と利銀 265 兩を滞納した。

張廷頭已故、伊子張七十於別案發遣打牲烏拉、其孫張平張環俱發莊屯、家産全無。

張廷頭本人は亡くなり、彼の息子張七十は別の案件で打牲烏拉に送られてしまったので、彼の孫張平と張環をみな莊に送る。家産は全くない<sup>83</sup>。

このような事例から見れば、滞納に対する処罰は、北京の上三旗ボーイ商人の方が、盛京の内務府商人よりも重かったと考えられる。

### ②張家口商人

上述のように、順治二年から乾隆二十年にかけての 100 年余りの間、7 家が代々張家口商人として務めていたが、雍正四年以降、范氏一族を除いて、他の 6 家は次第に利銀を滞納していった。乾隆二十年五月十八日の広儲司の上奏文に

自順治年間至雍正初年俱各按年交利、並無拖欠、迨自雍正四年以後、除范清注一名外、其余

六名漸有拖欠、然催迫之下、猶能陸續完納。自乾隆十三年(1748)以後至十八年雖經嚴催、亦無完納。<sup>84</sup>

順治年間から雍正初年にかけて、みな毎年利銀を納め、滞納することがなかった。雍正四年以降、范清注一名を除き、他の六名は次第に滞納するようになったが、督促することで、次々と完納できていた。乾隆十三年から十八年に至って、嚴重に催促しても、完納しなくなった。

とあるように、王廷煜等の6名の商人は、家業が衰退して利銀を滞納し、催促を受けてやむをえず家財を売って利銀に充てた。乾隆十八年(1753)、家産を殆ど売り尽くしたので、王廷煜らは内務府に呈して、家産の売却代金を200両の本銀の返済に充て、利銀については分割して返済し、辞職することを求めた<sup>85</sup>。内務府は地方官に彼らの家産を調査させ、家産が殆ど無くなったことを確認した後、1年の期限を定めて、6年分の利銀を返済させてから革職すると議定した。しかし、王廷煜らは1,920両しか工面できず、残りの1,680両の利銀を滞納した。そのため、王廷煜らの代わりに范清注が1,680両を完済し、王廷煜等は内務府商人を革職された。

## 2. 商売の損失

商人が内務府から仕事を請け負って、高額の損失を蒙った場合、その弁償方式は本銀と利銀の賠償方式とほぼ同じである。即ち、商人の家産で弁償させ、家産が欠損額に足りなければ、商人を流刑に処する。商人が亡くなった場合、商人の代わりに、その息子、父親或は孫が欠損を弁償し、家産がなくなれば皇莊・打牲烏拉或は黒龍江に送られた。

しかし、大量の物資を購入するには豊富な資金が必要なので、内務府は多くの場合、豊富な資本を持っている商人、或は商人団体を選んで仕事を請け負わせる。そして、このような数名の大商人は、事業を多角的に展開することによって、往々にして官員や他の商人と複雑な関係を持つ。また塩の専売、鉱産発掘、山林伐採などの特権を持っているため、欠損が出た際の弁償方式は普通の商人の場合より複雑である。

### ①贈与銀と貸付銀の回収

内務府が商人の家産を清算する際、商人は官員に贈与したり貸し付けたりした銀両の額を内務府に報告する。彼らはその金額を認めれば、商人の代わりにその金額を内務府に返済しなければならない。

雍正十三年に総管内務府大臣が上奏した「家産全無五十一案」には、

一件、雍正三年八月拖欠商人鄧芝琦等開出飯銀案内、原筆帖式夸爾喀欠銀八百四十二兩九錢、交過銀一百兩、交過房六間、作價銀九十兩、尚未完銀六百四十二兩九錢、家産全無。<sup>86</sup>

一つ、雍正三年八月に滞納している商人鄧芝琦等が書き出した飯銀(飯の費用として送った銀両)の案件中に、元の筆帖式夸爾喀は銀八百四十二兩九錢を欠いており、銀一百兩、家屋六間を引き渡して、これを銀九十兩に換算したが、なお銀六百四十二兩九錢を納めておらず、



家産は全くない、とある。

とある。鄧芝琦の父親鄧光乾は、上述したように内務府の薪商人として康熙末期に活躍していた人物であり、炭と薪以外にも、家屋を建てるなどの仕事を請け負っていた<sup>87</sup>。鄧芝琦の兄弟鄧芝瑛も三等内務府商人であった。商売を順調に展開するために、鄧氏父子は内務府の役人と深い関係を持って、内務府の官員と役人に大量の金品を与えていたと考えられる。また「内務府奏銷檔」には、

雍正五年八月刑部咨送原任散秩大臣官保收受買売人張鼎鼐餽送銀八千兩、鄧芝琦等銀一千九百兩、王修徳銀三千兩。<sup>88</sup>

雍正五年八月に刑部が送った咨文に、元の散秩大臣官保は買売人張鼎鼐が贈与した銀八千兩、鄧芝琦等の銀一千九百兩、王修徳の銀三千兩を受け取った。

とある。張鼎鼐と王修徳も有名な内務府商人であり、内務府商人と官員との間に複雑な金銭上のつながりがあったことが分かる。

## ②権利の譲渡

内務府商人には塩業を經營する者が多く、莫大な利益をあげていた。塩引を獲得するために革職された商人の債務を引き継ぐ商人もいた。つまり、塩の専売権と同時に債務も譲渡されたのである。塩業經營についての考察は第六章に譲るが、ここでは一例として、内務府大商人王至徳の事例を取り上げたい。乾隆十九年（1754）の総管内務府の上奏文には以下の様にある。

革商梁樟等認辦薊遵等十一州県引窩於雍正元年經怡親王奏明交与徳父王惠民認辦。而梁樟等所欠塩鉄本利節省銀二十八万六千余兩、亦俱着落徳父認交<sup>89</sup>。

革職された商人梁樟らが經營していた薊・遵等十一州県の引窩については、雍正元年に怡親王が奏明して、[王至] 徳の父王惠民に与えて經營させることとした。そこで、梁樟らが滞納していた塩と鉄の本利銀と節省銀二十八万六千余兩も全て徳の父に納付させた。

梁樟は山西系の張家口商人で、鉄の商売をするために内庫から銀を借りたが、返済できなかった。王至徳の父親王惠民は康熙五十三年（1714）から資本を出し、梁樟のグループと共同で塩と鉄の商売をしていた。それ故、雍正元年（1723）から梁樟の塩引と債務を引き継いだのである。なお、「内務府奏案」によると、梁樟は革職された長蘆商人張霖から塩引を引き継いだことがわかる。

康熙五十四年分、梁樟等五人討辦張霖旧辦薊州等十一州県塩窩生理、情願代還張霖旧欠帑銀三十一万七千八百九十一兩外加一釐利銀三万一千七百八十兩一錢<sup>90</sup>。

康熙五十四年、梁樟等五人は薊州等の十一州県の引窩を經營することを求め、張霖の代わりに欠けている銀三十一万七千八百九十一兩と一釐の利銀三万一千七百八十兩一錢を弁償したいと願い出た。

王惠民が死去した後、王至徳が代わりに借金を返済し続けた。乾隆三十七年（1772）、王至徳の息子王同文は塩の経営が上手くいかず、家産をもって借金を返済した<sup>91</sup>。

### ③共同経営

商人の中には、山林の伐採などの権利を持ち、他の商人を募集して共同経営を行うことによって借金を返済する者もいた。内務府商人張鼎鼐の例を挙げたい。張鼎鼐は康熙末期に銅の購入をめぐる多額の借金を背負ってしまった。雍正十三年の総管内務府の上奏文によると、張鼎鼐が民商を募集して、乾溝と克什克滕の木材を伐採させ、債務を返済したことが分かる。

郎中赫徳等呈称、前据永平府民康榮第与張鼎鼐合夥辦理乾溝山廠木植、按三七分利。自雍正丙辰年起每年按三分收利、情願交銀一千五百余兩、帶銷張鼎鼐名下欠項<sup>92</sup>。

郎中赫徳らが呈したことには、「永平府の民人康榮第は張鼎鼐と共同経営で乾溝の山の木材を伐採し、三割と七割に利潤を分け、雍正丙辰年から〔康榮第は〕毎年三割の利潤を収め、銀一千五百兩余りを納めて、張鼎鼐の分の債務も合わせて返済することを願い出た。……」

克什克滕の山場についても、ほぼ同じ方式で民商王立業が 20,000 兩の資本銀を出し、張鼎鼐と共同経営で 3 割と 7 割に利潤を分け、毎年 3,000 兩の銀を納めて張鼎鼐の借金を返済した。

また、大量の資本金を集めるため、内務府商人同士が商人団体を作ることもあった。団体中のある商人が亡くなった際、その商人が滞納していた銀を他の商人が肩代わりしていたことが史料からうかがえる。山西系の内務府商人王綱明の例を挙げたい。王綱明は范毓積等 5 人と共に銅を購入する仕事を請け負い、大量の欠損を出し、返済が終わらないまま亡くなってしまった。『山西通志』録五之二「義行録中」范毓積の条に

康熙中、官辦銅鉛、同事六人、有王某者、虧帑八十三萬、既死。毓積謂四人曰、「諸君与王日事奢靡、今所虧帑金独委之、重負死友何益。唯我問而已。」乃按期如額為賠補<sup>93</sup>。

康熙中、官によって銅鉛を購入したとき、同僚六人の中に王某がいた。銀八十三万を欠いたまま死んでしまった。毓積が四人に言うには、「諸君は王と一緒に毎日贅沢をしていながら、今は彼が欠いた公銀について責任を押し付け合い、死んだ友にひどく背いているが、そんなことに何の益があるか。ただ私が責任を取るまでだ」。そして期限どおりに全額を賠償した。

とあるように、范毓積は王綱明の欠損を代わりに支払った。

以上のように、内務府から仕事を受ける商人は家産で弁償する以外に、①贈与したり貸し付けたりした金銭の回収、②権利の譲渡、③共同経営といった方式で借金を返済することができた。ここで注目したいのは、商売に失敗すると、借金の額が往々にして数十万兩にも上るので、内務府は弁償できる可能性がある商人に対して、十数年、さらには数十年という長期の賠償期限を定め、毎年借金の一部を返済させていたことである。商人王至徳の例を挙げたい。前述のように、商人王至徳の父親王惠民は梁樟の塩引とともに、28 万兩の債務も引き継いだ。これに王至徳自身

が滞納した節省銀等を加えて、乾隆二十年までに彼の債務は 245,116 両に膨れ上がった。内務府は長蘆塩政に咨文を送って、「既不得稽延以虧帑、亦不致過迫以困商」と、時を引き延ばして国帑を損じてはならないが、一方で商人を追いつめて苦しめてもいけないと指示した。その結果、15年間の期限を定めて、毎年 16,314 両を返済させることが議定された。王至徳の収入については、乾隆三十六年（1771）の直隸總督周元理の上奏文に、

従前查明該商産業、一年所得利銀計有四万五千兩、權其出入之数、儘可從容辦納<sup>94</sup>。

以前に当該の商人の経営状態を調べたところ、一年に得た利益は総計四万五千兩であった。収支のバランスを考えれば、余裕をもって納めることができる。

とあるように、王至徳は多額の銀を滞納し、一括で返済することができないので、内務府は国帑を確保するため、彼の収入で納めることができる範囲内で分割払いの銀両数を決め、数十年間にわたって返済させたのである。

また、商人が滞納銀を返済できるよう、商人に新たな仕事を引き受けさせ、その利潤で借金を返済させることもあった。范毓麟は、雍正六年のジュンガル平定の際、軍糧を運送する仕事を請け負い、運送する前に規定ルートの距離を計って戸部から運賃を受領したが、運送先は科布多から鄂爾昆などのところへ変更され、距離が短くなったので、運賃の一部を戸部に返却しなければならず<sup>95</sup>、大量の損失を出した。これを返却するために、乾隆帝の命を奉じて、乾隆三年（1738）に洋銅を購入する仕事を引き受けた他、烏蘇里と綏芬で人参採取にも進出した。「贈中憲大夫太僕寺銜范府君毓麟墓表」に

乾隆三年奉命採辦洋銅運京局、以抵分限應輸之数。又奉命採因參烏蘇里、綏分。歷三年、所入視前為多、迄不敷成額。八年、部議以應折參價及所運運值凡百十四万兩有奇、悉辦洋銅輸西安・保定・湖北・江西・江蘇五布政司備鼓鑄。

乾隆三年に命を奉じて洋銅を購入して京局に運び、それを期限を分けて納めるべき額に充てた。また命を奉じて、烏蘇里、綏分で人参を採取した。三年を経て、収入は前に比べると多くなったが、まだ所定の額に足りなかった。八年に部が議したところでは、換金すべき人参の価格と滞納している運送費用は合わせて百十四万兩余りであった。ことごとく洋銅を買い入れて、西安、保定、湖北、江西、江蘇などの五布政司に運び、銅銭の鑄造に備えた。

とある。この件については、乾隆九年（1731）正月二十九日付けの訥親の奏摺に

（前略）尚該參價銀四十三万二千四百一十四兩四錢九分一釐、合之范毓麟應追從前核減運米脚價未完銀六十七万五千四百四十五兩八錢零、並承承辦長蘆臨禹等處塩務、代認李天馥銅斤未完銀三万三千三百九十兩、以上通共未完銀一百一十四万一千二百五十兩二錢九分一釐。今奉諭旨著令辦銅完補<sup>96</sup>。

（前略）なお滞納している人参の代金は四十三万二千四百一十四兩四錢九分一釐、その上に、

范毓麟に督促すべき、従前米を運送する時の減額した運賃の未納の銀は六十七万五千四百四十五両八錢余り、並びに長蘆・臨禹等の処の塩務を請け負うに当たって、李天馥の代わりに引き受けた銅斤をめぐる未納の銀は三万三千三百九十両、以上を合計して未納の銀は一百一十四万一千二百五十両二錢九分一釐である。今、諭旨を奉じて、辦銅によって完済させる。

とあるように、皇帝に信頼されている范毓麟のような商人が国帑を滞納した場合、皇帝は順調に返済させるために、様々な仕事を請け負わせた。商人はやむを得ず皇帝の命令にしたがい、仕事がどれほど難しくても引き受けなければならなかった。日本から洋銅を購入する際に、范毓麟が「吾受恩重、此吾分也<sup>97</sup>」と述懐したように、皇帝の重い恩を受けている以上、重責から逃れることはできなかったのである。

## おわりに

本章では、内務府檔案を利用し、内務府商人の実態を概観した。本章で述べた内容をまとめると、次の点を指摘できる。

北京と盛京の内務府は内務府商人を用いた。上三旗ボーイ商人を任用したのは、家僕に手元金を与えて商売させるという満洲人の慣習のためである。内務府商人は順治期には出現していたが、管理制度が確立したのは康熙期のことである。商人は内務府から本銀を受領し、毎年利銀を納めて、内務府のために宮廷日常生活用品や工事材料の購入、内庫の不要品の売却等の商業活動に従事した。内務府商人は毎年利銀を納めるが、数人の労役を免除され、さらに商領催など内務府の役人に昇進できる。また、内務府に節省銀を納める代償として、内務府からさまざまな独占的利権を獲得でき、さらに内庫から低い利率で借金できるなどメリットを持っている。康熙期の上三旗ボーイ商人は当初数百人いたが、同四十年以降急に減少し、雍正十三年には9人になった。正白旗ボーイの王氏一族は康熙期から代々内務府商人として内務府のために人参や毛皮を売り出したり、家屋を築いたりして、内務府の仕事を受けつつ、人参採取、辦銅、塩業を請負って、乾隆三十年代まで活躍していた。

張家口商人を始めとする税関商人は、概ね清朝初期に軍需や宮廷の需要を確保するために召募された民商である。張家口商人以外の税関商人に対する制度は不詳である。張家口商人は、上三旗ボーイ商人と同様に本銀と家屋を与えられ、毎年利銀を納める。当初は現銀の代わりに規定された毛皮を納めていたが、雍正期に次第に銀だけを納めるようになった。経済の発展によって、物資を獲得する手段が広がるとともに、税関商人の特定の物資を調達する職責は次第に消滅し、上三旗ボーイの商人と同様に内務府の各種の業務に従事するようになった。7人の張家口商人中、范氏一族以外は、みな利銀を納めることができないため乾隆二十年に革職された。范氏一族だけが乾隆四十八年までに内務府商人として皇室に仕え、多角的な事業を展開して、多方面に資金を動かした。

内務府による内務府商人に対する監督・処分の制度について見ると、商人が利銀を滞納すると、

一定の期限を決めて、所轄の佐領・管領と領催が嚴重に催促して返済させた。それでも返済できなければ、商人の家産で弁償させ、家産が欠損額に足りなければ、商人を流刑に処した。商人が亡くなった場合、その息子、父親或は孫が代わりに欠損を弁償し、家産がなくなれば皇莊・打牲烏拉或は黒龍江等の地に送られた。ただし、盛京内務府の内務府商人については、管理が北京内務府より厳しかったため、大量の銀を滞納した事例は史料に見当たらない。

北京内務府から仕事を請け負った商人は、債務を負った場合、家産で弁償する以外に、贈与した金銭や貸付金の回収、事業権の譲渡、共同経営などの方法で滞納した銀を返済した。しかし、実際には、大量の国帑を滞納した商人に対する内務府の監督は比較的寛大であった。そのような商人は、内務府の官員、皇帝と緊密な関係を持っていたので、大量の欠損が生じて、往々にして長期の賠償期限を定め、毎年一部を弁済させる方式がとられた。もともと内務府商人が設けられた重要な目的は内庫の庫銀の運用であったから、皇帝と内務府にとっては、利益の大小こそが主な関心事であった。従って、多くの利潤をもたらす商人たちが長く活動を続けられるように、彼らが賠償不能に陥ることを防ぐ方策がとられたのである。

---

<sup>1</sup> Preston M. Torbert: *The Ch'ing Imperial Household Department: A Study of Its Organization and Principal Functions, 1662-1796*, Harvard Univ Asia Center, 1977.

<sup>2</sup> 吳奇衍「簡論清前期内務府皇商的興起：清代内務府皇商經濟專題研究之一」、葉頤恩主編『清代区域社会經濟研究』、北京：中華書局、1992年。

<sup>3</sup> 頼惠敏「乾隆内務府的當舖與發商生息(1736-1795)」、『中央研究院近代史研究所集刊』、28期、1997年。「清乾隆朝内務府的皮貨買與京城時尚」、『故宮學術季刊』、21卷1期、2003年。「清乾隆年間的塩商與皇室財政」、中国第一歴史檔案館編『明清檔案與歴史研究国際学術會議論文集』、北京：新華出版社、2008年。「清政府对恰克図的管理(1755-1799)」、『内蒙古師範大学学報(哲学社会科学版)』第41卷第1期、2012年。

<sup>4</sup> 松浦章「山西商人范毓積一族の系譜と事績」、『史泉』52号、1978年。「山西商人范清済の資産状況」、『清代海外貿易史研究』、京都：朋友書店、2002年。韋慶遠・吳奇衍「清代著名皇商范氏の興衰」、『歴史研究』1981年3期。梁紹森「范氏皇商の興衰」、李希曾主編『晋商史料與研究』、太原：山西人民出版社、1996年。「清代皇商范毓積」、穆雯瑛主編『晋商史料研究』、太原：山西人民出版社、2000年。張正明、張舒「從『范氏家譜』看山西介休范氏家族」、『中国晋商研究』、北京：人民出版社、2006年。王景麗『清前期内務府皇商范氏的商業活動探析』(修士論文)、中央民族大学、2007年。

<sup>5</sup> 佟永功、関嘉祿「乾隆朝盛京總管内務府的設立」、『故宮博物院院刊』1994年第2期。

<sup>6</sup> 祁美琴「關於盛京内務府的設立時間問題」、『清史研究』1995年第3期。

<sup>7</sup> 「黒凶檔」、佟永功「清代盛京總管内務府設置沿革考」、『満族研究』2002年第1期。

<sup>8</sup> 任玉雪「盛京内務府建立時間再探」、『歴史研究』2003年第1期。

<sup>9</sup> この檔案の満洲語原文が見当たらず、『黒凶檔』中有關莊園問題的満文檔案文件彙編」の漢訳

---

を利用する。辛達里は即ち前文の *Sindari* である。

<sup>10</sup> 『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編、中国社会科学院歴史研究所清史研究室編『清史資料』第五輯、北京：中華書局、1984年、64頁。

<sup>11</sup> 閲覧できる「黒凶檔」は「京来（北京内務府から送って来た文書）」と「京行（北京内務府へ送っていった文書）」である。「部来（盛京五部から送って来た文書）」と「部行（盛京五部へ送っていった文書）」の檔案はまだマイクロフィルム化されていないので、未だ閲覧することができない。

<sup>12</sup> 前掲、『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編、72頁。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 前掲、『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編、66頁。

<sup>15</sup> 遼寧省檔案館蔵「黒凶檔」221卷58号91-92頁。

<sup>16</sup> 前掲、『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編、66頁。

<sup>17</sup> 同上。

<sup>18</sup> 前掲、『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編、76頁。

<sup>19</sup> 「黒凶檔」64卷70号92-93頁。

<sup>20</sup> 「黒凶檔」90卷114号68-69頁、滿洲語原文：*baicaci fe bihe hūdai niyalma gūsin emu.erei dorgi ilan tanggū yan i bencan i jafaha hūdai niyalma emke. emte tanggū yan i bencan jafaha hūdai niyalma gūsin bihe. geli bancaci ilan tanggū yan bencan jafaha hūdai niyalma Ding Ming Gui elhe taifin i orin ilaci aniya akū oho manggi ilan tanggū yan bencan jafame mutera niyalma akū ojoro jakade. ere ubui menggun be emte tanggū yan bencan i menggun obufi. ilan hūdai niyalma de afabufi afabuhabi.*

<sup>21</sup> 「黒凶檔」224卷46号89-92頁。

<sup>22</sup> 「黒凶檔」361卷13号9頁(乾隆二十四年)；361卷63号32頁(乾隆二十四)；362卷2号3頁(乾隆二十五年)；362卷20号15頁(乾隆二十五年)；363卷7号3頁(乾隆二十七年)；363卷25号16頁(乾隆二十七年)

<sup>23</sup> 生息銀兩とは政府は庫の銀兩の増殖するため、本銀として貸し出した銀兩である。

<sup>24</sup> 「黒凶檔」371卷8-14頁。

<sup>25</sup> 「黒凶檔」388卷34-35頁。

<sup>26</sup> 早稲田大学図書館蔵『盛京典制備考』卷三 内務府・広儲司、雙順泰、光緒二十五年。

<sup>27</sup> 「黒凶檔」84卷29号26-27頁。滿洲語原文：*neneme ilan gūsa uheri juwan ilan hūdai niyalma sindahangge. gemu hoton i urdeme hanci ofi. baita selgiyeme.edelehe madagan i menggun be bošome gaimbihe. te geli juwan jakūn hūdai niyalma unggime sindara jakade. uheri gūsin emu hūdai niyalma ohobi. ese gemu hoton ci juwe ilan tanggū bai dubede.Lio Gu Dung ni jergi bade tehe be dahame.*[ここに印鑑が押されているので判読できない。以下同じ]adalabufi

---

umesi goro. erei dorgi edelehe madagan menggun be bošoro. baita selgiyere jergi baita de cohome bošokū sindara oci. yaya ba[?]tookaburakū bime.[?]i madagan i menggun be inu edelere ba akū ombi.

<sup>28</sup> 「黒図檔」84 卷 29 号 26-27 頁。滿洲語原文：bi uksin de juwan juwe aniya. bošokū de jakūn aniya. uheri orin aniya hūsun bume yabuha. te kemuni yabuki seci. boo umesi yadambi baita de yabume muterakū ohobi.

<sup>29</sup> 「黒図檔」84 卷 29 号 26-27 頁。滿洲語原文：Ding Hūng Hūwa minde tere boo akū bime. takūrara niyalma emke inu akū. umesi yadara ten de isinahabi. meni yabure baita uttu abade generakū bicibe. hūdai niyalma gemu babade sandalabume tehebi. erin akū esei madagan i menggun be bošoro. puseli i turigen be gaire. Ging hecen de benere suwa bukū sukū. fulgiyan bukū sukū udara. kui baitalafi funcehe kubun lan dabasun uncere jergi baita de holbobuhangge umesi ujen amba be dahame tookabure sartabure oci mini alime muterangge waka. gosici mini umesi yadame yabume muterakū babe giljame gūnifi bošokū ci nakabureo

<sup>30</sup> 「黒図檔」221 卷 58 号 91-92 頁。滿洲語原文：mukden i dorgi baita be kadalara guwan fang jafaha nirui janggin Foron sei dorgi baita be uheri kadalara yamun de aliburengge. niyeceme boolara jalin. ere aniya duin biyade meni alibuha bithe dorgide. ulin i da Lioši alibuha bade. neneme bodofi alibuha bithede. hūwaliyasun tob i duici aniya ku i dosika tucike menggun be sume bodofi. damu gulu suwayan i hūdai niyalma Wang Po i edelehe madagan i menggun gūsin yan afabure unde ere be bošome baha manggi. niyeceme alibuki seme alibuha bihe. te hūdai niyalma Wang Po edelehe madagan i menggun gūsin yan be bošofi. kude dosimbuhabi. erebe dabume hūwaliyasun tob i duici aniya ne kude yargiyan funcefi bisire menggun sunja minggan jakūn tanggū sunja yan sunja jiha sunja fun sunja eli seme alibuhabi. baicaici. ton de acahahabi.

<sup>31</sup> 故宮博物院編『欽定內務府現行則例二種』第一冊、『故宮珍本叢刊』306 冊、海口：海南出版社、2000 年、130-131 頁。

<sup>32</sup> 「黒図檔」298 卷 57 号 73-74 頁。滿洲語原文：mukden i dorgi baita be kadalara guwan fang jafaha nirui janggin Bage sei alibume benjihe bithede. meni harangga gulu šanggiyan i Wang Booju hontoho i alban i hūdai niyalma Joo Dzung jafaha da bencan menggun emu tanggū yan. edelehe ere aniya madagan i menggun gūsin yan. inde bisire boigon hethe yooni fayame wajifi. damu juwan emu giyan i boo teile funcehebi. bahaci Joo Dzung be hūdai niyalma ci nakabufi inde bisire juwan emu giyan i boobe uncafi. baha menggun emu tanggū orin yan be kude dosimbufi. emu tanggū yan be bencan menggun obume orin yan be madagan menggun obufi afabuki. kemuni edelehe juwan yan i madagan i menggun be harangga bade afabufi.

---

juwe biyai bilagan bilafi. ciralame bošome afabubuki.

<sup>33</sup> 「黒凶檔」 224 卷 46 号 89-92 頁。滿洲語原文：hūdai niyalma dorgi se de oho. akū oho. boo yadafi alban i menggun jafafi muterakū urse bithe alibufi. oronde niyalma be baicaci bencan i menggun be jafabure.

<sup>34</sup> 「黒凶檔」 83 卷 64 号 63—67 頁。滿洲語原文：hūdai niyalma Tung Io Guwang ni alibuhange. bi orin duici aniya bencan jafaha madagan menggun umai edelehekū. kesei akū ere udu aniya mini yasa nimeme saburakū oho. hūdašaci ojarahū ofi. aniya aniyai madagan burede. jafaha bencan menggun be gemu fayame wajiha. minde juse enen Io Guwang ni tehe toksoi wase boo ilan giyan. booi aha haha emke. ereci tulgiyen jai hethe akū. bencan i menggun jafame muterakūngge yargiyan. erei bencan jafame mutere ahūta deote akū seme harangga kadalara nirui janggin funde bošokū akdulaha.

<sup>35</sup> 「黒凶檔」 381 卷 18 頁。

<sup>36</sup> 「黒凶檔」 83 卷 64 号 63—67 頁。滿洲語原文：Tung Io Guwang de juse enen akū. erei ahūn i jui emke bi. uksin etuhe. boo yadambi. bencan jafame muterakū. Tung Io Guwang ni oronde jafame mutere juse deote akū seme nirui janggin Tiyoose funde bošokū Surtai se akdurahabi. jai ilan nirui hontohode bencan jafame mutere urse be baicaci. banjishūn urse gemu uksin baitangga de baitalabure jakade. funcehe ton i hahasi dorgi bencan jafame mutere urse akūngge yargiyan.

<sup>37</sup> 「黒凶檔」 84 卷 9 号 5—7 頁。滿洲語原文：esebe nakabuci hūdai urse ekiyembi. urunakū ilan nirui dorgi baicafi hūda jafara juwe niyalma baha manggi. jai alibufi nakakini sehe.

<sup>38</sup> 「黒凶檔」 224 卷 46 号 89-92 頁。滿洲語原文：ne kubuhe suwayan i hūdai niyalma Sun Guwe Bin boo yadafi bencan i menggun jafame muterakū. erei jui sunja. Sun Da Siyoo ini ama i oronde bencan i menggun jafame muterakū. Sun Guwe Bin de jai ahūnta deote akū. ini mukūn i eshen sula Sun An inu bencan i menggun jafame muterakū. erei boo boigon be baicaci kemuni emu tanggū yan menggun salimbi. erei bencan i menggun be bargiyarakū. boo boigon fayaha manggi. inu baharakū de isinambi. nirui dorgide baicaci. bencan jafame mutere niyalma akū.

<sup>39</sup> 「黒凶檔」 224 卷 46 号 89-92 頁。滿洲語原文：baicaci. Ging hecen i dorgi baita be uheri kadalara yamun i hūdai niyalma alban de yabume muterakū urse be nakabuha kooli bi. ubai hūdai niyalma neneme madagan i menggun gemu tookarakū afabume ofi. umai bencan barigiyafi nakabuha ba akū bicibe. oronde hūda afabure niyalma bahara de yargiyan i mangga.

<sup>40</sup> 「黒凶檔」 299 卷 6 号 1-4 頁。滿洲語原文：wang sa ambasa gisun. mukden i hūdai niyalma gemu toktobuha ton bi. hūdai niyalma Joo Dzung menggun edelehe turgunde. da beyei



---

madagan i menggun be wacihiyame afabufi nakabuhabi.hūdai niyalma be nakabufi.oronde giyan i niyeceme gaici acambi. erebe guwang cu sy de unggifi mukden i nirui janggin sede baicaname yabubufi. hūdai niyalma i oronde encu niylma gaire be nakaha kooli bisire akū babe baicafi boolakini.aika kooli akū oci. oronde uthai hūdai niyalma niyeceme gaifi boolajikini seme afabuhabi. uttu ofi. erebe mukden i baita kadalara nirui janggin šitu sede bithe unggifi. nakabuha hūdai niyalma Joo Dzung ni oronde encu hūdai niyalma niyeceme gaire be nakaha kooli bisire akū babe baicafi boolajikini. aika nakara kooli akū oci.Joo Dzung ni oronde gaici acara niyalma be sonjofi niyeceme. hūdai niyalma sindara babe.inu akdulafi boolajikini sembi seme alibuhade. wang sa ambasa songko seme pilehebi seme isijihabi. baicaci meni harangga alban hūdai niyalma gūsin ilan bihe.hūwaliyasun tob jakūci aniya de meni harangga kubuhe suwayan i hūdai niyalma Sun Guwe Bin.gulu suwayan i hūdai niylma Wang Yung Hi. Fung Coo Siyan sei jergi ilan niyalma boo yadafi madagan i menggun jafame muterakū.esebe hūdai niyalma ci nakabufi ceni boo boigon be forgošome uncafi bencan i menggun be bargiyame gaifi kude dosimbuki.edelehe madagan menggun be bošobufi afabubuki. oronde nirui dorgide baicaci.bencan i menggun jafame mutere niyalma bahara de mangga seme wang ambasa de alibuha manggi.Sun Guwe Bin.Wang Yung Hi.Fung Coo Siyan sebe gemu hūdai niyalma ci nakabufi. esei boo boigon be uncafi. bencan i menggun bargiyame gaifi kude dosimbuha be dangsede ejehebi.

<sup>41</sup> 「黒凶檔」85 卷 21-23 頁。滿洲語原文：Ding Hūng Hūwa yadame baita de yabume muterakūngge yargiyan.uttu ofi erebe bošokū ci nakabuci. erei oronde emu nirui uksin Su šan Biyoo be cohome.uksin Dai Ci Fu be adabuhabi. erebe amasi unggihe manggi dahame yabuki

<sup>42</sup> 「黒凶檔」85 卷 21-23 頁。滿洲語原文：hūdai bošokū Ding Hūng Hūwa boo yadame baita de yabume muterakū be dahame. erebe bošokū ci nakabuki. oronde nirui janggin Tiyoose sei alibuha songkoi cohoho uksin Su šan Biyoo be bošokū de niyeceme sindakini.

<sup>43</sup> 順治十年、内務府を廃止し、十三衙門を設立し、「滿洲近臣與寺人兼用」となった。祁美琴『清代内務府』第三章「清初内務府及其與十三衙門的關係」を参照する。

<sup>44</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏銷檔」13 冊 70 頁。滿洲語原文：tuhurkan ci gaiha gungju booi juwan hūdai niyalmai jafaha da beyei menggun be bošoho jakūn niyalma menggun be baha. jai Giyang Kui jafaha da beyei menggun susai yan Giyang Lu i jafaha da beyei menggun gūsin yan. Ere juwe niyalma boo yadafi bencan be gemu fayahabi. ududu jergi bošoci umai baharakū.

<sup>45</sup> 「内務府奏銷檔」191 冊 54 頁。滿洲語原文：uju jergi obuha hūdai niyalma de bure hūdašara alban i boo ilan giyan. da beyei menggun ilan tanggū yan emu yan de madagan i menggun ninggun fun. jai jergi obuha hūdai niyalma de bure hūdašara alban i boo juwe giyan. da beyei

---

menggun juwe tanggū yan emu yan de madagan i menggun sunja fun. ilaci jergi obuha hūdai niyalma de bure da beyei menggun emu tanggū yan. emu yan de madagan i menggun ilan fun afabubuki seme wesimbufi yabubuha be dangsede ejehebi.

<sup>46</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 54-65 頁。滿洲語原文：baicaci elhe taifin i tofohoci aniya jorgon biyade amban meni yamun ci wesimbuhe bade. daci fe ice hūdai niyalma jakūn tanggū funceme bihe. madagan bume muterakū hūdai niyalma be nakabuha ci tulgiyen funcehe hūdai niyalma juwe tanggū jakūnju sunja.

<sup>47</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 54-65 頁。滿洲語原文：elhe taifin i dehi ilaci aniya aniya biyade amban meni yamun ci wesimbuhengge. te tusangga cin wang ni yamun de madagan afabume wecere jaka hacin belhere hūdai niyalma ci tulgiyen. guwang cu syde ne bisire hūdai niyalma ilan tanggū uyunju nadan. jai ilan nonggifi uheri duin tanggū i obuki seme jergi gisun i wesimbuhede. hese gisurehe sonkoi obu sehebe gingguleme dahafi. dangsede ejehebi. geli baicaci. elhe taifin i dehi ilaci aniya ci ebsi. siran siran i geren wang sede delheme buhe. siden ku i menggun edelefi nakabuha hūdai niyalma i dorgi. beye madagan i menggun edelehekū hūdai niyalma uyun. beye madagan i menggun edelehe hūdai niyalma susai . madagan i menggun teile edelehe hūdai niyalma sunja.

<sup>48</sup> 「内務府奏銷檔」14 册 173 頁。滿洲語原文：ere biyai orin emu de hese wasimburengge. tai hūwang taiheo Bildahari efu gungju be banjirangge joboshūn sehebi.. buci acara ilan juru niyalma.. jai hūdai niyalma emke be tucibufi wesimbu sehe..

<sup>49</sup> 「内務府奏銷檔」14 册 173 頁。滿洲語原文：Sigan i hontohoi hūdai niyalma Ho Gio Dzi jafaha da beyei menggun juwe tanggū yan..daci Manggū booringge bihe..

<sup>50</sup> 「内務府奏銷檔」15 册 37 頁。

<sup>51</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 54-65 頁。

<sup>52</sup> 『八旗滿洲氏族通譜』卷七十五、瀋陽：遼瀋書社、1989 年、817 頁。

<sup>53</sup> 前掲、『欽定總管内務府現行則例兩種』、第三册、384 頁。

<sup>54</sup> 道光『万全縣志』卷十志余、台北：台湾學生書局、1969 年、897 頁。

<sup>55</sup> 『山西汾州府介休縣張原村范氏家譜』、『中国希見史料』第 14 册、廈門：廈門大學出版社、2007 年。

<sup>56</sup> 道光『万全縣志』卷十志余には「稔知永斗名、即召見、將授以官、以未諳民社力辭。詔賜張家口房地、隸内務府籍、仍互市塞上」とある。

<sup>57</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏案」05-140-071。

<sup>58</sup> 同上。

<sup>59</sup> 前掲、張正明、張舒「從『范氏家譜』看山西介休范氏家族」。

<sup>60</sup> 「内務府奏銷檔」65 卷 200 册 222 頁。「内務府奏案」05-0002-0038。

- 
- <sup>61</sup> 張偉仁主編『中央研究院歷史語言研究所現存清代內閣大庫原藏明清檔案』（『明清檔案』）、台北：中央研究院歷史語言研究所、1986-1994年、7638頁。
- <sup>62</sup> 「內務府奏案」279-126-1。
- <sup>63</sup> 大連圖書館編『大連圖書館藏清代內務府檔案』第6冊「皇商」、北京：國家圖書館出版社、2010年、479頁。滿洲語原文：dorgi ku i icihiyara hafan Tubai alibuhangge. Jang Giya Keo de tehe nadan ice hūdai niyalma i madagan i menggun i jalin benjihe duite yan sunjata jihai seke gūsin duin. duite yan i seke emu tanggū orin ninggun. ilata yan sunjata jihai seke dehi.ningguta yan sunjata jihai silun juwe. duite yan i niohe i sukū ilan.ilata yan i niohe i sukū sunja. emu jihai ajige honci ilan minggan sunja tanggū. ede salibuha menggun uheri emu minggan emu tanggū uyunju nadan yan..emu aniya gajara madagan i menggun nadan tanggū yan be sufi. jai duin tanggū uyunju nadan yan fulu ofi. (後略)
- <sup>64</sup> 前掲、『大連圖書館藏清代內務府檔案』「五月銀庫收銀月摺」、第16冊、475頁。
- <sup>65</sup> 「內務府奏銷檔」191冊54頁。
- <sup>66</sup> 前掲、『大連圖書館藏清代內務府檔案』、「皇商」、第6冊486頁。滿洲語原文：emu forgun de uju jergi emu hūdai niyalma de gajara madagan i menggun dehi sunjata yan. jai jergi emu hūdai niyalma de orin sunjata yan. ilaci jergi emu hūdai niyalma de nadata yan sunjata jiha i bodome (後略)
- <sup>67</sup> 「黃冊」康熙十二年九月十八日、御史題。韋慶遠・吳奇衍・魯素『清代奴婢制度』、北京：中國人民大學出版社、1982年、102頁。
- <sup>68</sup> 「內務府奏銷檔」114冊70頁。
- <sup>69</sup> 『八旗滿洲氏族通譜』、卷七十五、817頁。『八旗通志』初集、長春：東北師範大學出版社、1985年。第一冊、67頁。
- <sup>70</sup> 中國第一歷史檔案館編『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』、北京：中國社會科學出版社、1996年、904頁。
- <sup>71</sup> 「內務府奏銷檔」128冊94頁。滿洲語原文：Jang Wan Peng ere cianliyang afabure baita de utala aniya emgeri tookabuha ba akū mujakū faššame yabuha.erei jui de nadaci jergi hafan bu.
- <sup>72</sup> 「內務府奏銷檔」128冊244頁。
- <sup>73</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』、904頁。
- <sup>74</sup> 「內務府奏銷檔」128冊232頁。
- <sup>75</sup> 「內務府奏銷檔」114冊103、106、109、111、112、215、217—225頁。
- <sup>76</sup> 「內務府奏銷檔」112冊189頁。滿洲語原文：emu hacin. juwe biyai juwan ilan de booi da Guwanboo i alanjihangge. mini hontohoi sula Jang Guwe Ju. Jang Guwe Siyan cihanggai juwete tanggū yan i hūda jafame mutembi seme akdulafi alanjihabi. Jang Guwe Ju. Jang

---

Guwe Siyan be juwete tanggū yan i hūda jafaha mutembi seme harangga kadalara booi da akdulaha be dahame. kuci da beyei menggun juwete tanggū yan bume. ineku inenggi icihiyaha..

<sup>77</sup> 「内務府奏銷檔」112 册 180 頁。滿洲語原文: emu hacin. juwan ningguta de nirui janggin Jang Ding Cen i alanjihangge. mini nirui ilaci jergi hūdai niyalma Dzu Hoi šeng nimeme akū oho seme alanjiha be harangga kadalara nirude afabufi baicabuci. ilaci jergi hūdai niyalma Dzu Hoi šeng ni oronde hūda jafara ahūnta deote juse akū seme.nirui janggin Jang Ding Cen funde bošokū Jang Wan Biyoo ajige bošokū Dzu Giyūn žui se akdulafi alanjiha uttu ofi Dzu Hoi šeng ni jafaha da beyei menggun emu tanggū yan be harangga kadalara nirui janggin funde bošokū ajige bošokū de afabufi bilagan inenggi ci dosi bošome gaifi kude benjibure.ineku biyai orin de icihiyaha..

<sup>78</sup> 「内務府奏銷檔」128 册 73 頁。滿洲語原文: emu hacin. ice duin de nirui janggin Dutu sei alanjihangge. meni nirui jai jergi hūdai niyalma Hū San He nimeme akū oho. erei jui Hū Da Niyan boo yadambi. ini amai oronde.jai jergi hūdai niyalma de muterakū. ilaci jergi hūdai niyalma de mutembi seme akdulafi alanjhabi. uttu ofi Hū San He i jafaha da beye i menggun juwe tanggū yan i dorgi emu tanggū be ini jui Hū Da Niyan de jafabufi. ilaci jergi hūdai niylma obufi.jai emu tanggū yan be harangga kadalara nirui janggin funde bošokū ajige bošokū sade afabufi. bilgan i ineggici dosi bošome gaifi ku de benjibume. Hū San He de buhe hūdašara puseli boo juwe giyan be tatame gaifi. ing dzoo syde afabume. ineku biyai ice ninggun de icihiyaha..

<sup>79</sup> 「内務府奏銷檔」114 册 222 頁。滿洲語原文: emu hacin. juwan ninggun de ciyan liyang be kadalara aisilakū hafan Guwanboo i alanjihangge. meni kadalara Beging ni nikan Goi Yan Kai cihanggai emu tanggū yan i hūda jafame mutembi seme. akdulafi alanjihangge. uttu ofi Goi Yan Kai de ku ci da beye i menggun emu tanggū yan bufi hūda afabure ineku inenggi icihiyaha..

<sup>80</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 76 頁。

<sup>81</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 54 頁。滿洲語原文: kemuni edelehe da beyei menggun sunja minggan uyun tanggū yan. madagan i menggun duin tumen duin minggan sunja tanggū nadanju nadan yan sunja jiha funcembi. esei edelehe menggun gemu ama ci jui de ulkdume ududu juwan aniya madagan i menggun jafabufi te yargiyan i boo boigun akū toodame muterakū babe meni meni harangga jalin i janggin sei akdulafi benjihe .

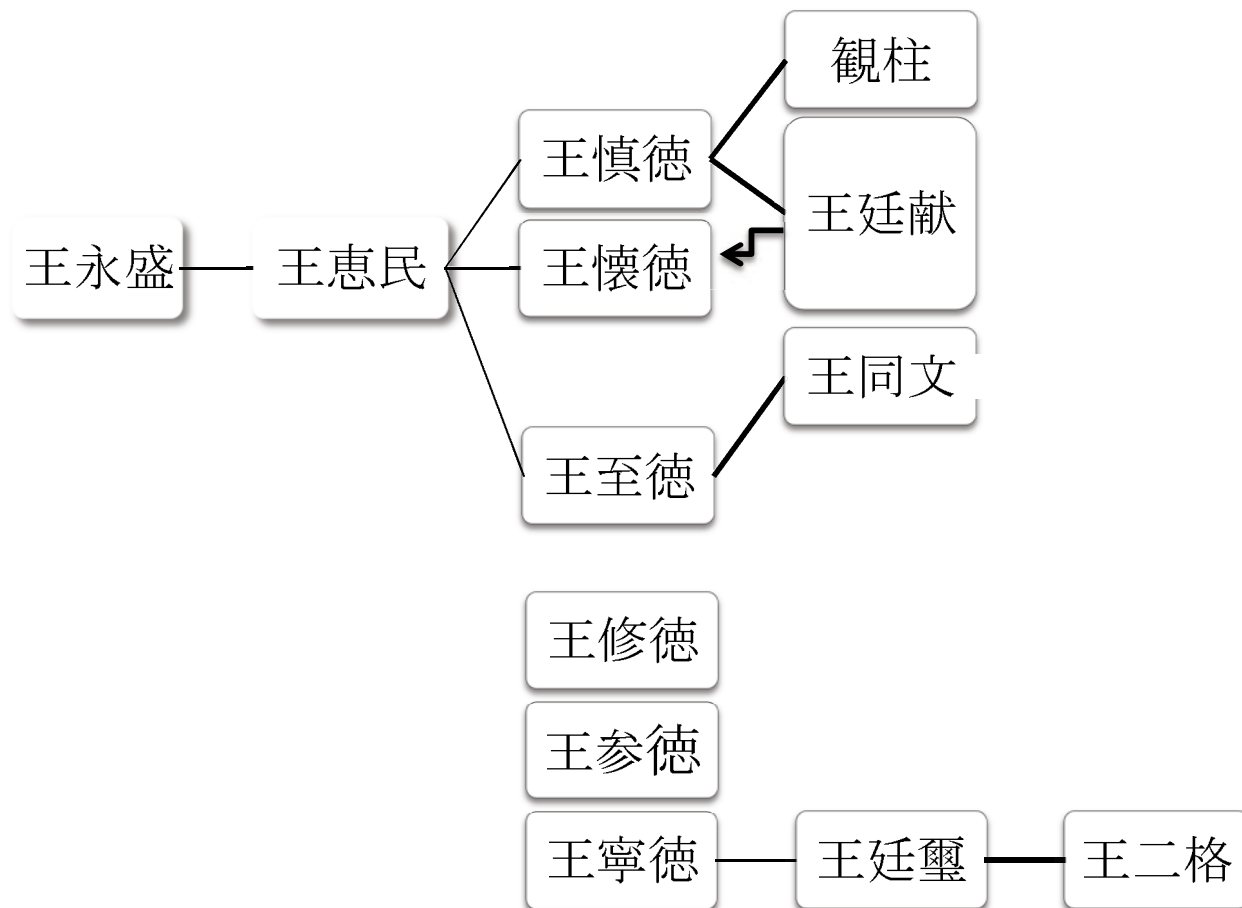
<sup>82</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 54-65 頁。

<sup>83</sup> 「内務府奏銷檔」191 册 174 頁。

<sup>84</sup> 「内務府奏案」05-140-071。

- 
- <sup>85</sup> 「內務府奏案」 05-140-071。
- <sup>86</sup> 「內務府奏銷檔」 191 冊 152 頁。
- <sup>87</sup> 「內務府奏銷檔」 113 冊 412 頁、191 冊 154 頁、194 冊 28 頁。
- <sup>88</sup> 「內務府奏銷檔」 191 冊 166 頁。
- <sup>89</sup> 「內務府奏銷檔」 229 冊 254 頁。
- <sup>90</sup> 「內務府奏案」 05-0001-010。
- <sup>91</sup> 中国第一歷史檔案館「乾隆年間查辦長蘆鹽商王至德父子虧欠帑銀案」、《歷史檔案》、2001 年 2 期。
- <sup>92</sup> 「內務府奏銷檔」 186 冊 196 頁。
- <sup>93</sup> 光緒《山西通志》錄五之二「義行錄中」、北京：中華書局、1990 年、9975 頁。
- <sup>94</sup> 前掲、「乾隆年間查辦長蘆鹽商王至德父子虧欠帑銀案」。
- <sup>95</sup> 《平定準噶爾方略》第二冊、故宮博物院編《故宮珍本叢刊》第 48 冊、海口：海南出版社、2000 年、214-215 頁。
- <sup>96</sup> 前掲、《明清檔案》72434 頁。
- <sup>97</sup> 「贈中憲大夫太僕寺銜范府君毓麟墓表」《碑伝集》卷四十二、北京：中華書局、1993 年。

図 1 王氏一族の内務府商人の系譜



\* 王廷献は王慎徳の次男であり、王懐徳の養子である。

表 1 王氏一族の主要な商業活動

項目	担当者	期間	出典
家屋の建造	王惠民と 王慎徳	康熙四十四 年	「内務府奏銷檔」128冊24頁
塩の専売	王惠民→ 王至徳→ 王同文	康熙五十三年（梁樟と共 同経営）—雍正元年 雍正元年—乾隆三十六年	「内務府奏案」05-0001-010 「内務府奏銷檔」229冊254頁 「内務府奏案」5-293-2
	王慎徳→ 観柱	不詳	「内務府奏案」5-196-26
	王廷猷	乾隆十六年—乾隆三十 年	「内務府奏案」5-220-55
	鉛の調達	王惠民	不詳
	王慎徳（七哥） 王修徳 王參徳	不詳	『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第一冊、97頁
銅の調達	王惠民	康熙四十二年—乾隆五十 四年	『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』1195頁
	王慎徳（七哥） 王修徳 王參徳	康熙五十一年—乾隆五十 四年	『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』1195頁
鉄の調達	王惠民	康熙五十三年—？	「内務府奏案」05-0001-010
人参採取	王惠民と 王修徳	康熙五十三年—康熙六十 一年	王佩環「清代東北採参業的興衰」 『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』4頁
紙の購入	王惠民	康熙四十一年から	「内務府奏銷檔」126冊218頁
紅銅の購入	王慎徳	雍正十三年	「内務府奏銷檔」187冊125頁
水銀の購入	王慎徳	雍正十三年	「内務府奏銷檔」187冊125頁
人参の売却	王慎徳	雍正十年—雍正十三年	「内務府奏案」5-1-39；「内務府奏銷檔」182冊96頁；184冊 12頁；187冊7頁。
生息銀兩の 運用	王慎徳	乾隆元年—乾隆十年	「内務府奏案」5-7-9 *内大臣養廉銀
		？—乾隆十九年	「内務府奏案」5-303-31 *健鋭營生息銀
	王廷璽→ 王二格	雍正七年—乾隆十年	「内務府奏銷檔」213冊318頁 *太監生息銀
	王至徳	乾隆二十七年—乾隆三十	「内務府奏銷檔」260-2冊212頁 *ラマ飯食銀

		六年	
	王廷猷	乾隆二十七年—乾隆三十 年	「内務府奏案」5-201-9 *宗人府生息銀
貂皮の売却	王慎徳	乾隆十一年 乾隆十四年	「内務府奏案」5-82-13 「内務府奏案」5-103-47
官錢局の経 営	王慎徳	乾隆二年	「内務府奏銷檔」198冊176頁
薪の調達	王廷璽→ 王二格	不詳	「内務府奏銷檔」219冊4頁
帽沿の店の 経営	王廷璽	乾隆七年—乾隆十七年	「内務府奏案」5-238-50
	王廷猷	乾隆十七年—乾隆三十年	「内務府奏案」5-238-50
木材の調達	王至徳	乾隆十五年	「内務府奏案」5-111-7



図 2 范氏一族の内務府商人の系譜

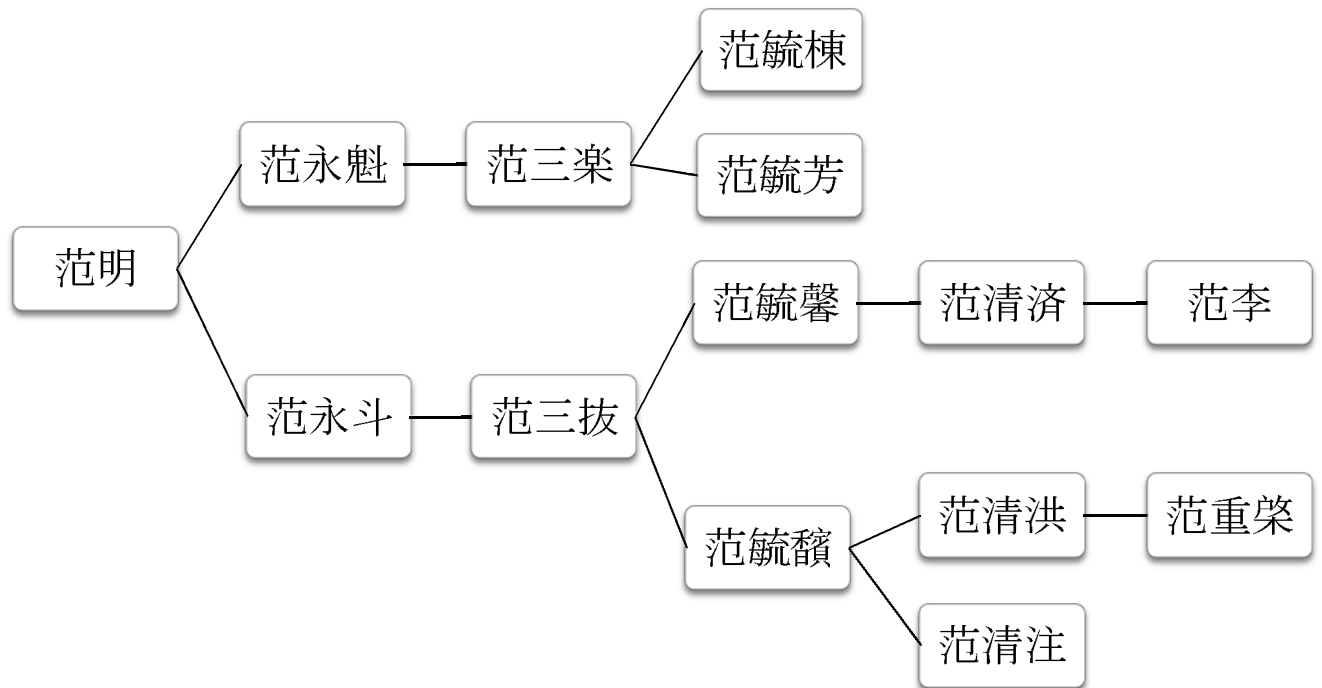


表 2 范氏一族の主要な商業活動

項目	担当者	期間	出典
毛皮の調達	范永斗 范毓積	順治二年一?	道光『万全県志』、卷十、志余、897 頁 『大連図書館蔵清代内務府檔案』 「五月銀庫収銀月摺」 第 16 冊、475 頁
	范清注	乾隆二十一年一乾隆二十六年	「内務府奏案」 5-155-39 「内務府奏銷檔」 257 冊 278 頁
銅の調達	范毓芳→ 范毓積	康熙三十八年一康熙五十四年	『關於江寧織造曹家檔案史料』、20 頁 『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』、1196 頁
	范毓積→ 范清注→ 范清洪→ 范清濟	乾隆三年一乾隆四十七年	碑文「興建媽祖殿碑記」 「内務府奏案」 5-204-61 「内務府奏案」 5-215-25 「録副奏摺」 03-0620-087
	范永斗 范毓積	康熙三十五年、康熙三十六年	碑文「重修三皇閣記」 『清稗類鈔』 農商類、65 頁。*ジュンガル
	范毓積	雍正六年一乾隆元年	『平定準噶爾方略』 第二冊、214-215 頁 「内務府奏銷檔」 194 冊 28 頁 *ジュンガル
軍糧の調達	范清注	乾隆十三年一乾隆十四年	「題本」 02-01-03-04733-006 *金川
	范毓積→ 范清注→ 范清洪→ 范清濟	雍正四年一乾隆四十七年	『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』 第 5 冊、858 頁 『明清檔案』 119 冊、66943 頁 「内務府奏案」 5-204-61 「内務府奏案」 5-215-25 「録副奏摺」 03-0620-087
	范永斗 范毓積	康熙三十五年、康熙三十六年	碑文「重修三皇閣記」 『清稗類鈔』 農商類、65 頁。*ジュンガル
塩業の経営	范毓積→ 范清注→ 范清洪→ 范清濟	雍正四年一乾隆四十七年	『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』 第 5 冊、858 頁 『明清檔案』 119 冊、66943 頁 「内務府奏案」 5-204-61 「内務府奏案」 5-215-25 「録副奏摺」 03-0620-087
人参採取	范毓積 范清注 范梓	乾隆五年一乾隆八年	『盛京參務檔案史料』 154 頁 『明清檔案』 73433 頁
内庫人参の売却	范毓積	雍正十年一雍正十三年	「内務府奏銷檔」 180 冊 234 頁 ; 182 冊 96 頁 ; 184 冊 12 頁 ; 187 冊 7 頁
		乾隆六年	「内務府奏銷檔」 207 冊 229 頁
内庫毛皮の売却	范毓積	雍正八年	「内務府奏銷檔」 178 冊 505 頁
		乾隆二年	「内務府奏案」 5-16-27
	范清注	乾隆十一年 乾隆十四年	「内務府奏案」 5-82-13 「内務府奏案」 5-103-4
鉛鋳の採掘	范毓積	康熙五十一年一乾隆五十八年	「宮中硃批奏摺」 4-1-36-82-7

馬の購入	范毓麟	康熙五十六年一？	『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』、1195 頁
木材の採伐	范毓麟	乾隆元年一？	「内務府奏銷檔」194 冊 28 頁
木材の調達	范毓麟	乾隆元年	「内務府奏銷檔」207 冊 339 頁
	范清注	乾隆十五年	「内務府奏案」5-111-7
生息銀両の運用	范清注	乾隆二十三年	「内務府奏銷檔」246 冊 230 頁
ガラスの購入	范清注	乾隆二十四年	『清実録』「高宗純皇帝実録」乾隆二十四年九月乙丑、653 頁
西洋商品の購入	范清注	乾隆十五年	『清宮内務府造辦処檔案総匯』17 冊、228 頁

## 第二章 内務府商人と内庫物品の購入と売却

### はじめに

広儲司六庫は宮廷の各種の物品を貯蔵する倉庫である。銀庫、衣庫、緞庫、茶庫、皮庫、磁庫に分けられる。宮廷生活の様々な用品が種類別に貯蔵されていた。内庫が所蔵する物品の出所はまちまちであり、納入される数量と毎年の使用量が一致しないことが多い。磁器と織物は毎年九江関監督と三処の織造に任せて作られた。受注生産なので、余剰は少ない。一方、毛皮は東北地方からの献上品であり、人参は毎年参票を発行して採取されていたので、毎年大量に納入されて使い切れていなかった。加えて、各国が朝貢を行い、献上した朝貢品の中には長期にわたって内庫に保管され、使い道のないものもあった。一方、宮廷の日常生活で使われている多くの物品は在庫が少なく、常に購入する必要がある。そのため、内庫物品の購入と売却は、内庫の管理と宮廷の日常生活の需要を満たすための重要な仕事であった。このような仕事は、内務府のために商売に従事する内務府商人にとって最も基本的な仕事である。

これまで内庫物品の購入と売却に焦点を当てた研究はほとんどなされていない。内務府について概論した研究の中では、祁美琴氏の著作『清代内務府』の「変価物品」において、六庫の売却する物品の種類が明らかにされ、人参の売却方式が略述されている<sup>1</sup>。Preston M. Tobert 氏も人参の売却方式について論述したが、他の物品の売却方式には言及していない<sup>2</sup>。人参は内庫の主要な収入として注目されており、人参の売却については研究の蓄積がある。葉志如は人参の売却方式を概観して、人参を売却する仕事は崇文門税関・三処の織造・塩政・税関等によって引き受けられる以外に、皇商と民商に請負われる場合もあったと指摘している<sup>3</sup>。滕徳永は乾隆期に売却した人参の数量、収益と人参の売却方式を整理し、人参は乾隆前中期には主に京城で売却されていたが、乾隆後期には三処の織造と兩淮・長蘆塩政に売却させるようになったと指摘している<sup>4</sup>。しかし、両氏とも内務府商人による人参の売却については詳しく検討しておらず、また雍正期から乾隆初期までの人参の売却方式は明らかになっていない。毛皮の売却について、頼恵敏氏は内庫に貯蔵される毛皮の出所を検討した上で、毛皮は粤海関・三処の織造と塩政によって売却されていたと指摘したが<sup>5</sup>、内務府商人の役割には全く言及していない。

内庫の物品の購入と売却に関する制度は、『大清会典事例』などの編纂史料に記載されておらず、『総管内務府則例』にも現れない。そのため、檔案史料を利用して、内庫の物品の購入と売却の事例を抽出し、帰納するしかない。しかし、特に内庫の物品の購入に関する檔案史料は非常に少ないため、全体像を解明することはできず、わずかな事例からその一端を明らかにしうのみである。一方、内庫の物品の売却に関する檔案史料は極めて豊富であり、康熙期から乾隆期にかけての内庫の物品売却方式とその変化を分析することができ、内務府商人の役割と位置づけを確認できる。

## 一．内庫物品の購入

宮廷の日常生活に供するために、各種の物品が内庫に貯蔵され、足りない場合には予め購入して、宮廷の使用に備えていた。一度に購入する物品は、数量は少ないが、種類は雑多で、常に内務府商人に任せて購入させていた。しかし、内庫の物品購入は日常的な仕事なので、奏摺等の檔案史料には滅多に記録されず、研究に使える史料は非常に少ない。そこで、残された一つの事例を取り上げて、内庫の物品購入方法を簡略に述べる。

『欽定総管内務府現行則例』には、内庫の物品購入方法が詳しく記載されていない。「辦買物件」の条に、

初各処咨領庫内無存物件移咨該部領取入月摺具奏。雍正二年奉旨嗣後内用零星物件何必向部領取、著買辦応用。所需錢糧數目入於月摺具奏。欽此。

最初、各処が咨文して、庫に貯蔵されていない物を受領する時、該当の部に咨文して受領させ、月摺に記録し具奏していた。雍正二年に、旨を奉じたことには、「今後、内で使用する少量の物を部から受領する必要ない。購入させて使用せよ。必要とする錢糧の數目を月摺に記録し具奏せよ」とあった<sup>6</sup>。

とある。史料中の「部」は戸部を指すと考えられる。当初、内庫に貯蔵されていない物を受領する場合には、戸部に咨文して戸部三庫から受領していたが、雍正二年（1724）以降、広儲司六庫の商人に購入させるようになった。それ以上の具体的な規定は記録されていない。内務府檔案の中にも、内庫の物品購入の管理に関する史料は、管見の限り見つからない。雍正四年（1726）十二月十九日付けの総管内務府事務和碩莊親王臣允祿の題本に、

查得広儲司茶庫員外郎昂吉図將庫内買用物料即照買売人黒塞呈報之価令其買辦、昂吉図係該庫官員、凡關係錢糧事務無論大小俱應詳查、今將辦買牛金葉價值並不詳查、即照買売人呈報之數令其辦買不合、應將昂吉図交與該処察議。買売人黒塞係耑責辦買物料之人、並不拋実呈報、乃浮冒多領銀一兩五錢、應將黒塞懲責鞭八十、將多領之銀惟追還庫。

查するに、広儲司茶庫の員外郎昂吉図は庫中に買い入れて用いる物を、買売人黒塞が呈して報告した価格でそのまま買わせた。昂吉図はその庫の官員であり、凡そ錢糧に関わる事務については、大小を問わずに詳しく調べるべきである。いま、牛金葉を買う価格を詳しく調べず、買売人が呈して報告した額で買わせたことはよろしくない。昂吉図を所轄の部署に引き渡して取り調べるべきである。買売人黒塞は専ら物品を買う人であり、実情に基づいて呈して報告せず、銀一兩五錢を多く受領した。黒塞を鞭八十で処罰し、多く受領した銀を庫に取り戻すべきである<sup>7</sup>。

とあり、内庫の物品の購入価格は庫の員外郎によって、時価を参考に設定されることが分かる。『欽定総管内務府現行則例』「買辦事宜」条には、庫ごとに商領催一人を設けて、その職務は「令其辦買六庫所無之物、併察訪時価（六庫にない物を購入させ、時価を調べる）」<sup>8</sup>とある。商領催

は内務府商人を管理する他に、購入すべき品の価格を調べて、庫の員外郎に時価の調査結果を提出し、官価を制定する参考に供していた。上述の事例では、員外郎は商人が提出した価格のまま購入させているので、内務府は庫の員外郎も商人も処罰した。商人はわずか1両5銭多く受領しただけだが、内務府によって八十回の鞭打ちに処されており、懲罰は非常に重い。さらに、雍正帝は旨を下して、「黒塞既然這次侵蝕、從前伊尚侵蝕過幾次之處着嚴行查訊（黒塞はこの度〔公金を〕使い込んだからには、以前に彼がまた何回か〔公金を〕使い込んだかどうかを厳しく取り調べよ）」<sup>9</sup>と内務府に命令した。彼の供述から内務府商人による物品購入の実態をある程度解明できる。

抛供、我自雍正二年正月起到雍正四年十月止承辦茶庫官買物料等項、從前買過物料內、①高香每束價銀八釐、礮砂每斤價銀三錢、水磨頭香每包價銀一錢、黃速香每束價銀二分、檀定香每束價銀四分、松香每斤價銀四分。此等物件俱按時價辦買、並無冒領。②再我買辦過槐子每斤時價五分、官價只領四分、櫛木每斤時價二分五釐、官價只領一分五。五倍子每斤時價四分五釐、官價只領二分三釐。此等物料因官價不敷賠墊、我屢屢稟過庫官、庫官親身確訪、於本年九月間纔照時價給銀辦買。③除現今所買牛金葉外、從前又買過牛金葉三斤二兩二分、每斤官價一兩六錢、時價值銀四錢、再買過水銀五十七斤三兩二分、每斤官價六錢、時價值銀五錢、此二宗共冒領過銀九兩四錢七分三毫三絲是實。此外並無浮冒多領等語。

供述によれば、「私は雍正二年正月から雍正四年十月まで茶庫の物品を買うことを引き受けていた。以前に買った物品の中で、①高香の価格は一束につき銀八釐であり、礮砂の価格は一斤につき銀三錢であり、水磨頭香の価格は一包につき銀一錢であり、黃速香の価格は一束につき銀二分であり、檀定香の価格は一束につき銀四分であり、松香の価格は一斤につき銀四分である。これらのものをみな時價通りに買って、不正な申告で過大に受領することはなかった。②また、私は槐子を買ったことがある。一斤につき時價は五分であるが、ただ官價四分を受領した。櫛木の時價は一斤につき二分五釐であるが、ただ官價一分五釐を受領した。五倍子の時價は一斤につき四分五釐であるが、ただ官價二分三釐を受領した。これらのものは官價が足りず、〔自己資金で〕立て替えた。私はしばしば庫官に報告した。庫官は自らはっきり調べて、今年九月にようやく時價通りに銀を与えて買わせた。③今回買った牛金葉の外に、以前に買った牛金葉三斤二兩二分があり、一斤につき官價一兩六錢であるが、時價は銀四錢に値する。また買った水銀五十七斤三兩二分があり、一斤につき官價は六錢であるが、時價は銀五錢に値する。この二つの件で合わせて不正の申告で銀九兩四錢七分三毫三絲を受領したことは事実である。これ以外には多く受領したことはない」という。<sup>10</sup>

とある。商人黒塞が購入した物品は①～③の三つのタイプに分かれる。①は時價通りに購入した物である。②は、購入した官價が時價より低く、商人は損失を出した。③には、購入した官價が時價より高く、商人は時價より多くの庫銀を受領して、「冒領」の罪を犯した。実際に②と③はどちらも庫の役人が長期に渡って時價を調査していなかったため、官價が時價と乖離していたの

である。もし商人の報告した価格で購入させれば、商人は必ず高い価格を報告して、②のように時価より低い価格で購入することはないであろう。この事件は、内務府の檔案には商人黒塞が報告した価格で購入させたと記録してあるが、実際に黒塞は牛金葉の時価が大幅に下落したことを内務府に報告せず、従来通りの官価で購入したものと思われる。この事件の場合、商人より庫の役人の責任を問うべきであるが、結局内務府は黒塞を六十回の鞭打ちに処し、商人から革職して、員外郎昂吉図には一年分の罰俸を処した<sup>11</sup>。

つまり、六庫の物品購入に対する規定によれば、庫の員外郎は常に時価によって官価を調整すべきであったが、実際は長期間時価を調査していなかった。そのため、官価と時価が乖離し、商人が物品を購入する際には、損失を出す場合も、利益を出す場合もあった。しかし、時価が官価より高くなる場合には、商人は内務府に時価を報告しても補助を得られなかったが、官価が時価より高くなる場合には、商人は内務府に時価を報告しなければ罪となった。結果的に六庫の無責任な役人によって、内務府商人の物品購入はどうしても商人側の損失を招くこととなった。

## 二. 内庫物品の主要な出所

宮廷で使用する物品は、一部の購入されたものを除き、大部分は各地から定例通りに献上されたものである。これらの物品は六庫に分けてそれぞれ貯蔵されていたが、倉庫の容量に限りがあり、長期間貯蔵すれば古くなって、宮廷で使えなくなるため、内務府は数年おきに在庫品を整理して、不要品を売却することを定めていた。内庫が売却する物品は織物、毛皮、人参であった。売却方式を検討する前に、これらの物品の出処について説明しておきたい。

### 1. 織物類

宮廷用の織物は、主に三織造に任せて毎年指定した様式に照らして織って内庫に上納させていた<sup>12</sup>。このような織物は商業目的で生産するわけではないが、過剰に生産するため、朱や緑などの好まれない色の織物が大量に残された。緞庫で長期間貯蔵している古くなった織物や織物の切れ端は売却するしかない。他にも、毎年朝鮮国の朝貢使節が献上した高麗紙や高麗布も使い道が少なく、毎年大量に余っていた。例えば、乾隆三十一年（1766）、内務府大臣らは「該国毎年進布二千七百匹、一年所用不過二百五十余匹。高麗紙該国進十三万余張、一年所用約計不過八九万張（当該の国は毎年布二千七百匹を献上し、一年に使ったのはただ二百五十匹余りに過ぎない。高麗紙をその国は十三万枚余り献上し、一年に使ったのはただ八九万枚余りに過ぎない）」<sup>13</sup>と上奏している。高麗紙と布が内庫に山積みされていたため、数年おきに一度売却する必要があった。

### 2. 毛皮類

内庫に貯蔵される毛皮は主に寧古塔、ソロン、オロンチョン、及びウリヤンハイから貢納された貂皮である。寧古塔、ソロン、オロンチョンは貂皮のみを貢納し、数量は一定ではない。ソロンが最も多く、乾隆初年以降、貢納される貂皮は毎年五千枚を超えていた<sup>14</sup>。その中には高級貂

皮もいくらかあるが、大部分は宮廷で使えない黄色の貂皮であった。ウリヤンハイは乾隆二十三年（1759）から毛皮を貢納し始め、毎年約1,000枚程度である。貂皮ばかりでなく、狐皮、水獺皮（カワウソ）、猢猻（オオヤマネコ）、豹皮、狼皮、掃雪皮（ムナジロテン？）、灰鼠皮（リス）などの毛皮も含まれる<sup>15</sup>。最も多いのは灰鼠皮である。しかし、ウリヤンハイが貢納した毛皮は、灰鼠皮を大臣に賞するために内庫に保存する以外は、全て売却された。以上の各所が貢納した貂皮の品質は、宮廷での使用や恩賞の基準に満たないため、内務府は常に商人に貂皮を払い下げなければならない。一例を挙げると、雍正九年（1731）、王公大臣に賞するための冠、毛皮をつけた服、ブーツ、帽子の裏それぞれ六千を内務府に作らせたが、内庫に貯蔵されている毛皮を使った外に、足りない分を張家口商人范毓麟に購入させ、計銀29,706両を支出した<sup>16</sup>。高級毛皮の不足ぶりが分かるだろう。

宮廷用の高級毛皮と恩賞用の銀鼠皮と灰鼠皮を補充するにあたって、対ロシア貿易は重要な役割を果たした。康熙八年（1689）、清とロシアの間でネルチンスク条約が締結されてから、ロシアは頻りにキャラバンを北京に派遣し貿易を行ってきた。ロシア側の主要な商品は毛皮である。ロシアのキャラバンが北京に到着する際、内務府は役人を派遣し大量の銀鼠皮と灰鼠皮を購入し、恩賞に備えた<sup>17</sup>。乾隆十八年（1749）、内務府は毛皮を購入するために、無等級の司庫秦保に庫銀10,000両の資金を与え、キャフタに派遣した<sup>18</sup>。それ以降、内務府は毎年役人を派遣し、商人のキャラバンを率いてキャフタで毛皮を購入し続けた。当初秦保と共にキャフタに赴いたのは、張家口商人范清注である<sup>19</sup>。乾隆二十七年（1762）、范清注が死去してからは、范氏一族は二度とキャフタにキャラバンを派遣しなかった。乾隆二十五年（1760）から、内務府はさらに回子商人のキャラバンをキャフタに派遣した。そのキャラバンは内務府の役人である劉保柱が銀20,000両を持って率い、キャフタで毛皮を購入した<sup>20</sup>。購入した毛皮の内、高級黒狐皮、青狐皮を庫に貯蔵して、余った毛皮は大部分を内務府商人に高価で売却させて、毛皮の代金とキャラバンの費用を回収していた。

内務府は以上のように二つの手段で大量の毛皮を獲得していた。また、密貿易が発覚した際、押収した毛皮も内務府に渡し、内庫に納めた<sup>21</sup>。内務府の役人はこれらの毛皮を選別し、五等以下の貂皮や宮廷用に供されない各種の毛皮を売却した。

### 3. 人参

内庫に貯蔵した人参は主に官票人参である。人参採取政策の変遷については第四章で詳述するが、康熙四十八年、戸部は初めて参引を発行し、元々八旗の共同財産であった人参資源が清朝皇室に独占されるようになった。康熙五十三年から、内務府商人王修徳らは官票人参の採取を請負って、毎年八千枚の参票を受領し、採参人夫を雇用し、人参を採取させた。「一張票徴銀四両、参二十四両（票一枚ごとに銀四両と人参二十四両を納めていた）」<sup>22</sup>と記されており、毎年内務府に上納された人参は12,000斤に達した。雍正八年（1730）に人参採取を正式に内務府商人に請負わせてから、「每票一張、收参十六両、十両交官、六両給商作本（票一枚につき人参十六両を



徴収し、十両を官に納め、六両を商人に資本として与える)」<sup>23</sup>と定められたが、商人が採参人夫に与える参票の数は規定されなかった。その結果、乾隆九年（1744）までに毎年商人から上納された人参の数量は、1,356 斤から 3,697 斤の間であった。長期にわたる採取によって、人参資源は次第に枯渇し、加えて人参の産量を回復させるために、参山（人参を採取する山）は順番に一定期間採取が禁止された。そのため、得られる人参の数量は減少し、毎年の収穫高は数百斤程度にまで下がった。

また、康熙五十三年、打牲ウラの総管綏哈那が、蜂蜜を採集する壮丁 150 人に一年おきに蜂蜜、一年おきに人参を採集させることを上奏した。これが批准されて以降は、打牲丁は毎年 3,000 両、即ち 187.5 斤の人参を貢納した<sup>24</sup>。

官票人参、打牲丁人参、盗掘して没収された人参は毎年京城に運ばれ、重量を計って等級を付けた上で茶庫に貯蔵された。泡丁、参須、参屑<sup>25</sup>等は全て売却され、内庫の収入を増やすために、庫蔵の下の人参の一部も選別して売却された。

### 三．内庫の物品の売却

#### 1．織物類

内庫に貯蔵された高麗布・高麗紙の売却は、雍正期から乾隆初年頃まで商人に任されていた。雍正八年十一月二十五日に、内務府は上諭を奉じて、

広儲司庫内所存高麗布、高麗紙甚多。和碩莊親王、内務府総管海望查明料理。

広儲司庫内に貯蔵した高麗布、高麗紙は甚だ多い。和碩莊親王、内務府総管海望が調べて処理せよ<sup>26</sup>。

と指示した。そして、在庫の物品を調べて、内務府商人馬成龍を派遣し、一等の高麗布 30,000 匹を売りに出させた。管見の限り、これは内務府檔案の中で、高麗布の売却に関して初めて言及した記録である。初めての売却なので、内務府は各等級の高麗布の価格と数量を規定したが、商人が代金を納める期限を定めていない。そのため、雍正十一年（1733）までに、馬成龍が売却した高麗布は半分にも満たず、内務府事務監察御使傅参に弾劾された。そして、馬成龍は内務府に「高麗布與尋常布匹不同、一時難售売、懇請多寛期限交納価銀、方敢領買（高麗布は普通の布と異なる。短期間では売却し難い。銀を納入する期限を延長していただければ、敢えて買い取る）」<sup>27</sup>と呈した。そのため、内務府大臣は、馬成龍が雍正十一年六月中に残った高麗布を全部庫から受領して、布の代金を翌年までに納入することを認めた。

乾隆期においては、馬成龍の件の教訓を活かして、内務府は売却すべき高麗布、紙を崇文門商人に交付し、価値を見積もった後、商人に販売させた。商人は物品の代金を支払ってから、物品を受領して販売するようになった。長期間にわたって庫銀を滞納することを防ぐためである。乾隆四年（1739）月二十五日、総管内務府は高麗布と高麗紙を売却しようとして上奏した。その奏摺には以下のように記録されている。

是伝崇文門買売人等驗看、拋称、高麗布匹、紙張并非旗民必需之物、恐一時難以銷售、請將頭等生高麗布每匹作価七錢、熟高麗布每匹作価六錢、次等各色高麗布每匹作価五錢五分、霉爛糙旧各色高麗布每匹作価銀三錢、三号高麗紙每張作価銀一分。其布匹、紙張陸續交銀領出售売、応如買売人張永明所請、將此項布匹紙張陸續交銀領取変売、如旗民人等有情願認買者、亦准其交価領買、所得銀兩交納広儲司銀庫。

そこで崇文門商人らを呼び出して、〔高麗布と紙を〕検査させた。〔崇文門商人〕は「高麗布と紙は旗人と民人にとって必需品ではなく、恐らく短期間では売りさばきがたい。一等の生高麗布には一匹につき七錢と価格を定め、熟高麗布には一匹につき六錢と価格を定め、二等の各色の高麗布には一匹につき五錢五分と価格を定め、カビが生えて腐ったり、粗雑で旧くなったりした各色の高麗布には一匹につき銀三錢と価格を定め、三号の高麗紙には一枚につき銀一分と価格を定めることを請う」と述べた。〔商人に〕この布と紙を次々と銀と引き換えに持ち出させ、売却させる。商人張永明の要望の通りに、次々とこの件の布と紙を代銀し引き換えに受領させ売却させるにあたり、もし旗人や民人で買おうとする者がいれば、また代銀を支払って、買い取ることを許す。得た銀兩を広儲司銀庫に納める<sup>28</sup>。

史料中では、商人張永明の身分を明らかにしていないが、張永明が内務府に文書を直接呈することができることから、彼は内務府と密接な関係を持っていたと思われる。商人は何回かに分けて高麗布と高麗紙を受領すると同時に、旗人と民人に対しては、まだ商人に受領させていない分の高麗布・紙を購入させ、高麗布・紙の売却を進めた。そして、このように時価で売却する仕組みは定例となり、「嗣後如有不能用完以致経久堆積者亦照此奏聞辦理（これ以降、もし使い切れなくて、長い間積まれている者があれば、またこれに照らして、奏聞した上、処理せよ）」<sup>29</sup>とされた。

乾隆十年、内務府は高麗布・紙の時価売却の仕組みを改定し、売却すべき高麗布と紙を「估定価値准旗民人等有情願認買者令其交価領買（価格を見積もって、旗人や民人で買おうとする者がいれば、代金を支払って買わせることを批准する）」<sup>30</sup>とした。つまり、一括で請負う内務府商人を指定せず、旗人と民人に直接バラ売りをした。これは民人が内庫の物品の時価売却を請負う方式の基礎となった。

乾隆三十一年、時価売却政策に大きな変化が起きた。乾隆三十一年十二月六日の内務府大臣の奏摺に、

今照乾隆十六年變価之例、令崇文門商人每件約估價值、共值銀六万二千六百五十九兩四錢、復令商人李廷榮詳加估價、共值銀六万七千一百九十四兩四錢。較比崇文門商人所估之數多值銀四千五百三十五兩。

今乾隆十六年の變價の例に照らして、崇文門商人に一件ごとに価格を見積もらせると、合計銀六万二千六百五十九兩四錢となった。また商人李廷榮に詳しく見積もらせると、合計銀六万七千一百九十四兩四錢となった。崇文門商人の見積もりと比べると、銀四千五百三十五兩

多い<sup>31</sup>。

とあるように、崇文門商人と他の商人が別々に価格を見積もっている。李廷榮の見積もり価格は崇文門商人よりも高かったため、高麗布と紙を李廷榮に受領させ、四年間の期限を定めて、代金を広儲司銀庫に納入させた<sup>32</sup>。この檔案史料には、商人李廷榮の身分が明記されていないが、彼と崇文門商人が別々に価格を見積もっていることから見ると、彼は内務府系の商人ではなく、民商であると推定できる。こうして、内務府で貯蔵する高麗布と高麗紙の時価売却の方式は、内務府商人による請負いから民商による請負いへと転換していった。

繻子や緞子等の絹織物は高麗布と異なり、旗人と民人の日常用品である。そのため、内務府は宮廷から持ち出した使い道がない絹織物と手ぬぐいの中から、再利用できる物を選び出し、庫で貯蔵する絹織物に、「顔色稍旧、微有風跡、難以予備内庭伝用（やや褪色し、少し風化して、宮廷内で使い難い）」という但し書きのようなものを付け、価格を見積もった上で、抱き合わせで王公大臣らにバラ売りした。これは、王公大臣らにとっては「既獲適用之物、而所交価値較市価且為減省（使いやすいものを得られ、しかも支払った代金も市価より少ない）」<sup>33</sup>というメリットを生み出した。しかし、王公大臣らの購買力には限りがある。しかも抱き合わせ販売なので、必ずしも王公大臣に好まれるものとは限らず、完売は難しかった。例えば、乾隆二十四年（1759）十一月には、宮廷から持ち出した緞子・綸子・繻子などの絹織物 11,136 枚、手ぬぐい 600 枚があり、緞庫から選び出した緞子と薄絹など 5,843 匹、高麗布 11,500 匹があった。内務府大臣はこれらの絹織物を抱き合わせにし、418 セットに分けて、高麗布と一緒に価格を見積もって王公大臣らに買わせた。しかし、乾隆二十五年九月までにまだ絹織物 125 組、高麗布 2,285 匹が残っていた。そのため、内務府は商人王起鳳を呼び出して売却させた。内務府大臣の奏摺に、

随伝喚商人王起鳳按件估計、擬稱、緞紗内亦有綾・綢・葛布不等、必須隨時零星變売、方能全行售出、請給期一年交納銀兩。

そして、商人王起鳳を呼び出して一件ずつ見積もらせると、〔王起鳳〕によれば、緞子・薄絹の中に、綸子・繻子・葛布も多少ある。必ず随時少しずつ売り出してこそ、はじめて売り切れる。一年を期限として銀兩を納入させることを請う<sup>34</sup>。

とあるように、売れ行きが悪いものを全部一括で内務府商人に任せて、売却させた。

乾隆三十二年（1767）正月、絹織物の売却方式を高麗布の売却方式に統一し、崇文門商人と李廷榮に別々に見積りを出させた。その結果、李廷榮の見積もりの方が高かったため、彼に絹織物を売却させた<sup>35</sup>。乾隆三十年（1765）から乾隆三十六年（1771）にかけて、内務府が相次いで李廷榮に売却させた高麗布・高麗紙・絹織物などの価格は計 135,000 両余りに上り<sup>36</sup>、内庫に貯蔵される織物の売却は李廷榮が数年間独占していた。

しかし、内務府は必ずしも商人の見積もり通りに売却させたわけではなかった。乾隆三十五年、宮廷から持ち出した絹織物等を商人に見積もらせ、商人はみな 36,000 や 37,000 両と見積もった

が、内務府大臣らはこの値段に満足しなかった。内務府大臣福隆安・英廉らの上奏に、

細査各物所値尚多、此乃商人勒索、希圖多獲利益、遂親率司員逐件斟酌、詳細確估、計共值銀四万四千五十八兩零。

詳しく調べると、各物の価値は〔見積もりより〕さらに高い。これは商人が価格を抑え、多くの利益を得ようと図っているのである。そこで、〔広儲〕司の役人を率いて、一件ずつ熟慮して詳細確実に見積もると、合計で銀四万四千五十八兩余りとなった<sup>37</sup>。

とある。そこであらためて商人を召募し、この価格で商人に売却させた。内務府は売却する物品に対する見積もりを詳細に行って、評価額を市場価格と一致させ、より高い価格で商人に売却させたのである。

## 2. 毛皮類

雍正期から乾隆初年にかけて、毛皮の売却は織物類と同様に内務府商人が引き受けていた。各地から献上された貂皮は、五等以上の物を王公大臣らに賞するため、広儲司皮庫に収めたが、他の黄貂皮は何年かおきに売却していた。雍正五年（1727）から、内務府は長期間貯蔵していた黄貂皮を売却したいと上奏した。

查雍正五年、庫貯五等貂皮・黄貂皮二万七千九張之内、送出年久変色索倫五等貂皮二千張、索倫黄貂皮五千張、寧古塔黄貂皮三千張、其変色五等貂皮每張作価三兩、索倫黄貂皮作価銀二兩、寧古塔黄貂皮一兩五錢、請交與買売人変売等因具奏。奉旨、所議甚是。依議。索倫五等貂皮不必変価、著存貯内庫以備賞用。欽此。

查するに、雍正五年、庫に貯蔵する五等の貂皮・黄貂皮二万七千九枚の内、旧く色が変わった索倫五等貂皮二千枚、索倫黄貂皮五千枚、寧古塔黄貂皮三千枚を送り出した。この色が変わった五等貂皮を一枚につき三兩と見積もり、索倫黄貂皮を銀二兩と見積もり、寧古塔黄貂皮は一兩五錢として、買売人に交付し売出させると請う、と上奏した。旨を奉じたことには、「議したことは甚だよい。議したとおりにせよ。索倫五等貂皮を売却しなくてもいい。内庫に貯存し恩賞と使用に備えよ」とあった<sup>38</sup>。

この史料には商人の姓名が記録されておらず、「請交與買売人変売」とあるだけである。しかし、雍正八年の、内庫に貯蔵する毛皮を雍正五年の例に照らして買売人范毓積らに売却させるという奏摺から見て、雍正五年の「買売人」は内務府商人を指すと判断できる<sup>39</sup>。また、乾隆十一年（1746）十二月十七日の総管内務府の奏摺に、

查得乾隆二年皮庫所貯黄貂皮内選出年久変色黄貂皮一万張、其索倫黄貂皮每張作価銀二兩、寧古塔黄貂皮每張作価銀一兩五錢、奏准交與王慎徳・范毓積変価在案。

查するに、乾隆二年に、皮庫に所蔵する黄貂皮の内、旧くて色が変わった黄貂皮一万張を選

び出した。索倫黄貂皮を一枚につき銀二両と見積もり、寧古塔黄貂皮を一枚につき銀一両五錢と見積もった。王慎徳・范毓麟に売却させることを奏して批准された。

とある。乾隆二年（1737）に王慎徳が毛皮を売却する仕事を引き受けたことが分かる。乾隆三十年まで、内庫の毛皮の売却は例外なく范氏と王氏に任されていた。詳しい内容は下の表にまとめた<sup>40</sup>。

表 3 雍正五年—乾隆十四年の内庫の貂皮の売却数量表

年代	内庫に所蔵する貂皮の数 (枚)	内庫に残した貂皮の数 (枚)	売却する貂皮の種類と数 (枚)		商人
			ソロン	寧古塔	
雍正五年 (1727)	27,009	19,007	5,000	3,000	不詳
雍正八年 (1730)	20,418	10,418	10,000	0	范毓麟等
乾隆二年 (1737)	20,643	10,643	4,000	6,000	范毓麟・王慎徳
乾隆十一年 (1746)	22,853	7,583	12,300	2,700	王慎徳・范清注
乾隆十四年 (1749)	33,442	13,422	12,333	7,667	王慎徳・范清注

乾隆十八年から内務府はキャラバンをキャフタに直接派遣して毛皮を購入し始める。購入した毛皮等の内、宮廷で使われる黒狐皮・青狐皮・回子緞・金銀線・花辺等を内庫に留め、武備院が香羊皮の一部を選び出し、余ったものは全て内務府商人に売却させた。たとえば、乾隆二十六年（1761）六月、范清注と回子のキャラバンがキャフタから持ち帰った毛皮等は、内庫に貯蔵したものを除き、あわせて香羊皮 104 枚、海龍皮 75 枚、青狐腿 77 組、銀鼠皮 51,661 枚、灰鼠皮 25,160 枚、各色の毛氈 1,138 尺であった。総管内務府は「伝商人王起鳳、令其逐一料估価値（商人王起鳳を呼んで来て、一つずつ見積もらせた）」とあるように、王起鳳に見積もりを任せていた。見積額は合計価格 16,168 両 2 錢 6 分であり、買値より 2,728 両 9 錢 3 釐多く見積もっていた。半年の期限を定めて、広儲司銀庫に納入させた<sup>41</sup>。王起鳳は乾隆期に活躍していた長蘆塩商である。彼はキャフタに貿易に行ったことがあり、内務府と深い関係を持っている官商である<sup>42</sup>。乾隆二十七年、二十九年の前後二回わたって、彼にキャフタから購入した毛皮を売却させた<sup>43</sup>。

毛皮の売却方式にも、乾隆三十年以降、著しい変化が起きた。崇文門商人と民商が別々に見積もった上に、民商に売却させる方式に変わったのである。例えば、乾隆三十三年（1768）正月二十四日付けの総管内務府の奏摺に、

臣等謹將前項無用項皮張令崇文門商人約估価値、共值銀六千七百二十八兩四錢九文、復招皮行商人范国英詳加估計、共值銀八千二百六十三兩五錢五分、較之崇文門所估之數多值銀一千

五百三十五兩六分、臣等照依商人范国英所估銀八千二百六十三兩五錢五分、請賞限一年、按照市平交納広儲司銀庫。

臣らは謹んで、前に〔書いた〕使い道のない毛皮を崇文門商人に見積もらせたところ、合計で銀六千七百二十八兩四錢九文となった。また皮行商人范国英を呼び出して詳しく見積もらせたところ、合計で銀八千二百六十三兩五錢五分となり、崇文門の見積もりより銀一千五百三十五兩六分多い。臣らは商人范国英の見積もった銀八千二百六十三兩五錢五分の通りに、期限一年を賞与し、市平によって広儲司銀庫に納入させることを請う<sup>44</sup>。

とある。范国英は「皮行商人」である。すなわち京城において毛皮類の見積もりや販売に従事している牙行の商人である。毛皮の牙行商人は政府から牙帖（許可証）を受領し、税金を納め、都市の市場において毛皮類を見積もったり、売買を仲介したりしていた。都市の市場管理にも参与しており、地方政府と密接的な関係を持っていた。牙行商人は、内庫の物品売却への参与を通じてその重要性を高め、崇文門商人の役割を相対的に低下させた。乾隆四十一年（1776）十月、内庫の毛皮と布を売却する時、内務府大臣らは崇文門商人による見積もりという手順を飛ばして、直接民商に任せて見積もらせた。

今招得商人汪新惠將前項皮張等項共估交庫紋銀四千二百四兩三釐、較比上次變價之數、其價均稍有增加、應令該商先交價領變可也。

現在、商人汪新惠を召募して、前に書いた毛皮などの物品に対して、合計で紋銀四千二百四兩三釐を庫に納入すると見積もった。前回に比べると、売却する数とその価格は共にやや増加した。当該の商人に先に代金を納入させてから、〔物品を〕受領させ売却させるがよい<sup>45</sup>。

これ以降、応募した商人の見積もりが、前回の価格と比較して高ければ、商人の見積もり通りに売却させるようになった。

応募条件に相応しい商人がない場合、内務府は一時的に織造・税関監督に売却させることもある。乾隆三十九年（1774）、総管内務府は毛皮を売却する方式を議して、以下のように述べた。

依従前招商認買、縁旧商身有交之項尚在未完、若交伊領去、恐生移旧補新之弊。於錢糧甚有關係。而新招之商窺知勢在必交變之物、多方勒價、希冀大填欲壑、又與錢糧無益。

前のように商人を召募して買わせれば、もとの商人は納入すべき庫銀をまだ完納していないので、もし彼に受領させると、前回の物品の代金をもって今回の代金を補う弊が生ずる恐れがあり、錢糧とも関わるところが大きい。だが、新たな召募された商人は、どうしても売却しなければならぬ物を見透かして、何とか値を引き下げて貪欲の谷を埋めようとするので、やはり錢糧に対して益がない<sup>46</sup>。

新商人が一時的に見つからず、内務府は、「照分變參斤之例均勻分派長蘆・兩淮塩政、江蘇・蘇州・杭州織造、粵海監督等六処照原置價加一成、共交銀三万六千七百兩三錢二分、給限一年、

如数変交内庫（人参を売却する例に照らして、長蘆・両淮塩政、江蘇・蘇州・杭州織造、粵海監督等六つの衙門に平均に分けて、もとの買値よりさらに一割りを加えた価格によって、合計で銀三万六千七百両三錢二分を納めさせることとし、期限一年を与え、数通りに売却して内庫に納めさせる）」<sup>47</sup>と上奏した。こうして、乾隆三十八年（1773）以降、相応しい商人がない場合、物品を六衙門に交付して、売却させることが定例となった<sup>48</sup>。

皮庫の貂皮については、商人に任せて売却させる以外に、もう一つ売却方式がある。乾隆三十一年十一月、衣庫員外郎文徳と広儲司八品司庫兼買辦催長四徳は、冠の縁を扱う店を開いて、ウリヤンハイから献上された貂皮を選び出し、染色して、宮廷用の冠の縁を作った。余った貂皮は彼らに売却されるようになった。

查烏里洋海所進皮張俱不堪内用、向係全行變価、此内貂皮一項拋文徳等説尚可燻染応用。請將此項皮張俟每年送到奏准變価時即交文徳等飭令照原定価値如数交銀領買、以便燻染応用。務將此上好者並伊等購買之上等皮沿一併敬謹選択応用、其余令其自行變売。

查するに、ウリヤンハイに献上された皮張はみな宮廷用に堪えない。昔から全部売却されていた。その中で、貂皮というものは、文徳らによれば、まだしも染めて使用できるという。この種の皮張については、毎年送って来て売却することを奏して批准された後、直ちに文徳らに与えて、もとの定価どおりに銀を納めて受領させ、彼らに任せて染めて使用することを請う。その内の良質なものと、彼らが購入した上等の皮の縁の中から選択して使用させ、余ったものは彼らに自ら売却させる<sup>49</sup>

乾隆三十九年十一月の内務府大臣の奏摺には、皮庫に貯蔵したウリヤンハイの貂皮について、「衣庫所属帽房年例領取貂皮五百張（衣庫に属する帽房が毎年例に照らして貂皮五百張を受領する）」<sup>50</sup>とある。また、乾隆四十一年十月、総管内務府が、「衣庫年例領染做上用冠沿黄貂皮五百張、令其按照估變価値一体交価（衣庫が毎年例に照らして皇帝の冠の縁を作るための黄貂皮五百張について、売却する価格通りに代金を納入させる）」<sup>51</sup>と奏したことから見れば、冠の縁の店は、毎年売却する時に見積もった価格でウリヤンハイの貂皮 500 枚を購入し、貂皮を染めて冠の縁を作って、上等のものを上納してから、余った冠の縁を自ら売り出していた。仕上げた貂皮はより高い価格で売却できるので、その代金を持って宮廷用の冠の縁のコストを埋めたのである。

### 3. 人参

康熙から乾隆期まで、内庫に貯蔵される人参の数は大体数千斤を超えていた。人参は内庫の物品の中で、最も価値が高く、内庫の重要な収入源であった。葉志如氏・滕徳永氏は乾隆期の人参の売却を中心に検討して、人参売却の仕組みをほぼ明らかにした。それ故、本節では、内務府商人による人参の売却に焦点を絞って検討する。葉志如氏によると、康熙期においては、内庫に所蔵された人参は、主に崇文門税関に売却させている<sup>52</sup>。康熙五十六年、人参を商人王廷遠に売却させようとしたが、商人は先に内務府に人参の代金を納めなければ人参を受領することができず、

「缺少本銀、尚需借錢交款、又因在京售売、一時恐不能完結、而運往外省售売、又需盤纏運費（資本の銀が足りず、また代金を納めるために借金する必要がある。また、京城で売り出しても、すぐには完売できない恐れがある。外省に運送して売却すれば、また旅費や運賃が必要となる）」<sup>53</sup>とあるように、商人にとってはハードルが高く、人參の見積もり高くすることができなかった。人參の収入を確保するため、康熙帝は最終的に蘇州・杭州・江寧の織造に交付し、売却させた。この事例から康熙期には既に多様な人參の売却方式があったことが確認できる。内務府官員は人參数の多寡と南方・京城の時価によって、売却の方式を選択しており、内務府商人もその選択肢の一つであった。

雍正期に入り、内庫に所蔵される人參の売却は内務府商人に任された。雍正十年（1732）・十三年（1735）には、范毓積・王慎徳と王常保三人が人參売却を請負った。三人が人參売却を請負った時の人參の数量と価格の状況を以下の表にまとめた<sup>54</sup>。

表 4 雍正十年一十三年の内庫の人參の売却数量と価格表

年分	人參			泡丁 価格（兩）	參須 価格（兩）	參渣末 価格（兩）
	在庫の人參	売却	価格（四等/五等）（兩）			
雍正十年 1732	4497 斤 4 兩 5 錢	3500 斤	85	24	7	3
			56.5			
雍正十一年 1733	2653 斤 8 兩 8 錢	1700 斤	90	29	7	3
			61.5			
雍正十二年 1734	1473 斤 9 兩 3 錢	200 斤	90	29	7	3
		300 斤	61.5			
雍正十三年 1735	1313 斤 5 兩 4 錢	無し	無し	34	12	8
		500 斤	65			

長期にわたる採取により、人參の収穫高は次第に減少し、等級も下がっていった。雍正十年から十二年まで、売却する人參には、一部、四等のものが含まれていたが、雍正十三年以降は、五等の人參しかなかった。収穫高の減少にしたがい、人參価格は急上昇した。雍正十三年、内務府大臣は「市場の人參が極めて少なく、価格も高いため、現在売却すべき五等人參に一斤につき銀三兩五錢を増加し、三十四兩とする」<sup>55</sup>と上奏した。泡丁・參須と參渣末も三兩五錢値上げした。



しかし、雍正帝は商人が価格をつり上げたと思い、「売却すべき人参を商人范毓積らに交付することを止めよ。彼らに交付すれば、また価格をつり上げて売却する。内務府大臣たる汝等は良い人を出して、官房を選んで店を開き、この定価通りに売却するがよい。そうすれば、人参の価値が安定し、人も安い価格で購入できる。これから時価が官価より下がったら、時価通りに少し下げて売却するがよい。もし売り切れなければ、元通りに保管する。もし売り切れて足りなくなれば、暫時止めてもよい」<sup>56</sup>という旨を下した。雍正帝は、内務府商人が人参売買を独占すれば、利欲に駆られて人参の価格を過度につり上げると思い、内務府官員を派遣して定価通りに人参を売却させようとした。乾隆元年（1736）、乾隆帝は「官参を売却することは、決して何両かの錢糧のためではない。特に、人参というものは病気を直すのに有益な物である。あまねく賞与することはできないので、このように価格を決めて、衆人に平均に利益を得させたいと思うのである」と旨を下して、さらに「商人に決して買わせてはならない。彼らが買い取ったら、さらに高い値を取って売ることになる。人参を用いることに全く利益はない」<sup>57</sup>として、人参の売却を内務府の官員に処理させた。しかし、檔案史料には乾隆初年に范毓積は相変わらず人参の売却を請負っているという記述が散見される。乾隆六年、范毓積は人参の売れ行きが悪いので、内務府に呈文し、人参代金納入の期限延長を願い出た。乾隆帝は人参の売却を塩政・織造に任せるという命令を下した<sup>58</sup>。乾隆七年三月、内務府は「乾隆六年九月十八日経臣衙門奏称、查得交與范毓積變価参斤范毓積業經交與買売人等運往蘇州・湖広等処售売去訖、俟下年官票人参到時臣等遵旨分給三処織造及三処塩政變売之処另行辦理（乾隆六年九月十八日に臣の衙門が奏したことには、查するに、范毓積に交付して売却させる人参を、范毓積は既に商人に交付して蘇州・湖広などの地域に運送し、売却しに行かせた。来年の官票人参が着いた時、臣等は旨に遵って三処織造と三処塩政に分けて交付し、売却させることを別に辦理する）」<sup>59</sup>と上奏した。これ以降、内庫が貯蔵する人参の売却は、主に織造・塩政・税関監督によって行われたが、時々内務府商人に任せられることもあった。人参が内務府商人によって京城で売却された原因は二つある。一つは、売却すべき人参の量が少なく、江南に送る必要がないことである。もう一つは、京城の人参価格を抑えるためである。例えば、乾隆十年（1745）正月初六日付の内務府の奏摺に、

目今参斤市価昂貴、請將現存五等人参内揀選好者八十二斤十一両存庫以備應用外、其余五等人参二百八十斤、泡丁九十一斤八両、蘆須七十八斤、参渣末二十四斤、請將售売以平市価。其所売参斤若交三処織造並三処監督售売而京城参斤不免昂貴、況応売人参数無多、不便分給三処織造並三処監督售売、仍照乾隆九年七月十九日奏准價值人参每斤価銀九十両、泡丁每斤価銀五十両、蘆須每斤価銀十六両、参渣末每斤二十四両、以上共計価銀三万一千五百九十九両、令買売人具呈向広儲司領参分買。

現在、人参の市価が高い。現に貯蔵されている五等人参の中から良いもの八十二斤十一両を選んで、庫に貯蔵して使うのに備える外、余った五等人参二百八十斤、泡丁九十一斤八両、蘆須七十八斤、参渣末二十四斤を売却し、市価を安定させる。その売る人参について、もし

三つの地域の織造と三つの地域の監督に売却させれば、京城の人参が高騰することを免れな  
い。その上、売るべき人参の数が多くないので、三つの地域の織造と三つの地域の監督に配  
りにくい。相変わらず乾隆九年七月十九日に奏准した価格通りに、人参一斤につき銀九十両、  
泡丁一斤につき銀五十両、蘆須一斤につき銀十六両、参渣末一斤につき二十四両と見積もり、  
以上を総計して銀三万一千五百九十九両と見積もった。買売人に呈文させ、広儲司から人参  
を分けて買い取らせる<sup>60</sup>。

とある。京城の人参価格を安定させるため、内務府は臨時に内庫から大部分の五等人参を出して、内務府商人に売却させた。同年は虫食いの人参も数量が少ないため、京城で売却された<sup>61</sup>。

また、乾隆十年以降、京城で売却する人参を京城の官員に各々購入させることが、人参売却の重要な方式となった。官員が購入しても、なお余っている人参をさらに内務府商人に売却させた。例えば、乾隆十年、売却すべき人参について、「令旗人向広儲司銀庫交銀領参分買、若旗人不行買完、如有余剩者再令買売人領買。其所得銀兩入於月摺具奏（旗人に広儲司銀庫に銀を納めさせ、人参を分けて買い取らせる。もし旗人が買い切れず、余剩があればあらためて買売人に買い取らせる。得た銀兩を月摺に入れ具奏する）」<sup>62</sup>とある。つまり、乾隆期に入り、内務府商人は次第に内庫の物品売却の担い手という地位を失っていったが、一方で京城においては人参売却で重要な役割を果たしていた。

## おわりに

内庫の物品購入・売却は内務府商人の主要な職責である。内庫の物品購入は内務府商人によって行われた。六庫の官員は価格を設定し、商人に対しても、ある程度の管理を行ったが、職務怠慢であったために、めったに時価を調査しなかった。その結果、官価が時価と乖離して、商人に損失を蒙らせた。商人はたとえ数両でも庫銀を多く受領すると、鞭打ちに処せられ、内務府商人から革職された。庫の役人の無責任によるものであっても、商人に重い罰が科されたため、内務府の最下層に位置する小商人は非常に困窮していたと思われる。一方、内庫の物品を売却する仕事は概ね范氏・王氏をはじめとする大商人に任せていた。康熙・雍正期から乾隆初年にかけて、内務府商人は内庫に貯蔵された様々な物品の売却を請負った。価格は商領催によって予め相場を予想した上で定められた。織物類の売却の例から見ると、定価は市場価格と同じくらいであったが、市場価格を超えることもあった。商人は必ずしもすぐに物品を売り捌けたわけではなく、内務府の庫銀を滞納した。そのため、内務府は他の売却の方法を模索していった。

内庫に貯蔵される物品の売却方式は多種多様である。一般的に、どの方法を採用するのかは、価格の高低によって決められた。それ以外にも二つの重要な要素ある。一つは、京城の官員を優遇することである。内庫に貯蔵されたものは宮廷では使わないが、民間では珍しいものであり、民間で作られた商品より質が優れている。そのために京城の王公大臣に優先的に購入させた。もう一つの要素は、京城の市価を安定させることである。京城付近の物価は王公大臣及び京城の旗

人民人の生計に直接関わり、特に菓である人参の価格には皇帝も注目していた。内務府は人参売却の地域を指定することによって、京城の人参価格を安定させていた。人参の売却方式について、皇帝と内務府の意見が合わない場合もある。内務府は宮廷財政の管理者という立場から、内庫の収入増を目的として、価格が高い人参売却の方式を選んだ。一方、皇帝は民間の生計に主眼を置き、利益の追求を度外視していたことが、その理由である。

京城で内庫の物品を売却する方式は乾隆三十年から大きく変化した。これは内務府商人の衰退、京城商人の発展という趨勢と直接関わりがある。康熙末期から雍正期にかけての数十年間は、内務府商人の数が最も多く、最も活躍していた時期である。乾隆期に入り、多くの内務府商人は庫銀を滞納して革職された。王氏・范氏一族は様々な内務府の仕事を独占し、内庫の物品の売却も行ってた。しかし、乾隆三十年以降、彼らは滞納した内庫銀が日増しに増加するにつれ、経営を維持できなくなっていった。内庫の織物類、毛皮類の売却は次第に民商に請負われるようになった。まず崇文門商人が物品を見積もり、さらに民商が各々価格を呈して、最も高い価格を提示した商人に引き受けさせた。基準価格を定める崇文門商人の重要性は次第に低下した。乾隆四十年以降、内庫の物品価格の決定については、商人が価格を提示して、内務府大臣が前回の価格と比較して確認するという形となった。

内庫の物品売却を引き受けた商人の中で、京城の牙行商人は重要な存在である。彼らは内務府商人と似て政府と深い関係があり、特権を持っていた商人であるが、民商に高値を付けさせるという売却方式には、市場の自由化に向かう趨勢が認められる。

---

<sup>1</sup> 祁美琴『清代内務府』、北京：人民大学出版社、1998年。

<sup>2</sup> Preston M. Torbert: *The Ch'ing Imperial Household Department: A Study of Its Organization and Principal Functions, 1662-1796*, Harvard Univ Asia Center, 1977.

<sup>3</sup> 葉志如「従人参専采専売看清宮廷的特供保障」『故宮博物院院刊』、1990年1期。

<sup>4</sup> 藤徳永「乾隆朝内務府対庫存参斤的管理：『参斤変価』為考察対象」『故宮博物院院刊』、2011年4期。

<sup>5</sup> 頼恵敏「清代乾隆朝内務府的皮貨買売與京城時尚」『故宮學術季刊』第21卷1期、2003年。

<sup>6</sup> 『欽定総管内務府現行則例二種』第三冊、『故宮珍本叢刊』308冊、海口：海南出版社、2000年、379頁。

<sup>7</sup> 大連図書館編『大連図書館蔵清代内務府檔案』、第八冊、北京：国家図書館出版社、2010年、539頁。

<sup>8</sup> 前掲、『欽定総管内務府現行則例二種』第三冊、384頁。

<sup>9</sup> 前掲、『大連図書館蔵清代内務府檔案』、第八冊、539頁。

<sup>10</sup> 前掲、『大連図書館蔵清代内務府檔案』、第八冊、540頁。

<sup>11</sup> 前掲、『大連図書館蔵清代内務府檔案』、第八冊、541頁。

<sup>12</sup> 前掲、『欽定総管内務府現行則例二種』「織造承辦事宜」には、毎年織造に注文した織物の種類

---

と価格が記載されている。第三冊、404-416 頁。

- 13 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏銷檔」281 冊 101 頁。
- 14 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏案」5-80-28 ; 5-109-19。
- 15 「内務府奏案」5-216-87。
- 16 「内務府奏銷檔」179 冊 9 頁。
- 17 「内務府奏案」5-45-9。
- 18 「内務府奏案」5-135-34。
- 19 「内務府奏案」5-155-39。乾隆二十一年、范清注が初めてキャフタに派遣された。
- 20 「内務府奏案」5-192-11。
- 21 「内務府奏案」5-359-27。
- 22 遼寧省檔案館編訳『盛京参務檔案史料』、瀋陽：遼海出版社、2003 年、117 頁。
- 23 『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課。
- 24 前掲、葉志如「従人参専売看宮廷的特供保障」。
- 25 泡丁（poo ding）とは、鬆が入っている人参をいう。参須（se solo）とは、人参の須をいう。
- 26 「内務府奏案」5-1-27。
- 27 「内務府奏銷檔」184 冊 145 頁。
- 28 「内務府奏案」5-32-34。
- 29 同上。
- 30 「内務府奏銷檔」212 冊、182 頁。
- 31 「内務府奏案」5-239-26。
- 32 同上。
- 33 「内務府奏銷檔」248 冊、206 頁。
- 34 「内務府奏銷檔」255 冊、1 頁。
- 35 「内務府奏案」2-214-25。
- 36 「内務府奏案」2-294-39。
- 37 「内務府奏銷檔」296 冊、154 頁。
- 38 「内務府奏案」5-16-27。
- 39 「内務府奏銷檔」59 卷 178 冊 505 頁。
- 40 「内務府奏銷檔」178 冊 505 頁。「内務府奏案」5-16-27;5-103-47。
- 41 「内務府奏案」5-192-11。
- 42 中国第一歴史檔案館蔵「軍機処満文録副奏摺」03-0179-1946-044。王起鳳とキャフタ貿易の関係について、柳澤明「1750～60 年代のキャフタ貿易と関税問題」参照。（『早稲田大学文学研究科紀要』第 4 分冊、58、2013 年）。
- 43 「内務府奏案」5-192-9、5-216-85。

- 
- 44 「内務府奏案」 5-250-40。
- 45 「内務府奏銷檔」 342 冊 159 頁。
- 46 「内務府奏銷檔」 330 冊 83 頁。
- 47 同上。
- 48 「内務府奏銷檔」 334 冊 122 頁。
- 49 「内務府奏案」 5-238-50。
- 50 「内務府奏銷檔」 330 冊 83 頁。
- 51 「内務府奏銷檔」 342 冊 159 頁。
- 52 前掲、葉志如「從人參專売看清宮的特供保障」。
- 53 故宮博物院明清檔案部『關於江寧織造曹家檔案史料』、北京：中華書局、1975 年、148 頁。
- 54 「内務府奏銷檔」 180 冊 234 頁；182 冊 96 頁；184 冊 12 頁；187 冊 7 頁。
- 55 「内務府奏銷檔」187 冊 7 頁。滿洲語原文：te hūdai bai orhoda umesi komso.hūda inu mangga be dahame.ne uncaci acara sunjaci jergi orhoda emu gin de menggun ilan yan sunja jiha unggifi.ninju sunja yan obuki.
- 56 「内務府奏銷檔」187 冊 7 頁。滿洲語原文：uncaci acara orhoda be hūdai niyalma Fan Ioi Bin sede afabure be joo. cende afabuci ce geli hūda nemefi uncambi. booi ambasa suwe sain niyalma tucibufi. alban i boo sonjofi. puseli neifi. ere toktobuha hūdai songkoi uncabukini. uttu ohode. orhoda i hūdai necin ombime. niyalma geli bahafi. ja i hūda udambi.ereci erin i hūda alban i hūda ci geli wasici. inu erin i hūdai songkoi majige ekiyembume uncakini. aika uncame wacihiyarakū oci. an i asara.aika uncame wacihiyafi. asaraburakū oci. taka ilinjaci inu ombi.
- 57 「内務府奏銷檔」192 冊 220 頁。滿洲語原文：alban i orhoda be uncaburengge umai udu yan i ciyanliyang ni jalin waka.cohome orhoda serengge nimeku be dasara tusangga jaka. bireme šangname banjinarakū ofi.tuttu hūda salibufi geren niyalma de neigen tusa bahabukini sere gūnin.(中略)jai hūdai urse de inu ainaha seme udabuci ojarahū. ce uđafi gamaha manggi geli mangga hūda gaime uncarade isinambi.orhoda baitalara urse de ele tusa akū.
- 58 「内務府奏銷檔」 205 冊 109 頁。
- 59 「内務府奏銷檔」 207 冊 229 頁。
- 60 「内務府奏銷檔」 212 冊 19 頁。
- 61 「内務府奏銷檔」 212 冊 315 頁。
- 62 「内務府奏銷檔」 212 冊 322 頁。

## 第三章 康熙朝の銅調達と内務府商人集団

### はじめに

明清時代、経済が急速に発展し、商品経済が日増しに活発になるにしたがい、銅銭の需要は急速に増加した。その結果、原料となる多量の銅と鉛が必要となった。康熙・雍正・乾隆時代の「康乾盛世」という経済全盛期を迎えた時、雲南をはじめとする国内の銅山はまだ本格的に開発されていなかったため、原料銅の産出量は銅銭の需要に追いつかなかった。銅銭不足は、清朝政府にとって喫緊の経済課題となった。清初以来、京城の宝源局と宝泉局が銅銭を鑄造するための原料銅の調達を担当していたのは、各税関の監督である。彼らは関税を用いて各地の銅を買い集めていた。この制度については、既に香坂昌紀氏の論考がある<sup>1</sup>。康熙三十八年（1699）から、内務府商人は辦銅を請負い、各税関の監督から関税を受領し、銅の調達を引き継いだ。康熙四十一年（1704）以降、大銭<sup>2</sup>を鑄造し始めたため、各税関の所定額の銅以外に、幾つかの内務府商人の団体が各塩関と海関などの税金を用いて、以前より多くの銅を調達するようになった。康熙四十八年（1799）までの十六年間にわたって、前後して六つの内務府商人団体が結成され、銅の調達に対して重要な役割を担った。

内務府商人辦銅制について、香坂昌紀は主に『關於江寧織造曹家檔案史料』を用いて、その推移を整理した上で、節省銀<sup>3</sup>の問題をめぐる内務府と商人の関係を論じ、節省銀は商人の辦銅業務遂行上、重大なマイナス要因であったと指摘している。しかし、王綱明・曹寅・張鼎臣らをはじめとする三つの団体しか取り上げておらず、辦銅商人の全体像までは明らかにし得ていない。また、当時銅の主要な供給源は日本銅であったので、内務府商人による辦銅は、日本銅の産出量と日本側の貿易政策の影響を大きく受けた。辦銅商人が損失を蒙った理由を分析する際には、日本側の状況も重要な要因として考慮すべきである。

そこで、本章では康熙期の内務府商人による日本銅の調達問題を取り上げ、辦銅商人集団の結成過程を整理し、康熙期における内務府商人の特徴を論ずる。また、節省銀をめぐる内務府商人、内務府、康熙帝の三者の関係の推移を示したい。また、日本側の銅の生産と貿易政策を確認し、内務府商人辦銅の損失の原因を分析した上で、その廃止と損失補償の方式について述べる。

### 一．清初以来の辦銅制の変遷と内務府商人辦銅の開始

#### 1．関差辦銅制度

康熙初年の辦銅は、順治期の方法を踏襲し、各税関の監督が担当していた。銅銭を鑄造する業務の中心を担った京城両局<sup>4</sup>による原料銅の調達は、順治二年から始められた。原料銅の需要が増加するにつれ、辦銅の税関が増えていた。康熙二十四年(1685)に、銅を調達する税関が 16 になった。『皇朝文献通考』一、卷十四、錢幣二に

於京城曰崇文門、於直隸曰天津関、於山東曰臨清関、於江蘇曰龍江関・西新関・潁墅関・淮安関・揚州関、於安徽曰蕪湖関・鳳陽関、於浙江曰北新関・南新関、於江西曰湖口関・贛関、於湖北曰荊州関、於廣東曰太平橋関。西新関併於龍江関監督、南新関併於北新関監督、共十四監督。

京城では崇文門といい、直隸省では天津関といい、山東省では臨清関といい、江蘇省では龍江関・西新関・潁墅関・淮安関・揚州関といい、安徽省では蕪湖関・鳳陽関といい、浙江省では北新関・南新関といい、江西省では湖口関・贛関といい、湖北省では荊州関といい、広東省では太平橋関という。西新関は龍江関に併せて監督し、南新関は北新関に併せて監督する。共に十四監督がある<sup>5</sup>。

銅の価格について見ると、康熙二十五年（1686）に、銅1斤あたりの価格がそれまでの6分5釐から1銭に値上がりした。さらに運賃の銀5分を加えて、辦銅の費用は1斤につき1銭5分となった<sup>6</sup>。香坂昌紀によると、時価より部価（戸部に定められた価格）の方が低く、部価と運賃のみで所定額の銅を購入し運送することは不可能であったという。税関の監督は所定額の銅を確保する義務を負っており、確保できなければ処分を受けることになっていた。そのため、戸部に納める所定額以外の余分な関税収入を用いて辦銅の不足分を補わなければならない、監督らは勝手に高額の税金を徴収するようになった。香坂昌紀は「従って関差は之を商民に転嫁するのは無論、私得を確保し、或いは溢額議叙をも希図して、苛酷な収奪を行ったが、辦銅増賠銀の存在は、税則を無視してなされる恣意的収奪の、いわば公然たる口実として利用され、物貨流通の上に重大な阻害要因となったのはあきらかであろう」<sup>7</sup>と指摘した。

しかし、もし税関の監督が、銅1斤につき1銭5分という価格で辦銅の事業を遂行できないのであれば、商人はなぜ自ら内務府に同じ価格で辦銅を請負うことを請願したのだろうか。その上、代償として高額の節省銀を皇帝に献上するのでは、商人にとってあまりに不利ではないだろうか。この疑問を明らかにするため、康熙三十八年の張家口商人王綱明と、康熙三十九年（1700）の内務府商人張鼎臣による辦銅請負いの事例を分析したい。

## 2. 内務府商人辦銅の開始

康熙三十八年以前、辦銅の担い手である税関監督は大体内務府のボーイが多かった<sup>8</sup>。監督は自ら銅を調達しないため、実際に銅を調達していたのは内務府ボーイに関わりが深い内務府商人であろう。康熙三十八年、税関の監督に代わって、内務府商人が所定額の銅を部価で調達するようになった。内務府商人辦銅制の発足については、『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣考二にごく簡単に記載されている。

内務府奏言、有張家口買売人等呈称、現在十四関差所辦銅斤、原来監督隨時招商採買、請將蕪湖・潁墅・湖口・淮安・北新・揚州六関額銅專交承辦、不誤運解。

内務府が上奏するに、張家口商人らが呈するに、現在十四関の監督が調達している銅は、も

とも監督が随時商人を招来して買わせている。蕪湖・潯墅・湖口・淮安・北新・揚州六関の額銅の調達を請負わせてほしい。運送が遅れることはない<sup>9</sup>。

康熙三十八年の「内務府奏銷檔」には商人の呈文は見当たらないが、康熙三十九年に内務府商人張鼎臣らが内務府に辦銅請負を請願した呈文から、より詳しい情報が得られる。

銅を納める税関十四があり、その中で、蕪湖・潯墅・揚州・淮安・北新・湖口の六関の銅は合計二百二十四万六千斤余りである。張家口商人 Wang G'ang Ming 等は、購入して納める一斤の銅につき一錢五分と計算して監督から銀を受け取る。毎年庫に納める銀は三万両である。一斤の銅につき銀一分三釐余りを節省とする。残る崇文門・天津・臨清・龍江・贛関・太平橋・鳳陽倉・南新の八関の銅は、合計一百三十九万斤余りである。監督らは従来通り商人を招いて購入して納める<sup>10</sup>。

張家口商人王綱明らは、銅1斤につき1錢5分の部価で辦銅し、節約した銀両を内庫に献上したいとの請願を提出した。内務府大臣らは議して、「向例各関差辦銅仍須經由商販」、即ち各税関の監督らは従来から商人を通じて辦銅していたとし、蕪湖・潯墅・揚州・淮安・北新・湖口の六関の銅を内務府商人に任せた<sup>11</sup>。

さらに、康熙三十九年に、張鼎臣らの内務府商人は残った八省の額銅調達を請負おうとして、内務府に文書を送った。そこには以下のようにある。

この残った八関の銅を奴才我らは請負うことを願う。一斤につき一錢五分と計算し、監督から銀を受領して購入し、遅延せずに納めて、巧みに錢糧を節約し、聖主に力を尽くしたい。一斤の銅につき銀一分五釐を節省とし、合計二万八百両余りの銀を節省として毎年内庫に納めたい。利益が少し残って、別に聖主に力を尽くすべきところがあったら、力を尽くしたい<sup>12</sup>。

張鼎臣らは王綱明より高い比率の節省銀を献上したいと内務府に提案した。節省銀を上納したにもかかわらず、王氏と張氏をはじめとする内務府商人は、辦銅によって巨額の利益を得た。張鼎臣の呈文に、

原来各関規定銅価每斤銀一錢五分、拋我等經營、看得每斤銅需銀七分、運費及雜項用費需銀三分、合計每斤銅需銀一錢、於是每斤銅余錢五分、其中解交我等節省銀一分五釐後、仍余銀三分五釐。

以前に各税関が規定した銅の代金は一斤につき銀一錢五分である。我らが經營した状況から見ると、一斤の銅につき銀七分が必要であり、運賃及び雑用の費用に銀三分が必要であり、合計すると、一斤の銅につき銀一錢が必要である。そのため、一斤の銅につき錢五分が残った。その中から我らが節省銀一分五釐を納めた後、なお銀三分五釐が残った<sup>13</sup>。



とあるように、1斤の銅を購入する利益は5分であった。張氏は毎年139万斤余りの銅を購入し、約69,500両の利益を得た。節省銀の分を除くと、自分の利益は約銀48,950両であった。関差辦銅制では、銅は「日本への貿易商人→仲介商人（一部は内務府商人）→税関監督」の流れで調達された。しかし、商人らが自ら直接銅の調達をすれば、その流れは「日本への貿易商人→内務府商人」となり、仲介がいなくなる分、税関の役人より低い価格で購入できることがわかる。つまり、内務府商人が自ら日本貿易を行えば、銅の価格を更に大幅に下げることができる。康熙期において、銅を調達する内務府商人は必ずしも日本への貿易船団を持っておらず、各地で銅を集めている場合が多かった。しかし、王綱明らは自ら日本向け船団を持っていたので、銅の調達価格を抑えられたと考えられる。王綱明の仲間の中に介休范氏の范毓芳がいた。范毓芳の叔父范三拔<sup>14</sup>が山西省・綿山で書いた「重修三皇閣碑記」には、

余少時随父經商、生意慘淡、後上綿山祈拜三皇、廟中歇宿、夢中三皇点化、市易辺城、余遂奉旨入内務府、建船幫赴日運銅、往辺疆運軍糧平叛。

余が幼い頃父に従って商売をした。商売は不景気であった。後に綿山に三皇を拝み、廟の中に泊まった。夢中に三皇によって教え導かれ、辺城に貿易を営んだ。その後余は旨を奉じて、内務府に入り、船隊を作り、日本へ赴いて、銅を調達し、叛乱を平定するため、辺境へ軍糧を運送した。

とある。范三拔は范毓芳より前に数年間内務府商人を務めたが、長期にわたって范永斗に従って商売をしていた。この碑文の日付は「康熙五十九年歲次庚子仲秋朔日」であり、碑文中に見える「建船幫赴日運銅」とは、康熙三十八年から同五十四年の辦銅を指すと思われる。この碑文から、王綱明をはじめとする張家口商人団体が康熙期にすでに日本へ赴く船隊を有していたことは明らかである。したがって、内務府商人は自ら日本貿易のための船団を有し、銅を輸入していたので、銅の価格をかなり抑えることができたのである。

王氏と張氏は戸部によって定められた銅価を受け取って、毎年50,000両余りの銀を節約することができた。その結果、戸部から支出した銅の代金の一部は内庫の収入になった。内庫と部庫は別々に管理されていたので、皇帝と内務府は皇室の膨大な支出に対して気を配った。内務府商人が辦銅請負いを提案したことは、内務府にとっては、銅の調達源を確保しつつ、内庫の収入も増やすことができ、まさに一石二鳥である。つまり、内務府が内務府商人に辦銅の仕事を任せた原因は、節省銀という新たな収入を得ることであったと考えられる。

## 二．六家銅商の成立

### 1．曹寅の辦銅

内務府商人は辦銅によって高額の利益を得た。江寧織造の曹寅は辦銅の巨大な利益に目をつけ、康熙三十九年に内務府商人王綱明と張鼎臣らから14関の辦銅の仕事を引き継ぎ、王氏と張氏らより8年間で節省銀を計50万両増やせると主張した。

康熙三十九年上諭、將十四關規定數目之銅、交與張鼎臣・王綱明等採買、毎年節省銀五萬兩。奴才曹寅現在情願將十四關銅斤完全接辦採購、竭力設法節省、以略盡犬馬之心。懇請主上借本銀十萬兩、以便購銅。八年交本銀及節省銀總共一百萬兩、毎年交內庫銀十二萬五千兩。康熙三十九年の上諭により、十四關の所定額の銅を、張鼎臣・王綱明等に任せて購入させ、毎年の節省銀は五萬兩であった。奴才曹寅は現在十四關の銅を全部受け継ぎ、購入して、力を尽くして巧みに節省しようとし、少しとも犬と馬のように心を尽くしたい。主に銅を購入するための本銀十萬兩を貸していただくことを願い、八年間で本銀と節省銀を合わせて一百万兩を納め、毎年內庫に銀十二萬五千兩を納めたい<sup>15</sup>。

一方、王綱明と張鼎臣は既に得た利益を確保するため、再び內務府に文書を送り、14關の所定額の銅を3つに分け、曹寅と共に購入して、より多くの節省銀を上納したいと提案した。總管內務府の奏摺に引用された張鼎臣らの呈文には、

①若將蕪湖等六關算上、共十四關銅斤、借支銀十萬兩承辦、則一年可得節省銀十四萬兩、八年終了時、連同本銀、總共可得銀一百二十二萬兩。奴才等愚思、京師兩局鑄錢、皆靠此十四關銅斤、關係甚大。并非一二人能辦之事。②奴才擬請將十四關之銅三百五十八萬一千余斤、分為三份、③借支銀十萬兩、由曹寅・王綱明及我兄弟、各自承辦、如此斷不致誤事、而且各自若有更多効力之處、聖上亦能知道等語。

①もし蕪湖等の六關を加えると、全部十四關の銅がある。銀十萬兩を借りて処理させれば、一年に節省銀十四萬兩を得られる。八年間の期限が満ちた時、本銀と合わせて計銀一百二十二萬兩を得られる。奴才等が愚かに思うに、京城の兩局が銅錢を鑄造するのは、皆この十四關の銅に頼っているのです、その関わる場所は甚だ大きい。一人二人で処理できる事ではない。②奴才は十四關の銅三百五十八萬一千余斤を三分に分け、③銀十萬兩を借り、曹寅・王綱明と我が兄弟がそれぞれに処理したい。このようにすれば、決して遅れることにはならない。また、もし各々がさらに力を尽くせば、聖上もそれを知ることができる<sup>16</sup>。

とある。この提案の要点は以下の3つである。①1年に14萬兩を節約する。即ち曹寅の提案した節省銀の額より毎年15,000兩を増加する。②14關の所定額の銅を3つに分ける。康熙帝と親しい関係を持っている曹寅の勢力を排除できないため、一部の利益を曹寅に譲ることを認める。③曹寅と共に內庫から100,000兩の銀を借りる。

銅の代金と運賃は毎年辦銅の前に税關から受領するので、自分で代金の持ち出しをせずすむ。それでも內庫から借金する理由は、辦銅以外に資金を投入しようとしたためと考えられる。競争によって辦銅の利益が小さくなるので、他の事業に資金を投入して利益を上げようとしたのであろう。これに対して、內務府總管大臣は銅の重要性を重視し、曹寅一人に任せた場合、もし銅の納入が遅れると、予定通り銅錢を鑄造できないと考え、張鼎臣らの提案を受け入れて、14關の銅を曹寅・王綱明・張鼎臣の3つのグループに任せることとなった。同じ奏摺に、

請分給員外郎張鼎臣・張鼎鼐・主事張常柱以湖口・揚州・鳳陽倉・崇文門・天津・太平橋六関、共銅一百十五万二千七百餘斤。分給王綱明・范毓芳・王振緒・翟其高以蕪湖・潁墅・北新、此三関共銅一百一十一万六千九百九十余斤。分給郎中曹寅・物林達曹荃以龍江・淮安・臨清・贛関・南新、此五関共銅一百零一万一千一百八十九斤余。

員外郎張鼎臣・張鼎鼐・主事張常柱に湖口・揚州・鳳陽倉・崇文門・天津・太平橋の六税関を分与し、合計で銅一百十五万二千七百斤余りとする。王綱明・范毓芳・王振緒・翟其高に蕪湖・潁墅・北新を分与し、この三税関を合計して銅一百一十一万六千九百九十余斤とする。郎中曹寅・物林達曹荃に龍江・淮安・臨清・贛関・南新を分与し、この五税関で銅一百零一万一千一百八十九斤余とする<sup>17</sup>。

とあるように、14 税関の所定額の銅がこの3つのグループに配分された。曹寅は王綱明と張鼎臣らから利益の一部を奪い取ったが、節省銀が増えたため、銅の価格はさらに引き下げられることになった。結局、曹寅は巨大な利益を得ることができなかったばかりでなく、1年で節省銀 39,530 両を滞納した。8年後の康熙四十八年、曹寅は辦銅事業から撤退しようとしたが、内務府大臣は曹寅を「有家産之人（家産を持っている人）」とし、再び5税関の銅を調達させるがよいと判断した。しかし、康熙帝は「曹寅并未怠誤、八年完了、今若再交其接辦八年、伊能辦乎。（曹寅は決して怠慢だったわけではない。八年が終わって、いまもしまた八年任せたら、彼にできるというのか）」<sup>18</sup>と述べた。康熙帝は曹寅と私的に親密な関係を持っていたので、曹寅には特に気を遣っていた。両淮塩政であれ江寧織造であれ、曹寅が就いた職位はすべて実入りのよい仕事であった。康熙帝が再び辦銅の仕事曹寅に与えることに反対したのは、辦銅は苦勞の割にあまり利益が得られない仕事だったからである。結局、内務府はこの5税関の銅を「仍交各関監督按照規定辦理（従来どおり各税関の監督に任せ、定例通りに処理させる）」<sup>19</sup>と決めた。

康熙五十一年（1712）らは、内務府商人七哥らが、もと曹寅が引き受けていた五税関の銅を調達する仕事を請負った。康熙五十六年（1717）の総管内務府の奏摺には、次のようにある。

拋七哥・王秀徳・王參徳呈称、七哥我等於康熙五十一年始制五関之銅、因此数年海船来者少、以至制銅虧欠。

七哥・王秀徳・王參徳が呈するに、七哥我らは康熙五十一年から五関の銅を調達し始めた。この数年間海船の来るものが少ないため、調達すべき銅を滞納してしまった<sup>20</sup>。

また、『清朝文献通考』によれば、「五十一年、議以龍江・西新・南新・贛関應辦宝源局額銅交商人承辦。〔康熙〕五十一年に、龍江・西新・南新・贛関が購入すべき宝源局の額銅を商人に引き継いだ」<sup>21</sup>とある。七哥らが引き継いだ5税関の銅とは、康熙四十八年に曹寅から税関監督の手に戻った分の銅であることは明らかであろう。

## 2. 定額の追加と六家銅商の成立

康熙四十一年、康熙帝は民間で密かに小銭を鑄造することを防ぐため、銅銭の標準重量を変更した。銅銭の重量は1銭6分となり、以前より4分増加した。その結果、多くの原料銅と鉛が必要となった。これを機会に、内務府商人が相継いで辦銅を申請した。商人の状況について、『清朝文献通考』には詳しく記載されていないが、雍正『山東塩法志』と雍正『長蘆塩法志』には商人の呈文の一部が見られ、さらに「内務府奏銷檔」中の辦銅に関わる呈文によって情報を補うことができる。

### ① 邱道貞・四哥・李天福・五十七

康熙四十一年に、広儲司商人邱道貞・四哥・李天福・五十七は辦銅の申請を提出した。雍正『山東塩法志』に引用された邱道貞らの呈文には、

鑄錢銅斤不足、若銅斤不添、所鑄之錢短少、錢糧有虧。塩差関差総属一体、淮蘆四处塩差銀兩照例添買銅斤一百五十万斤鼓鑄、此添買銅斤四人承領、不借官銀、将自己本銀拿出、照十四関銅一斤節省三分九釐、毎年節省銀五万八千五百兩、交納内庫。

銅銭を鑄造する銅が不足している。もし銅を追加しなければ、鑄造する銅銭が足りず、錢糧に穴をあけることになる。塩政と税関監督は一体であるので、兩淮・長蘆など四塩差の銀兩をもって例に照らして銅一百五十万斤を追加購入させ、鑄造に充てることになった。この追加分の銅を（我ら）四人が請負い、官銀を借りずに自己資金を出して、十四関の銅に照らして、一斤につき三分九釐を節省したい。毎年銀五万八千五百兩を節省して内庫に納めたい<sup>22</sup>。

とある。邱道貞等が請負った銅斤は2つの部分からなる。一つは康熙十八年（1679）に4塩関に配分された100万斤の銅である。康熙四十五年（1706）十一月の商人 Kio Doo Jen らの呈文に、

現に Kio Doo Jen・Syge・Li Tiyang Fu・Ušici 我ら四人が康熙四十一年から引き受けて処理している銅の数量は、兩淮の塩関の銅四十万斤であり、兩浙の塩関の銅二十五万斤であり、長蘆の塩関の銅十万斤であり、河東の塩関の銅十万斤である。毎年合計で節省銀三万九千兩を内庫に納めている<sup>23</sup>。

とある。塩税から拠出される辦銅の資金は65,000兩であった。『山東塩法志』に「部の議定により、十八年の旧例に基づいて、税金をもって辦銅を邱道貞等に任せた<sup>24</sup>」とあるが、十八年の旧例とは、『清朝文献通考』に見える、兩淮の塩税30,000兩、兩浙と長蘆の塩税15,000兩、河東の塩税5,000兩を用いて、塩運使に辦銅させるという規定を指すと考えられるからである<sup>25</sup>。当時の銅価は1斤につき6分5釐であり、ちょうど100万斤の銅を調達できることになる。この規定は同二十年に廃止されたが、四十一年に復活した。もう一つは、康熙四十二年（1703）、4塩関の100万斤の所定額にさらに追加された銅50万斤である。『皇朝文献通考』に、

〔康熙〕四十二年議派長蘆・山東・兩浙塩課増辦宝泉・宝源兩局銅斤俱交商人承辦。時以制錢改重、需銅甚多、戸工二部議定、長蘆塩課辦戸部銅十六万六千六百六十六斤、山東塩課辦戸部銅八万三千三百三十四斤、兩浙塩課辦工部銅二十五万斤、均照每斤銅價一錢、水脚錢五分、令商人領銀辦運。

〔康熙〕四十二年に議して、長蘆・山東・兩浙の塩課で追加した宝泉・宝源兩局の銅をすべて商人に引き受けさせた。当時、制錢の重量を変更したため、銅の需要は甚だ大きかった。戸・工二部が議定して、長蘆の塩課で戸部の銅十六万六千六百六十六斤を調達し、山東の塩課で戸部の銅八万三千三百三十四斤を調達し、兩浙の塩課で工部の銅二十五万斤を調達し、みな毎斤につき銅の代金一錢、運賃五分の価格によって、商人に銀を受け取って調達させることとした<sup>26</sup>。

とある。しかし前に引用した「内務府奏銷檔」の邱道貞の呈文によれば、邱道貞らは康熙四十五年までこの 50 万斤の銅を請負わなかった。史料上の限界から、その具体的な経緯については不明である。

## ②索柱と劉世泰

康熙四十三年（1704）、広儲司商人索柱と劉世泰は辦銅を申請した。雍正『山東塩法志』卷十一、本朝奏疏には次のようにある。

内務府咨称、本衙門広儲司買売人索柱・劉世泰因宝泉・宝源二局鑄大様制錢銅斤不敷、増添銅一百四十三万斤、每銅一斤開銷銀一錢、脚價銀五分、派撥広東等海塩六差銅八十三万兩、余銅各十六万斤増於淮蘆等四塩差、可足二局鼓鑄。

内務府の咨文によれば、本衙門の広儲司買売人索柱と劉世泰は、宝泉・宝源二局が大きな制錢を鑄造し、銅が不足するため、銅一百四十三万斤を追加調達する。銅一斤につき銀一錢を支払い、運賃の銀は五分である。広東等海塩の六差に銅八十三万兩を割り当て、残りの銅については、各十六万斤を兩淮・長蘆等の四塩差に追加すれば、二つの錢局の鼓鑄に足りるはずである<sup>27</sup>。

また「内務府奏銷檔」に康熙四十五年四月付の Soju らの呈文に、

現在、Soju 我らが受けて処理する広東・福建・兩淮・兩浙・兩淮・長蘆・河東の六塩関と広東・福建・浙江・江南の四海関の銅は合計一百四十三万斤であり、毎年の我らの節省銀は五万五千七百四十兩である<sup>28</sup>。

とある。彼らが節省銀も上納したことがわかる。

## ③十哥・商人騷韃子・希得庫

康熙五十二年（1713）に、上駟院筆帖式十哥・商人騷韃子・希得庫は辦銅を申請した。雍正『山東塩法志』卷十一、本朝奏疏に、

上駟院奏称、扱筆帖式十哥・買売人騷韃子・希得庫呈称、情願効力買馬駝併願承辦蘆課銅斤、増辦鼓鑄。与兩淮塩差添銅四十万斤、兩浙塩差添銅十七万斤、河東・広東塩差添銅各十万斤、福建塩差添銅六万斤。福建海差添銅四万斤、与蘆課銅斤合算共銅一百三十一万九千五百五十斤。

上駟院が奏するに、筆帖式十哥・買売人騷韃子・希得庫が呈するに、力を尽くして馬とラクダを買うとともに、蘆課の辦銅を引き受け、鑄造のために追加した銅を購入したいと願う。兩淮の塩差に銅四十万斤を追加し、兩浙の塩差の追加の銅十七万斤、河東・広東の塩差の追加の銅各十万斤、福建の塩差の追加の銅六万斤、福建の海差の追加の銅四万斤を、蘆課で購入する銅に併せると、合計で銅一百三十一万九千五百五十斤となる<sup>29</sup>。

とあるように、彼らは兩淮・兩浙・河東・広東・福建の塩税で追加調達することになった銅の購入を請負うことになった。

以上のように、康熙五十三年（1714）に商人による銅の滞納に対する追及が行われるまでに、辦銅のための計六つの商人団体が結成された。康熙五十六年（1717）五月二十九日、総管内務府が王綱明らの商人に滞納した銅を返済させる期限を定めた奏摺から、6つの商人グループの状況は以下のものであることが分かる。

表 5 康熙期の辦銅商人グループの状況

西暦	1699	1700	1703	1705	1712	1713
年号	康熙 38 年	康熙 39 年	康熙 42 年	康熙 44 年	康熙 51 年	康熙 52 年
姓名	Wang G'ang Ming (王綱明) 范毓芳→范毓積 王振緒→王若蘇 翟其高→翟岳宗	Jang Ding Cen (張鼎臣) Jang Ding Nai (張鼎齋) Jang Cangju (張常柱)	Kio Doo Jen(邱道真) Syge(四哥) Li Tiyan Fu(李天福) ušici(五十七) 王惠民	soju(索柱) lio ši tai (劉世泰) 張憲文	七哥 王修德 王參德	十哥 騷韃子 席特庫
身元	張家口買売人『文』	員外郎主事 上三旗ボーイ商人『内』	広儲司買売人『山』	広儲司買売人『山』	上三旗ボーイ商人『内』	上駟院筆帖式買売人『山』

	蕪湖・潯墅・揚州・淮安・北新・湖口『内』 → 蕪湖・潯墅・北新『曹』	崇文門・天津・臨清・龍江・贛関・太平橋・鳳陽倉・南新『内』 → 湖口・揚州・鳳陽倉・崇文門・天津・太平橋六関『曹』	兩浙・長淮・長蘆・河東の塩関『山』	広東・福建・兩淮・兩浙・兩淮・長蘆・河東の塩差と広東・福建・浙江・江南の海関『内』	龍江・西新・南新・贛関『文』	兩淮・兩浙・長蘆・河東・広東・福建の塩関と福建の海関『山』
--	--	---	-------------------	---	----------------	-------------------------------

注：『文』は『清朝文献通考』；『山』は雍正『山東塩法志』；『曹』は『關於江寧織造曹家檔案史料』；『内』は「内務府奏銷檔」である。なお、康熙期の辦銅に関する檔案史料はほぼ満洲語で書かれたものである。この奏摺も満洲語から漢訳されているので、商人の姓名は漢字による音訳である。ほかの文献と照らし合わせる時、姓名の発音は同じであるが、文字が異なる場合がある。したがって、満洲語の原文がある者については、商人の姓名を満洲語のローマ字転写（メルレンドルフ法）も併記した。

### 3. 辦銅のために結成された内務府商人団体

銅の調達資金は毎年税関から事前に支給されるので、商人は銅の代金を立て替える必要はない。しかし実際は、各税関から銅の代金を受領するまでに時間がかかり、もし何か事情があると、一時的に代金を受領できない場合もある（これについては後述する）。そのため、商人が自分の持ち出しで代金を立て替えて銅を調達する場合もある。また、辦銅を請負う時、商人自身の家産と保証人の家産で保証しなければならない。万一、銅を滞納すれば、商人の家産で弁償し、戸部、工部、内務府は損失を蒙らないのである。康熙期の内務府商人は自身の財力が足りないので、商人団体を作る必要があった。前節で述べたように、商人は相次いで辦銅を申請して、康熙五十二年に6つの商人団体を結成した。本節では、第二節の表の内容を基に、内務府商人団体の構成と成員間の関係を細かく検討する。

#### ①王綱明をはじめとする張家口商人

第一章にすでに述べたように、7人の張家口商人はみな張家口で商売をする山西省の民人であり、順治二年(1645)に内務府商人になった。康熙四十年(1701)五月二十三日の総管内務府の奏摺によると、商人は王綱明・范玉(毓)芳・王振緒・翟其高であり<sup>30</sup>、『万全県志』の「八家の商人」と照らし合わせれば、この四人は王登庫・范永斗・王大宇・翟堂の子孫であると考えられる<sup>31</sup>。康熙五十六年五月二十九日の総管内務の奏摺によれば、商人は王剛明・范玉賓(毓)・王若蘇・翟岳宗に変わっていた。その中の范玉賓(毓)は、『范氏家譜』の「范氏七門創業根源実録備考」に、

後芳公応上官名、至康熙四十七、八年病故、又換上毓積公名字。

その後、芳公は〔内務府商人〕の名称を受け、康熙四十七、八年に病死し、また毓積公の名前に換わった<sup>32</sup>。

とあるように、范毓芳が死去した後、その従弟である范毓積が内務府商人の名称を継いだものである。同様に、王若蘇と翟岳宗は康熙四十年（1702）から五十六年の間に、王振緒と翟其高の内務府商人の名称を継いだのであろう。商人が代替わりしても、団体は維持されるのである。

## ②張鼎臣・張鼎鼐・張常柱

張鼎臣・張鼎鼐・張常柱は鑲黃旗ボーイである。その系譜は『八旗滿洲氏族通譜』に載っている。

張啓祥、鑲黃旗包衣旗鼓人、世居瀋陽地方、来帰年分無考。其子張万禄原任佐領。張万鍾原任山東濟南道。張万彭原任員外郎。孫張鼎鼐原任郎中。張鼎臣、張鼎昇俱原任員外郎。張常柱原任佐領。

張啓祥は鑲黃旗包衣旗鼓の人であり、代々瀋陽に住んでいた。帰順した年を考証できない。彼の子の張万禄はもと佐領に任じた。張万鍾はもと山東濟南道に任じた。張万彭はもと員外郎に任じた。孫の張鼎鼐はもと郎中に任じた。張鼎臣と張鼎昇はみなもと任員外郎に任じた。張常柱はもと佐領に任じた<sup>33</sup>。

また、康熙三十九年三月六日付けの張鼎臣らの辦銅を申請する呈文に、

我らの祖先・父親・一族の人ははじめから皆極めて卑しい奴僕であった。聖主の養う高く長い恩によって、皆面目を得ることが極みに達した。我が家は代々聖主の養う高く長い恩を受けて、何度粉骨碎身しても報いることができない。全く特別に力を尽くしたところがないので、敢えて犬馬に如く力を尽くすことを思わないはずがあろうか。我が家はもとより聖主の恩に頼って商売している。商売することを請うて聖主に力を尽くしたい<sup>34</sup>。

とあるように、張氏は元々内三旗のボーイで、内務府商人に任じられ、官職を得て裕福に暮らすようになった。張氏一族は昔から内務府に炭と薪を提供している商人である。康熙三十五年（1696）から張万彭と内務府商人鄧光乾は宮廷用の薪と暢春園で使う石炭と木炭を調達する仕事を引き受け、毎年800万斤の薪を用意し、その代価は銀27,200両であった<sup>35</sup>。康熙四十一年に、張万彭が病死したため、その子張鼎昇が内務府商人の名称を継ぎ、炭と薪を調達し始めた<sup>36</sup>。第一章で既に述べたように、張鼎昇は七品の官に就き、内務府商人を辞めたが<sup>37</sup>、宮廷の薪と炭を調達し続けていたと考えられる。また、雍正十三年（1735）に張鼎鼐が滞納した銅を賠償するため、民商を募集して、乾溝と克什克滕の山林を伐採させることを内務府に申請したことから見ると、張氏は乾溝と克什克滕の山林の伐採権を持って、薪を提供していたと思われる<sup>38</sup>。



### ③邱道真・四哥・李天福・五十七・王惠民

このグループの商人の身元は確認できない。康熙五十三年から同五十八年まで、内務府商人四格という人物がグループ⑤の王修徳と共に人参採取を請負った<sup>39</sup>。この四哥と同じ人物である可能性がある。康熙五十六年の奏摺によれば、この商人団体に王惠民が加わった。王惠民は正白旗ボーイであり、グループ⑤の七哥の父である。

### ④索柱・劉世泰・張憲文

索柱・劉世泰は内務府広儲司商人である。劉世泰は劉長慶・劉長庚と親戚であり<sup>40</sup>、劉長慶は乾隆十七年（1752）にグループ⑤の七哥（王慎徳）の息子と共に店を開き、帽子に飾る貂皮の縁を売った<sup>41</sup>。索柱について、グループ⑤の王修徳と共に人参採取を請負った内務府商人の中に同じ名前の人物がおり、同じ人物である可能性が高い。康熙四十五年四月付の辦銅に関わる呈文によれば、当時の商人は索柱・劉世泰の二人であり、康熙五十二年には索柱が張憲文に交代した<sup>42</sup>。張憲文の身元は確認できない。

### ⑤七哥・王修徳・王參徳

王氏一族は、第一章に述べたように、正白旗ボーイで、乾隆期まで活躍し続けた内務府商人一族である。王修徳は康熙五十三年に初めて票頭として盛京で人参を採取する仕事を引き受けた内務府商人である。王參徳は王修徳の兄弟であり、王修徳に従って人参の採取などの仕事を行っていた。彼らの詳しい情報については第四章に譲る。七哥と王修徳・王參徳は従兄弟である。七哥は王惠民の息子で<sup>43</sup>、七哥という名前は王慎徳の満洲語名であると考えられる。

### ⑥十哥・騷韃子・席特庫

十哥・騷韃子・席特庫については檔案史料にあまり情報がない。しかし、康熙五十二年七月十八日に、鄧光乾と張鼎昇が辦銅を申請した呈文に十哥と席特庫という名前が現れる。康熙五十二年八月に十八日付の総管内務府の奏摺に、

奴才鄧光前雖已年邁、然有奴才之子色克図。張定勝柏唐阿情願令同居之胞弟四格公同制銅効力、奴才鄧光前・張定勝公同做保。毎年節省銀四万兩、交内庫、以備柴煤炭之錢糧上使用。奴才鄧光前は既に老いたが、まだ奴才の息子色克図がいる。張定勝柏唐阿は同居している弟四格に共同で辦銅させて力を尽くすことを願っている。奴才鄧光前と張定勝は共同で保証する。毎年節省銀四万兩を内庫に納め、柴と煤炭を準備するための錢糧として使用したい<sup>44</sup>。

とある。恐らくこの商人団体は薪を扱う商人である張氏・鄧氏の一族と関わりがあると考えられる。

総じて、辦銅のために結成された商人団体について、以下のような特徴をあげることができる。

まず、張家口商人と内三旗商人は共同で経営することがない。張家口商人団体は地縁関係で結成され、成員の構成は長期わたって安定していた。内三旗の商人団体は血縁で結成する 경우가多いが、一族が異なる団体に属することもある。他の仕事上の関係などによって、他の団体に参加するものと考えられる。

### 三．商人辦銅制の終結と滞納分の返済

#### 1．商人の欠損の原因

康熙五十四年（1715）に、辦銅事業が行き詰まり、内務府商人は毎年京城両局に大量の銅を滞納した上、節省銀も期日通りに上納できなかった。銅の滞納は日本銅の生産量と貿易政策と深い関わりがあり、節省銀の滞納は銅の滞納と関連がある。また、次第に高くなった節省銀の比率も、辦銅遂行の障害となった。

##### ①日本側の貿易政策による影響

内務府商人は辦銅による巨額の利益を目指したが、康熙末期において中国内の銅の生産量は少なく、日本側の貿易制限によって洋銅を得ることも次第に困難になったため、商人は利益を得られなかったばかりでなく、大量の銅を滞納し、内庫から巨額の借金を背負ってしまった。

清朝前期における銅の入手方法として、『皇朝文献通考』には、

夫鼓鑄所需首在採銅。山鉞所開、海航所市、歲以数千百万計。

銅錢を鑄造する上で、最も重要なのは銅の調達である。山の鉞石を採掘したものと航海して輸入したものは、毎年数千百万である<sup>45</sup>

とある。この記述によれば、当時の辦銅には二つの方法しかなかった。一つは本国の銅山を開発すること、もう一つは他の国から輸入することである。しかし、康熙期においては、銅の埋蔵量が最も多い雲南の銅山の開発はまだ十分ではなかった。康熙四十四年（1705）に官銅店が設置され、銅が政府により開発され始めてから、雲南銅（滇銅）の産量が次第に増加した。康熙末期には年産量が約 80 万斤になったが、雍正期においても、洋銅は依然として清朝が必要とした総額の 60% 余りを占めた。したがって、銅の供給は日本市場への依存度が高く、日本銅の産出量と日本側の貿易政策の変化が、清朝の辦銅に大きく影響を与えたことは確かである。

康熙二十二年（1683）に、清朝が台湾を統治し始めてから、清朝の対外貿易制限は緩和された。民間の海外貿易が奨励されたことから、日本へ渡航する商船が急増し、大量の日本銀が中国へ流入した。徳川幕府は金銀の流出を防ぐため、貞享二年（康熙二十四年、1685）に貞享令を公布し、唐船の貿易銀高を 6,000 万貫に制限した。貞享令を実施した後、銅が銀に替わって輸出され、一年間の銅輸出货量が 8,902,000 斤と規定された<sup>46</sup>。中国の市場に日本から輸入した銅が急速に流通するにつれ、中国内での銅価格は下がった。内務府商人が多額の利益を見越して、銅調達の仕事を税関から積極的に引き受けようとしたことが原因だろう。しかし、その後日本から銅を輸入す

ることが徐々に困難となった。日本国内の銅産出量が次第に減少し、銅価格が上昇したためである。正徳二年（康熙五十一年、1712）に、大坂の銅吹屋が長崎に売り渡す価格が 105 匁で、それから 169 匁から 173 匁まで上昇した。長崎会所は海外貿易を奨励するため、外国への販売価格を抑え、終始変わらず 105 匁と規定し、商人の損失を貿易の利益によって補った。銅価格を抑えることは銅の生産量にも影響を与えた。銅の生産量が次第に減産し、年間生産量は輸出量の 890 斤に達せず、中国商人は定額の銅を購入できなかったため、長崎で年を越すこととなった。正徳のはじめ、銅の生産量は 640 万斤に過ぎず、長崎で調達した銅は僅か 140 万斤で、中国とオランダの需要に比べられなかった<sup>47</sup>。貞享令で定められた銅の定額は形骸化した。その結果、徳川幕府は銅の輸出額を制限するために、正徳新例という銅の輸出統制を主な目的とした貿易改革を実施した。正徳五年（康熙五十四年、1715）に、幕府は正徳新例を制定し、唐船の貿易船数を 30 隻に制限し、銅の輸出量を 300 万斤に定めた。この年、内務府商人は銅を滞納するため内務府から借金を重ねてきたため、康熙帝は内務府商人の辦銅を停止させ、8 省の督撫に任せた。

## ②銅価と節省銀

内務府商人は辦銅の利権を奪い合い、内務府に以前より高額の節省銀を納めると要請した。銅の代金と運賃は 1 斤の銅につき銀 1 錢 5 分に変更おらせず、節省銀は 1 斤につき 1 分 3 釐から 3 分 9 釐に増えた。商人の節省銀の額の変化について以下の表に示した。

表 6 康熙期の辦銅商人によって納入した節省銀の数量

商人	銅の額	節省銀	一斤につきの節省銀	注
王綱明	約 2,246,000 斤	30,000 兩	1 分 3 釐	
張鼎臣	約 1,390,000 斤	約 20,800 兩	約 1 分 5 釐	
曹寅	3,580,879 斤	112,200 兩	約 3 分 1 釐	提案。10 万兩の借金の利息を含めること。
王綱明	1,416,990 斤	127,500 兩	約 3 分 6 釐	10 万兩の借金の利息を含めること。
張鼎臣	1,152,700 斤			
曹寅	1,011,189 斤			
邱道真	1,500,000 斤	58,500 兩	3 分 9 釐	
索柱	1,430,000 斤	約 55,740 兩	3 分 9 釐	
十哥	1,319,500 斤	40,000 兩	約 3 分	
王修徳	1,011,189 斤	不詳	不詳	もと曹寅の額

表から明らかなように、曹寅の参入をきっかけとして大幅に増加している。第二節ですでに述べたように、王綱明と張鼎臣らは辦銅の権利を保つため、最終的に節省銀を 1 斤につき 3 分 6 釐に

まで引き上げた。ただし、これは内庫から借りた銀 10 万両の利息も含まれている。それに対し、邱道真と索柱らが庫銀を借りていないのに、節省銀は 1 斤につき 3 分 9 釐で、高すぎると考えられる。

さらに、康熙四十四年十二月二十八日付の総管内務府の奏銷によれば、曹寅・張鼎臣・王綱明らは内務府に文書を送り、各税関から受領していた銅の代金と運賃を江蘇布政使庫から受領しようとし、その代償としてさらに 1 万両の節省銀を上納するようになった。曹寅の呈文には、

現在、我らの銅を買う銀を湖口・太平橋等の十四税関から受領する。この多くの税関に銅を買う銀を取りに行き、前後頻繁に往来することは何千里にも及ぶ。船が長江の激しい流れを航行することは危険が大きい。強風に出会ったり、税関で錢糧を速やかに得られない場合、二三ヶ月も待つ。このため、路銀や船と人の借り上げ賃・手間賃を無駄に多く費やす<sup>48</sup>。

とある。こうして、曹寅・張鼎臣・王綱明らの節省銀は 1 年 15 万両となった。香坂昌紀氏は、その 1 万両の節省に耐える利点について、年次の初期に全額の辦銅銀の受領が可能になったと指摘している<sup>49</sup>。各税関で受領するより、江蘇布政使庫から受領する方が安定性が高く、商人自身が辦銅の資金を立て替えるリスクが下がると考えられる。

その後、康熙五十四年に、邱道真と索柱らは各々内務府に呈文し、曹寅の例に照らして、税関より近い江蘇と安徽の布政使庫から辦銅の代金と運賃を受領しようとした。その代償として、索柱らは毎年さらに 3,700 両の節省銀を上納し<sup>50</sup>、邱道真らは毎年さらに 2,600 両の節省銀を上納するようになった<sup>51</sup>。即ち前の 1 斤につき 3 分 9 釐に、加えて 2 釐 6 毫の節省銀を増加し、4 分 1 釐 6 毫となった。

## 2. 商人の滞納と返済

康熙五十四年、戸部尚書趙申橋は商人が銅を滞納したことから、商人に代わって再度税関の監督に辦銅を任せることについて上奏した。同年に、戸部尚書穆和倫はふたたび王綱明らの商人に辦銅させることを上奏した。康熙帝は、

這銅的事已由九卿議奏完結、商人等懸欠之銀、已尽數返給部、拖欠工部寶源局之銅斤、亦已如數償還、毫不欠缺、業已澄清、今復交商人採買、必致重複拖欠、無了期矣。已料理完結之事、復交商人採買、斷不可行。至於各關差官、今亦交換完畢、鑄錢事要緊、應將銅斤交與各關差官員、速行採買、不可有誤鼓鑄。

この銅の事務は既に九卿によって議奏して終わった。商人らは滞納した銀をすでに数の通りに部に返した。工部の宝源局に滞納した銅斤もすでに数の通りに返済した。少しも滞納しておらず、すでにきれいになった。いままた商人に任せて購入させれば、必ずまた滞納し、きりがない。すでに処理して終わったことを、再び商人に任せて購入することは、決して行わない。各税関の監督については、いま交代し終わった。銅錢を鑄造することは緊要な事で

あるので、銅を各税関の官員を任せるべきである。速やかに購入させ、鑄造に遅れてはいけない<sup>52</sup>。

と指示した。康熙五十四年、康熙帝は商人等が滞納した戸部の銅と鉛を内庫銀で全部弁償した。さらに、商人は同年に調達した銅と鉛をすべて工部に納めて滞納した額を補い、滞納した工部の銅1,709,928斤については、各地で銅を購入するとともに京城の古い銅器を買い集めて補った<sup>53</sup>。こうして、内務府商人は滞納した戸部と工部の銅・鉛を補填し終わったが、戸部の銅・鉛を代弁した内庫銀は滞納したままであった。そのため、内務府は商人に代弁した内庫銀と商人が滞納した節省銀を催促し返済させた。康熙五十六年五月二十九日付の総管内務府の上奏文によれば<sup>54</sup>、商人は銅・鉛の代金である銀（代償銀）2,096,574両2銭余り、節省銀703,318両を滞納していた。詳しい額は下表の通りである。

表 7 康熙期の辦銅商人が滞納した代償銀と節省銀の数量

商人	王綱明	張鼎臣	邱道貞	劉士泰	七哥	十哥
代償銀	580,537.1 両	617,935.1 両	350,353 両	242,212.3 両	187,683.6 両	117,852 両
節省銀	185,300 両	199,156 両	111,300 両	59,440 両	97,842 両	50,000 両
合計	765,837.1 両	817,091.1 両	461,653 両	301,652.3 両	285,525.6 両	167,852 両

この奏摺には、商人の返済方法についての呈文も収められている。主に自己資金で鉛を運送し、受領すべき運賃で滞納した銀を返済するのである。康熙五十四年十二月、大学士松柱と学士查弼納らは商人の辦銅を停止したが、鉛の調達は引き続き商人に任せた。『康熙起居注』に、

宝泉・宝源二局需用銅斤、均交江南等八処総督・巡撫動用正項錢糧採買。王綱明等既經創鉞、將鉛応交与商人王綱明等。

宝泉と宝源二局に需要する銅を、すべて江南などの八省の総督と巡撫に任せて、正項の錢糧を用いて購入させる。王綱明らは既に鉞山を開発しているので、鉛を商人王綱明らに任せるべきである<sup>55</sup>。

とある。王綱明・劉世泰と丘道徴らは康熙四十九年（1770）から湖広・山西の鉛山を開発し、鉛鉞石を採掘していた<sup>56</sup>。張鼎鼐・七哥と十哥も鉛を調達していたが、自ら鉛山を開発するようなことは行わず、各地で集めるだけである。工部と戸部の定めた鉛の代金は1斤につき6分2釐5毫であり、運賃は3分である。1斤につき2分の節省銀を上納した<sup>57</sup>。もともと商人は1斤の鉛につき鉛の代金と運賃3分を受領していたが、その後、内務府に鉛を納めると、内務府は戸部と工部に渡して代金と運賃を受領し、代金だけを商人に支払い、運賃は商人の返済した分として内庫に納めるようになった。商人が毎年返済した額と返済期限を下表に示した。

表 8 康熙期の辦銅商人の滞納銀の返済方式と返済期限

商人	王綱明	張鼎臣	邱道貞	劉士泰	七哥	十哥
鉛の額	591,400 斤	461,087 斤	400,000 斤	572,000 斤	404,477 斤	527,820 斤
運賃	17,742 両	13,832.6 両	12,000 両	17160 両	12134.3 両	15834.6 両
他の返済方式	馬の購入	太監事務				
年間返済額	50,000 両	30,496.7 両	19,464 両	18,631 両	13,973.6 両	16,836.1 両
返済期限 (年)	12	20	18	13	12	7

この返済期限は、代弁した内庫銀の返済期限である。これを返済し終わってから、ようやく節省銀の返済を開始した。鉛を調達する以外に、康熙五十六年に、滞納した内庫銀を返済するため、王綱明らに江南五省、即ち江南・浙江・江西・湖広・福建という五省の兵營と宿駅に使われる馬を購入する仕事を任せた。王綱明の呈文に、

奴才等康熙四十年始制銅、因銅價昂、虧欠制銅之銀五十八万五百三十七兩余、現在備辦江南等五省當駅補購馬匹之事、每馬各以三兩計賠償、再加入奴才等每年購鉛應得運租銀一万七千七百十二兩余、一年共交足銀五万兩、十二年内照數償還内庫完結等因、奏請聖主鴻恩准行。奴才等は康熙四十年に銅を調達し始め、銅の価格が高いため、銅を調達する銀五十八万五百三十七兩余りを滞納した。現在江南等の五省の兵營と駅に馬匹を購入して補うことを行い、馬一匹につき三兩と計算して賠償し、さらに奴才等が毎年鉛を購入して得るべき運賃一万七千七百十二兩あまりを加えて、一年に合計銀五万兩を納め、十二年間で数通りに内庫に返済し終わることについて、奏して聖主の鴻恩によって行わせていただきたい。

とある。この提案は一時的に実施に移されたが、雍正元年（1723）に、商人らは戸部給事中王澍によって弾劾された。

所買馬匹羸弱不堪、兼之五省去張家口各數千里、赴口領馬勞費實多、又且一路多倒斃、仍需各省自行買補。

購入した馬はひどく弱くて痩せたものである。その上、五省は各々張家口から數千里離れており、張家口に赴いて馬を受領するのに人力と費用を多く費やし、且つ路上で〔馬は〕倒れ死ぬものが多く、さらに各省が自ら買って補わなければならない<sup>58</sup>。

この史料に書かれていることが原因で、馬を購入する仕事は停止された。その後、王綱明は死去し、滞納した銀を范毓積が肩代わりした<sup>59</sup>。鉛を調達する仕事も完遂できなかった。康熙六十年（1722）閏六月、錢法事務戸部右侍郎赫成格は鉛が足りないため、鉛を調達する商人を弾劾し、張鼎勳は康熙五十七年（1718）から雍正元年まで五年分の鉛を滞納していたので、商人を辞めさせ、滞納した銀を自身の家産で弁償させた<sup>60</sup>。彼は乾隆元年（1736）に恩詔で免除されるまで十三年間に渡って追及されていた<sup>61</sup>。こうして、内務府商人は銅調達の表舞台から消えた。しかし

ながら、その後も辦銅を続けた商人もいる。乾隆期における范氏一族の辦銅については第七章に述べる。また、乾隆二十四年の「内務府奏銷檔」に、劉士泰が銅を滞納して弁償させるという内容があり、劉士泰は乾隆初期まで銅を調達し続けたていたことがわかる。

## おわりに

この章の内容は以下のようにまとめることができる。

康熙三十八年から、内務府商人は税関監督に代わって銅を調達する仕事を相次いで請負った。その上、康熙四十一年に銅銭の重さを変更する際に、銅額を増やし、最終的に6つの辦銅商人グループが成立した。辦銅について、内務府商人は税関の監督より有利であった。内務府商人は長期にわたって商業に従事しているため、自分の商業ネットワークを用いて各地で銅を買い集め、税関監督の辦銅よりも費用を抑えることができた。その上、一部の内務府商人は自ら日本貿易を行う船団を持っており、辦銅費用を大幅に引き下げることができた。戸部と工部にとっては、辦銅制度が税関監督辦銅制から内務府商人辦銅制に移行したことはあまり影響がない。両部の定めた銅価は変化しなかったからである。しかし、内務府にとっては、内務府商人辦銅制は節省銀として毎年703,038両の収入をもたらす。これは内庫の収支バランスを維持するのに大きく作用した。

康熙期の内務府商人は、大量の資本を持っていなかったため、幾つかの商人団体を結成した。銅を調達する時、商人は自らの資金で立て替えることはないはずだったが、税関から予定通り資金を受領できないこともある。しかし、貿易船は帰航する時間が比較的固定されているため、商人は先に資金を用意しないと、輸入した銅の量が少なくて買えない可能性もある。したがって、大量の資金は銅を調達する上で欠くことができない。また、辦銅を請け負うにあたっては、商人の家産と保証人の家産で保証しなければならない。商人団体を結成すれば、お互いに保証することができる。そのため、康熙期の辦銅を行ったのはみな商人団体であった。内務府商人団体は、はっきりと山西系の張家口商人と上三旗ボーイ系の商人に分けられる。みな内務府商人に属したが、互いの関係は疎遠であった。張家口商人は王綱明が頭として一つの団体を結成して、長期的に仲間関係を維持していた。内三旗の5つの商人団体は主に張氏の一族と王氏の一族を中心に結成され、他の商人は多少なりともこの2つの一族に仕事上での関係を持っていた。

康熙三十八年から康熙五十四年まで16年間にわたって銅を調達していた内務府商人は、巨大な損失を抱え、十数年を経ても弁償できなかった。商人が辦銅をやり遂げられなかった理由は二つある。一つは、全国市場における銅の流通量が不十分だったためである。康熙期において、中国の雲南銅山の開発はまだ不十分で、主に日本から輸入した銅に頼っていた。しかし、日本でも同時期に銅の生産量が低下し、銅輸出に対する制限策を実施した。日本から直接銅を輸入した商人は固定価格で銅を購入できてはいたものの、所定量の銅を買うことができなかったため、長崎で2、3年間待っていたこともある。単に各地で銅を買い集める商人は所定額の銅を買えない上、銅の時価が日増しに上がるにつれ、調達はさらに困難となった。二つ目の理由は、内庫に納

める節省銀が次第に増えたためである。内務府商人は内務府が収入を増やす必要に合わせて、辦銅の権利を獲得するため、代償として節省銀を納めた。商人間の競争により、節省銀の額は銅 1 斤につき 4 錢余りに増えた。節省銀が高すぎることは、商人の利益を押し下げたばかりでなく、辦銅のリスクを大幅に増大させた。銅の時価は値上がりする一方なので、節省銀を定めた当初は多少の利益を見込むことができたとしても、数年後には多大の損失を蒙ることになった。

辦銅を通して、商人は二極化した。辦銅商人はみな損失を蒙り、王綱明・張鼎鼐は死去し、家産もなくなったが、范毓麟と王惠民はその後内務府の様々な仕事を引き受けて資本を大幅に増やし、乾隆中期まで活躍していた。

---

<sup>1</sup> 香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人辦銅制について」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』(11)、1981年。

<sup>2</sup> 康熙四十一年、銅錢の標準重量を一錢二分から一錢六分に変更した。

<sup>3</sup> 節省とは、商人が仕事を引き受ける時に、経費を節約して定価より低い価格で物資を調達し、定価と商人が調達した実際の価格の差額分を「節省銀」として内庫に上納するというものである。

<sup>4</sup> 戸部が所轄する宝泉局と工部が所轄する宝源局という。

<sup>5</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、『十通』、上海：商務印書館、1935-1936年、考四九七六。

<sup>6</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七二。「康熙十二年、議令浙江及臨清局買銅給脚價銀。時各省鑄局陸續議停、惟存浙江臨清局。戸部議言、各局銅價原定每斤六分五釐、而脚費無出、恐至累民。令浙江與臨清局俱於正項外許增脚價銀五釐。從之」。京城二局における銅の運賃が『清朝文献通考』に記載されていない。その後商人辦銅についての「内務府奏銷檔」の檔案文書によって、銅の運賃が同じく五分であることを確認できる。

<sup>7</sup> 前掲、香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人辦銅制について」。

<sup>8</sup> 祁美琴『清代権関制度研究』第四章「権関人事管理制度」に参照する。祁美琴『清代権関制度研究』、呼和浩特：内蒙古大学出版社、2004年。

<sup>9</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七八。

<sup>10</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏銷檔」113冊 157頁。満洲語原文：teišun afabure furdan juwan duin. erei dorgi. U Hū. Hū šu. Yang Jeo. Hūwai An. Be Sin. Hū Keo.ere ninggun furdan i teišun uheri juwe tanggū orin duin tumen. ninggun minggan gin funcembi. Jang Giya Keo i hūdai niyalma Wang G'ang Ming se udafi afabumbi. emu gin teišun de emu jiha sunja fun i bodome. giyandu ci menggun gaimbi. aniyadari kude afabure menggun ilan tumen yan. emu gin teišun de menggun emu fun ilan eli funceme malhūšambi. funcehe šu Be. wesibulere duka. Tiyan Jin. Lan Cing. Lung Giyang. G'an Guwan. Tai Ping Kiyoo. Fung Yang Ts'ang. Nan Sin. ere jakūn furdan i teišun uhei emu tanggū gūsin uyun tumen gin funcembi. giyandu se an i hūdai niyalma be elbifi udafi afabumbi.



- 
- <sup>11</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七六。
- <sup>12</sup> 「内務府奏銷檔」113册157頁。滿洲語原文：ere funcehe jakūn furdan i teišun be aha be cihanggai alime gaifi. emu gin de emu jiha sunja fun i bodome giyandu ci menggun gaifi udafī tookaburakū afabufi. ede faksikan i ciyanliyang malhūšame enduringge ejen de hūsun buki. emu gin teišun de menggun emu fun sunja eli malhūšame. uheri juwe tumen jakūn tanggū yan funcere menggun be malhūšafi aniyadari dorgi kude afabuki. aisi majige funcefi enculeme enduringge ejen de hūsun bure ba bici hūsun buki.
- <sup>13</sup> 「内務府題將湖口等十四關銅斤分別交與張鼎臣王綱明曹寅等經營」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、北京：中華書局、1975年3月、15頁。
- <sup>14</sup> 范三拔とは、范永斗の長子、范毓積の父である。内務府商人に担任したことがある。
- <sup>15</sup> 「内務府題將湖口等十四關銅斤分別交與張鼎臣王綱明曹寅等經營」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、16頁。
- <sup>16</sup> 「内務府題將湖口等十四關銅斤分別交與張鼎臣王綱明曹寅等經營」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、18頁。
- <sup>17</sup> 「内務府題將湖口等十四關銅斤分別交與張鼎臣王綱明曹寅等經營」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、20頁。
- <sup>18</sup> 「内務府奏曹寅辦銅尚欠節省銀應速完結併請再交接辦摺」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、64頁。
- <sup>19</sup> 「内務府奏議覆五關銅斤仍交各關監督接辦摺」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、72頁。
- <sup>20</sup> 中国第一歷史檔案館編『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』、北京：中国社会科学出版社、1996年、1197頁。
- <sup>21</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七八。
- <sup>22</sup> 雍正『山東塩法志（二）』卷十一、本朝奏疏、吳相湘主編『中国史学叢書』、台湾学生書局、1966年、769-770頁。
- <sup>23</sup> 「内務府奏銷檔」130册287頁。滿洲語原文：te Kio Doo Jen.Syge. Li Tiyan Fu. Ušici meni duin niyalma. elhe taifin i dehi emuci aniyaci alifi icihiyara teišun i ton Juwe Hūwai dabsun i takūran i teišun dehi tumen gin. Juwe Je i dabsun i takūran i teišun orin sunja tumen gin.Canglu i dabsun i takūran i teišun juwan tumen gin Hodung ni dabsun i takūran i teišun juwan tumen gin. aniyadari uheri malhūšara menggun ilan tumen uyun minggan yan menggun be dorgi ku de afabumbi.
- <sup>24</sup> 雍正『山東塩法志（一）』卷七、本朝奏疏、661頁。
- <sup>25</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七三。
- <sup>26</sup> 『清朝文献通考』一、卷十四、錢幣二、考四九七八。

- 
- <sup>27</sup> 雍正『山東塩法志（二）』卷十一、本朝奏疏、772 頁。
- <sup>28</sup> 「内務府奏銷檔」129 册 170 頁。滿洲語原文：te Soju meni alifi icihiyara Guwang dung. Fugiyān. Juwe Hūwai. Juwe je. Cang Lu. Hodung ere ninggun dabsun i takūran Guwangdung. Fugiyān. Jegiyang. Giyang Nan ere duin mederi takūran i teišun uheri emu tanggū dehi ilan tumen gin de aniyadari meni malhūšara menggun sunja tumen sunja minggan nadan tanggū dehi yan.
- <sup>29</sup> 雍正『山東塩法志（二）』卷十一、本朝奏疏、776-777 頁。
- <sup>30</sup> 「内務府題將湖口等十四關銅斤分別交與張鼎臣王綱明曹寅等經營」、故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、20 頁。
- <sup>31</sup> 道光『万全縣志』卷十、志余、台北：台湾學生書局、1969 年、897 頁。
- <sup>32</sup> 『山西汾州府介休縣張原村范氏家譜』、『中國希見史料』廈門：廈門大學出版社、2007 年、14-245 頁。
- <sup>33</sup> 『八旗滿洲氏族通譜』、卷七十五、瀋陽：遼瀋書社、1989 年、817 頁。
- <sup>34</sup> 「内務府奏銷檔」113 册 157 頁。滿洲語原文：aicilakū hafan Jang Ding Cen. Jang Ding Nai.ejeku hafan Jang Cangju aliburengge. cīyan liyang malhūšame hūsun bure jalin. meni mafa ama mukūn i urse daci gemu umesi dubei aha bihe.enduringge ejen i hūwašabuha ujiha jaramin kesi de gemu derengge ten de isinaha meni boo jalan halame enduringge ejen i hūwašabuha ujiha den jaramin kesi be alifi udu beyebe meije buhe seme inu karalame meterakū. umai aculame hūsun buhe ba akū ofi. ai gelhun akū. indahūn morin i gese hūsun bure be gūnirakū. meni boo daci enduringge ejen i kesi de akdafi hūdašambi. hūdašara be baifi. enduringge ejen de hūsun buki.
- <sup>35</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』、904 頁。
- <sup>36</sup> 「内務府奏銷檔」128 册 94 頁。
- <sup>37</sup> 「内務府奏銷檔」128 册 244 頁。
- <sup>38</sup> 「内務府奏銷檔」186 册 196 頁。
- <sup>39</sup> 中國第一歷史檔案館藏「内務府奏案」5-8-38。
- <sup>40</sup> 中國第一歷史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、4 册、南京：江蘇古籍出版社、1989-1991 年、427 頁。
- <sup>41</sup> 「内務府奏案」5-238-50。
- <sup>42</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』、906 頁。
- <sup>43</sup> 大連圖書館編『大連圖書館藏清代内務府檔案』、第六册「皇商」、國家圖書館出版社、2010 年、489 頁。
- <sup>44</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』、905 頁。
- <sup>45</sup> 『清朝文獻通考』卷十三、錢幣考一、考四九六五。

- 
- <sup>46</sup> 中田易直、中村質校訂『崎陽群談』、東京：近藤出版社、1974年、47頁。
- <sup>47</sup> 佐伯富「康熙雍正時代における日清貿易」、東洋史研究会編『雍正時代の研究』、京都：同朋社出版、1986年。
- <sup>48</sup> 「内務府奏銷檔」36卷128冊447頁。満洲語原文：ne meni teišun udara menggun be Hū Keo Tai Ping Kiyoo i jergi juwan duin furdan ci gaimbi. ere geren furdan de teišun udara menggun ganame.amasi julesi jodome yaburengge ududu minggan ba bi. cuwan golmin giyang ni haksan eyen be yaburengge ambula olhocuka. amba edun de teisulebure furdan de cianliyang be lak seme baharakū ucuri oci. juwe ilan biya inu aliyaambi. ede niyalmai pengan. cuwan. hūsun i turigen mekele ambula fayabumbi.
- <sup>49</sup> 前掲、香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人辦銅制について」。
- <sup>50</sup> 「内務府奏銷檔」36卷129冊170頁。
- <sup>51</sup> 「内務府奏銷檔」36卷129冊287頁。
- <sup>52</sup> 前掲、『康熙朝満文硃批奏摺全訳』、1041頁。
- <sup>53</sup> 前掲、『康熙朝満文硃批奏摺全訳』、1020頁。
- <sup>54</sup> 前掲、『康熙朝満文硃批奏摺全訳』、1196頁。
- <sup>55</sup> 中国第一歴史檔案館整理『康熙起居注』、第三冊、北京：中華書局、1984年、2236頁。
- <sup>56</sup> 前掲、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、2冊、449頁。
- <sup>57</sup> 前掲、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、1冊、99頁。
- <sup>58</sup> 前掲、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、1冊、635頁。
- <sup>59</sup> 光緒『山西通志』録五之二「義行録中」、北京：中華書局、1990年、9975頁。
- <sup>60</sup> 前掲、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、1冊、99頁。
- <sup>61</sup> 「内務府奏銷檔」193冊394頁。

## 第四章 清代前期における人参採取制度と内務府商人

### はじめに

人参は清朝発祥の地である中国東北地方に多く産出し、東珠・貂皮と並んで、同地方の特産物であった。『太祖高皇帝実録』に、「我が国は東珠・人参・紫貂・元狐・猓狸獺など珍奇な物を盛んに産出しており、衣服や用具を整えるのに十分である。撫順・清河・寛奠・饜陽の四関で互市を行い、商取引を行っている。このため国も民も豊かである」<sup>1</sup>と述べられているように、清朝建国期において、人参の採取・貿易は財源として重要な役割を果たした。入関後、それまで八旗の共有財産と見なされていた人参資源に対して、次第に政府・皇室による独占が進むが、政府は人参の収穫を確保するための方策を模索し、康熙期から乾隆期にかけて、人参採取制度を頻繁に変更した。

こうした清代の人参採取制度については、すでに一定の研究成果が積み重ねられている。今村軻氏の『人蔘史』は、人参に関する様々な用語を解釈し、基本的な史料を整理したもので、清代の人参行政に関する先駆的な研究である<sup>2</sup>。鈴木中正氏も、人参採取制度を概括的に検討している<sup>3</sup>。また、川久保悌郎氏は人参採集政策について一連の研究を行い、当時の限られた史料状況の中で、『大清会典』などの編纂史料を用いてその変遷をほぼ明らかにした<sup>4</sup>。同氏は、入関後の採取制度を官辦—商辦—官辦という三つの段階に区分し、次のように述べている。「第一の段階の官辦に在っては、採参に当たる者が八旗人に限定されているところに満州族在来の遺制が窺われ、第二段階では採参の仕事を民間商人に下請けさせたことと旗民の別を撤して民人にも採参に参加する道を開いた点に特色があり、第三段階の官辦では実質上官辦商辦の折衷方式が採られており、具体的にいうなら、保票人としての、なおまた参票の引き受け手としての焼鍋等の商人の参務における役割が大きくなり、その面から商辦的要素が形を変えて濃くなっていることが注意される」<sup>5</sup>。

しかし、近年檔案史料の公開と出版が進むにしたがって、人参採取の実態をより詳細に再構成し、川久保氏の提示した枠組みに一定の補足、修正を加えることが可能になった。たとえば、王佩環氏は、檔案史料を利用して、従来の研究では商辦が雍正八年（1730）に始まったとされていたのに対し、康熙五十三年（1714）に盛京地方の商人が既に人参採取を請負っていたことを指摘した<sup>6</sup>。ただし、王氏は康熙期の請負商人は民商であったとし、かつ雍正八年以降の商辦とは関係がないと述べている。しかし、中国第一歴史檔案館所蔵「内務府奏銷檔」を仔細に検討すると、康熙期の請負商人が内務府と関わりを持っていたことが浮かび上がる。また、康熙末期と雍正～乾隆期の商辦の関係についても、なお検討の余地があると思われる。

商辦の実態についても、まだ以下の問題が十分に解明されないまま残っている。川久保氏は、

政府・商人・創夫三者の関係について、商人は自己の取り分を確実にするため、場合によっては規定以上の人参を納めることを創夫に強制して、創夫の余参を侵害し、そのことが創夫に参票を受け取る意欲を失わせ、悪循環に陥ったと述べている<sup>7</sup>。しかし、檔案史料には、創夫が人参を持ち逃げした例がしばしば見られる。政府・商人・創夫三者の関係をより詳細に解明するためには、官参・商参・余参の関係について、檔案史料から具体的な事例を抽出して、あらためて分析する必要がある。一方、王佩環氏は、乾隆期の官辦再開について、范毓麟を初めとする商人が人参採取を通じて莫大な利益を得たため、政府はその利益を独占しようとして、商人から採取権を取り返したのだという<sup>8</sup>。しかし、檔案史料の記載から見ると、商人はそれほど大きな利益を得ておらず、それどころか欠損を出す者すらいたのである。「商辦」中止の原因を再検討する必要がある。

本章では、「内務府奏銷檔」『盛京参務檔案史料』等の檔案史料を利用して、人参採取を請負った商人と内務府の結びつきを確認し、彼らによる人参採取請負の実態を詳しく検討する。その上で、川久保氏の提示した知見を踏まえつつ、康熙末期から乾隆初期にかけて実施された商辦制度の実施と修正の過程を考察する。特に、商辦を制定・運用した政府、主要な請負人として活動した内務府商人、実際に人参を採取する労働者である創夫の関係をあらためて分析することを通じて、当該時期の人参採取制度がしばしば変転した要因を探ってみたい。

## 一．康熙末期における商辦の試行

### 1．康熙五十三年までの人参採取制度

康熙末期における商辦導入の検討に入る前に、先行研究を踏まえつつ、清初から康熙五十年代までの人参採取制度の変遷をあらためて確認しておきたい。

入関前から康熙四十八年（1709）にかけて、元來八旗王公大臣の共有であった人参採取権は、次第に政府と皇室に回収されていく。『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課には、

原定王以下公以上許遣壯丁於烏喇地方採参、效力勤勞大臣亦許遣壯丁採参。

もと定めたところでは、王以下、公以上は烏拉地方に壯丁を遣わして、人参を採取することを許す。効力勤勞の大臣も壯丁を遣わして、人参を採取することを許す。

とあり、上田裕之氏が「ハン、王公は麾下のボーイ＝ニルからそれぞれ任意に壯丁を動員し、各旗に割り当てられた人参を採取しており、王公に対するハンの厳格な統制は存在しなかった」<sup>9</sup>と述べているように、従来の女真社会における首長制的な権力構造の影響を受け、人参は八旗の共有財産と認められていた。しかし、康熙二十三年（1684）、旗ごとに山を分与する制度は廃止され<sup>10</sup>、その代わりに、派遣された壯丁らは戸部より発行される山場に入る許可書である参票を持ち<sup>11</sup>、烏蘇里などの地で人参を採取するようになった<sup>12</sup>。また、康熙三十六年（1699）、採取した人参の

うち、一定額はそのまま各王公の収入となるが、額外の人参については、税金を支払わなければならなくなった<sup>13</sup>。さらに、康熙四十八年に、塩引に倣って参引が発行された。『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課の項には

①諭、採参人照塩引給予参引、所得之参、分為三分、兩分交戸部、發崇文門監督變價。一分交盛京將軍衙門、按時價折給採参兵丁。

諭す。塩引に倣い、採参人に参引を給与する。得た人参を三分し、二分を戸部に交付し、崇文門の監督に送り、売り出す。一分を盛京將軍に交付し、時價によって換金し、採参の兵丁に与える。

②由戸部領予万斤参引、盛京將軍所属、發給四千斤参引、寧古塔將軍所属亦如之、烏拉打牲總管所属、發給二千斤参引。

戸部から一万斤の参引を受領して、盛京將軍の管下で四千斤の参引を發給し、寧古塔將軍の管下でも同様にする。烏拉打牲總管の管下では二千斤の参引を發給する。

とある。参引は盛京將軍・寧古塔將軍と打牲ウラ總管に属する採参官兵に直接与えられるもので、これによって王公の採取権は剝奪され、政府と皇室<sup>14</sup>による利益の独占がはかられた。人参の採取権が王公大臣<sup>15</sup>から回収されたことは、商辦の導入を可能にした前提の一つであったと考えられる。

康熙五十三年から康熙五十九年（1720）にかけて、王修徳等六人の商人が人参採取を請負ったことも、こうした背景の下に実現したものである。

## 2. 康熙末期の請負商人

康熙五十三年に王修徳をはじめとする六人が参票を受け取り、それを現地の商人に配布して人参を採取させていたことは王佩環氏の研究によって既に知られているが<sup>16</sup>、王修徳の人参採取の状況を検討する前に、まず彼の身分を確認したい。

王修徳は、史料上判明する限りでは、康熙末期に初めて票頭（参票を一括して受け取り、人参採取の仕事を請け負う者）として人参採取の仕事を引き受けた商人である。王佩環氏は王修徳の身分について、「盛京地方の商人」とし<sup>17</sup>、趙郁楠氏は「内務府皇商ではない」と指摘している<sup>18</sup>。しかし、王修徳等6人が滞納した12万両あまりの参銀を例に従って免除することに関する乾隆元年（1736）十月六日の奏摺から、彼らが内務府に属していたことは明らかである。この奏摺には

查票頭内索柱・四格即莫領子亦俱家産尽絶、請着落王修徳・王廷瓚・三官保・金柱等四名票頭賠補。（中略）王修徳等係内務府所屬之人、其領票創参併拖欠銀兩從前俱係内務府辦理。

查するに、票頭の中で索柱・四格すなわち莫領子は家産を使い果たしているため、王修徳・王廷瓚・三官保・金柱等の四名の票頭に弁償させることを請うた。（中略）王修徳らは内務府に所属する人であるので、彼らが票を受領して人参を採掘すること、及び銀兩を滞納した

案件は、従来すべて内務府が取り扱ってきた<sup>19</sup>。

とあり、王修徳・王廷瓚・三官保・金柱・索柱・四格の6人は、みな内務府に属していたことが知られる。また、「内務府奏銷檔」中の雍正十三年（1735）十二月に内務府が上奏した「広儲司等処買売人等花名欠銀数目摺」からも、王修徳の身分は内務府商人であったと判断できる。この「数目摺」には、

三等買売人王秀徳交過本銀一百両、利銀一千八十七両五錢外、下欠利銀十五両、因拖欠内庫銀兩、於雍正二年八月奏准革退、並無家産。

三等買売人である王秀徳は資本金一百両、利銀一千八十七両五錢を納めたが、利銀十五両をまだ返済していない。内庫の銀を滞納したため、雍正二年八月に上奏し革職した。家産はない<sup>20</sup>。

とあり、王修徳は内務府から資本金を受領し、利銀を納める内務府三等商人であったことが分かる。加えて、王修徳とほぼ同じ時期に活動した票頭として内務府商人王惠民がいる。内務府総管を代行する郎中海章（Haijang）の康熙五十九年の奏摺には、

Li Ing Gui 佐領の領催 Ioi Ji Cing が来て告げることには、「我らの佐領の鉛を納める商人 Cige は彼の父 Wang Hūi Min に従って人參を掘りに行った。彼の一族である鉛を納める商人 Wang Sio De・Wang Dzan De と Cige の家人である Cen San を〔所轄の佐領の処に〕連れてきた」と告げにきた<sup>21</sup>。

とあり、王惠民（Wang Hūi Min）が王修徳（Wang Sio De）の親戚であり、王惠民父子が康熙五十九年に人參を掘りに行ったことがわかる。また雍正二年（1724）の盛京將軍唐保柱の奏摺には、「商人王惠民と王紹徳<sup>22</sup>らは毎年〔人參を〕掘っている」<sup>23</sup>とあるので、王修徳の一族を中心とする内務府商人は、康熙末期において人參採取の仕事を継続的に請け負っていたと考えられる。

王修徳は人參の採取だけでなく、建築工事の顔料<sup>24</sup>や銅錢を鑄造する原料の銅<sup>25</sup>・鉛<sup>26</sup>などを購入する仕事も引き受けており、実は康熙年間における代表的な内務府商人の一人であったことが明らかとなる。人參の採取は銅・鉛の購入や運搬と同じく、大量の資本金と人夫が必要であるが、王修徳等の内務府商人は現地の商人より資金面で有利な立場にあった。そのため、盛京將軍唐保柱によって北京から招来されたと考えられる。

### 3. 康熙末期の商辦の実態

王修徳らの人參採取の状況を具体的に検討に入る前に、まず人參採取の許可書である参票の価格と、納入すべき人參の数量を確認しておく。参票の価格は、雍正二年四月十七日付の奉天將軍衙門總理威遠堡等六邊副都御史から掌管理盛京内務関防佐領への咨文に

商人王紹徳等創參時、一張票徴銀四兩、參二十四兩。

商人王紹徳らが人參を掘っていた時、票一枚ごとに銀四兩と人參二十四兩を納めていた<sup>27</sup>。

とある。商人たちは、參票を1枚あたり銀4兩で購入していた。參票の総数は下に引用する史料によって1年につき8,000枚であることがわかるので、総額で毎年32,000兩の銀が必要であったことになり、加えて収穫した人參のうち一年計192,000兩に相当する量、即ち12,000斤を納入する必要があった<sup>28</sup>。王修徳らが參票を無償で創夫に与えたのか、それとも代金を徴収したのかは史料から確認できないが、政府に納入すべき人參の量よりも多く創夫から徴収したことは明らかであろう。雍正二年四月二十五日の奉天將軍衙門盛京刑部から掌管理盛京内務府関防官員の咨文に、

拋包衣正黃旗仏倫佐領下張国恵呈称：小的我於康熙五十五年、由鑲紅旗趙明道佐領下王俊畢具保、領取索柱之照票九張、已納人參七十七兩、尚虧欠人參一百四十九兩是實。

ボーイ正黃旗仏倫佐領の管下の張国恵が呈したことには、「私は康熙五十五年に鑲紅旗趙明道佐領管下の王俊畢の保証を受け、索柱の票九枚を受け取った。既に人參七十七兩を納入し、なお人參一百四十九兩を滞納している」<sup>29</sup>。

とある。張国恵は9枚の參票を受領して、計226兩の人參を票頭索柱に納める必要があった。すなわち、參票1枚につき人參25.1兩である。とすれば、元請けの商人は參票1枚につき人參1.1兩しか取っていないことになり、利益は極めて薄いと思われる。

また、ここで注意したいのは、張国恵が參票9枚を受領したことである。創夫1人が參票1枚を持って人參を採取しに行くのであるから、張国恵自身は創夫ではなく、索柱の下請けとして創夫を集める「把頭」（次章で詳しく述べる）であったと考えられる。雍正二年四月初五日の奉天將軍、盛京刑部から掌管理盛京内務府関防官員の咨文に

正白旗雅図佐領下万徳鳳具保石門寨民人楊自立領取金柱之票十一張、除去所交人參、尚欠參七十五兩。

正白旗雅図佐領管下の万徳鳳は石門寨の民人楊自立が金柱の參票十一枚を受け取ることを保証した。納入した人參を除いて、なお人參七十五兩を滞納している<sup>30</sup>。

とある。民人楊自立は万徳鳳によって保証され、票頭である金柱から參票を受け取って、人參を採取した。内務府商人から參票を受け取る下請けは旗人に限らず、民人でも保証さえ受ければ參票を受け取ることができたことがわかる。また、こうした下請けは必ずしも商人ではなかったと思われる。人參盗掘案件に関する檔案の中には、数人を雇用し、採參の用具や食糧を提供する者の姿がしばしば見られる。一例を挙げれば、康熙三十九（1700）年九月十六日の奉天將軍衙門から掌管理盛京内務関防佐領への文には



掘偷挖人參之嚴力泰供称：盛京不知旗佐之尤大・于二・高三・高大給與我同処之人郭二等人米・靴子鞋・布、去偷挖人參。

人參を盗掘した嚴力泰が供述したことには、「盛京の、どの旗・佐領の所属かわからない尤大・于二・高三・高大は、私と同じ所にいた郭二らに米・靴と布を与え、人參を盗み掘らせた」<sup>31</sup>。

とある。人參を採取するためには山奥に入らなければならないので、米や布などを予め準備しておく必要がある。それ故、雇い主は生活用品や食糧を提供し、資本金がない細民を集めて、人參を盗掘させていたのである。しかし、王修徳等が票頭として元請けすることによって、そのような雇い主は下請けとして参票を票頭から受け取るようになり、違法な採取が合法的な採取制度の中に取り込まれたのではないかと推定される。おそらく、清朝が商辦を導入したねらいも、一つにはそこにあったのだろう。

人參採取活動の実態について、盛京將軍唐保柱の奏摺（年月日不明）<sup>32</sup>は、より詳細な情報を提供している。

再对接收票証而来之王秀徳等亦嚴加曉諭。又将發給票証人之姓名、逐一明白造册、我等選出督往之協領、章京等、以及於辺門驗点之協領等亦發檔册、核査檔册逐一点出、將無票証、不符檔册者、即緝拿解来。倘因利暗遣人及與王秀徳等共謀多遣人、為我等查得拿獲、或旁人首告、一併參劾、以重治罪。等情。王秀徳、伊等携来票八千張、給滿八千人。等情。來報衙門、經查明、自四月初八日相繼啓程。

また票を受け取りに来る王修徳に厳しく諭し、さらに票を与えられた人の姓名を一つずつ明らかに名簿に載せる。我ら（盛京將軍）が選んだ監督に行く協領と章京、及び辺門で検査する協領らにも名簿を与え、名簿と突き合わせて一人ずつ辺門を出させよ。票がない者、名簿と合わない者をすぐに逮捕し送って来るように。もし利を図るために密かに人を遣わしたり、或は王修徳らと共謀して多くの人を遣したりして、我らによって発見され捕えられ、或は他人から告発されれば、すべて弾劾し、重く処罰したい。王修徳らが、参票八千枚を持って来て、八千人に与え終わったと衙門に報告に来たので、明らかに調べた後、四月初八日から相次いで出發させた<sup>33</sup>。

以上から、康熙末期における人參採取の流れを次のようにまとめることができる。

- (1) 商人（票頭）は盛京將軍から参票を受け取る。
- (2) 商人は下請け（把頭）を通じて刨夫を募集する。
- (3) 刨夫は1人につき参票1枚を持って辺門で検査を受け、人參を掘りに行く。
- (4) 刨夫は参場から帰ると、定められた額の人參を商人に納める。
- (5) 商人は参票の数に応じて納めるべき人參を内務府に納める。
- (6) 刨夫が定額の人參を納めなければ、下請人と保証人の佐領は彼らに督促して賠償させ

る<sup>34</sup>。

しかし、王修徳らは人參採取で巨額の欠損を出すようになった。その直接の原因を史料から窺い知ることはできないが、参票 8,000 枚を一括購入し、さらに 24 両の人參を上納することは商人にとって利益が薄く、リスクが高かったと思われる。その欠損を埋めるため、王修徳らは寧古塔の官員と共謀して印や票を偽造し、刨夫数万人を参場に派遣した<sup>35</sup>。この事件によって、内務府商人による請負は雍正元年（1723）から雍正八年にかけての間、一時的に停止された。

雍正二年（1723）から、人參採取の仕事が民人に開放され、旗人・民人を問わず参票を受領できるようになった。そのことは、『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課の項に、

雍正元年奉旨、採参雖經嚴禁、盜挖究不能除、與其肆令盜挖、莫如定制收課、欽此。隨議定、烏蘇里・綏芬等處、有自備資斧採参者、無論旗民、每票交上用参二兩五錢、徵銀十二兩、每参一斤徵收稅銀二兩五錢。汪清等邊外、額爾敏・哈爾敏・厄赫諾殷・薩音諾殷等附近地方、有願自備鞍馬採挖者、每票交上用参二兩五錢、亦徵銀十二兩。無力之人不能遠採、免其交参、仍徵收銀六兩。每参一斤、仍徵稅銀二兩五錢。

雍正元年、旨を奉じたことには、「採参は嚴禁されているが、盜掘を徹底的に排除できない。ほしいままに盜掘を行わせるよりは、むしろ制度を作って課税するのがよい」。そこで議定したことには、烏蘇里・綏芬等に、資金を自ら用意して人參を採取する者がいれば、旗人と民人を問わず、票ごとに皇室用の人參二兩五錢を納め、銀十二兩を徵收し、また人參一斤ごとに税金二兩五錢を徵收する。汪清等の邊外、額爾敏・哈爾敏・厄赫諾殷・薩音諾殷等の付近の地に、鞍馬を自ら用意し採取を願う者がいれば、票毎に皇室用の人參二兩五錢を納め、銀十二兩を徵收する。財力がない者は遠いところで採取することができないので、人參の納入を免除するが、銀六兩を徵收し、人參一斤ごとに、税銀二兩五錢を徵收する。

とあるが、『盛京参務檔案史料』雍正二年三月初三日の奉天將軍衙門から掌盛京内務関防佐領への咨文によると、この『欽定大清会典事例』に書かれた条文は、雍正二年正月初三日に盛京將軍唐保柱によって提案され、廉親王らによる議奏を経て同月初六日に雍正帝に批准されたものである<sup>36</sup>。すなわち、『欽定大清会典事例』に雍正元年とあるのは誤りで、民人の人參採取を認める政策は雍正二年から実施されたと考えられる。廉親王らの議奏には、

查、参務原本甚是繁瑣、雖然商人王惠民・王紹徳等毎年刨挖、但與国課無甚利益、今將軍唐保柱等会同詳細議奏刨参獲益、照依所奏不計旗民、若有情願自行前往烏蘇里・綏芬・額勒敏・哈勒敏・惡訥殷・賢訥殷等處刨参者、發給照票遣去刨挖。

查するに、人參採取はもともと甚だ煩瑣である。商人王惠民・王紹徳らは毎年人參を掘っていたが、国の税収に対してあまり利益がない。いま、將軍唐保柱等は会同して、人參を掘って利益を得ることについて詳議して奏した。議した通りに、旗人・民人を問わず、自ら烏蘇

里・綏芬・額勒敏・哈勒敏・惡訥殷・賢訥殷に人參を掘りに行こうとする人がいれば、參票を發給し、人參を掘りに行かせる<sup>37</sup>。

とある。このように、雍正期になると人參の盜掘が一層盛んになったが、政府は、盜掘を取り締まりきれない以上、民人にも公式に人參採取を認め、公式に許可して税金を得るという方針に轉換し、民人が人參を採取することを認めたのである。ただし、『欽定大清會典事例』に記されている「每票交上用參二兩五錢、徵銀十二兩、每參一斤徵收稅銀二兩五錢」という徵收額は、その通りには実施されなかった。廉親王らは、唐保柱の提案について検討した際、民人・旗人を問わず人參を採取させる基本方針には賛成したが、採取した人參の數量に税金を納付させる方式をとると、刨夫が收獲量を実数より少なく申告する恐れがあるとして、「每張徵銀六兩前往刨挖、返回時查驗所得人參實數、一半充公、一半留給刨夫、停止抽稅」（參票一枚につき銀六兩を徵收した上で人參を掘りに行かせる。戻ってきた時に收穫した人參の數を調べて、半分を公のものとし、半分を刨夫に残す。税金を徵收することは停止する）と議奏した<sup>38</sup>。上述のように、雍正帝は雍正二年正月初六日にこの議奏を批准した。しかし、同年四月十七日付の奉天將軍衙門總理威遠堡等六邊副都御史から掌管理盛京內務關防佐領への咨文によると、納入する銀と人參の數量は、結局のところ、康熙末期に王修徳らが人參採取を請負っていた時と同じ銀 4 兩と人參 24 兩に戻されたようである<sup>39</sup>。

## 二．雍正九年～乾隆三年の商辦

### 1．雍正九年の商人による請負再開

雍正二年の官辦実施後も、政府は規定通りに刨夫から銀を徵收することができず<sup>40</sup>、雍正四年(1726)には參票 1 枚につき銀 4 兩を徵收することが廢止され、人參の現物のみを徵收するようになった<sup>41</sup>。加えて刨夫の逃走や人參滯納が頻發し、商人による請負がないため、それが直接に政府の損失につながった。そのため政府は官辦を長期にわたって維持することができず、雍正八年にふたたび商人による請負が認められた。『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戶部、參務、額課の項には

（雍正）八年奏准、烏蘇里・綏芬等處參山、招商刨採。給票一萬張。隨身紅票十張。令商人雇夫一萬名、每票一張、收參十六兩、十兩交官、六兩給商作本。所給參票、如不敷需用、再行添給。余剩送部查銷。

（雍正）八年、奏して批准したことには、烏蘇里・綏芬等の地域の參山で、商人を募集し採取させる。票一萬枚と身につける紅票十枚<sup>42</sup>を發給する。商人に刨夫一萬人を雇わせ、票一枚につき人參十六兩を徵收し、十兩を官に納め、六兩を商人に資本として与える。發給する參票が需要に足りなければ、さらに増發する。余れば、部に送って廢棄する。

とある。これは、清政府による公的編纂物の人參採取に関する記述中に、初めて商人が登場する

箇所である。応募した商人は戸部から 10,000 枚の参票を受け取り、雇った刨夫にその参票を与え、人参を採取させた。刨夫が参場から戻ってから、商人は票 1 枚ごとに人参 16 両を徴収し、その中の 10 両を内務府に納入した。残った 6 両が商人の利益となった。つまり、商人が人参採取を請け負うことにより、人参の利益の一部が彼らの手中に帰することになった。

そして、雍正九年(1731)には、商人郭正義が人参採取を請け負った。郭正義の身分について、盛京將軍那蘇図の奏摺に「官商人」<sup>43</sup>という呼称が見えるが、内務府商人であったことを直接証明する史料は見当たらない。ただし、雍正十二年(1734)に内務府の没収された物売り出す仕事に応募したこと<sup>44</sup>から見ると、内務府と深い関係を持っていたと考えられる。

雍正十年(1732)二月二十二日の盛京將軍那蘇図の奏摺によって、郭正義が招来された事情の一端を窺うことができる。それによれば、雍正十年二月十三日に戸部が上奏して、郭正義は事情があつて参票を受け取ることができなくなったが、京城から他の商人を招来すると四月の人参採取期に間に合わないため、盛京將軍那蘇図に速やかに盛京の裕福な商人を召募させることを提案した。これに対して、盛京將軍那蘇図は奏摺中で

查するに、盛京には人参を掘る票の仕事を承辦できる裕福な人はいないので、臣私は(昨年)京城から商人を招いて送ろうと求めて上奏し、部が議覆して、G'o Jeng I (郭正義)に票を送った<sup>45</sup>。

と述べている。ここから、盛京の商人はみな人参採取の仕事を受け入れる財力がないので、京城から有力な商人を招来したことがわかる。続いて、盛京將軍は郭正義の雍正九年の実績を述べ、刨夫を採集のために送るのが五月になってもまったく支障がないとして、雍正十年も郭正義に請負わせることを主張した。

雍正九年六月二十九日に盛京將軍那蘇図の奏摺には、参票の支給や人参の納入に関する次のような記載がある。

今年六月二十日、拋商人郭正義由寧古塔呈文称：我等於今年二月抵至盛京・奉天・吉林烏拉・寧古塔等処發票、共五千九百十五張、未發出剩余之四千八十五張票、交付我之同事馮天培、解送戸部、請由將軍衙門行文交付。等情。故此、將郭正義未發出之剩余四千八十五張票、由臣等衙門差官、率郭正義同事馮天培、解交戸部外、已發放之五千九百十五張票、應交人参仍照先年例、由商人郭正義收取、伊等自力送交總管內務府衙門、交公後剩余之参数報告臣等衙門、行文山海關稅務監督、徵稅。

(雍正九年) 今年六月二十日、官商人郭正義が寧古塔から文を呈したことには、「我等は今年二月に盛京・奉天・吉林ウラ・寧古塔などの地に到着し、合計五千九百十五枚の票を發給した。發給せずに残った四千八十五枚を、私の仲間の馮天培に渡して戸部に送った。將軍衙門から文を送って〔戸部に参票を〕渡していただきたい」とのことである。そこで、郭正義が發給せずに残った参票四千八十五枚を、臣らの衙門から官を派遣して、郭正義の仲間の馮

天培を率いて戸部に送付させた外、発給した五千九百十五枚の票について、納めるべき人参は、先年の例にならって商人郭正義が受け取り、彼らが自費で総管内務府衙門に送る。官に納めた後に残った人参の数を臣等の衙門に報告し、山海関稅務監督に文を送って徴稅させる<sup>46</sup>。

また、乾隆三年の奉天將軍から盛京内務府衙門への咨文に添付されている、参票を受け取って逃走した商人の清單から、商人と刨夫の中間に康熙末期と同様に把頭という下請人が介在していたことがわかる。その一例を挙げてみよう。

領票人係山海衛民吳天德、把頭高士領票三張俱未到、保人係正白旗索子牛泉在福陵居住高良貴、共欠参四十八兩。

領票人は山海衛の民人吳天德である。把頭高士は票三枚を受け取ったが、みな帰着していない。保人は正白旗索子ニルの福陵に居住している高良貴である。合わせて人参四十八兩を欠いている<sup>47</sup>。

この史料と、前節で引用した董良祿等に関する史料から、個々の刨夫には保証人が立てられていなかったことが読み取れるので、損失が生じても刨夫自身は賠償の責任を負わず、官は把頭と保証人のみに賠償を請求したと考えられる。つまり、把頭は刨夫の管理者として責任を負わなければならなかったのである。

以上から、雍正九年以降における人参採取の流れは以下のようなものであったことが分かる。

- (1) 商人は戸部から参票を受け取る。
- (2) 商人は把頭を通じて刨夫を募集する。
- (3) 商人は余った参票を戸部に返還する。
- (4) 刨夫は人参を採取する。
- (5) 刨夫は帰ってから、商人に官参と商参を納める。
- (6) 商人は発給した票の数に応じて人参を内務府に納め、回収した参票を戸部に納める。
- (7) 刨夫が定額の人参を納めなければ、把頭と保証人に督促して賠償させる。

康熙末期とほぼ同一であることが分かるが、異なる点は、商人が戸部から受け取った参票のうち、実際に刨夫に発給した参票の分だけ官参を納めるようになったことである。つまり、雍正九年に再開された請負制度は、基本的には康熙末期の制度を継承しつつ、参票を一括して商人に買い取らせる方式が失敗したことに鑑みて、改善を加えたものといえる。

## 2. 雍正九年・十年・乾隆二年における人参の分配<sup>48</sup>

雍正九年に商人から納められた人参の分配については、雍正十年三月二日の盛京將軍那蘇図の上奏文から知ることができる。

切査官商人郭正義去年發放參票五千九百十五張、共計応交官參五万九千一百五十兩、進貢人參二千兩。令官兵護隨、郭正義親自解送内務府。郭正義自留人參、創頂一万七千七百十八兩、參須七千五百八十兩、採參者所留商參、創頂七万九千六百七十兩、參須三万八千九百九十三兩之數、行文山海關稅務監督、由戸部發給郭正義之執照、照例抽稅。現所收參票五千七百八十八張、郭正義親自送交戸部外、其領票在逃之劉殿、王五等一百二十七人、交給各該處嚴加查拿、拿獲後治罪、補送參票。至於所有領票人等虧欠之人參、亦交該處、嚴加催取交給郭正義。

查するに、官商人郭正義は去年參票五千九百十五枚を發給した。合計すると、納入すべき官參は五万九千一百五十兩であり、〔皇帝に〕献上する人參は二千兩である。これを官兵に護送させつつ、郭正義自身が内務府に送り届ける。郭正義が〔自らの取り分として〕留めた人參と泡丁<sup>49</sup>一万七千七百十八兩、參須<sup>50</sup>七千五百八十兩、創夫が留めた人參と泡丁七万九千六百七十兩、參須三万八千九百九十三兩の數について、山海關稅務監督に文を送り、戸部が郭正義に發給した執照に基づき、例に照らして徵稅する。今、回収した參票五千七百八十八枚を郭正義が自ら戸部に送る外、票を受け取ったまま逃亡した劉殿・王五など一百二十七人については、關係各處に命じて厳しく追跡し、捕えたら処罰して、參票を追って送る。票を受け取った者が、〔郭正義に納めずに〕欠いている人參についても、所轄の部署に命じて厳に催促させ、郭正義に交付させたい<sup>51</sup>。

『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）に見える「票一枚ごとに人參十六兩を徵收し、十兩を官に納める」という規定によって、郭正義は人參 59,150 兩を官參として内務府に納入した。しかし、『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）には、16 兩のうち「六兩を商業の資本金として与える」という記載があり、それによれば郭正義は逃走した創夫の分を除いても 34,728 兩を得るはずであるが、實際に得た人參はわずか 25,298 兩（參須を含む）である。すなわち、商人が創夫から受け取った人參の數は規定よりはるかに少ない。その理由を明らかにするため、他の年の事例を見てみたい。

### ①雍正十年

切査官商人郭正義今年發放參票二千八百二十二張、応交官參共二万八千二百二十兩、挑選納貢人參一千兩、由官兵護隨、郭正義親自解送内務府。郭正義自留人參、創頂一万四千八百七十五兩、參須二千九百九十兩；採參人等所留貿易人參、創頂四万六千五百九十二兩、參須二万一千七百四十四兩。（中略）將携票逃逸之戴義隆等七十七人交付各該處、嚴行查拿。拿獲時治罪、補送參票。

查するに、官商郭正義は今年參票二千八百二十二枚を發給した。納入すべき官參は二万八千二百二十兩で、献上用の人參一千兩を選び、官兵に護送させつつ、郭正義が自ら内務府に送る。郭正義は人參と泡丁一万四千八百四十五兩、參須二千九百九十兩を留めた。創夫らは貿易用の人參と泡丁四万六千五百九十二兩、參須二万一千七百四十四兩を留めた。（中略）票を持って逃走した戴義隆など七十七人を、所轄の部署に命じて厳しく追及したい。捕えたら

処罰し、参票を追って送りたい<sup>52</sup>。

## ②乾隆二年

官商 Jang Ioi ら<sup>53</sup>が呈したことには、「商人我らが乾隆二年に全部で発給した票は二千一百六十九枚である。収めた人参のうち、官に交付すべき人参は二万一千六百九十両で、私どもの手元に残った人参と泡丁は八千三百八十三両八銭、参須は九百二両、人参を掘る人らの手元に残った商売するための人参と泡丁は五万四千三百二十両、参須は二万四千一百三十両である。いま、収めた票は一千九百七十枚である。Syi Jing Lin などの十五人が受領した十五枚の票は水に流され、Giyang Siyang 等の十人が受領した十枚の票は火に焼けてしまった。

Jang K'ai など一百七十四人のまだ着いていない票は一百七十四枚である<sup>54</sup>。

以上の史料に基づき、参票と人参の数量を下の表にまとめた。

表 9 雍正九年・十年と乾隆二年の参票と人参の数量表

年代	商人	参票 (枚)		人参 (両)			
		支給	逃走	納入	献上	商人	刨夫
雍正九年	郭正義	5,915	127	59,150	2,000	17,718+7,580	79,670+38,993
雍正十年	郭正義	2,822	77	28,220	1,016	14,875+2,990	46,592+21,744
乾隆二年	張毓	2,169	174	21,690	129.6	8,383.8+902	54,320+24,130

これによると、雍正十年と乾隆二年（1737）に商人は、雍正九年と同様に戸部から 10,000 枚の参票を受け取ったが、結局 2,000 枚ずつしか参票を刨夫に発給しなかった。商人が獲得した人参の数量については、雍正十年に郭正義は人参 17,865 両を獲得し、雍正九年とは反対に規定より少し多くなっている。一方、乾隆二年、張毓は 13,014 両を得るはずであったが、実際に得たのは 9,285 両だけである。一方、刨夫の収入については、雍正九年には平均で一人につき 24 両余りであるが、雍正十年は 25 両程度、乾隆二年には 39 両余りで、年々増えていったことが分かる。

乾隆二年、政府・商人・刨夫の取り分についてさらに明確な規定が作られた。『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課の項には、

乾隆二年奏准、每票一張、応交官参十両、参商収本参六両。余参留給領票之人。如刨夫售売、参商多収、均著該將軍巡查御史指名参処。官参不敷、著落参商賠補。

乾隆二年、奏して批准したことには、票一枚ごとに官参十両を納め、参商は資本として人参六両を得て、余った人参は票を受け取った人に与えこととする。もし刨夫が〔人参を勝手に〕売り出したり、参商が多く徴収したりすれば、所轄の將軍と巡查御史は名指しで参処せよ。官参が足りなければ、参商が賠償して補充せよ。

とある。すなわち、刨夫によって採取された人参を 3 つに分け、10 両の官参と 6 両の商参以外

の余参は刨夫に与えられることになった。また、後段の記述から、商人が刨夫から人参 16 両以上を徴収したり、刨夫が商人に人参を納める前に勝手に売ったりすることもあったという実情がうかがえる。商人と刨夫はともに人参の利益を争って規定違反を行っており、人参採取の実態は制度と乖離していたのである。

### 3. 商参不足の原因

商人が所期の利益を上げることができなかった理由は3つある。

#### (1) 官参の確保

刨夫が逃走した場合、或は収穫した人参が不足した場合には、商人が責任を取らなければならなかった。つまり、刨夫が納めた人参の実際の数量に関わらず、商人は刨夫に与えた票の数に基づき規定額の官参を納めなければならない。従って、官参は確保されるが、商参は必ずしも規定どおりに確保できるとは限らなかった。

#### (2) 献上の人参

商人が皇帝に人参を献上する負担も無視できない。皇帝への献上は『欽定大清会典事例』には書かれておらず、数量も一定ではないので、制度として定められたものではなく、商人が皇帝への忠誠を表すために、慣行として行っていたものである可能性が高い。郭氏の場合、雍正九年に献上した人参は 2,000 両である。十年には「進上大人参二盒、重十六両」<sup>55</sup>（皇帝に進呈する大人参は二箱で、重さは十六両）と人参 1,000 両であり、乾隆二年に張毓は「進上人参九匣、大参六枝、重一百二十九両六錢」<sup>56</sup>（進呈する人参は九箱で、大人参が九本であり、重さは一百二十九両六錢）であった。数量は多くないが、皇帝に献上する人参は最上級のものなので、商人は巨大な利潤を失った。例えば、乾隆二年に張毓が献上した人参の等級について、「一等が七両、二等が一両六錢、三等が三斤八両、四等が三十八斤六両」<sup>57</sup>という記録があり、献上された人参は等級が高いことが確認できる。優劣によって人参の価格は全く異なる。当時、内務府は宮廷の人参を販売していたが<sup>58</sup>、五等以上の人参は売り出されないもので、その値段は不明である。しかし、康熙時代の『柳辺紀略』にある「若一枝重両以上則価倍、一枝重斤以上価十倍、成人形則無価矣」<sup>59</sup>（若し一枝の重さが一両以上に達すれば、価格が二倍になる。一枝の重さが一斤以上に達すれば価格が十倍になる。人のような形になれば値段が付けられないほどである）という記載を見ると、献上された人参は非常に貴重なものであったといえる。

#### (3) 刨夫の未納

##### ① 技術や経験の不足による未納

東北地方の自然環境は複雑であり、人参を採取するにはある程度の技術や経験が必要である。経験不足であれば、16 両の定額を超える人参を採取することはできない。さらには病気や道に迷うなどの原因で、山で死亡する者もいる。そうした事情は、乾隆三年（1738）の刨夫趙三の供述から窺うことができる。



小的同孟啓孝加上朱良玉三人、乾隆二年領了商人参票三張前往刨参。(中略)不料時季不利、帶去馬陸續死了、人又病了、並未得参。

私と孟啓孝・朱良玉の三人は乾隆二年に商人の参票三枚を受け取って、人参を掘りに行った。

(中略)思いがけず、気候が悪いので、連れて行った馬は次々に死んで、人も病気になってしまった。人参を得られなかった<sup>60</sup>。

## ②故意の未納

刨夫が口実を設けて故意に人参を納めない事例も見られる。乾隆四年(1739)の范毓麟の呈文には

挖参夫役内馴良者很少、衆夫役将挖獲人参合給一人、叫倒包待尽<sup>61</sup>。除応納参十六両外、将剰余人参全行拿去、其余夫役等空手返回、交回部票、頼称刨挖未得。再、不守法之人、将部票毀壞、彙集各路人参另路溜走、雖抓獲了、人都逃走了、叫黒参。雖然這些均入官、實際入官十成之二三没有了。

刨夫らの中におとなしくて善良な人は極めて少ない。刨夫らが掘り取った人参を全部一人に与えることを「倒包殆尽」と呼ぶ。すなわち、納めるべき十六両の人参を除いて、残った人参を[この一人が]すべて持って行く。ほかの刨夫は手ぶらで帰り、部の票を返し、人参を得られなかったと言い逃れる。また、法を守らない者が部の票を廃棄し、様々な来歴の人参を集めて、ほかの道を通って逃走することもある。たとえ逮捕しても、[他の]人はみな逃げた後である。それを「黒参」と呼ぶ。その人参はすべて没収するが、実際に没収する時には二、三割は無くなっていた<sup>62</sup>。

逃走する刨夫は、上の表によれば、毎年数十人から百人程度いた。加えて、長年にわたる採取により、人参の収穫高が少なくなるにつれて、刨夫が逃走する可能性はますます高くなった。

このように、清朝は内務府商人に採参の仕事を請け負わせることによって、官参分の収入を確保した。たとえ人参が不足しても、内務府商人は非常に裕福であるので、賠償しきれない可能性は低かったと思われる。一方、多くの刨夫が人参を滞納した場合、一部は保証人が弁償するとしても<sup>63</sup>、全てが返済される可能性は低かったと思われる。発給される参票が多くなれば、刨夫一人あたりの収穫高が少なくなり、刨夫が逃走する可能性も高くなるので、商人は自分の利益を確保するために、必ずしもすべての参票を与えようとしていない。

## 三. 定額制の実施と商辦の中止

受け取った参票の一部を故意に刨夫に与えず、返納する商人の手口は、当然ながら政府の知るところとなり、官参の増加のため、乾隆四年、刨夫に発給する数を 8,000 枚に固定する対策が打ち出された。乾隆四年四月初二日の奉天將軍衙門から盛京内務府への咨文に引用されている戸部の上奏文に、

自從定額以來這幾年、商人並未照數放票、每年放票二千余張、如若奸商霸占參利、剩餘票每年可按例繳銷、恣意少放、將多得之參隱匿肥私、情實可惡。如今由京城招募商人、如若不限定票額、勢必少放。查額定一万張票、原係詢問創參商人王紹德而議定之、並不浮多、仍照原議定額一万張、限額八千張必須放出、二千張以備不足之用。臣部張貼告示、招募富裕商人來部呈接、如若該商人不能照數放完所接領之八千張票、即著該商人家產償還。

額を定めてからこれまでの数年間、商人は数の通りに〔創夫に〕票を与えず、毎年与える票は二千枚余りである。もし悪徳商人が人参の利益を独占するために、余った票は規定どおりに返納できるのをよいことに、故意に票を少ししか与えず、多く得た人参を隠匿して私腹を肥やしているのであれば、誠に憎むべきである。今、たとえ京城から商人を募集するとしても、票の数を固定しなければ、必ず少ししか与えないであろう。査するに、定額の一萬枚の票は、もともと王紹德に尋ねた上で議定したものであり、決して多すぎることはない。もとの議に従って、額を一万枚と定め、必ず八千枚を与えるものとし、二千枚は不足したときに備える。我らの部は告示を掲出し、富裕な商人を募集して、部に受領に来させる。もし当該の商人が受領した八千枚の票を数の通りに与えなければ、商人の家産をもって償還させる<sup>64</sup>。

とある。乾隆三年十二月初四日に、乾隆四年から定額制を実施することが批准された。ところが、応募する商人がいなかったため、乾隆帝は戸部に旨を下して、有力な内務府商人である范毓積に請負について打診させた<sup>65</sup>。范毓積と次男范清注が人参採取を請負うに至った経緯を述べておきたい。乾隆四年九月八日の奉天將軍衙門から掌管理盛京内務関防佐領への咨文に、

查、従前臣部張貼告示召募商人時、范毓<sup>ㄟ</sup>斌呈文承接辦理、後因定額緣由抽回原呈文、但范毓<sup>ㄟ</sup>斌世受皇恩、先前呈文接辦、是想勤勉出力、情願辦理、亦未可料。

査するに、以前に臣の部(戸部)が告示を貼り出して商人を召募した時、范毓積は文を呈して請負おうとしたが、後に定額の関係で元の呈文を撤回した。しかし、范毓積は代々皇恩を受け、先に文を呈して請負おうとしたことは、勤勉に力を尽くす意思の表れであるから、喜んで引き受けるかもしれない<sup>66</sup>。

とある。乾隆帝はこれに対して、「伝信詢問他」<sup>67</sup>(彼に伝言して〔意見を〕聞く)と旨を下した。范毓積は、定額制に対する懸念から応募の呈文をいったん撤回したが、乾隆帝の意向を受けて、やむを得ず人参採取の仕事を請負うことになった。「贈中憲大夫太僕寺銜范府君毓積墓表」によると、范毓積は雍正六年にジュンガルを征討する際、軍糧を運送する仕事を引き受け、大量の損失を出した。その損失を埋めるため、乾隆三年に命を受けて洋銅購入を引き受けていたが、さらに乾隆五年(1740)からやむを得ず人参採取を請負うことになったという<sup>68</sup>。ただし、定額である票 8,000 枚分の人参納入については拒否した。范毓積の呈文には、

小的承辦挖參事務、唯多放照票、於上可豊裕国課、於下小的可得利。若票数已定、領票創夫

人等有可倚仗之处、伝単勒措、必然起乱。請不限定数、若有未完定額之处甘願領罪。

私は採参の仕事を受け、出来るだけ票を与えるしかない。上は国の税金が裕になり、下は私が利益をえる。もし票の数が既に決められれば、票をもらった創夫はこれを頼りにして、単子を渡して金品をゆすり、わざと困らせ、必ず乱が起す。定数を限らないことを願い、もし定額に達しなければ、心から罪を認める<sup>69</sup>。

とある。乾隆帝はこれについて「此次照依范毓斌所請辦理、明年將其承領參票多少奏明」<sup>70</sup>（この度范毓積が願うことに従って行おう。来年彼がいくらの票を貰うことを明らかに上奏せよ）と旨を下した。乾隆五年に烏蘇里と綏芬の参票 4,562 枚<sup>71</sup>、乾隆六年(1741)に 4,242 枚<sup>72</sup>、乾隆七年(1742)に 1,908 枚<sup>73</sup>を発給した。また、乾隆八年(1743)には額勒敏と哈勒敏の参票 3,000 枚を受領したが、1 枚も発給できなかった。すなわち、乾隆五年から乾隆八年までの四年間に、参票 16,288 枚が余った。そのため、乾隆九年(1744)一月二十九日に戸部は上奏して、范毓積にその参票を銀に換算して賠償させた。

乾隆八年八月内、経臣部奏明范毓積应銷乾隆八年額爾敏・哈爾敏等处参票三千張、並未銷乾隆五・六・七等年烏蘇里・綏分参票一万三千二百八十八張、应照原議一併著落范毓積照每票一張收参十兩之数賠補、其追賠参斤应分作三年勒追等因。奉旨、五年・六年著免其賠補、余依議。欽此。臣部随將范毓積乾隆七・八兩年少放参票照数核算、共应追賠参九万九百二十兩、計五千六百八十二斤八兩。照依内務府乾隆三年奏准五等人参每斤變價銀九十兩之例、共折銀五十一万一千四百二十五兩。

乾隆八年八月中に臣の部は上奏して、范毓積が清算すべき乾隆八年の額勒敏・哈勒敏などの地の参票三千枚、また乾隆五・六・七年の未清算の烏蘇里・綏芬の参票一万三千二百八十八枚について、もとの議に従い、一括して范毓積に票一枚ごとに人参十兩を納めるものとして賠償させ、その賠償させる人参を三年に分けて督促したい、とした。旨を奉じたことには、「五年・六年分については弁済を免除せよ。他は議に依れ」とあった。そこで、臣の部が范毓積が乾隆七・八年に与えなかった参票の数を計算したところ、合計で賠償させるべき人参は九万九百二十兩、すなわち五千六百八十二斤八兩である。内務府が乾隆三年に奏して批准された五等人参を每斤銀九十兩に換算する例に照らして、これを銀五十一万一千四百二十五兩に換算する<sup>74</sup>。

とあり、賠償すべき銀が極めて多いと考えられる。乾隆五年から乾隆八年までの間に范毓積がどの程度の利益を得ていたかを、乾隆五年を例にとって検討してみたい。乾隆五年、范毓積は上述のように参票 4,562 枚を発給し、官参 45,620 兩を納め、商参として人参と泡丁 20,138 兩、参須 520 兩を自分のものとした<sup>75</sup>。「内務府奏銷檔」によれば、乾隆三年に内務府が定めた人参の価格は、五等人参が每斤銀九十兩、参須が每斤銀十六兩であり、これに基づいて計算すると、乾隆五年に范毓積が得た商参は 113,796.3 兩の銀に換算される。乾隆五年は范毓積が採参の仕事を請け

負った4年間のうち、発給した参票が最も多い年であるが、それでも収入は11万両余りしかなかった。ここから商参に対する税額や刨夫の食糧・駄馬などのコストを差し引けば<sup>76</sup>、利潤は小さかったといえる。この程度の利潤では、4年間に及ぶ採参事業によって滞納した511,425両の銀を賠償するのに足りなかったことは明らかであろう。

以上を総合すれば、政府の定めた参票の定額8,000枚は、商人が官参を納入できる限界を超えていたと考えられる。その後、乾隆九年には定額8,000枚を6,000枚に減らした上で、あらためて商人徐大任に請け負わせたが、彼も多額の欠損を出した<sup>77</sup>。結局、この年をもって商人による請負は中止される。乾隆九年、商人による請負は中止されて官辦に戻り、京城の官員一名と盛京將軍・寧古塔將軍が共同で人参採取の事務を処理するようになった。『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課に

又奏准、盛京・吉林・寧古塔等処行放参票、因招募商人承辦、私弊較多、官票放不足額、今請酌改官雇刨夫、並選派京員前往幫辦。無論旗民、均准給票刨採。

また奏して批准したことには、盛京・吉林・寧古塔等の所に参票を与えることについて、商人を募集すると、私利を図る不正行為が多く、官票の発給数が定額に不足するので、今、あらためて官が刨夫を雇うこととし、京城の官員を派遣して共同で処理させる。旗民を問わずにみな参票を与え、採取することを許す。

とある。ただし、川久保氏が「焼鍋等商人は刨夫の保票人として、また参票の受領者として参務にいよいよ欠く可らざる役割を果たすこととなったのである。換言すれば、彼等は乾隆から嘉慶・道光期にかけて清朝の人参採取制度の支柱的存在となったのである」<sup>78</sup>と指摘したように、官辦に戻ったといっても、実際には内務府商人の一括請負から東北地方の民商が分散して請負う形態に変化したただけであった。

## おわりに

本章では、康熙末期から乾隆九年までの人参採取の商辦を中心に、商人の性格と人参採取の実態に対する分析を通じて、康熙～乾隆期における人参採取制度の変遷過程と、その変化の要因を検討してきた。論じた点をまとめると、以下のようになる。

『大清会典事例』には、採参を請負う商人の身分について特段の規定は見られない。従って、建前としては、人参採取の請負事業には、内務府商人であれ、民間商人であれ、誰でも応募できたと考えられる。しかし、実際に史料上に現れる請負商人は、大部分内務府商人であった。戸部が商人を選抜する際には、商人の資本の多少が最も重要な要素とされたため、大きな資本を持つ内務府商人は他の商人より信頼性が高いと見なされた。また、内務府商人は自らの地位や官員とのコネクションを維持するためには、皇帝の命令や官員からの要請があれば従わざるを得なかったため、応募者がいない場合、強引に請負わされることもあった。本稿で取り上げた范毓積はそ

の典型である。

商人による人參採取請負は、康熙末期に始まった。それは、王修徳等の内務府商人が盛京將軍から参票 8,000 枚を一括購入し、それを盛京地方の下請人に売り出し、下請人の雇用した刨夫が人參を採取するというものであった。しかし、1 枚の票につき 4 両の銀と人參 24 両を納めなければならないので、商人は高額の損失を出すようになり、損失を埋めるために参票を偽造するに至った。そのため、雍正元年に商人による請負は停止された。この短い期間に行われた商辦については、『大清会典事例』などの法令集に見当たらず、奏摺などの檔案史料のみで見られることからすると、当時の商辦はまだ十分に制度化されておらず、試行的なものであったと考えられる。しかし、雍正八年から請負制を再開する際、康熙末期の商辦の方式が踏襲され、参票の支給方式について改善がはかられたことからすれば、康熙末期の王修徳等による請負は、雍正以降の全面的な請負制導入につながる試行としての意味を持っていたといえる。

内務府商人は皇室に奉仕すると同時に、自身の利益も確保しなければならないので、政府が政策を変更して商人の利益を奪おうとすると、利益をめぐる対立が表面化し、欠損を防ぐために商人側も手段を講じるようになった。本論で述べた通り、全ての票が刨夫に支給されれば、政府の利益は最大になる。一方、参票の支給がある数量を超えると、商人の負うリスクは高くなり、利益は圧縮されるので、商人は自分たちの利益を最大化するため、支給する参票の数を抑制した。そのような事態を受けて、政府は発給すべき参票の数量を固定化したが、この定額は商人が引き受け切れる限界を超えていた。このため、乾隆九年に商人による請負は中止され、官辦——実際には東北の民商による分散型の請負——に移行することになった。このように、康熙朝から乾隆期にかけての人參採取制度の変遷過程は、官辦—官商（内務府商人）による一括請負の試行—官辦の一時的復活—一括請負の定着と行き詰まり—民商による請負と整理することが可能であり、そこには漸進的な商業化、民営化の傾向が認められるのである。内務府商人が人參採取への参入と撤退は内務府商人の盛衰と筋において軌を一にしていると考えられる。

---

<sup>1</sup> 『太祖高皇帝実録』巻二、戊子年四月、『清実録』、北京：中華書局、1986 年、35 頁。

<sup>2</sup> 今村鞆『人參史』、京城：朝鮮総督府専売局、1940 年。

<sup>3</sup> 鈴木中正「清代の満洲人參について」『愛知大学文学論叢 開学十周年記念特輯』、1957 年。

<sup>4</sup> 川久保悌郎「清代人參採取制度についての一考察」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』、東京：鈴木俊教授還暦記念会、1964 年。「清朝人參採取制度の衰微について」『文経論叢』1（1）、1965 年。「清代参政考：その覚書として」『集刊東洋学』55、1986 年。

<sup>5</sup> 前掲、川久保悌郎「清代人參採取制度についての一考察」。

<sup>6</sup> 王佩環「清代東北採参業的興衰」『社会科学戦線』1982 年 4 期。

<sup>7</sup> 前掲、川久保悌郎「清代人參採取制度についての一考察」。

<sup>8</sup> 前掲、王佩環「清代東北採参業的興衰」。

<sup>9</sup> 上田裕之「清初の人參採取とハン・王公・功臣一人參採取権保有を中心に」『社会文化史学』

---

43、2002年。

<sup>10</sup> 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一八三、戸部、参務、山場の条に「原定、八旗分山採参、彼此不得越境」とある。『大清会典』（康熙朝）卷一四一、盛京工部採捕山場の条に各旗の人参採取山が記載されている。

<sup>11</sup> 康熙『大清会典』卷一三三、工部、虞衡司、採捕によると、上三旗の場合、内務府と戸部によって発行した参票を受け取る。

<sup>12</sup> 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、山場「康熙二十三年奏定、嗣後八旗俱往烏蘇里等处採参、其分山各入之例、暫行禁止」；『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課「康熙二十三年奏定、旧例親王壯丁一百四十名、郡王壯丁一百名、貝勒壯丁八十名、貝子壯丁六十名、鎮国公壯丁四十五名、輔国公壯丁二十名、奉国將軍壯丁十八名、奉恩將軍壯丁十五名、每名給票一張採参、以護衛為長、無護衛、派包衣為長、遣往時、由盛京協尉官兵帶往採取」。

<sup>13</sup> 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課「(康熙)三十六年議准、八旗王貝勒貝子公等領票採参、咨送山海関秤量参数、計定額之外、所得之参、該監督照例收税」。また、『柳辺紀略』卷三「宗室人參過山海関皆有定額、額外人參照例每斤納稅六錢」。

<sup>14</sup> 人参の採取権を回収してから、次第に戸部が参票を発行し、参票の銀と人参の税金を徴収し、内務府が参票の数通りに官参を徴収するという管理方式が定着した。

<sup>15</sup> 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課の条に「順治五年議定、停止大臣採参」とあり、大臣の人参採取権が順治五年に剝奪されたことがわかる。前掲、上田裕之「清初の人参採取とハン・王公・功臣：人参採取権保有を中心に」参照。

<sup>16</sup> 前掲、王佩環「清代東北採参業的興衰」。

<sup>17</sup> 同上。

<sup>18</sup> 趙郁楠「清代雍正朝東北参場及採参管理特点」『滿族研究』2008年3期。

<sup>19</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏案」5-8-38。

<sup>20</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏銷檔」191冊76頁。

<sup>21</sup> 大連図書館編『大連図書館蔵清代内務府檔案』、北京：国家図書館出版社、2010年、六冊489頁。満洲語原文：Li Ing Gui nirui bošokū Ioi Ji Cing ni alanjihangge.meni nirui tarcan afabure hūdai niyalma Cige ini ama Wang Hūi min be dahame orhoda gurume genehe ceni emu booi tarcan afabure Wang Sio De.Wang Dzan De.Cige i booi niyalma Cen San be gajiha seme alanjihabi.

<sup>22</sup> 同内容の奏摺（「内務府奏案」5-8-38）に「王修徳」とあることから、王紹徳と王修徳は同一人と思われる。

<sup>23</sup> 遼寧省檔案館編訳『盛京参務檔案史料』、瀋陽：遼海出版社、2003年、114頁。

<sup>24</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝満文硃批奏摺全訳』、北京：中国社会科学出版社、1996年1268

---

頁。

<sup>25</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』1197頁。

<sup>26</sup> 前掲、『大連図書館蔵清代内務府檔案』六冊、489頁。

<sup>27</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』117頁。

<sup>28</sup> 清朝には1斤=16両とされる。

<sup>29</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』117頁。

<sup>30</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』116頁。

<sup>31</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』68-69頁。

<sup>32</sup> 雍正元年正月初十日、李煦は王修徳が人参を採取する件について上奏した。旨は、「王秀徳等六人、俱係大乱之人、実為六光棍、現將此等人立即拿獲、交慎刑司、將伊等先前所欠之銀、嚴加追還、伊等若全部交出、再奏聞。若不全交完、斷不得寬宥伊等、定嚴加治罪。」というものであった（中国第一歴史檔案館『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』、合肥：黄山書社、1998年、4頁。）この史料によって、王修徳らの人参採取の請負は雍正元年にすでに停止されたので、唐保柱の奏摺は康熙末期のものであると判断できる。

<sup>33</sup> 前掲、『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』、2558頁。

<sup>34</sup> 佐領の責任について、「理合將曹三等所呈償還人参及承領人参之成色一併咨覆、札曹三・張文棟・張国臣・張国佐等之該管佐領將伊等所欠人参務於限内催完送来」という史料を参照する。「奉天將軍衙門等為曹三等領取王修徳等票虧欠人参勒限催追事咨掌管理盛京内務閣防佐領等」『盛京参務檔案史料』118頁。

<sup>35</sup> 前掲、『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』、2556頁。

<sup>36</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』、113-115頁。

<sup>37</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』、114頁。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』117頁。

<sup>40</sup> 雍正二年四月十七日付の奉天將軍衙門總理威遠堡等六辺副都御史から掌管理盛京内務閣防佐領の咨文に、「除領票銀者外、無銀領票者、須由該大臣官員具保記名、咨覆到時再照数發給」とある。（前掲、『盛京参務檔案史料』117頁。）参票を受領するための銀を納付できない創夫が多かったと考えられる。

<sup>41</sup> 『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷一百八十三、戸部、参務、額課。

<sup>42</sup> 紅票とは、商人が創夫から規定の十六両以外の人参を購入するための許可証である。佟永功「清代盛京参務活動述略」参照。

<sup>43</sup> 前掲、『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』、2166頁。

<sup>44</sup> 「内務府奏案」5-2-38。

<sup>45</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「軍機処滿文録副奏摺」3-172-476-1。滿洲語原文：baicaci Mukden i bade

---

orhoda gurure piyoo i baita be alifi icihiyame mudere boo banjishūn hūdai niyalma akū ofi.amban bi Ging hecen ci hūdai niyalma be elbifi unggireo seme baime wesimbufi jurgan ci dahūme gisurefi G'ō Jeng I de piyoo bithe unggihebi.

<sup>46</sup> 前掲、『雍正朝満文硃批奏摺全訳』2046頁。

<sup>47</sup> 前掲、『盛京参務檔案史料』138頁。

<sup>48</sup> 雍正十一年から十三年にかけて、人参資源を保護するために、烏蘇里・綏芬における人参採取は一時的に停止され、代わって額爾敏・哈爾敏での採取が行われた（「内務府奏銷檔」184冊7頁、186冊48頁、191冊13頁）。額爾敏・哈爾敏では商辦政策が実施されていなかったため、雍正十一年から十三年までの人参採取は本論文の検討の対象外となる。乾隆元年の状況は不詳である。

<sup>49</sup> 泡丁（poo ding）とは、鬆が入っている人参をいう。

<sup>50</sup> 参須（se solo）とは、人参の須をいう。

<sup>51</sup> 前掲、『雍正朝満文硃批奏摺全訳』2104頁。

<sup>52</sup> 前掲、『雍正朝満文硃批奏摺全訳』2166-2167頁。

<sup>53</sup> 乾隆元年と二年に人参採取を請負った張毓は、戸部に関係の深い商人かと思われる。乾隆元年三月十六日付の盛京將軍衙門から掌盛京内務関防佐領への咨文に「戸部咨開、山東司案呈、查乾隆元年烏蘇里・綏芬等処創参一事、先前將軍納蘇図奏請、縁商人龔玉英等均無家産、札該部召募京城殷実商人、発給照票前往創参。等語。職部会同該將軍覆奏、行文順天府、擬由去年呈文部院之商人張玉承領、応納入参等項均照定例辦理」とある（前掲、『盛京参務檔案史料』119頁）。「呈文部院」の満州語原文を確認できないため、確実なことはわからないが、「部院」が戸部であるとすれば、張毓と戸部に何らかの関わりがあったことが想定される。また、この史料から張毓は他の応募した商人より裕福であるため、人参採取を請負うのにふさわしいと見なされたこともわかる。

<sup>54</sup> 「軍機処満文録副奏摺」03-0172-0478-001。満州語原文：alban i hūdai niyalma Jang Ioi sei alibuhange. hūdai niyalma be abkai wehiyehe i jai aniya uheri sindaha piyoo juwe minggan emu tanggū ninju uyun afaha. bargiyaha orhoda i dorgi amban de afabuci acara orhoda juwe tumen emu minggan ninggun tanggū uyunju yan meni beye funcehe orhoda poo ding jakūn minggan ilan tanggū jakūnju ilan yan jakūn jiha. se solo uyun tanggū juwe yan orhoda gurure ursei funcehe hūdašara orhoda poo ding sunja tumen duin minggan ilan tanggū orin yan se solo juwe tumen duin minggan emu tanggū gūsin yan.ne bargiyaha pioo emu minggan uyun tanggū nadanju afaha. Syi Ing Lin i jergi tofohon niyalmai gaiha tofohon afaha piyoo muke de barabufi eyebuhe. Giyang Siyang ni jergi juwan niyalma i gaiha juwan afaha piyoo tuwa de endebufi deijihe. Jang K'ai i jergi emu tanggū nadanju duin niyalmai isinjihakū piyoo emu tanggū nadanju duin afaha.



- 
- 55 「内務府奏案」05-0002-005。
- 56 「内務府奏案」05-0021-025。
- 57 同上。
- 58 内務府は毎年在庫する一部の人参を内務府商人・塩政と税関の監督など内務府の役人に与え、販売させた。
- 59 楊賓『柳辺紀略』卷三、北平：文殿閣書莊、1936年。
- 60 前掲、『盛京参務檔案史料』139頁。
- 61 「満文：doo boo dai jin」との原注がある。
- 62 前掲、『盛京参務檔案史料』154頁。
- 63 保証人の賠償について、乾隆二年五月二十二日付けの奉天將軍衙門から掌管理盛京内務関防佐領への咨文「除行文外、咨送盛京貴衙所轄領票逃人名字及元年・二年領票虧欠人参之原保人、把头等住址漢字粘単、擬請貴処除緝捕領票逃人外、着保人名下催追所欠人参解来本衙、以便交該商人張玉接收可也」を参照した。（前掲、『盛京参務檔案史料』、134頁。）
- 64 前掲、『盛京参務檔案史料』、144頁。
- 65 前掲、『盛京参務檔案史料』、153頁。
- 66 同上。
- 67 同上。
- 68 錢儀吉纂『碑伝集』卷四十二、内閣九卿下、北京：中華書局、1993年。
- 69 前掲、『盛京参務檔案史料』154頁。
- 70 同上。
- 71 前掲、『盛京参務檔案史料』170頁。
- 72 「内務府奏銷檔」206冊340頁。
- 73 張偉仁主編『中央研究院歴史語言研究所現存清代内閣大庫原藏明清檔案』、台北：中央研究院歴史語言研究所、1986-1994年、72433頁。
- 74 同上。
- 75 前掲、王佩環「清代東北採参業的興衰」。
- 76 前掲、『盛京参務史料檔案』154頁。
- 77 前掲、『明清檔案』77187頁。
- 78 前掲、川久保悌郎「清朝人参採取制度の衰微について」。

## 第五章 清代前期における内庫銀両の運用と内務府商人

### はじめに

康熙・雍正・乾隆三朝は、経済が急速に成長するにしたがって、内庫収入も増加した。使用し切れないほどの大量の庫銀が内庫に貯えられ、皇帝と内務府は内庫の資金を商人に貸与したり、質屋を開いたりして、様々な方法で巧みに内庫銀を運用していた。康熙期には、皇帝はしばしば商人に内庫銀を貸与する例があったが、資金貸与に関する規定はまだなかった。雍正期に入り、生息銀両制度を創設した後、内庫銀両の運用は厳格に規定されるようになった。雍正元年から生息銀両政策が八旗と各行政衙門で広範囲にわたって実施され、庫銀を運用して得た利息が、兵丁の生活改善と官員の優遇に重要な役割を果たした。無論内務府にも生息銀両政策は実施され、内庫から支給された生息銀両を運用して得た利銀は、上三旗ボーイや内務府の役人に、様々な奨励金・補助金として配分された。乾隆期に入り、生息銀両を長蘆等の塩商に貸与して得た利息を内務府の事務費用や役人の補助金に充当した。また、乾隆期には、康熙期に実施された商人に内庫銀を貸与する旧制度が復活し、長蘆塩商人に多額の内庫銀が貸与された。内庫収入を増やすと共に、商人に塩業を円滑に運営させるためである。

生息銀両に関する先行研究としては、韋慶遠氏が生息銀両政策の変遷について、康熙・雍正・乾隆の時期ごとに、生息銀両政策の開始、展開、廃止の状況を内務府に関する檔案を中心に用いて論述し<sup>1</sup>、八旗と各省の生息銀両運用方法をほぼ明らかにした。張建輝氏は韋氏の研究成果を踏まえ、韋氏が提示した三つの段階に沿って、生息銀両政策を再検討した<sup>2</sup>。生息銀両の主要な運用方法について、先学はだいたい質屋の開設を焦点にして論じている。韋慶遠氏の内務府が開設した「皇當」についての一連の研究によって内務府の生息銀両の運用の一側面が解明されている。また、安部健夫氏と日山美紀氏の清代典當業についての論文にも、生息銀両の運用への言及がある<sup>3</sup>。乾隆期の内庫銀の運用について、頼惠敏氏は内務府生息銀両の運用方式が質屋の開設から塩商の貸与に転換したことを述べ、内務府商人王至徳と范氏一族の事例を取り上げて、乾隆期における塩商の捐納と内庫銀の貸与が、商人の倒産原因となったことを指摘している<sup>4</sup>。

韋氏と張氏の生息銀両についての研究は、生息銀両政策研究の基盤を固めたが、両氏は生息銀両政策と内庫銀の運用を混同している。単に利益を追及するためだけに商人に内庫銀を貸与したのは生息銀両政策と見做すべきではなく、それは内庫銀の運用である。生息銀両政策の場合には、生息銀両を貸与する前に利息の用途が既に指定され、主に八旗官兵の生活を応援するための恩賞銀として使われる。そのため、韋・張両氏が康熙期に内務府商人へ貸与した内庫銀を生息銀両と称するのは不適切であり、再検討の必要があると考えられる。また、内務府と内三旗の生息銀両支給・運用方法は、まだ整理されておらず、質屋開設以外の運用方法についての研究もほとんど見られない。特に、内務府は内務府商人という商人団体を有していた。内務府商人はどの程度生

息銀両の運用に参与したのか、また生息銀両の運用に対してどのような役割を果たしたのかは未だ不明のままである。さらに、康熙期と乾隆期に、内務府が内庫銀を内務府商人に貸与した経緯も不明の点が多い。

そこで、本章では先行研究の成果を踏まえて、内府生息銀両の支給と内府生息銀両の運用を整理し、内務府特有の生息銀両運用方法である、内務府商人による生息銀両運用について補足したい。また、康熙・乾隆期に内務府が内務府商人へ庫銀を貸与した事例を取り上げ、貸与の経緯と運用実態を論述して、康熙期と乾隆期における内庫銀運用方法の異同を分析し、内庫銀の貸与が商人の発展と維持に対してどのような影響をもっていたのか、皇帝と内務府が各々内庫銀両の貸与に対してどのような認識をもっていたのか検討したい。

## 一．康熙期における内務府商人への内庫銀貸与

### 1．内庫銀貸与の開始

康熙時代に、八旗の人口が増加するにしたがって、八旗兵丁の暮らし向きは次第に貧しくなった。三藩の乱を平定する際、八旗満洲、蒙古、漢軍の家計はさらに悪化し、多くの人は借金を背負った。そのため、康熙三十年二月十七日、康熙帝は上諭を下して、庫銀を用いて、八旗満洲、蒙古、漢軍の債務を返済した上で、八旗兵丁の暮らし向きを改善するため、庫銀を低い利率で兵丁に貸与し始めた。

八旗兵丁負債償完後、恐又有不得已而称貸之事。若向部内借取、事務繁擾、今發帑銀交與八旗、將各旗内部院堂官派出、会同該旗都統、副都統、視其所遇之事借與。於每月錢糧扣除。八旗の兵丁は負債を償い終わった後、またやむを得ず銀を借りることがあるかもしれない。もし部に借りるなら、手続きが煩雑である。現在、庫銀を八旗に与えて、各旗の内に、部や院の堂官を派遣して、当該の旗の都統と副都統に併せて、合った事をみて貸す。毎月の錢糧から差し引く<sup>5</sup>。

こうして、庫銀を支給し、官庫<sup>6</sup>の基金を創設し、八旗兵丁に庫銀を貸与し始めた。ただし、康熙三十年に貸与した金額は不明であり、八旗兵丁に庫銀を貸与する具体的な条例も見当たらず、貸与制度はまだ整っていなかったと考えられる。同四十二年、康熙帝はさらに 65 万両の銀を官庫の資金として八旗兵丁に貸与していたことから<sup>7</sup>、官庫制度はきちんと実施されていた。しかし、内三旗に庫銀を貸与している様子はなく、内三旗に対する庫銀の貸与は同時に実施されていなかったと思われる。史料上で確認できる内三旗へ庫銀を貸与するようになったのは、康熙三十九年からである。

康熙三十九年五年十二日、管理盛京内務掌関防佐領 **Tiyoose** と **Dabakū** は盛京内庫銀を用いて、盛京三旗の役人と商人に貸与し、利息を徴収することを内務府に呈した。この呈文に、

査するに、我らの三佐領の商人が毎年納めた利銀と余った綿・塩等のものを売った銀は全部

で三万両余りである。銀は今庫に収まっている。その銀は全く用いるところがない。査するに、我ら三佐領の官員・執事人・商人で銀を借りたい人がいれば、我らの三佐領の驍騎校・小領催・催長等が彼らに保証して、家産がある人に酌量して銀を貸したい。銀を貸した日から計って、一両の銀に一分の利息を二回取りたい。得た利銀の数を毎年の末にはっきりと計算し、大臣に文書を呈したい。銀を借りた人の中で、本銀と利息を滞納する者は、銀を借りた人と保証人を併せて重く処罰したい。滞納した銀を返済させたい。もし本銀と利息を濫用する、遅延することがあれば、我らの三佐領は処罰を受け、賠償したい。こうしたら、銀を借りた人は利息が軽く、主の高恩を承け、貧しい人も生計を得る<sup>8</sup>。

とある。この件について、康熙帝は「極めてよい」と書いて、盛京内務府の役人や商人への内庫銀貸与を積極的に支持した。Tiyoose らの呈文から見ると、庫銀を盛京内三旗人に貸与する主要な目的は収入の拡大であるが、内三旗人に対する援助の意味も含まれる。康熙四十二年、管理盛京内務掌関防佐領 Tiyoose の呈文に、康熙四十一年八月までに庫銀 44,380 両を盛京内三旗人らに貸与し、同四十二年八月までの 1 年間で 5,325 両 6 銭の利息を取ったという<sup>9</sup>。徴収した利息は盛京内庫の重要な収入であった。このような政策は、盛京だけでなく、内務府三旗で全面的に実施された。康熙三十九年七月二十七日、密雲の鷹を放す伙長が庫銀を借りることを求める呈文に、

現在、生活が少し窮迫していたような役人・執事人・商人らは、皆明主の高恩によって、銀を借りて、生活に大いに益を得た<sup>10</sup>。

とある。北京内務府の役人や商人に対し、全面的に庫銀を貸与し、内庫の収入を拡大しつつ、内三旗人の生活を支えていた。しかし、八旗公庫と異なり、康熙帝は内務府商人と官員に多額の資金を貸与し、商売をさせていた。康熙三十九年四月、蘇州織造李煦は康熙帝に内庫銀 10 万両を借りるために上奏した。その奏摺に、

昨聞皇上復念及包衣下人資生艱苦、特發内帑借給營運、利息從輕。俾足以仰事俯育、得以尽心効力。此真天地父母愛養之心、亙古所未有者。

先日、皇帝はまたボーイの人々の暮らし向きが困難であると考え、特に内庫の銀を貸して運用させ、利息は普通より軽い。親孝行を行ったり、子供を育ったりすることに十分足り、心を尽くして働くことができると聞いている。このような天地父母が愛し養うような御心は、未曾有のものである<sup>11</sup>。

とある。史料中で、李煦はボーイに庫銀を貸与するという政策を聞いたばかりのようなので、ボーイに庫銀を貸与する政策自体は康熙三十九年内に定められたのだろう。ボーイに「特發内帑借給營運」、即ち商売の資本金として貸与した。

康熙三十九年（1700）から、官員だけでなく、内務府商人にも大量の内庫銀を貸与し始めた。

庫銀を貸与する政策について、韋氏は庫銀を貸与する対象には一定の範囲があり、大体辦銅商人、塩商、貨幣を鑄造する職人、官吏の4つに分かれると述べている<sup>12</sup>。第三章で既に辦銅の例を挙げたように、康熙三十九年、王綱明・張鼎臣をはじめとする内務府商人は曹寅と共に8年間の期限で内庫銀10万両を借りた。ただし、塩商と銅商だけに限らず、多くの内務府商人に庫銀を貸与したことがある。康熙期は経済が発展し、内務府商人の活動が活発になり、様々な商業活動に従事していた。商人は八旗の兵丁と異なり、生活に追われているわけではないが、内務府から内庫銀を借りて、新たな事業に多額の投資をして事業拡大をする者が多い。そのため、内務府が商人に内庫銀を貸与する目的も兵丁と異なり、救済ではなく利息の徴収が目的である。

内務府が内三旗に多額の庫銀を貸与する場合、保証人、抵当にする家産等が必要である。しかし、商人ごとに借金の額、利率、返済期限、利銀を納める方法がそれぞれ違う。内庫銀を借りる条件は、内務府商人が内務府に文書を呈して、自ら内務府と協議した上で定めたものである。一例として石炭を購入する商人 **Tsoo An Gi** の例を挙げる。康熙四十年(1701)五月十三日に内務府は營造司の石炭の把総 **Tsoo An Gi** が内庫銀を借りたいと求めていることについて上奏した。**Tsoo An Gi** の呈文に、

主が高恩を施し、商人に銀を貸すので、各々みないい生活を送って、多くの利益を得た。奴才私は宮廷の必要品の石炭を部の価格より一万斤につき一両を節約して受け取って、納めている。いま、できれば、私の家産を抵当に入れて銀一万両を受領し、現に一千両を利銀とし庫に留め、九千両を一万両として与えてほしい。そして、私の毎年受領する石炭の価銀の内から毎年一千二百五十両を差し引いて、八年間で完済させてほしい<sup>13</sup>。

とある。**Tsoo An Gi** は自ら借金の利率、返済期間と利息を納める方式を内務府に提出した。彼は8年間で10,000両の銀を借り、利息は1,000両、すなわち年利1.25%で、前払いで納めた。また、家産を抵当に入れた。所轄の營造司の役人は商人の家産を調べて、「**Tsoo An Gi** に毎年納める石炭の価銀は二千七百両であり、彼が所有する家屋は合計で二百八十間あり、質屋二軒がある<sup>14</sup>」と内務府に報告し、商人の家産が10,000両に値することを保証した。こうして、康熙帝は「与えるがよい」と批准し、庫銀を **Tsoo An Gi** に貸与した。三十九年から四十五年までの間、内務府は **Tsoo An Gi** のような内務府商人に多額の内庫銀を貸与し、貸与条件も非常に緩いものだった。さらに2つの事例を上げる。

#### ①楊増如と楊四麒

雍正十三年十二月の総管内務府の奏摺に、

雍正十二年九月内抛内管領保住呈報案内、原買売人楊増如於康熙四十一年借公庫本銀一万両、利銀一千両。(中略) 原買売人楊四麒於康熙三十九年借公庫本銀一万両、利銀一千両。

雍正十二年九月、内管領保住が呈したことに、元商人楊増如は康熙四十一年に公庫の本銀一万両を借り、利銀一両である。(中略) もとの商人楊四麒は康熙三十九年に公庫の銀一万両

を借り、利銀一千両である<sup>15</sup>

とある。楊四麒と楊増如は内三旗三等商人である。商売をするために各々10,000両の庫銀を借り、月利を計らず、合計1,000両の利息を納めた。

## ②梁樟

雍正五年六月二十四日の総管内務府の奏摺に、

查自康熙四十年分張家口買売人梁樟等四人為做山西潞州・澤州等処鉄斤生理借領庫銀五万両、按五釐起利。毎月本利銀七百五十両、作一百個月、本利完結等因奏明借給。

查するに、康熙四十年から張家口買売人梁樟等四人が、山西潞州・澤州などのところの鉄の商売に従事するために、庫銀五万両を借り入れる。五釐の利息をつける。毎月の本銀と利銀は計七百五十両であり、百ヶ月に分けて、本銀と利銀を完納することについて、奏した上で貸与した<sup>16</sup>。

とある。康熙四十年に、張家口商人梁樟らは鉄を調達するために内庫銀 50,000 両を借りた。利息は毎月1両につき5釐であり、すなわち月利0.5%である。

このように、康熙三十九年から、内務府は商人に大量の庫銀を貸与し、借金の額・利率はそれぞれ違うが、利率は総じて非常に低く、月利1%以内である。また、資金の用途を問わず、貸与に関する審査基準も甘かった。康熙四十五年(1706)に至るまでに、合計で2,722,500両の内庫銀を商人に貸与した<sup>17</sup>。

これら以外に、康熙帝は塩商にも資金を貸与したことがある。康熙四十年四月に、兩淮の塩商は内庫銀100万両を借り入れ、10年の返済期間で毎年10万両の元金と1万両の利息を納めることを求めた。康熙帝はこれについて、「彼らに〔与える〕銀が多ければよい」<sup>18</sup>と指示した。商人に内庫銀を貸与し、利息を徴収することは、康熙中期における内庫収入を拡大する重要な政策であったと考えられる。

## 2. 内庫銀貸与の効果

康熙三十九年から始まった内庫銀の貸与は、貸与基準が甘く、内務府商人は低利での資金調達が可能となり、事業を拡大したり、新たな事業を展開することができた。また、内務府商人は内庫の資金を京城の民商に又貸しして、民商の発展に資金面で協力した。楊増如が庫銀を借り入れ、焼酎の店を開いた事例をとりあげたい。康熙四十四年(1705)の総管内務府の奏摺に、

広儲司の商人 Yang Dzenɡ Ju、 Yang Ciši の呈文。「卑しい人等が力を尽くすことを思い、内廷の事務に利益を上げることに。奴才我らは君主の高恩によって、人ごとに一万両ずつの銀を借りて商売をしている。粉骨砕身しても万分の一も報いることができない。現在順天府の所轄の Liyang Ting 衙門の焼酎の店を開いて、商売する經紀 Wang Jen Min 等

の四十九人は、人ごとに焼酎を売る牙帖一枚を取って、焼酎の店を開いて、商売している。毎年 **Liyang Ting** 衙門に錢糧の銀一百兩を納める。現在、**Wang Jen Min** 等は彼らの本銀が足りず、我らと共に共同経営しようとして、焼酎の店を開いて商売し、彼らの **Liyang Ting** 衙門に納める一百兩の銀以外に、さらに我らと共に毎月一百兩の銀を節約し、内庫に納めるようにしたいとのことであるので、我らの借りた公務の銀の本銀と利銀はいつも通り我ら自身が完済することにしたままで、彼らと共同経営して焼酎の店を開いて商売し、**Wang Jen Min** らと共に毎月一百兩の銀を節約して、内庫に納めたい」とあった<sup>19</sup>。

とある。楊増如らが順天府牙行商人と共同経営して、さらに毎月内務府に1兩につき5釐の節省銀（即ち月利0.5%）を納めたとしても、民間の高利貸しの利率よりは低い。しかし、楊増如らが牙行商人に課した利率は規定のものではなかった。康熙四十四年十二月十九日に、総管内務府は商人 **Jeo Jy Ding** の息子 **Jeo ši Ji** にこの事件の事情聴取を行って上奏した。**Jeo ši Ji** の供述では、

父 **Jeo Jy Ding** は庫銀を借り、今年四月に京城に家を借り、家で焼酎を作って、家の車を引いて持って来て、税金を納め、店舗に入れて、小売りをしている。現在 **Yang Dzeng žu** 等は錢糧を節約すると言い、父 **Jeo Jy Ding** に強いて、「税金より一倍多く、一台の車の焼酎につき銀一兩二錢、二千四百を持って来い」と言った<sup>20</sup>。

とあり、楊増如は牙行商人に庫銀を又貸しして、焼酎を作らせて、楊増如の店舗に運ばせて、販売していた。楊増如は節省銀の名目で、民商から利潤を奪い取り、勝手に牙行商人に節省銀の額の2倍を徴収した。一部の内務府商人は又貸しをすることで、貸与した内庫銀を運用していたと考えられる。ただし、これでも民商に対する月利はたった1%であるので、1兩につき月利3分の高利貸しよりは低い。民商にも有益であったと考えられる。

### 3. 内庫銀貸与の停止

内務府が商人に任意に庫銀を貸与することは、内務府商人に金銭面から援助することではあるが、回収できないリスクが高くなり、内務府の財政には無益である。多くの商人が期限通りに本銀と利息を返済できなかったのも、内務府にとって深刻な問題となった。康熙四十一年(1702)三月九日に総管内務府は三等内務府商人 **Nio An** の家が貧しいため、商人を辞めさせることについて上奏した。この奏摺に、

**Nio An** が内庫銀三千兩を借りた。彼の父佐領の領催 **Surtu** が内庫銀を騙し取り、借りた銀を **Surtu** が全部費やした<sup>21</sup>。

とある。内務府は貸した内庫銀の使い道を全く監督しなかったのも、無駄遣いされたものが多いと考えられる。康熙四十五年正月から四月にかけて、商人が納めるべき本銀と利銀は111,418兩であったが、この中で納められた本銀と利銀はわずか30,544兩1錢である。一方、滞納した銀

は 80,873 両 9 銭であり<sup>22</sup>、総額の 72.6%を占める。康熙四十五年五月に、総管内務府が上奏し、本銀・利銀を滞納した商人に対し、嚴重に催促して返済させようとした。この奏摺に、

現在、繰り返しこのように滞納して行ったら、催促するのが困難となり、完納する日が来なくなってしまう。商人に銀を借り入れる時にみな各々佐領・内管領・驍騎校・副内管領・小領催・所轄する役人らによって保証した、調べた家産と設立した店舗があるので、銀を借り入れてから、一月も遅延せず銀を納めた商人 Sun Joo らを除き、銀を滞納した商人 Manse 等に対しては、みな所轄の佐領・内管領・驍騎校・副内管領・管理する役人らが嚴重に催促して納めさせたい。もし期限が過ぎて、完納しなかったら、所轄の佐領・内管領・驍騎校・副内管領・管轄する役人らを併せて慎刑司に渡して議処するがよいとあった<sup>23</sup>

これに対して、康熙帝は「彼らはもと保証するときに、みな返済できると言った。現在また滞納してよいものか。彼らの保証したことであるぞ<sup>24</sup>」と述べ、商人に非常に失望した。これ以降、康熙帝が商人に庫銀を貸与した例は一切見られない。

## 二. 内務府商人による「生息銀両」の運用

### 1. 内務府への生息銀両発給

康熙時代、八旗兵丁の困窮に対応するため、康熙帝は広善庫・公庫を設け、八旗役人と兵丁に低い利息で銀を貸与した<sup>25</sup>。また、度々内庫の銀を兵丁に賞与した。しかし、庫銀を借りる官兵は返済できない者が多いので、広善庫、公庫は次第に維持できなくなった。雍正帝が即位してから、官兵の生計を助けるため、雍正元年に「生息銀両」という新たな福祉政策が実施された。「生息銀両」とは、雍正元年（1723）から実行され、同七年から全国の範囲に拡大され、主に兵丁の生活救済を目的とする資金運用政策である。その方法は、内庫銀を支出して、「生息銀両」（元本）として内務府、八旗や各省の衙門に貸し付けて運用させ、その「息銀」（利息）を兵丁の救済基金とすることである。内務府三旗も雍正元年から 10 万両の生息銀両を受領し、運用していた。そして、もともと生計を助ける目的とする生息銀両の使用範囲が次第に拡大され、事務費と出張の補助金などを生息銀両の利息から出すようになった。

内務府生息銀両の運用を述べる前に、内務府と内三旗に発給した生息銀両を簡単にまとめておきたい（盛京内務府と陵墓の生息銀両は含めない）。

#### ①冠婚葬祭の恩賞

雍正元年に、内庫から資本金として 90 万両の内庫銀を支出し、1 分の利率で利息を取って、得た利銀を八旗と内三旗の官兵に賞与した。その内、内務府三旗に 10 万両を支給した。嘉慶朝『欽定大清会典事例』に、

雍正元年奉旨。發内庫銀九十万両生息、所得利銀賞給八旗併内府三旗官員兵丁、以濟婚喪之用。欽此。遵旨議定、此項銀按一分生息、所得息銀、八旗滿洲蒙古每旗每月予領銀一千兩、



備婚喪恩賞之用、用過數目於次月咨府、再按用過之數補給。内府三旗官兵優恤銀由内庫存貯、官員及び尚茶・尚膳人員・護軍領催等遇喜事賞銀十兩、喪事賞銀二十兩。驍騎喜事六兩、喪事十二兩。歩軍喜事四兩、喪事八兩。八旗併内府三旗各將所用銀數於歲終具奏、銀庫彙總覈銷。

雍正元年、旨を奉じるに、内庫の銀九十万兩を出し、利息。得た利銀を八旗と内府三旗の官員と兵丁に賞与し、婚礼と葬儀の仕送りとする。旨を遵って議して定めたこと。この件の銀は一分によって利息を生ませる。得た利息については、八旗・満洲・蒙古各旗が毎月予め銀一千兩を受け取り、婚礼と葬儀の際の恩賞に備える。使った額を次月に〔内務〕府に咨文して、また使った額通りに補って与える。内府三旗の官兵の優恤銀を内庫に貯え、官員及び尚茶・尚膳人員・護軍領催らの結婚式に十兩を賞与し、葬式に二十兩を賞与する。驍騎の結婚式に六兩、葬式に十二兩である。歩軍の結婚式に四兩、葬式に八兩である。八旗と内務府三旗は各々使った銀の額を年末に上奏して、銀庫が取りまとめて清算する<sup>26</sup>。

とある。雍正帝は康熙帝が八旗官兵に対し低利息で庫銀を貸与していた政策を見直し、数十万兩の本銀を確保した上で、利銀部分だけを賞与する生息銀兩政策を用いて利銀を順調に得られるようにし、八旗官兵の生活に長期的に援助することを望んでいた。内務府三旗の10万兩の資本を和碩恒親王に交付して、利銀を取らせた。乾隆十二年（1747）四月十三日の総管内務府の奏摺には以下の様にある。

雍正元年交与和碩恒親王辦理内府三旗官員兵丁人等恩賞滋生本銀十万兩、毎月按一分生息。辦理以来、毎年所交利銀除内府三旗官員兵丁人等喜喪事件恩賞銀兩外、毎年仍余存銀八九百兩不等。至雍正十三年共余存銀一万二千八百六十二兩。

雍正元年に和碩恒親王に内府三旗の官員兵丁らに恩賞するために、生息本銀十万兩を与えて、辦理させた。毎月一分の利率で利息を生ませる。辦理して以来、毎年納めた利銀から内府三旗の官員と兵丁の婚礼と葬儀に恩賞した銀を除いて、毎年また八九百兩ほどの銀が余った。雍正十三年までに全部銀一万二千八百六十二兩が余った<sup>27</sup>。

さらに、乾隆二年(1737)十一月、八旗と内府三旗の結婚適齡期を過ぎた男女が結婚する際には恩賞を施すことを定めた。

二年奉旨、内府三旗在京男女二十八歳未嫁娶者、詢明存案。俟嫁娶時各賞銀七兩<sup>28</sup>。

二年に旨を奉じること。京城における内府三旗の男女が二十八歳になり、まだ結婚しない者を、明らかに訊ねて檔案に記録せよ。結婚する時各々七兩の銀を賞与せよ。

その際の銀は、上述した雍正元年の八旗と内府三旗に支給された生息銀兩90万兩の利銀から支出された<sup>29</sup>。

## ②役人への補助と内務府の事務費

雍正七年(1729)に、日常生活を改善させるために、内務府官員を対象として生息銀兩を与え、その利息を官員に運用させた。

雍正七年二月奉旨看得大臣侍衛俱不能生理、俸餉以外並無進益。且出入無時節、至窘迫。著將內庫銀兩給與乾清門侍衛一萬兩、三旗侍衛每旗各二萬兩、內管領等員二萬兩、司院官員二萬兩、令伊等或置房招租、或貿易取利、任其滋息分用、亦得優裕。

雍正七年二月に、旨を奉じること。見るに、大臣侍衛らはみな商売できない。給料以外決して収入がない。また支出は時を問わずにあり、窮迫に至っている。内庫の銀兩を乾清門の侍衛に一萬兩、三旗の侍衛に旗ごとに二萬兩、内管領等の役人に二萬兩、司院の官員に二萬兩を与え、家屋を買わせて家賃を取ったり、貿易をさせて利益を取ったりして、利息を自由に分けて使わせる。彼らも裕福になれるであろう<sup>30</sup>。

旨を下した1ヶ月後、管侍衛内大臣と内務府総管は議して、内管領と司院の官員に賞与した4万兩の銀を用いて4軒の質屋を設けた<sup>31</sup>。雍正七年五月、生息銀兩4万兩を内務府に与え、利息を内務府官員の出張補助費として使用し、余った部分を全て内務府文武大臣に賞した。乾隆十二年の総管内務府の奏摺に、

查得、雍正七年遵旨議奏領過內庫銀四萬兩、設立豐和當舖一座、每年所得利銀除各項公用動支銀兩外、余剩銀均分賞給內務府文武官員在案。

查するに、雍正七年に旨に遵って議奏した上で、内庫銀四万兩を受領して、豊和當舖一軒を開設し、毎年得た利銀は、各種の公的な項目に銀兩を使用する外、余った銀をすべて内務府文武官員に賞することにしたと檔案に記録してある<sup>32</sup>。

とある。豊和當を開設し、4万兩の銀を運用していた。乾隆五年(1740)に海保から万成當を没収してから、内務府の事務費を万成當の利銀から支出するようになった<sup>33</sup>。

### ③太監への補助

雍正七年六月に太監に生息銀兩2万兩を賞与した<sup>34</sup>。七月に、内務府商人馬成龍と王廷璽に運用させた。

雍正七年八月内、馬成龍与王廷璽同領太監滋生銀二萬兩生息在案<sup>35</sup>。

雍正七年八月に、馬成龍と王廷璽は太監生息銀二万兩を受け取って、利息を取ることにしたと檔案に記録してある。

### ④内大臣の養廉銀

雍正九年に、木廠の銀20万兩が領侍衛内大臣の養廉銀の生息銀兩として支給された。員外郎常保はその内10万兩を受け取って運用した。

查得、木廠滋生銀兩係領侍衛内大臣等養廉之資、雍正九年三月内經原任大学士公馬爾賽奏請此項木廠銀二十萬兩交於買売人常保滋生。(中略) 莊親王允祿・内大臣海望將常保伝至詢問、

拋常保稱「木廠生理奴才向來未嘗做過、又無可托熟練木廠之人、二十萬錢糧為數過多、倘有貽誤常保一身難當。若將此項銀兩令奴才領十萬兩開張舖面滋生利息、奴才可以効力」等語。莊親王允祿內大臣海望拋之轉奏。奉旨着交常保銀十萬兩滋生利息。

查するに、木廠の滋生銀兩は領侍衛內大臣等の養廉の資金である。雍正九年三月に元大學士公馬爾賽は奏して、この木廠の銀二十萬兩を買売人常保に交付して利息を生むことを求めた。

(中略) 莊親王允祿と內大臣海望は常保を呼びつけて、聞いた。常保は「木廠の經營について奴才はしたことがなくて、また木廠〔の經營〕に詳しくて委託できる者もない。二十萬兩の公金は多すぎて、もし遅延したら常保私は一人で耐えられない。もしこの公金の中から奴才が十萬兩を受け取って、店舖を開いて利息を生ませるのであれば、奴才は力を尽くしてやりたい」と言った。莊親王允祿と內大臣海望はこれを轉奏した。旨を奉じること。「常保に銀十萬兩を交付し、利息を生ませよ」<sup>36</sup>。

#### ⑤大臣の出張補助

乾隆十年(1745)に、出張する大臣と參領に賞するために、員外郎王鏜に銀5萬兩を与え、運用させた。

乾隆十年七月內遵旨議奏交與員外郎王鏜本銀五萬兩、按一分五釐起息。其所得利銀賞出差大臣・參領等用。

乾隆十年七月に、旨を遵って議して奏したこと。員外郎王鏜に本銀五萬兩を与え、一分五釐の利率で利息を取る。得た利銀は出張する大臣と參領らに賞与される<sup>37</sup>。

## 2. 内務府商人による生息銀兩の運用

質屋の開設と家屋を購入して家賃を取ることが、八旗生息銀兩の最も一般的な運用方法であった。内務府も十数軒の質屋を開いて生息銀兩を運用していた。それ以外に、内務府商人に生息銀兩を貸与して運用させることもある。雍正期において、内務府商人に内庫銀を貸与し、利息を徴収する収入を増やす方法が廃止されたので、商人の生息銀兩運用は、主に前節で紹介した③太監の補助金と④內大臣の養廉銀に限られる。

前節で述べたように、雍正七年、内務府商人馬成龍と王廷璽は太監の補助金として、生息銀兩2萬兩を受け取った。利息は毎月1兩につき1分、すなわち月利1%である<sup>38</sup>。康熙期の商人に貸与した内庫銀の利率より高い。馬成龍は内務府商人で、雍正八年に広儲司の高麗布を売却する仕事を受けた<sup>39</sup>。王廷璽は内務府商人王寧徳の息子<sup>40</sup>、有名な正白旗ボーイ内務府商人王氏一族の人間である。馬成龍と王廷璽がこの資金をどのように運用したかについては、檔案史料に明記されていない。内務府は、商人がどのような商売で生息銀兩を運用するかについて、無関心なのである。乾隆十三年(1748)正月二十六日の内務府の奏摺に書かれた、馬成龍と王廷璽の息子黄耆と王二格の供述によって、馬成龍と王廷璽が生息銀兩をどのように運用したかがわかる。

抛黄耆・王二格供、除現今我等房地・賬目・什物・人口外、实在並無別項産業、惟雍正七年起至乾隆七年止、我等夥辦木柴時、曾經給過營造司官員人等飯食銀三万五千余兩。若蒙追出庶可抵補。今將受過飯食人員姓名開写清單、求為查追等語。

黄耆と王二格が供述したこと。「現在我らには、家屋・土地・貸した銀両・道具と人口以外、本当に他の家産はない。ただ雍正七年から乾隆七年にかけて我らは一緒に薪を調達していた時、かつて營造司の官員らに飯食銀三万五千兩余り与えた。もし取り戻せたら、大体補填できる。今飯食銀を受け取った役人の姓名の明細書を作って、調べて取り戻してもらいたい」とあった。

黄耆と王二格は十数年間薪を調達する仕事に従事し続けていたことがわかる。飯銀以外に、黄耆と王二格はさらに貸し出した銀両の明細帳を提出した。この明細帳によれば、黄耆が 85 人に貸した銀は合計で 17,987 両 7 錢であり、彼に借金し、抵当に入れられた土地と家屋は 3,900 両に値する。彼は高利貸しを行っていたと考えられる。

また、前節④内大臣の養廉銀条に、雍正九年に商人常保が内大臣の養廉銀として 10 万両の生息銀両を受け取っていたことが分かる。常保は内務府商人であり、木材の購入<sup>41</sup>や人参の販売<sup>42</sup>などの仕事を受けた事があるが、彼の資産状況は不明である。乾隆元年、常保は経営困難に陥った。乾隆元年八月二十日の総管内務府の奏摺に

抛員外郎常保呈称、所領木廠銀十万兩滋生利息、自雍正九年起至十三年、按一分利息共交過利銀五万六千兩、但本銀至十万兩、豈能每年足得一分利息、且十万銀兩常保一人辦理銀數甚多、難於運動、此數年來其中拮据情節亦不敢冒昧凜陳（後略）。

員外郎常保の呈文によれば、受領した木廠の銀十万兩を用いて利息を取っていた。雍正九年から十三年にかけて、一分の利率で全部利銀五万六千兩を納めた。ただし、本銀が十万兩もあるため、どうして毎年一分もの利息を取ることができようか。また十万兩の銀を常保一人で処理すれば、銀の数は甚だ多いので、運用し難い。この数年間の困難な状況については、敢えてみだりに上申しなかった<sup>43</sup>。

とあり、常保は毎月 1 両につき 1 分の利銀を納めて（月利 1%）、10 万両の本銀で毎年 12,000 両の利銀を納めた。商人に任せた生息銀両の利率は内務府の質屋に投入した生息銀両の利率より高い。内務府に属する質屋は毎月 1 両につき 8 釐から 1 分までの利銀を納める（月利 0.8%～1%）、しかも質屋に投入した生息銀両はみな 5 万兩以下である。そのため、常保が 10 万兩の生息銀両を運用し、毎月 1%の利銀を納めるのは明らかに難しい。結局、常保は受領した 10 万兩の生息銀両の中の 8 万兩を返却し、王慎徳と馬成龍は 4 万兩ずつ銀を受け取った<sup>44</sup>。

しかし、乾隆十年、馬成龍と王廷璽が死去し、内務府が彼らの経営状況を調査したところ、彼らの代わりに生息銀両を運用する仕事を引き継ぐ息子黄耆と王二格には、一切仕事がないことを発覚した。二人の家産では生息銀両と利息を返済できないので、慎刑司に渡された。乾隆十年四

月二十七日付けの総管内務府の奏摺に、

雍正七年八月内・馬成龍与王廷璽同領太監滋生銀二万両生息在案。至馬成龍・王廷璽物故後、其応交利息雖按年如数完納、並無拖欠、但恐伊等子弟辦理不善、致有虧空。是以派員稽查。因見伊等並無買賣營運、曾經於乾隆十年四月見參、將馬成龍之子黃耆、王廷璽之子王二格交慎刑司、令將伊等本年応交二項利銀共七千二百両一併查追。

雍正七年八月内に・馬成龍と王廷璽は太監生息銀両二万両を受け取って、利息を取ったことを檔案に記録してある。馬成龍・王廷璽が死去した後、彼らは納めるべき利息を年通りに全部納入した。滞納したことがなかったが、彼らの子弟は経営が得意ではなく、欠損を招く恐れがあり、官員を派遣し、検査した。彼等は全く商売していないことを発見した。すでに乾隆十年四月に弾劾して奏して、馬成龍の息子黄耆、王廷璽の息子王二格を慎刑司に渡して、彼らの今年納入すべき二件の利銀<sup>45</sup>計七千二百両を併せて調査して取り戻す<sup>46</sup>。

とある。黄耆が家産で4万両の生息銀両を返済した後、内務府は改めてその生息銀を内務府商人に経営させず、資本金として質屋に投入した。

若仍令買売人領辦、恐其辦理不善。日久不無虧缺之慮。查臣衙門辦理賞給内府官員等生息銀兩豐和、万成當舖數年以来甚屬妥協。請將此項銀兩派員會同管理豐和万成當舖官員給限六個月、或添設買売、酌量辦理。

もしまた買売人に与えて運用させれば、恐らくうまく処理できず、日が経てば欠損が生じる懸念がある。査するに、臣らの衙門において内府官員らの生息銀兩を運用する豐和、万成當舖は、數年以来とても順調である。この銀兩について、官員を派遣し、豐和・万成質屋を管理する官員と共に、六ヶ月の期限を定め、あるいは商売を拡大させて、酌量して処理させてほしい<sup>47</sup>。

生息銀兩の運用を統一するために、王慎徳と常保に運用させる生息銀兩6万両は、太監の生息銀兩2万両と併せて内務府に返却され、内務府傘下の質屋に投下された。内務府は乾隆十九年(1754)までに、豐和當、万成當以外にも、12軒の質屋を経営しており、資本金は合計約50万両であった<sup>48</sup>。内務府の質屋経営については、既に優れた先行研究があるので<sup>49</sup>、改めて詳細に述べることはしない。乾隆十五年(1750)以降、質屋の軒数が増えるにつれ、月利0.8%で利銀を獲得するのは次第に困難となった。内務府役人は経営に詳しくなかったため、多くの質屋は経営不振に陥った。そのために、乾隆十九年、豐和、万成、慶瑞、慶盛當以外の質屋をすべて休業させ、手元金を長蘆塩商に貸与した<sup>50</sup>。前節で紹介した運用方法の内、①内三旗の冠婚葬祭、④内大臣養廉銀の生息銀兩を長蘆塩商に運用させるようになった。乾隆三十年(1765)正月十二日、総管内務府はまた万成・豐和・恩露・恩吉・恩豊という5つの質屋を閉め、本銀と利銀145,545両を回収して、長蘆塩政高誠に交付し、塩商を選抜して運営させた<sup>51</sup>。こうして、②役人の補助金と内

務府の事務費、③太監の補助金の生息銀両を長蘆塩商に運用させるようになった。つまり、乾隆三十年までに、内務府の生息銀両を全て質屋から撤回し、長蘆塩政に交付して商人に貸与し、彼らに運用させた。内務府に属する質屋は僅か慶瑞當と慶盛當だけが残りに、皇子に賞与することに備えた<sup>52</sup>。

### 三．長蘆塩商人への生息銀両と庫銀の貸与

乾隆期に入り、生息銀両の運用は内務府商人と質屋から塩商へ変化していく傾向がみられる。乾隆三十年までに、内務府は生息銀両を長蘆塩商に貸与し、長蘆塩商は内務府生息銀両を運用する担い手となった。長蘆塩商の内、内務府商人は多くの引地を手に入れ、塩業を経営していた。内務府商人の塩業経営についての検討は第六章に譲り、本節では内務府が長蘆塩商に内庫銀を貸与することについて論述したい。

#### 1．長蘆塩商王鏜による生息銀両の運用

乾隆期における最も注目すべき変化は、長蘆塩商王鏜を用いて生息銀両を運用したことである。王鏜の曾祖父王自振が順治初年に長蘆塩商になってから、王氏は代々長蘆の安陽、林県等の引地を経営していた。王氏一族は長蘆塩商だけではない。王鏜の父王廷掄は山東塩法道に任じられ、叔父王廷揚が工部左侍郎を拝する等、一族の中に何人かは優れた官員となっていた<sup>53</sup>。王鏜も乾隆十年の時点で、塩業を経営する傍ら、刑部員外郎を務めていた。王鏜は内務府商人ではないが、数十年間内務府の生息銀両を運用していた。乾隆十年七月に総管内務府は王鏜に生息銀両5万両を与えて、毎月1分5釐の利率で（月利1.5%）利息を徴収しはじめた。その利息は出張の補助金として内務府大臣や参領に発給した<sup>54</sup>。これは内務府の生息銀両を長蘆塩商に任せる端緒であった。王鏜に生息銀両を運用させるようになったきっかけは不明のままであるが、王鏜に運用させる生息銀両の利率は以前と比べて0.5%を増加したので、内務府は生息銀両の利益を上げるために王鏜を起用したと考えられる。

乾隆十一年(1746)六月三十日に、乾隆帝は旨を下して、内務府大臣に王鏜の生息銀両の収支を毎年報告させて、王鏜を厳格に管理させた。

乾隆十一年六月三十日に、旨を下したこと。「内大臣、旗の大臣の出張を補助するため、王鏜に委ねた生息銀両について、所轄の衙門は、毎年収めた、使った、残った数を調べて、年末に奏聞するがよい」<sup>55</sup>

毎年収支を報告する制度は、内務府商人が生息銀両を運用を開始した時には一切なかった。王鏜が生息銀両を運用して以降、実施された制度である。王鏜は長蘆塩商であり、以前はほとんど内務府の事務を任せることが無かった者なので、乾隆帝は彼を信頼しておらず、内務府大臣に厳しく管理させたのであろう。乾隆十年から同二十一年(1756)にかけて王鏜は塩業の利潤で生息銀

両の利息を納めたが、乾隆二十二年(1757)に河南省に水害が起きて、王鏜が所有する安陽と林県の塩引地が被災したせいで、塩業は大きな損失を蒙った。王鏜は二十二年正月から七月までの生息銀両の利息を納められなかったばかりでなく、塩業経営の資本も不足した。こうして、王鏜は内務府に呈して、1分の利率で15万両の内庫銀を借りることを求めた。この要請に対して内務府は以下のような意見を述べた。

查五万両本銀之利尚未能按月交納、今更借十五万両、本愈多、則応交之利息愈重、其交納勢必愈難。所有王鏜請借内府銀十五万両生息之处、応毋庸議。

查するに、五万両の本銀の利息をなお月通り納めることができないのに、いまさらに十五万両を貸したら、本銀は多ければ多いほど、納めるべき利息ますます重く、〔時間どおりに利銀を〕納めることはきっとますます困難になる。王鏜が内務府の銀十五万両を借りたいと求めた一切のことについては、議する必要がない<sup>56</sup>。

内務府大臣は王鏜の要請を拒否したばかりでなく、王鏜が所有する引地を没収し、滞納した利銀と5万両の生息銀両を弁償させ、その引地を内務府の所有する永慶号に合併して、永慶号を経営している長蘆塩商に任せて、1分5釐の利息で運用させるという意見を乾隆帝に上奏した。しかし、乾隆皇帝は内務府大臣の提案を否決し、王鏜の要請を認めた。

王鏜応交息銀既難措辦、若將伊塩地收回變抵、則伊之生計愈致拮据、亦着加恩准照所請、再借給内府銀十万両、一分行息、其従前所借五万両亦着減為一分行息、俾得別為營運以清課帑。王鏜に納めるべき利息を集める手だてがない以上、もし彼の引地を回収して弁償させたら、彼の生計はますます立たなくなる。彼に恩を加えて、彼が求めたようにさらに内務府の銀十万両を貸して、一分の利息を徴収する。彼が前に借りた五万両も一分の利率に減らして、別に運用させ、税金を返済させる<sup>57</sup>。

乾隆二十二年、乾隆帝は王鏜に10万両を貸与し、もとの5万両の生息銀両と併せて運用させた。獲得した利息は出張した内大臣と八旗の大臣に補助金として与えた<sup>58</sup>。乾隆帝が王鏜に10万両の内庫銀を貸したのは、王鏜が生息銀両の利息を滞納せずに十年以上規定通りに納め続け、乾隆帝の信頼を勝ち取ったことによるものである。また、王鏜は長蘆の塩引地を大量に持っており、いきなり引地を没収すると、彼が所有する引地の塩の調達に支障をきたす可能性がある。さらに10万両を貸して、借金が返済できなくても、塩引地で弁償でき、内庫銀は損失を蒙らずに済む。王鏜を起用してから乾隆帝は、次第に長蘆と両淮の塩商に生息銀両を運用させるようになった。

## 2. 長蘆塩商集団への生息銀両と内庫銀の貸与

乾隆十九年以降、内務府は回収した質屋の本銀を長蘆塩商に貸与し始め、内務府の生息銀両の運用を次第に長蘆塩商に任せた。その上、乾隆十三年から内務府は多額の内庫銀を長蘆塩商に貸

与するようになった。乾隆三十四年(1769)六月二日付けの総管内務府の奏摺に、長蘆塩商に貸した内庫銀両の件を列挙してある。

①乾隆十三年、経長蘆塩政奏請還庫節年存貯帑公利銀四十八万六千九百五十両、内留銀四十一万七千両、此内借給蘆商銀二十七万八千両、交東商銀十三万九千両。按一分生息。

乾隆十三年、長蘆塩政の奏請により、庫に返すべき歴年貯えた公に帰する利銀四十八万六千九百五十両の内、銀四十一万七千両を留めて、その内、蘆商に貸した銀は二十七万八千両、山東塩商に貸した銀は十三万九千両である。一分の利率で利息を取る。

②乾隆十九年、経本府奏准收回吉慶等當架本銀三十五万二千六百余両、交長蘆塩政賞給蘆商按一分生息。

乾隆十九年、本府が奏して批准したこと。吉慶等の質屋から回収した本銀三十五万二千六百余両を、長蘆塩政に委ねて蘆商に賞与した。一分の利率で利息を取る。

③乾隆二十九年、経長蘆塩政因蘆商運本短少、奏請賞借内庫銀三十万両、按一分生息。

乾隆二十九年、長蘆塩政は、蘆商が運用する元手が足りないため、奏請して内庫銀三十万を借り受けた。一分の利率で利息を取る。

④乾隆二十九年、経本府奏撥内庫銀二十万両、分交兩淮、長蘆各十万両、賞借各商按一分生息、作為車脚之用。

乾隆二十九年、本府が奏して内庫銀二十万両を用いて、兩淮、長蘆に各十万両を分けて、各商に賞して貸した。一分の利率で利息を取る。運賃として使う<sup>59</sup>。

長蘆塩商に貸与した銀両は合計 1,030,600 両であり、毎年上納すべき利息は 123,673 両である。質屋から引き上げた生息本銀を長蘆塩政に交付し塩商に貸与し、利息は内務府広儲司に貯えて、各種の公務費用と賞銀を支払うようになった。さらに、内庫銀を次々と塩商に貸与し、その利息の用途は明記されず、毎年内庫に貯えられた。こうして、内務府の生息銀両と内庫銀の運用が次第に統一された。内庫銀の商人への貸与は、乾隆期の内庫銀の主要な支出項目となった。生息銀両を運用するために経営していた質屋を全部閉めて、質屋の資金を長蘆商人に運用させた理由について、乾隆三十年正月十二日の総管内務府の奏摺に、

查従前臣衙門開設吉慶當等十當因獲利不及一分、経臣等奏交蘆商按一分取息、迄今数載所題之例応用無缺、蓋商人借本營運、往往不惜重利、若僅出一分之息、其勝於私債之盤脱何啻雲霄。

查するに、以前に臣の衙門は吉慶當等十當を開設したが、獲得した利息は一分に及ばないため、臣等は奏して、蘆商に与えて一分の利率で利息を取ることにした。今まで数年を経たが、題した例のとおりで、運用に欠損はない。思うに、商人は経営するために元手を借りると、



往々にして重い利息を払うこともいとわない。もしただ一分の利息を出させるだけなら、私的な債務で絞り上げることと比べると、雲泥の差がある<sup>60</sup>。

と述べられている。長蘆商人に貸与した生息銀両の利率は1分（月利1%）で、高利貸しの最高利率3分（月利3%）より低い。生息銀両を商人に貸与すれば、利息を確保しつつ、商人の塩業経営の助けにもなる。

実際に、乾隆期の生息銀両の運用は康熙末期のものに戻った。康熙四十年代に、両淮と長蘆塩商に多額の内庫銀を貸与し、利率は年率わずかに1%であったが、商人は返済期日までに返済できなかった。康熙五十六年(1717)、両淮塩商が再び内庫銀を借りようとしたが、康熙帝は「借帑之事万万行不得、不要再說了（庫銀を決して貸してはいけない。二度と言うな）」と指示し、拒否した<sup>61</sup>。康熙帝は内庫銀を塩商に貸与して利銀を取るという庫銀運用方法を積極的に推進したが、結局、失敗に終わった。乾隆期に、同様の政策を長期に渡って実施できたのは、康熙期から乾隆期にかけて、塩商の財力が蓄えられたためと考えられる。

一般的には、内務府から数万両の内庫銀を塩政に交付して、塩引の数に応じて銀両を分けて、商人に貸与する。例えば、乾隆三十三年(1768)范清済が河東の引地を上納すると、塩政は後継の商人からその引地の代金を徴収した後、再び商人に貸与しようとした。河東塩政の奏摺に、

如蒙俞允、仍照二十三年借帑之例按引均分、令各商人五人互保、按一分起息、勻作八年、按限清完解内务府交纳。

もし批准したら、また二十三年庫銀を借りる例に照らして、塩引の数によって平均に配分し、商人は五人ごとに互いに保証して、一分の利率で利銀を徴収し、八年に分けて、期限通りに完納させて内務府に納入したい<sup>62</sup>。

とある。こうして、数十万両の銀を多くの商人に貸与したが、商人一人当たりの借り入れ金額は極めて少ない。

### 3. 内務府商人への生息銀両と内庫銀の貸与

乾隆期に活躍した内務府商人一族王氏と范氏はみな重い負債を抱えていた。彼らは内務府と乾隆帝から、何度か他の長蘆塩商人とは別格の待遇を受け、生息銀両と内庫銀を借り入れた。

#### (1) 王至徳

王至徳は、乾隆二十六年(1761)から仁寿寺等の寺の供物やラマの食費などを支払う生息銀両を運用している。乾隆二十五年(1760)十二月二日付けの大学士傅恒の奏摺によって、仁寿寺・弘仁寺・天慶宮の費用は昔から庫銀で支払っていたが、乾隆二十六年(1761)から仏像を作るため余った5万両余りの銀を生息本銀として和爾経額に運用させて、利息で仁寿寺などの寺の費用を支払うことにした<sup>63</sup>。和爾経額は銀5万両を王至徳に運用させた。乾隆二十七年(1762)正月五日付の和爾経額の奏摺に、

交塩商王志徳銀五万両、按一分起息、毎月応得利銀五百両、自二十六年正月起照数交納。  
塩商王志徳に銀五万両を与えて、一分の利率で利息を徴収し、毎月利銀五百両を得る。二十六年から数通りに納めさせる<sup>64</sup>。

とある。乾隆期は内務府の官員に生息銀両を管理させ、王至徳のような商人に運用させた。王至徳は毎年 6,000 両の利息を納めて、仁寿寺などの寺の費用を差し引いてもまだ残りがあり、乾隆三十年に余った利息は 1 万両を超えたので、和爾経額はこの中に 1 万両を長蘆塩政に交付し長蘆塩商人に運用させた<sup>65</sup>。乾隆三十三年、利息は再び 1 万両を超え、また 1 万両を長蘆商人に運用させた<sup>66</sup>。このように、生息の本銀が増加するにつれ、獲得した利銀も増加していった。

乾隆三十年(1765)正月十二日、内務府は万成・豊和・恩露・恩吉・恩豊 5 軒の質屋を閉め、質屋の資本金 145,545 両を回収した。翌日、王至徳は内務府に文書を呈して、その 15 万両を借り入れようとした。その呈文に、

至徳現在各項債利均係二分三分不等、統計每年出利即須二万余金、是帑項雖蒙停緩六年、而私利盤剥竟至毫無余剩、似此情形若不先清私債、一二年間必致身家傾覆、思維再四、惟有公帑利輕、如能借公還私、每年出利即可十減四五、轉移之間、便脫重累。

至徳は現在各債務の利息がすべて二分、三分である。計ると、毎年出すべき利銀は二万両余りを要する。庫銀を六年間猶予してもらっても、私的な債務の利息で絞り取られるため、少しでの残りもない状態になる。このような状況で、もしまず私的な債務を完済しなければ、一二年で家が傾いてしまいそうある。再三思慮したが、ただ庫銀の利率の低さに頼るしかない。庫銀を借りて、私的な債務を返したら、毎年出す利息は十分の四、五を減らすことができる。[このように私的な債務を公的なものに] 借り換えれば、重い負担から抜け出せる<sup>67</sup>。

とある。生息銀両運用の上では、生息銀両を長蘆塩商に貸して運用させても、得られる利益は以前と変わらない。しかし長蘆塩商は、内務府から生息銀両を借りることで、個人的な債務から脱出し、新たに事業を立て直すことができる。王至徳の呈文に対する内務府大臣の意見は以下の様である。

查万成等當資生銀兩經臣衙門奏准收回本銀交長蘆塩政按一分生息之項、此項銀兩原應借給衆蘆商。王至徳現係蘆商、亦係例得領借之人。在王至徳得借此官銀每月只交利一分、較其私債之利所省不下數倍、去重就輕、其物力之紓裕可以概見。該商既負累輕減、可得專心營運辦公、而商力日寬、於帑課亦不至貽誤。

査するに、万成等の質屋の生息銀両について、臣の衙門が奏して批准された、回収した本銀を長蘆塩政に交付して、一分の利率で利息を取る件については、この銀両をもともと多くの長蘆塩商に貸すべきであった。王至徳は現在長蘆塩商であり、定例によって〔生息銀両を〕借り入れることができる者である。王至徳が官銀を借りられれば、毎月ただ一分の利息を納

めればよく、私的な債務の利息と比べて、節約できる銀両は数倍を下らない。重いものを取り去って軽いものを加えれば、財力に余裕ができることは明らかである。かの商人の負担を軽減すれば、事業に専心して公務を果たすことができ、商人の財力が日増しに裕かになれば、税の賦課にも誤りが生じない<sup>68</sup>。

内務府は長蘆商人全体に貸すべき銀 15 万両を王至徳 1 人に貸すことを提案した。長蘆塩政は王至徳が多額の債務を背負っているため、彼に何度も貸与することはしなかったが<sup>69</sup>、王至徳は内務府商人であり、内務府に文書を直接呈して、ようやく生息銀両を借り入れた。内務府は王至徳が長期間内庫銀を滞納しているの、早めに返済できるよう便宜を図ったと考えられる。

## (2) 王廷献

王至徳の甥、王慎徳の子である王廷献も内務府商人であり、彼も長蘆の引地を持ち、長蘆塩商として内務府の生息銀両を借り入れた。王廷献は乾隆二十七年六月十三日に総管内務府に文書を呈して、塩業の不振に対応するため、8 万両の生息銀両を借りることを求めた<sup>70</sup>。乾隆二十七年七月六日、総管内務府は王廷献のために、生息銀両を配布することを上奏した。乾隆二十七年六月十四日、軍機処が宗人府に貯えた銀 30 万両の内、10 万両を宗室の冠婚葬祭用に残し、20 万両と戸部の銀 30 万両を加えて、50 万両の銀を両淮塩政高恒に交付し、1 分の利率で商人に貸し付けて、利息を宗人府の賞与に充てると提案した。総管内務府は商人に苦勞をかけるので難色を示すが、王廷献の要請によって、改めて長蘆と両淮塩商に貸与することにした。

臣等詳酌發交兩淮塩政高恒銀五十万兩俾令借給商人均按一分起息、匯利交部、但該處商人豊嗇不一、其運本缺乏需銀接濟者酌量借給自然傾心輸利樂為是從。若商本充裕不願領借之人亦行借與反生苦累之議。今長蘆商人王廷献呈懇轉奏借領官銀接濟運本、足見一分起息銀兩民間借貸維艱。則長蘆商人情願借此官銀以資商本者諒復不少。

臣等が詳しく考えるに、両淮塩政高恒に交付した銀五十万両を商人に貸し付けて、一分の利率で利息を徴収し、利息を併せて部に与える。ただし、かの地の商人は貧富の差がある。運営する資本が足りず、銀を援助する必要がある者に、酌量して貸せば、必ず心を尽くして喜んで利息を納めであろう。もし商人の資本が豊かで、借りたがらない者に貸したら、かえって苦勞させることになる。現在、長蘆商人王廷献は呈して、官銀を借りて運営する資本を補助することについて、〔臣等に〕転奏してほしいと願った。一分の利率で利息を徴収する銀両を民間で借り難いことは明らかであり、長蘆商人でこの官銀を借りて商売の資本に役立つようとする者は少ないであろうと思う<sup>71</sup>。

内務府大臣らは、50 万両の銀を全て両淮に貸与すれば、両淮の商人に負担をかけるので、20 万両を長蘆商人、特に王廷献に貸し、余った銀を他の長蘆商人に貸すことを提案した。

將軍機処所議五十万兩内存留二十万兩交与長蘆塩政達塞令其詳查商人王廷献現在額引數目多寡、是否自辦、并有無借欠官項以及每年出入用度外尚有可以供多少利息之处、酌量借給、以繼商力。其余銀兩揀選塩引充裕商人内有現在力乏者俱照一分起息借給。

軍機処が議した五十万兩の内、二十万兩を留めて、長蘆塩政達塞に交付して、商人王廷献の現在の額引数の多寡、自ら辦理しているかどうか、また官の銀兩を借りて滞納しているかどうかを詳しく調べさせ、また、毎年の収支のと出費以外またいくらの利銀を納めることができるか〔を調べさせて〕、事情を考えた上で貸して、商人の財力を維持させる。余った銀兩については、塩引を多くもつ商人の中から、現在財力が乏しい者を選択し、みな一分の利率で利銀を取って貸し付ける<sup>72</sup>。

内務府の王廷献は8万兩を借り入れた。乾隆二十九年(1764)、長蘆商人に30万兩の内庫銀を貸与した際、王廷献は再び2万兩を借りた<sup>73</sup>。

### (3) 范清注

范氏一族に生息銀兩を運用させた例は一つだけである。乾隆二十三年(1758)、慶瑞・慶盛・慶豊という3軒の質屋の利銀50,000兩を1分の利率で范清注に貸し、利銀を広儲司に納めている。

二十三年三月内、臣等奏明司員不諳營運、仮手雇賃人等、兼之京城内外當舖開設甚多、価本壅滞、生息不旺、是以将三年所得利銀五万一千余兩内、借給范清注銀五万兩、按一分起息、令其每月自行交納広儲司利銀五百兩、充還原領滋生本銀十万兩。

二十三年三月中に、臣等が奏したこと。司員は運営に慣れないため、雇用した人等を利用する。それに加えて、京城の内外に開かれている質屋は甚だ多い。資本は回轉せず、利息も上がらない。このために、三年間で得た利銀五万一千余兩の中から、范清注に銀五万兩を貸して、一分の利率で利息を取り、毎月自ら広儲司に利銀五百兩を納めさせて、もと受け取った生息本銀十万兩を返させる<sup>74</sup>。

総管内務府は利銀を范清注に貸与して、生息銀兩を質屋から長蘆商人に移した。それ以外にも、范氏は何回か内務府から内庫銀を借り入れた。

乾隆二十年(1755)、范清注は銅を購入する資本が足りないため、内務府から20万兩の銀を借りようとした。范清注の呈文には以下の様にある。

窃注前後共欠銀三百三十七万一千余兩、除歷年完過二百八十九万六千兩、尚有未完銀四十七万五千兩、現在辦洋銅供解五省鼓鑄、但置貨出洋必得資本副源源接濟始可無誤。十七年蒙皇上天恩免収家産、展限五年、損糜頂踵亦難仰報、惟是倭人狡詐、居奇勒措、貨到彼国毫無利息、加以注所以辦銅斤水路程合算每百斤只抵銷銀十三兩五錢、較之浙江等省収買洋銅每百斤減価四兩、以致采愈難。其所缺銀兩、俱係重利借貸、愈累愈深。雖采買洋銅現無貽誤、而東

挪西湊、実出万難。

〔范清〕注は前後共に銀三百三十七万一千両余りを滞納し、何年もかけて二百八十九万六千両を返済したのを除いて、なお四十七万五千両の銀を滞納している。現在、洋銅を辦理して、五省に渡して（銅錢の）鑄造に備えている。しかし、貨物を購入して洋行するには、必ず資本を絶えず補給してはじめて過たずに済む。〔乾隆〕十七年に、皇帝の恩を受けて、家産の没収を免れ、期限をさらに五年延長した。いかに努力しても、ご恩に報いることができない。ただ倭人は悪賢く、希少の貨物（銅）を売らずに値を釣り上げ、貨物を彼の国に持って行っても全く利益を得られない。加えて、注に対しては、辦銅の代価と運賃を百斤ごとにわずか十三両五錢として計算しており、浙江省が洋銅を買い入れる価格と比べると百斤ごとに四両少ない。そのため、辦銅はますます難しい。足りない銀両については、すべて重い利息で借金をして、積もった債務は日に日に重くなる。洋銅の購入は今まで遅延していないけれども、方々から寄せ集めたものであり、誠に万難である<sup>75</sup>。

乾隆期の范氏一族の辦銅については第七章で詳しく論述するが、范毓積は乾隆三年(1738)から滞納した内庫銀を返済するために、辦銅官商として洋銅を購入し始めた。乾隆二十年代以降、塩業経営と辦銅の収入は支出を下回り、長期の資金不足に陥った。そのため、内務府からの借金で資金繰りを改善しようと、長蘆と河東の引地を抵当に入れて、1分の利息で内庫銀20万両を借り入れた。10年の期限が定められ、毎年2万両と利銀を内務府に納めた。乾隆二十二年、河南省の洪水で范氏の塩包が流されたため、范清注は総管内務府に呈文して、納入すべき本銀と利銀を3年間猶予することを求めた。それに対して乾隆帝は、

范清注、王鏜所借内府銀兩自應按限清繳、但今夏豫省水災、伊等所運塩斤悉被沖没、未免重費資本、所有范清注應繳本利等銀加恩准其展限三年。

范清注・王鏜が借りた内府の銀兩を期限とおりに納入すべきであるが、今年の夏に豫省が水害を被ったため、彼らが運送している塩はすべて流された。再び資本を費やすことを免れないので、すべての范清注が納入すべき銀について、恩を施し、期限を三年延ばすことにする<sup>76</sup>。

と指示した。皇帝と内務府が商人に内庫銀を貸与する目的は利銀の獲得だけでなく、商人の援助という側面もある。乾隆二十五年、范清注はまた塩業の資本銀が足りたため、再び内務府に3年間の洋銅の代金237,000両を借りることを求めた。内務府大臣らは、范清注の要請を拒否した。内務府大臣の奏摺には、

臣等查范清注辦銅抵帑除完過銀六十三万兩七千余兩外、尚有三年未完。今因塩利歉薄、銅塩兩難辦運。請賞給銀二十三万余兩以滋接濟。其三年未完銅本銀並所欠滋生本利銀共七十二万三千七百余兩。分限二十五年清完。但范清注欠項累々、蒙皇上格外施恩、准其辦銅抵補。自

応竭力完交、況事閑帑項、豈容曠日持久積欠無清。其所請自無庸更議。

臣等が査するに、范清注は銅を調達して弁償に充てているが、銀六十三万両七千余り両を上納した外、なおだ三年間の分を上納していない。現在塩業の利益が薄いので、銅と塩の調達はどちらも難しい。そこで、銀二十三万余り両を賞して、資金を援助してほしいと求めている。三年分の未納の銅の本銀と滞納した生息銀両と利銀を合わせると、七十二万三千七百余り両である。二十五年の間に期限を分けて完済するというが、范清注は滞納した件が積み重なっており、皇上は格外に恩を施し、辦銅で償わせている。もとより力を尽くして完全に上納すべきであり、その上国家の公金に関わるのであるから、どうして長い間にわたって滞納し清算しないことを許せようか。彼の要請については議する必要がない<sup>77</sup>。

とある。内務府大臣は范清注の引地を没収して、滞納した銀を弁償させることを提案したが、乾隆帝は、

着加恩賞給范清注三年銅価銀二十三万七千余両、此項銀両按五釐生息、其未完銅価等項銀兩准其請限二十五年完納。

恩を加えて、范清注に三年分の銅の代金二十三万七千余り両を賞し、この件の銀両に対して五釐の利率で利息を徴収する。彼がまだ上納していない銅の代金などの銀両を二十五年間の期限で完全に納入させることを許す<sup>78</sup>。

と指示した。范清注に改めて 23 万両の銀を貸与した。利率も以前の半分でしかない。范氏を援助する乾隆帝の意図が見える。乾隆二十七年、范清注が死去したため、彼の兄范清洪が范氏一族の事業を引き継いだ。すぐに再び内務府から 30 万両の庫銀を借りた<sup>79</sup>。さらに、乾隆二十九年(1764)、范清洪が革職され、范清注の従兄弟、范毓芳の息子范清済は范氏一族の事業を引き継いで、内務府から 30 万両の庫銀を借りようとした。河東の塩引地を全て放棄して、併せて京城と張家口の家産を上納して、この 30 万両の借金を償うことを要請した。これに対し乾隆帝は以下の様に指示した。

借給范清済銀三十万両、免其交利。其産不必官變、著寬限五年、令其自行辦理。其河東塩業范清済既称不能自辦、著交與塩政李質穎一併辦理。

范清済に銀三十万両を貸して、利息を納めることを免除せよ。彼の家産を没収し売る必要はない。期限を五年間に延ばして、自ら処理させよ。彼の河東の塩業については、范清済は自ら辦理できないと言っている。塩政李質穎に交付してあわせて辦理させよ<sup>80</sup>。

范清済に利息なしで 30 万両の銀を貸与した。乾隆四十六年(1781)、すなわち范氏一族の家産が没収される 2 年前、范清済はまた内務府から 30 万両の内庫銀を借り入れた<sup>81</sup>。

以上のように、范氏一族は乾隆二十年から同四十八年に破産するまでの二十八年間で、前後五回、内務府から合計 1,337,000 両の銀を借り入れた。范氏一族の借金の要請に対して、内務府と

乾隆帝の意見は食い違った。内務府は何度も范氏一族の家産を没収して滞納した銀を弁済させると提案したが、乾隆帝は范氏一族に低い利率、さらには利息なしで内庫銀を貸与した。庫銀を貸与する目的は范氏一族を経営危機から救うためである。

## おわりに

本章では、内庫銀両と内務府の生息銀両の運用について検討した。

康熙三十九年から、内務府三旗の人間に低利で内庫銀を貸与し始めた。内三旗人の生活を改善しつつ、使い切れない内庫銀を内三旗の役人と商人に運用させ、利息を取る目的もある。康熙四十年代、康熙帝は内務府商人と塩商に内庫銀を積極的に貸与し、内庫銀の運用を推進した。低利率で、貸与条件も非常に緩かった。この時、内務府商人は簡単に借り入れられるようになったので、事業拡大や新事業進出に多額の投資をすることができた。さらに、その一部の資金が民間商人に又貸しされ、京城の市場にも良い影響を与えた。一方、貸与条件が緩すぎるため、内庫銀を借り入れても返済できない者が多かった。結果、内庫銀は回収しづらくなり、内務府商人と役人への内庫銀貸与が停止された。

雍正元年（1723）、生息銀両制度が実施されてから、乾隆十年代にかけて、様々な用途で何度か内庫銀を出して、生息銀両として内務府の役人に運用させた。生息銀両政策は内庫銀運用の一種である。雍正期には、大部分の生息銀両が質屋に投入されたが、その一部を内務府商人に運用させた。常保・馬成龍と王廷璽の事例から見ると、商人は塩業などの固定的な事業がなければ、収入が不安定になる恐れがある。そのため、乾隆十年以降、内務府は大量の塩引地など、安定した資産を持っている塩商に運用させる傾向に向かっている。王鏜に生息銀両を運用させたのは、内務府が長蘆塩商に内庫銀を貸与する試行の一つであろう。内務府は内務府商人に生息銀両を与えることを止めて質屋に投下したが、乾隆十九年と三十年に、内務府は最終的に質屋の資本を引き上げ、長蘆塩商に貸して運用するようになった。その上、内務府は内庫の収入を拡大するため、多額の内庫銀を長蘆塩商に貸与した。生息銀両と内庫銀を貸与する利率は通常月利1%である。雍正初年、生息銀両政策を実施してから全く変わらず、特に長蘆塩商を助ける目的ではなかったが、塩商は低利で内庫銀を借り、塩業の安定的な運営によい影響を与えた。

大量の資金を借り入れた商人は、長蘆塩業を営んでいる内務府商人であった。内務府は意図的に内務府商人王氏一族と范氏一族に多額の内庫銀を貸与し、経営を維持させたのである。内務府は范氏の家産を没収して、滞納した内庫銀を弁済させることを提案したが、乾隆帝はさらに何度か范氏に内庫銀を貸与した。范氏が破産する可能性は高かったが、家産で賠償できないまでに内庫銀を貸与し続けた。その利率は月利1%から0.5%に下がり、さらには利息を徴収しなかったため、商人に内庫銀を貸与する目的は内務府商人を倒産の危機から救うためであったと言える。范氏は数十年にわたって内務府のために様々な商業活動に従事し、経験を積み重ね、独自のルートやネットワークもあった。これらは内務府の商業活動に必要である。特に塩業と銅の調達は大

要であり、倒産すれば民衆への塩の供給と銅銭の鑄造に支障をきたす恐れがあった。乾隆後期、内務府商人が内務府からの借金に依存していたことと、内務府が商人に資金を貸与し続けたことは、内務府と商人の相互の依存関係の表出と考えられる。

しかし、内務府商人王氏一族と范氏一族に何度も内庫銀を貸与しても、最終的には倒産してしまっただ。その原因については、内務府商人の塩業経営（第六章）を論述した上で、併せて分析したい。

表 10 雍正七年—乾隆四十四年に内務府が所有していた質屋

名称	資金の所出	開設年	資金	利銀の用途	閉店年	資本（質屋）の用途	出典
豊和當	内管領、司院官員の生息銀兩	雍正七年	40,000	公務費； 内府官員に賞与 （雍正七年～乾	乾隆三 十年	長蘆塩商	「内務府奏案」 5-84-25 「内務府奏案」
万成當	海保から入官	乾隆五年	33,874	隆十二年）； 隨圍する大臣に 賞与 （乾隆十二年～ 乾隆十三年）	乾隆三 十年	長蘆塩商	5-223-22
恩成當	内大臣養廉の生息銀兩	乾隆十一年	100,000	内大臣養廉； 生息銀兩を返済	乾隆十 六年	？	「内務府奏案」 5-112-31
恩徳當					乾隆十 九年	長蘆塩商	
承恩當					乾隆十 六年	？	
裕和當					乾隆十 六年	？	
恩吉當	馬成龍と王廷璽から返済した太監生息銀兩	乾隆十年	20,000	太監	乾隆三 十年	長蘆塩商	「内務府奏案」 5-223-22
慶	内府生息銀兩	乾隆十	100,000	皇子に賞与	？	合併	「乾隆年間内務府



裕 當		二年					官當史料選
慶 泰 當					?	合併	
慶 瑞 當					乾隆四 十四年	定郡王に賞 与	「内務府奏銷檔」 231冊179頁
慶 盛 當					乾隆四 十四年	儀郡王に賞 与	「内務府奏銷檔」 231冊179頁
永 慶 當	恒親王から返済した内三 旗生息銀両	乾隆十 三年	25,000	内三旗紅白事	乾隆十 九年	長蘆塩商	「内務府奏案」 5-112-31
吉 慶 當			21,000		乾隆十 九年	長蘆塩商	
広 盛 當	正黄旗の生息銀両（神保 住から交付した質屋）	乾隆十 六年	20,483		乾隆十 九年	長蘆塩商	「乾隆年間内務府 官當史料選」
広 信 當		乾隆十 三年	10,548		乾隆十 三年	合併	
広 潤 當		乾隆十 六年	18,058		乾隆十 九年	長蘆塩商	
広 得 當		乾隆十 三年	27,326		乾隆十 三年	傅恒に賞与	
宝 聚 當		乾隆十 六年	18,001		乾隆十 九年	長蘆塩商	
宝 成		乾隆十 三年	13,452		乾隆十 三年	合併	

當							
宝生當		乾隆十三年	12,454		乾隆十三年	合并	
宝泉當		乾隆十六年	17,964		乾隆十九年	長蘆塩商	
豊裕當	鑲黄旗の生息銀両	乾隆十四年	24,892.77		乾隆十九年	長蘆塩商	「乾隆年間内務府官當史料選」
恩豊當	張廷玉から入官	乾隆十五年	45,244.36		乾隆十九年	長蘆塩商	「乾隆年間内務府官當史料選」
春和當	舒赫徳から入官	乾隆十五年	18,262.32		乾隆十九年	長蘆塩商	「内務府奏銷檔」 211冊 270頁
慶豊當	慶瑞・慶盛當の利息	乾隆二十年	57,064.11		乾隆二十五年	六皇子に賞与	「内務府奏銷檔」 251冊 24頁
慶春當	慶瑞・慶盛當の利息	乾隆二十五年	18,000		乾隆三十一年	六皇子に賞与	「内務府奏銷檔」 249冊 281頁
慶昌當	桑寨多爾吉の家産	乾隆三十一年	18,743			儀郡王に賞与	「内務府奏銷檔」 249冊 281頁
慶祥當	慶昌・慶瑞・慶盛當の利息	乾隆三十六年	22,000				「内務府奏銷檔」 307冊 175頁
恩露當	侍衛生息銀両	雍正九年	10,000		乾隆三十年	長蘆塩商	「内務府奏案」 5-223-22
恩豊當	福隆安から交付した質屋	乾隆十九年	?	鑾儀衛	乾隆三十年	長蘆塩商	「内務府奏案」 5-223-22

- 
- <sup>1</sup> 韋慶遠「論清代的生息銀兩與官府經營的典當業」・「清代康熙時期『生息銀兩』制度的初創和運用」・「清代雍正時期生息銀兩制度的整頓和政策演變」・「清代乾隆時期生息銀兩制度的衰敗和收撤」、『明清史辨析』、北京：中国社会科学出版社、1989年。
- <sup>2</sup> 張建輝「關於康熙對生息銀兩制的初步推廣及其在八旗軍隊中的運用」『清史研究』1998年3期。「關於清代生息銀兩制的興起問題：生息銀兩制度考論之一」『中国社会經濟史研究』52期。「關於雍正對生息銀兩的整頓及其在全国軍隊的推廣：清代生息銀兩考論之三」『清史研究』2004年1期。「關於乾隆收撤恩賞銀兩與生息銀兩制的存廢問題：乾隆的生息銀兩理論和政策」『咸陽師範學院學報』2004年5期。
- <sup>3</sup> 安部健夫「清代に於ける典當業の趨勢」『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』、京都：東洋史研究会、1950年。日山美紀「清代典當業の利子率に関する一考察：康熙～乾隆期の江南を中心として」『東方學』91輯、1996年。
- <sup>4</sup> 賴惠敏「乾隆朝內務府的當舖與發商生息（1736-1795）」、『中央研究院近代史研究所集刊』、第28期。
- <sup>5</sup> 『清代起居注冊：康熙朝』、北京：中華書局、2009年、第2冊、T00674。
- <sup>6</sup> 官庫は公庫もと稱する。官庫について、張建輝「關於康熙對生息銀兩制的初步推廣及其在八旗軍隊中的運用」に参照する。
- <sup>7</sup> 『聖主仁皇帝實錄』(三)、『清實錄』(六)、北京：中華書局、1985年、278頁。
- <sup>8</sup> 中国第一歷史檔案館藏「內務府奏銷檔」113冊253頁。滿洲語原文：baicaci meni ilan nirui hūdai urse aniyadari buhe madagan funcehe kubun. dabsun i jergi jaka be uncaha menggun uheri ilan tumen yan funcere mennggun be ne kude asarahabi. ere menggun be umai baitalara ba akū. baicaci meni ilan nirui hafan baitangga hūdai urse juwen gaike seme niyalma bici meni ilan nirui funde bošokū ajige bošokū bošokū i data sede akdulafi. honhe bisire urse de acara be tuwame juwen buki. juwen buhe inenggici bodome. emu yan i menggun de emte fun i madagan be juwe forgon gaike. baha madagan i ton be aniyai dubede getukeleme bodofi. ambasa de bithe alibuki. juwen gaiha urse i dorgi da beye madagan be tookabuci. menggun juwen gaiha urse aldulaha urse be suwaliyame ujeleme weile araki. edelehe menggun be toodabuki. aikabade da beye madagan be fayara tookabure oci. meni ilan nirui janggin cihanggai weile arafi toodaki. uttu ohode. menggun gaijara urse. madagan weihuken bime .ejen i desereke kesi be alifi. yadara urse banjire jugūn be inu bahambi.
- <sup>9</sup> 遼寧省檔案館藏「黑圖檔」84卷80号78-79頁。
- <sup>10</sup> 「內務府奏銷檔」114冊74頁。滿洲語原文：ne banjire de majige hafirahūn i gese geren hafasa. baitangga. hūdai urse. gemu feguwecuke ejen i desereke kesi de. menggun juwen gaifi banjire de ambula tusa oho.

- 
- <sup>11</sup> 第一歷史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』北京：檔案出版社、1984年、第1冊、47頁。
- <sup>12</sup> 前掲、韋慶遠「清代康熙時期『生息銀兩』制度的初創和運用」。
- <sup>13</sup> 「內務府奏銷檔」126冊93頁。滿洲語原文：ferguwecuke ejen deserengge kesi isibume.hūdai urse de menggun juwen bure jakade. teisu teisu gemu banjire be bahafi. ambula tusa ohobi. aha bi dolo baitalan wehe yaha be jurgan i hūda ci. emu tumen gin de emu yan malhūšafi alime gaifi afabumbi. te bahaci mini boo boigon be jorime menggun emu tumen yan gaifi. ne emu minggan yan be madagan obume ku de teubufi. uyun minggan yan be emu tumen yan be obume bureo. ede mini aniyadari gaire wehe yahai hūdai menggun i dorgici. emu aniya emu minggan juwe tanggū susai yan be teubufi.jakūn aniyai dorgide wacihiyareo.
- <sup>14</sup> 「內務府奏銷檔」126冊93頁。Tsoo An Gi de aniyadari bure wehe yahai hūdai menggun juwe minggan nadan tanggū yan. inde bisire boo uheri juwe tanggū jakūnju giyan dangpuli juwe.
- <sup>15</sup> 「內務府奏銷檔」191冊135頁。
- <sup>16</sup> 「內務府奏案」05-0001-010。
- <sup>17</sup> 「內務府奏銷檔」129冊297頁。
- <sup>18</sup> 「內務府奏銷檔」126冊41頁。滿洲語原文：esede ele menggun labdu oci ele sain.
- <sup>19</sup> 「內務府奏銷檔」128冊9頁。滿洲語原文：guwang cu sy i hūdai niyalma Yang Dzeng Ju • Yang Ciši i alibuha bithede. buya ursei faššara gūnin be tucibufi. siden i baita de tusa arara jalin. aha be ejen i desereke kesi de.niyalma tome emte tumen yan menggun juwen gaifi. hūdašambi. udu beye meijetele faššaha seme tumen de emgeri karulame mutetakū. te šun tiyan fu i harangge liyang ting yamun i arki diyan neifi.hūdašara ging gi Wang Jen Min i jergi dehi uyun niyalma niyalma tome arki uncara ya tiyei bithe emte afaha jafafi. arki diyan neifi hūdašambi. aniyadari Liyang Ting yamun de ciyanliyang ni menggun emu tanggū yan afabumbi. te Wang Jen Min se ceni da beyei menggun siraburakū turgunde. cihanggai meni emgi hokilafi. arki diyan neifi hūdašame. ceni liyang ting yamun de afabure emu tanggū yan mengugn ci turgiyen. geli meni uhei biyadari cihanggai emu tanggū yan menggun malahūšafi.dorgi ku de afabuki seme be dahame meni juwen gaiha alban i menggun i da beye madagan be kemuni meni beye alifi afabume wajire ebsihe esei emgi hokilafi arki diyan neifi hūdašame. cihanggai wang jen min sei emgi uhei biyadari emu tanggū yan menggun malhūlafi.dorgi ku de afabuki sehebi.
- <sup>20</sup> 「內務府奏銷檔」128冊376頁。滿洲語原文：mini ama Jeo Jy Ding ku i menggun be juwen gaifi ere aniya duin biyade.Ging hecen de boo turifi booci arki burafi booi sejen ušame gajifi cifun arafi. puseli de dosimbufi. buyarame uncambi. te Yang Dzeng žu se ciyanliyang malhūšambi seme mini ama Jeo Jy Ding be ergeleme cifun ci ubui fulu emu sejen i arki de menggun emu yan juwe jiha juwe minggan duin tanggū gaji sere(後略).

---

<sup>21</sup> 「内務府奏銷檔」127 冊 140 頁。滿洲語原文：Nio An siden ku i menggun be ilan minggan yan juwen gaiha bihe.ini ama nirui bošokū Surtu siden ku i menggun be holtome juwen gaiha menggun be Sirtu gemu fayaha.

<sup>22</sup> 「内務府奏銷檔」129 冊 297 頁。

<sup>23</sup> 「内務府奏銷檔」129 冊 297 頁。滿洲語原文：te emdubei uttu edeleme geneci jabšabufi bošoro de mangga bime.wajire ineggi akū oho. hūdai urse de menggun juwen gaire de. gemu meni meni nirui janggin booi da funde bošokū ilhi booi da ajige bošokū harangga kadalara hafan urse i akdulaha baicaha boo boigon ilibuha hūda puseli bisire be dahame menggun juwen gaiha ci ebsi emu biya tookarakū menggun afabuha hūdai niyalma Sun Joo sei tulgiyen menggun edelehe hūdai niyalma Manse sebe gemu harangga nirui janggin booi da funde bošokū ilhi booi da kadalara hafan i menggun be cirlame bošome gaifi. afabubuki. aikabade bilagan be tulifi wacihiyarakū oci. harangga nirui janggin booi da funde bošokū ilhi booi da kadalara hafan urse be suwaliyame šen hing syde afabufi baicame gisurebuki sembi.

<sup>24</sup> 「内務府奏銷檔」129 冊 297 頁。滿洲語原文：ce da akdulara de gemu toodame mutembi sehe kai. te geli edelehe seci ombio. ceni akdulaha baita kai.

<sup>25</sup> 角谷祐一「康熙年間の官銀借給による生息銀兩政策について：広善庫による駐防八旗への借給の検討を通じて」、張建輝「關於康熙對生息銀兩制的初步推広及其在八旗軍隊中之運用」。

<sup>26</sup> 『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）、内務府、台北：文海出版社、1991-1992 年。

<sup>27</sup> 「内務府奏案」5-85-20。

<sup>28</sup> 前掲、『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）卷九一六。

<sup>29</sup> 「内務府奏案」5-20-5「查八旗及内府三旗除曆年賞用外其餘存在庫貯利銀十一万三百三十兩。内於乾隆二年十一月内八旗大臣会同臣等遵旨議定八旗及内府三旗之曠夫怨女宐賞銀七万二千九百五十三兩外、仍余存銀三万七千三百七十七兩」。

<sup>30</sup> 前掲、『欽定總管内務府現行則例』、海口：海南出版社、第 1 冊、78 頁。

<sup>31</sup> 「内務府奏案」5-3-33。

<sup>32</sup> 「内務府奏案」5-84-25。

<sup>33</sup> 同上。

<sup>34</sup> 「内務府奏銷檔」213 冊 318 頁。

<sup>35</sup> 「内務府奏案」5-72-4。

<sup>36</sup> 「内務府奏案」5-7-9。

<sup>37</sup> 「内務府奏銷檔」213 冊 318 頁。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 「内務府奏銷檔」185 冊 145 頁、「内務府奏案」5-1-27 と 5-2-39。

<sup>40</sup> 「内務府奏銷檔」191 冊 164 頁。

- 
- 41 「内務府奏銷檔」 192 冊 216 頁。
- 42 「内務府奏案」 5-1-39。
- 43 「内務府奏案」 5-7-9。
- 44 同上。
- 45 太監生息銀と内大臣の養廉銀である。
- 46 「内務府奏案」 5-66-16。
- 47 「内務府奏銷檔」 213 冊 295 頁。
- 48 「内務府奏案」 5-135-66。
- 49 韋慶遠「論清代的生息銀兩與官府經營的典當業」、安部健夫「清代に於ける典當業の趨勢」、日山美紀「清代典當業の利子率に関する一考察：康熙～乾隆期の江南を中心として」、頼恵敏「乾隆朝内務府的當舖與發商生息（1736-1795）」。
- 50 「内務府奏案」 5-135-66。
- 51 「内務府奏案」 5-223-22。
- 52 「内務府奏銷檔」 249 冊 281 頁。皇子に賞与する質屋について、滕徳永の研究が詳しい。滕徳永「乾嘉時期内務府的分府當舖與皇子分府」、『故宫学刊』 2012 年。
- 53 雍正『澤州府志』卷三十六、節行、台北：台湾学生書局、1968 年、326-327 頁。
- 54 「内務府奏案」 5-72-4。
- 55 「内務府奏銷檔」 239 冊 100 頁。滿洲語原文：abkai wehiyehe i juwan emuci aniya ninggun biyai gūsin de hese wasimbuhangge. dorgi amban.gūsai amban takūran de aisilame bure jalin. Wang Tang de afabufi fusembure menggun be harangga yamun ci aniyadari bargiyaha baitalaha funcehe ton be baicaci. aniyai dubede donjibume wesimbukini.
- 56 「内務府奏銷檔」 238 冊 32 頁。
- 57 同上。
- 58 「内務府奏銷檔」 242 冊 95 頁。
- 59 「内務府奏案」 5-265-22。
- 60 「内務府奏案」 5-223-22。
- 61 前掲、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』、823 頁。
- 62 「内務府奏案」 5-226-33。
- 63 「内務府奏銷檔」 260 冊 212 頁。
- 64 「内務府奏案」 5-223-8。
- 65 同上。
- 66 「内務府奏案」 5-250-44。
- 67 「内務府奏案」 5-223-47。
- 68 「内務府奏案」 5-223-45。

- 
- 69 王至徳の呈文に、「自二十四年以後、凡有發交蘆商生息之項、塩政均以至徳帑項沈重、分毫不准借領」があつた。（「内務府奏案」5-223-47）
- 70 「内務府奏案」5-201-10。
- 71 「内務府奏案」5-201-9。
- 72 同上。
- 73 「内務府奏銷檔」271冊101頁。
- 74 「内務府奏銷檔」246冊230頁。
- 75 「内務府奏案」5-142-59。
- 76 「内務府奏案」238冊26頁。
- 77 「内務府奏銷檔」252冊67頁。
- 78 同上。
- 79 「内務府奏案」5-204-61。
- 80 「内務府奏案」5-215-25。
- 81 王麗景『清前期内務府皇商范氏の商業活動探析』（修士論文）、中央民族大学、2007年。

## 第六章 内務府商人の長蘆塩業経営

### はじめに

前章で述べたように、康熙～乾隆時代に活躍した内務府商人は内務府から多方面にわたる仕事を請け負った。しかし、政府の政策が厳しかったため、商人の利益は極度に圧縮された。商人は常に内務府の仕事で巨額の損失を被った。乾隆中期に入り、損失を積み重ねた范氏と王氏の内務府商人一族はみな数十万両、さらには百万両以上の内庫銀を滞納していた。康熙末期から損失を出しつつあったが、それでも数十年間経営を維持していた。これは内庫銀の貸与という商人に対する援助政策に関わることであり、内務府商人の塩業経営とも密接な関係がある。

清代塩政に関しては、佐伯富氏の一連の研究があり<sup>1</sup>、制度面はほぼ解明されているが、研究の多くは両淮塩に偏っており、長蘆塩に関する研究蓄積は不足している。長蘆塩に関して鈴木真氏は、長蘆大塩商張霖の私塩販売事件の処理を取り上げて、張霖が所有する一部の引地を内務府商人に送り込む経緯を整理して、内務府商人に長蘆塩地を任せる目的は当該地域の塩業を明府（ミンジュー族）の影響下から切り離し、内務府の管理下に置くためであったと指摘し、張霖の引地は内務府商人に意図的に与えられた主張した<sup>2</sup>。しかし、鈴木氏の研究は政治史に偏っているため、内務府商人に関する考察は十分ではない。内務府側の史料を使わず、取り上げた史料は塩政と皇帝との間の奏摺のみで、内務府商人の思惑を見出すことはできない。したがって、康熙末期において内務府商人が大量の長蘆引地を獲得した理由については、再検討の余地が残っている。

多くの先行研究は、乾隆期に長蘆塩商が相継いで破産した現象に関して、塩商と政府の関係から解釈している。韋慶遠氏は、范氏一族が長期に資金不足の状態ですらに30年間商売を続けられたのは長蘆塩の収入よるものとし、范氏が最終に破産した原因については、経営環境の悪化に伴い、銅と塩の収入が減少したが、内務府の定価は変わらないので、商人は経営維持のために内庫銀を借りるしかなかったために破産してしまったと述べている<sup>3</sup>。また、林永匡氏と王熹氏は、大量の長蘆塩商人の破産の原因を、内務府による生息銀両の貸与と様々な捐納に帰している<sup>4</sup>。韋氏と林氏らの研究は当時の革命史観の影響を受け、清朝政府が商人を搾取していたという先入観に基づくため、説得力に乏しい部分がある。頼恵敏氏は内務府商人の例を挙げて、貸与した生息銀両の利率は高くなくても、数十年の利息が溜まって、商人に対する重い負担となったことを指摘した<sup>5</sup>。第五章ですでに述べたように、乾隆期における内務府と乾隆帝が、長蘆塩を経営する内務府商人に内庫銀と生息銀両を貸与する目的は、商人を経営の危機から救うためであった。内庫銀を借り入れないと、商人は重い借金を抱えて数十年の経営を維持することができない。

本章では、まず内務府商人の呈文を用いて、内務府商人が長蘆塩業を獲得する実例をとりあげ、内務府商人の引地獲得の実態を検討し、皇帝・内務府・内務府商人三者それぞれの長蘆塩引地配分に対する認識を捉えたい。また、王氏と范氏一族の主要な収入である塩業経営の実態を考察し



て、商人の収支状況を把握する。さらに、内庫銀の貸与（第五章）の状況を併せて考察し、商人の倒産した原因を分析する。最後、乾隆期に内務府に納入する引地の処理方式の変化を考察し、長蘆引地を持つ商人が内務府商人から民商へ変化していった傾向を指摘したい。

## 一. 内務府商人による引地の獲得

康熙四十四年（1705）に多くの引地の所属が変更された。同年、長蘆大塩商張霖が大量の私塩を販売したばかりか、複数の氏名を偽造して、高額の内庫銀両を借りた事件が発覚した。刑部は張霖を死刑に処し、すべての家産を没収するよう議覆したが、康熙帝は張霖の死刑を免除し、張霖が借り入れた41万両の内庫銀を彼の家産で弁償させると指示した<sup>6</sup>。張霖の家産の中で、最も価値があるものは、代々相続できる長蘆塩業の引地であった。直ちに新しい商人を召募して、張霖の引地の代価を納入させることは、張霖の借金を返済することとなった。

鈴木真氏によって、張霖の引地は薊遵八県・禹州八県・陳州七処・河南省開封府の許州・河陰県・滎陽県と汜水県であり、全部で94,913引であったことが明らかにされた<sup>7</sup>。雍正元年（1723）、長蘆の塩引は全部で897,505引であり、張霖に属する引は全体の10%以上を占めており、当時長蘆において最も多くの引地を持つ塩商であった。そのため、張霖が所有する引地を他の商人に請負わせ、張霖の代わりに内務府へ借金を返済させる機会に乗じて、内務府商人王氏と范氏一族は長蘆の大塩商人となった。

当初張霖の引地を手に入れた商人は王氏と范氏ではなく、他の内務府商人であった。

### 1. 梁樟

康熙四十五年（1706）から、梁樟は張霖が所有する薊州・遵化・豊潤・玉田・香河・三河・平谷・宝坻・武清・灤県・通州11県の引地を引き受けて経営し続けた。

梁樟は范毓麟と同様に山西系の張家口商人である。祖先の梁嘉賓は順治二年に内務府商人となった。康熙四十五年、内務府商人梁樟はTiyān Pui Tsui・Hūwāng Fu Hiyān・Wāng Yuwān Cēngと共に内務府に文書を呈して、張霖の引地を引き受けることを願い出た。梁樟の呈文には幾つかの重要な情報が含まれているので、そのまま全文を引用した上で分析したい。

我等八人は祖父・父から代々皇帝の養う恩を受け続けた。いくたび肝と脳が地にまみれても、万分の一の恩を返すことができない。現在、長蘆商人 Jang Lin を現在直隸巡撫が参奏し、処罰して、彼に貸した庫銀を、塩の引票と家産を没収し弁償させる。①現在 Jang Lin の塩業を受け取るよい商人がいなが、また期限を延ばしている。②現在、正商を召募するので、奴才われらは誠心誠意力を尽くそうとし、我等の親戚 Dzoo Hiyān Jang. Jeo Coo I. Liyāng De Cang. Wāng Yung šēngらと共に相談して、薊州・遵化・豊潤・玉田・宝坻・香河・三河・平谷・通州・灤県・武清県という十一州県の塩引全部二万三千五百五十六枚を受け取りたい。元の檔案を調べると、③Jang Lin が〔引地を〕 抵当して庫銀を借り入れる時、一

枚の塩引に銀八両と見積もった。これに基づいて計ると、この十一州県の塩引は、庫銀十八万八千四百四十両余りに当たる。我等は元の定価通りに庫銀十八万両八千四百四十両を受け取って、八年間一釐の利息で、毎年二万四千八百七十両を納めたい。それ以外、さらに二割を節約し、毎年銀四千五百二十二両を内庫に納めたい。この十一州県に州県ごとに錢糧を Jang Lin に始めて交付した通りに、塩道に納めて、④これらの州県は皆京城の周囲にあるので、商売に便利で、利銀を与えたり賦課を納めるのに遅延が生じない<sup>8</sup>。

梁樟の呈文中の下線部①によって、戸部は京城で張霖から没収された引地を引き継ぐ商人を募集したが、相応しい商人がいなかったということがわかる。張霖の案件を審決したのは康熙四十四年十月であるが、梁樟らが内務府に呈文して応募する康熙四十五年五月まで、実に半年以上も新たな商人を招致できなかった。下線部④によって、張霖の引地はみな京城の付近であり、それらの地域は人口が稠密であり、塩の小売を通じ、利益を得られる見込みが高かったことは明らかになった。商人を招致できないのは、引地の状況ではなく、引地を引き受けるだけの資本を持つ商人がいなかったためと考えられる。

下線部②から、梁樟を始めとする 4 人はみな張家口商人であることがわかる。商人の姓梁・Tiyān (田)・Hūwāng (黄)・Wāng (王) は初代の張家口商人梁嘉賓・田生蘭・黄雲發・王登庫或は王大宇と一致する<sup>9</sup>。張家口商人の中に王姓の商人は 2 人がおり、商人の家譜がいずれも見当たらないので、Wāng Yuwān Cēng がどちらの後裔であるかを現段階では判断できない。ほぼ同じ時期に銅を調達していた王綱明を始めとした張家口商人は、梁樟を始めとする張家口商人グループの構成員とは完全に異なっており、康熙期の張家口商人は 2 つグループに分かれて、別々に商売に従事していたことがわかる。梁樟等内務府商人 4 人と彼らの親戚四人と共に張霖の引地を引き継いだ。梁樟らは張霖が所有する薊州など 11 州県の引地を購入するために、引地の価格 188,448 両を納入しようとした。それを 8 年の期限で分割払いし、毎年銀 23,556 両を内務府に返済し、複利 0.1 % で計算すると、毎年利息 1,272 両余りを加えて、全部 24,818 両である。この数字は下線部③の大体梁樟らの返済金額 24,870 と一致する。さらに引地を引き受ける代償として、梁樟らは内務府に毎年返済した銀の 20% を節省銀として上納すると提案した。

しかし、梁樟らは願い通りに張霖の塩地を引き継いだものの、31 万両余りを張霖の代わりに内務府に返済させるという計画は、梁樟らの目算よりはるかに厳しいものであった。雍正五年(1727)六月二十四日、内務府大臣の奏摺に、

又於康熙四十五年分、梁樟等五人討辦張霖旧辦薊州等所十一州県塩窩生理、情願代為還張霖旧欠帑銀三十一万七千八百九十一兩、外加一釐利銀三万一千七百八十九兩一錢、分作十四年交納、除本利銀兩外、又情願交節省銀四千九百九十五兩四錢三分、毎年共交本利節省二万九千九百七十二兩五錢六分、俱交長蘆塩院、按年解交内庫、俟十四年完結本利之後、每年仍交節省銀四千九百九十五兩四錢三分、經戸部奏准在案。

また、康熙四十五年、梁樟などの五人は元張霖が経営した薊州等十一州県の塩引地を引き継ぎ、張霖の代わりに滞納した庫銀三十一万七千八百九十一両を返済することを願って、本金と利息以外に、さらに一釐の節省銀四千九百九十五両四錢三分を納入しようとした。毎年合わせて本銀・利息と節省銀二万九千九百七十二両五錢六分を納入し、みな長蘆塩院に納め、年ごとに内庫に引き渡す。十四年間で本銀と利息を完納した後、毎年相変わらず節省銀四千九百九十五両四錢三分を納入するとあった。戸部が議して、批准した<sup>10</sup>。

とある。果たして、梁樟らは張霖の代わりに銀 317,891 両を返済し、呈文より約 13 万両増加した。返済期限が少し延長されて、14 年に設定された。利息と節省銀が変わらないが、本銀が大幅に増加したため、利息と節省銀も呈文よりかなり増加した。梁樟らにとって重い負担となった。

内務府は張霖の滞納銀を取り戻すため、ほぼ全額を梁樟らに押し付けたが、商人自身はこのような大量の資本を持っていなかった。康熙四十年(1701)、梁樟は鉄を調達するために内庫銀 5 万両を借りたばかりであった<sup>11</sup>。最初に議定された 14 年の返済期限は康熙五十九年(1720)だったが、康熙五十三年(1714)、梁樟は資本銀不足のため、内三旗系の内務府商人王惠民と共同経営するようになった。同年、内務府は梁樟が納入すべき利銀と節省銀を半分減免したが、康熙六十一年(1722)、梁樟が滞納した銀は全部で 419,616 両 1 錢 2 分となった。即ち、梁樟は引地を手に入れた後、一切銀を返済しなかった。内務府の催促によって、やっと 238,561 両 5 錢 1 分を返済したが、また 256,094 両 6 錢 9 釐を滞納していた<sup>12</sup>。雍正元年、共同経営者である王惠民は彼らの 11 州県の引地を引き継ぎ、286,000 両余りの銀を代わりに弁償することを承諾した<sup>13</sup>。

## 2. 李天馥

禹州八県の引地を引き継いで経営したのは内務府商人李天馥である。禹州八県は禹州・林潁県・新河県・青県・静海県・宛平県・大興県・清源県を指す。元は張霖が所有した引地である。『康熙起居注』康熙五十五年(1716)十月二十一日の条に、

又覆戸部所題、革退長蘆塩商張霖名下禹州八処塩引、今内務府買売人李天福既代領禹州・宛平等六処將張霖所欠錢糧着伊帶銷。現今李天福又具呈、情願將青県・静海二処代領、即做九年帶銷完結、相応交與李天福帶銷完結。此項帶銷毎年節省銀兩、俱照數着交内庫。

戸部の題本について議覆するに、革職した長蘆塩商張霖の禹州八処の塩引について、今内務府買売人李天福が既に禹州・宛平等六処を〔張霖の〕代わりに受領し、張霖の滞納銀を彼に返済させた。現在李天福はまた呈して、青県・静海二処を〔張霖の〕代わりに受領しようとし、九年間で返済し終えたいと願った。李天福に交付し、完済させるべきである。この件について毎年併せて納める節省銀を数のおりに内庫に納めさせる<sup>14</sup>。

とあるように、李天馥が禹州八県を引き継いだことがわかる。李天馥は内務府広儲司の商人で、第三章で述べたように、康熙四十一年(1702)、邱道貞・四哥・五十七と共に内務府に対して辦銅

の要望を提出し、翌年から銅を調達し始めた。しかし、購入した銅が足りず、銀で賠償しなければならなくなった。加えて毎年内務府に節省銀を納めなければならないので、彼らは大量の滞納銀を背負うことになった。康熙五十六年(1717)に、内務府は辦銅の滞納銀を催促し、李天馥等に賠償の方法について報告させた。同年総管内務府の上奏文に、

拋邱道真・四哥・李天富<sup>フ</sup>・五十七・王惠民呈称、邱道真我等自四十二年始制銅、因銅價昂、方欠制銅銀三十五万三百五十三兩。聖主未將我等治罪、且撥内庫銀代償。又施恩、將鉛照常交与奴才制造、奴才等情願依靠自力將所購之鉛運至。(中略)再旧欠節省銀十一万一千三百兩、現在李天富<sup>フ</sup>名下、為兼辦長蘆塩務。

また、以前滞納した節省銀十一万一千三百兩がある。現在李天富<sup>フ</sup>の勘定につけ、彼に兼ねて長蘆塩務を辦理させる<sup>15</sup>。

とある。李天馥が青県・静海の引地を引き継ぎ、塩業の収入で滞納した辦銅の節省銀を返済したことが明らかである。しかし、雍正九年(1731)、李天馥は返済できなかったため革職された。

以上の梁樟と李天馥は元張霖が所有する薊遵十一県と禹州八県の引地を引き継いだ、十分な資本を持っていないばかりでなく、多額の滞納銀を抱えている。結局、張霖の負債である引地の代金を支払うことができず、倒産してしまった。

### 3. 王氏一族

梁樟は、内務府に滞納した引地の代金を最終的に返済できなかったため、共同経営者として王惠民がこの引地を引き継いだ。乾隆十九年(1754)四月二十七日付けの内務府大臣の奏摺には以下のようにある。

拋長蘆商人王至徳呈称、窃照革商梁樟等認辦薊遵等十一州県引窩、於雍正元年經怡賢親王奏明交与徳父王惠民認辦、而梁樟等所欠塩鉄本利節省銀二十八万六千余兩、亦俱着落徳父認交。

長蘆商人王至徳が呈するに、革職した商人梁樟等が請負っていた薊遵等十一州県引窩を、雍正元年、怡賢親王が奏明して、徳の父王惠民に交付し辦理させた。梁樟等が滞納した塩と鉄の本銀・利息と節省銀二十八万六千兩余りを、またすべて〔王至〕徳の父〔王惠民〕に納入させた<sup>16</sup>。

上述したように、王惠民は康熙五十三年から資本を出して梁樟と塩業を共同経営し始めたが、引地の所有者は梁樟である。雍正元年、梁樟は引地の所有権を王惠民に譲った。第一章ですでに王惠民一族の系譜をあげたように、王惠民は息子三人がおり、慎徳・懐徳・至徳という。康熙五十七年(1718)、王惠民の息子「七哥」<sup>17</sup>は王修徳と王參徳と共に銅を滞納したので、187,683 両 6 錢の銀を弁償させ、王惠民も李天馥の仲間として銅の滞納銀を弁償しなければならなかった<sup>18</sup>。

そのため、薊遵等の引地を引き継いだ時点で、王氏一族は辦銅のために大量の負債を抱えていたはずである。

王惠民が死去した後、王至徳が引地を引き継ぎ、上述した十一州県の引地の塩業を行い続けた。さらに、康熙五十七年と乾隆二十五年(1760)に前後して永平府の灤州・遷安・楽亭と廬龍・撫寧・昌黎・林榆七州県の引地を手に入れた<sup>19</sup>。また、王慎徳は引名王慶余で、陸続に長垣・采育營・陽武・房山・良郷などの引地を手に入れた<sup>20</sup>。王氏一族は最も多くの引地を持つ時には二十四州県を有した。

#### 4. 范氏一族

雍正九年、范毓積は李天馥から禹州八県の引地を引き継いだ<sup>21</sup>。乾隆八年(1743)三月十三日付の刑部尚書来保の奏摺に、

參草原任福建布政使張霖網利營私案内開報禹臨等州県塩価銀二万八千四百八十四両八錢、着落承辦商人李天馥名下追完。嗣因李天馥無力告退、拋接辦商人范宗文代認完交。

糾弾して革職した原任福建布政使張霖が利益を独占し私利をはかった事件において報告されている、禹臨等州県の塩の代金二万八千四百八十四両八錢を、引き継いで辦理する商人李天馥の名義として弁済させた。その後、李天馥は財力がなく辞職した。引き継いで辦理する商人范宗文は〔李天馥〕の代わりに完納することを承諾した<sup>22</sup>。

とある。李天馥は張霖の滞納銀を返済できなかったため、商人を辞めて、大興などの8つの引地を范毓積に譲り渡した<sup>23</sup>。范宗文は范毓積の引名である。李天馥に代って弁償する銀の数について、乾隆三十一年(1766)、范氏一族の家産の明細帳には、

查八处引地原认銀三十一万三千七十七兩六錢八分四厘，十年带完。

查するに、八ヶ所の引地について、元に銀三十一万三千七十七兩六錢八分四釐を〔代償することを〕認めた。十年間で完納する。

とあり、約32万両の滞納銀を李天馥に代って賠償するようになっていたことがわかる。雍正九・十年、范毓積は軍隊の食糧を運輸するため262万両の損失を出した<sup>24</sup>。乾隆九年(1744)までに、范氏一族はまた食糧の運輸によって滞納銀67万両と引地の滞納銀33,390両が残っていた<sup>25</sup>。大商人范氏一族であっても、高額の引地を購入することは容易なことではない。

范氏は禹州八県以外、12州県の引地を持つ。内訳と価値を示すと、正定・藁城・武安・涉県四県の引地の価値は78,127両と見積もられ、蠡県・博野・景州・許州・修武・济源・河間・邯鄲八州県の引地の価値は284,828両と見積もられた<sup>26</sup>。

さらに、雍正三年、范毓積は潞澤などの17引地を代理で運営しようとし、代償として毎年節省銀2万両を上納することを要請した。雍正三年の管理河東巡塩御史事務馬喀の奏摺に、

臣查潞澤等十七处地方向来係年羹堯假捏傅斌商名強行霸占。蒙皇上聖明洞鑑、特遣大臣史貽直等審理、已經審出実情、並無傅斌其人、繕疏具題在案。理應候旨另招新商。但現今秋冬貳季引塩無商承辦、不能運売、将来有誤民食、今摺商人范毓麟具呈認充、情願每年於正課之外、加捐節省銀二万両等情到臣。臣查、范毓麟係山西介休县人、聞其家道殷実、且係内務府商人、曾經辦過事情、頗称歴練。潞澤十七处引塩現在乏人辦理、若以范毓麟承辦、庶幾無誤<sup>27</sup>。

現在商人范毓麟が呈文して塩商を務めようとし、毎年正課以外に、加えて節省銀二万両を捐納したいと願ひ、臣のところへ送ってきた。査するに、范毓麟は山西介休県の人であり、暮らしは裕福そうである。且つ内務府商人としてかつて仕事をしたことがある。甚だ経験がある。

とある。つまり、范毓麟一族は乾隆三十一年までに長蘆に属する 20 州県の引地を相次いで獲得した。その結果、長蘆塩商の中で最も多い引地を持っている商人となった。また、数十年間にわたって河東塩に属する 8 州県の引地を維持し、17 州県の引地を管理していた。

以上のように、張霖の滞納銀を取り戻すため、張霖の所有する引地を内務府商人梁樟と李天馥に引き継がせた。さらに、梁樟と李天馥が期限通りに引地の代金を支払うことができなかったため、商人を辞めさせて、范氏一族と王氏一族に引地を引き継がせて、梁樟と李天馥の代わりに滞納銀を返済させた。雍正年間、王惠民と范毓麟はすでに実力のある内務府大商人となったが、引地を一括で購入する財力は持っておらず、数十年に分けて分割返済させた。鈴木真氏は、康熙帝は意図的にこの引地を内務府商人に与えて、内務府の管理下に置いたと主張した。しかし、康熙帝が意図的に商人を選べるとすれば、梁樟と李天馥のような資本を持たない商人を選ぶようなことはしないだろう。内務府商人が張霖の引地を引き継いだ原因は 2 つあると考えられる。一つは、張霖の滞納銀は内庫銀であり、その滞納銀を償うために彼の家産は内務府に没収された。そのため、張霖の引地も内務府の財産となり、内務府は引地を引き継ぐ商人の任命に関与することができた。これは内務府商人梁樟が引地を獲得するために 2 割の節省銀を内務府に納入したことから明らかである。また、内務府商人の債務問題を解決するために、内務府が商人に利益を見込める仕事を与えたこともある。李天馥が引地を引き継いで、塩業の利益で滞納した節省銀を返済したのは、そのよい例である。さらに、康熙末期には多くの資本を持つ内務府商人が少なかった。張霖が所有していた 11 州県の引地を引き継ぐ新たな商人を募集したが、引き継ぐことができる商人は半年を経っても現れなかった。梁樟らが辦銅の商人グループと同様にグループを結成するのは、引地に見合う額の家産をかき集めて、家産を抵当に入れて、引地を引き継ぐ条件を満たすためである。実際に梁樟らは 30 万以上の資本を持っているわけではないが、内務府が皇帝に商人を推薦し、皇帝が批准したので、長蘆塩政が彼らに引地を引き継がせた。つまり、内務府商人が張霖の引地を引き継いだのは、康熙帝の政治的な思慮というよりも、内務府の内庫収入の拡大についての考えに基づいて実施されたのである。雍正年間、内務府は梁樟と李天馥の滞納銀を返済させるため、王惠民と范毓麟に引き継がせ、張霖の滞納銀ばかりでなく、梁樟と李天馥の新たな

滞納銀を加えて、引地の代金がより一層膨れ上がった。市場になかなか出ない希少価値のある引地は商人にとって魅力的であり、引地の価格が客観的価値をはるかに上回っても、商人は購入しようとした。内務府は引地の希少性を利用して商人に引地を引き継がせると同時に、元の商人の債務も代償させた。引地の引き継ぎは内務府の債務問題解決策として、何度も実施された。

## 二．内務府商人の塩業経営の位置づけ

内務府商人王氏と范氏は陸続に大量な長蘆引地を獲得してから、資本を蓄積し、内務府の重要な仕事を受けるようになった。これは彼らの塩業経営と関わりを持つと思われる。本節では内務府商人王氏と范氏の収支状況と資産構成を分析し、商人の商業活動の中に塩業経営の位置づけを確認したい。

### 1．范氏一族の収支状況と資産構成

范氏一族の最盛期の資産状況は史料の限界により明らかにできないが、乾隆三十一年六月六日、総管内務府は范清済の家産状況について上奏した。この奏摺に添付された家産の明細帳から范氏の資産構成の一端を知ることができる。頼恵敏氏が既にこの史料を詳細に紹介しているので<sup>28</sup>、ここでは范氏の引地の収入を分析した上で、范氏の塩業資本が家産に占める比率を算出して、塩業が范氏にとってどのような位置づけであったのかを指摘したい。

范氏の家産明細帳に記載された家産は概ね塩・土地と辦銅 3 つの部分である。それぞれの種類ごとに計算すると、范氏の家産は以下の通りである。

#### ①塩

引地の価値 657,583 両

貯蔵する塩の価値 335,200 両

塩場の塩と生産道具の価値 26,119 両

塩場土地の価値 19,561 両

合計すると、1,104,246 両である。

#### ②土地

京城・張湾・張家口・歸化城・遵化・山東等の店・家屋の価値 130,000 両

張家口の家屋の価値 32,224 両、土地 10,695 畝

歸化城の家屋 588 間

抵当に入れた土地・2 軒の家屋と 1 軒の倉庫

張家口の家屋と土地の価値が見積もられなかったが、乾隆二十九年(1764)に范清済が 300,000 両の借金を返済する時、これを約 80,000 両と見積もった。

#### ③辦銅

六隻の渡航した洋船の貨物 180,000 両

辦銅の照票五枚の価値 6,000 両

「発蘇標銀」<sup>29</sup>26,500 両

蘇州の銅局の家屋の価値 6,000 両

蘇州の銅局に貯蔵している銅の価値 13,500 両

三隻の帰来した洋船の貨物 20,000 両

合計すると、246,600 両である。

以上のように、塩業は范家財産の主要産業であることが分かる。さらに、范氏の収支を分析したい。

#### ①収入

塩業収入 50,000 両

店の収入 3,600 両

家賃 1,900 両

農産物 700 両

合計すると、56,200 両である。范清済は塩業の収入を実際より少なく報告した。長蘆塩政高恒が范氏一族の年間塩業収入を計算しており、その額は約 62,000 両である<sup>30</sup>。范氏の報告に基づいて計算してもその塩業収入は総収入の 90%を占めている。家賃・店と農産物の収入は塩業と比べると遥かに少ない。雍正・乾隆時代に范氏は食糧の運搬・銅と木材の購入・人参採取と販売・毛皮の購入と販売・生息銀両の運用などの事業に着手したことがあり、これらの事業によって多くの利潤を得たはずであるが、結局大部分の仕事で数十万両の損失を被った。乾隆二十五年(1760)四月九日付けの范清注の呈文に、

范清注之父范毓積原欠着賠參票銀五十一万一千余両、代認李天馥銅斤銀三千三百余両、又范清注在金川運過米、着賠銀七万両、金川捐項銀二十万両、河東長蘆塩窩金川報捐銀六万両。范清注之父范毓積は、以前參票を弁償させた銀五十一万両一千両余りと、李天馥に代って返済する銅の代金三千三百両余りを滞納した。また、范清注は金川に米を運搬したことがあり、七万両を弁償させた。金川に関して寄付した銀は二十万両、河東と長蘆引地〔を持つ商人として〕金川に関して寄付した銀六万両余りである<sup>31</sup>。

とあり、合計すると 874,000 両を滞納していた。戸部が上奏して、毎年調達した洋銅で弁償させた。范氏の洋銅調達に関する詳細な内容については、第七章に譲ることにする。総じて、乾隆三年から范氏は銅 100 斤につき 13 両 5 銭の価格で洋銅を納入し、銅で滞納銀を弁償していた。つまり、范氏は銅の調達によって戸部から銅の代金を回収できず、辦銅から全く利益を得ることができなかった。銅以外の貿易商品を捌くことによって辦銅のコストを埋め、さらに利益を得るしかない。乾隆三十一年の家産明細帳によって、5 隻の船が帰航した時持ち帰った商品の価値は約 33,000 両である<sup>32</sup>。辦銅で毎年欠損を出すのも無理はない。



## ②支出

范氏一族の支出については、

辦銅の資本 90,000 両、運賃 6,000 両、食費 4,000 両、事務費 7,000~8,000 両

范氏一族の生活費用 15,000 両

返済の金額 16,000 両

内務府の利銀 100 両

合計すると、138,100~139,100 両である。収入に比べると、毎年 3 万両の不足分が生じている。

## 2. 王氏一族の収支状況と資産構成

一方、王氏一族の家産状況について、乾隆二十四年(1759)四月一日付けの長蘆塩政普福の奏摺に、

復査認帑之蘓、遵等六県引四万三千四百七十八道、又灤・遷・樂三州県引一万七千一百四十一道、京引四千九十四道、通共六万四千七百十三日、每引以六錢上下盈余計算、約得銀三万八千余両、実不敷応交之数。応將王慎徳所分香河等五処暫歸王至徳辦課完公、計有引二万三千余道、又得盈余一万三四千両。此外、不敷銀六千余両、王至徳尚有莊地一百二頃零、當舖二座、毎年所得租息可以湊数完公、応令一併竭力措交<sup>33</sup>。

再び査するに、滞納銀を代償して獲得した蘓・遵等の六県の塩引は四万三千四百七十八枚であり、また、灤・遷・樂三州県の塩引は一万七千一百四十一枚であり、京引は四千九十四枚であり、全部六万四千七百十三枚である。引ごとに六錢ほどの利潤を計算すると、約銀三万八千余両が得られる。誠に納入すべき数に足りない。王慎徳に配分した香河等の五つのところを暫時に王至徳に返して塩税を納入させ、公的な(滞納銀)を完納させるべきである。計算すると引二万三千枚余りがあり、また利潤一万三四千両を獲得できる。そのほかに銀六千両余りが足りない。王至徳はまた土地一百二頃があり、質屋二軒があり、毎年得られる租と利息で銀を集めれば完納できるので、全力を尽くして納入させるべきである。

とある。王氏一族の収入構成は范氏と同様、主に塩業・店と家屋・農産物 3 つに分けられる。乾隆二十年(1755)十二月十日付けの内務府大臣の奏摺に、

王至徳所有塩引莊田當舖租息已拋運司董承勳詳細確査、取具各該地方官印結、毎年只可完銀四万五千両、并無隱匿情弊。

王至徳のあらゆる塩引・土地・質屋と家賃について、既に運司董承勳が詳細に調べて、各地方官が調印して保証し、毎年銀四万五千両しか納入できない。家産を隠している状況はないという<sup>34</sup>。

とあり、収入 45,000 両から塩の収入 38,000 両を引くと、王至徳の質屋・家賃と農産物の収入は

7,000 両である。そして、彼の手掛ける事業のうち、塩業は総収入の 84%を占めている。

以上のように、内務府商人范氏と王氏一族の資産構成を見ると塩業の占める割合が大きい。毎年の収入も塩業の収入で全体の 8 割以上を占めており、両氏とも多岐にわたる分野で事業を展開していたが、塩業が主要な事業になっていたことを示している。

しかし、塩商は引票数の通りに塩を販売することはなく、利益を得るために常に私塩を販売している。この部分の利益を考察する術はないが、塩商が私塩販売によって巨額の利益を得たのは間違いない。嘉慶『長蘆塩法志』卷九・転運上・引地引額の条に、

雍正十二年、直隸総督李衛奏称、京東・薊州・遵化・豊潤等八州県、商王惠民総管行私、毎年多売塩四万余包。

雍正十二年、直隸総督李衛が奏するに、京東・薊州・遵化・豊潤等八州県で、商人王惠民が総管し私〔塩〕を行い、毎年四万包余りの塩を多く販売した<sup>35</sup>。

とある。雍正元年から定められた一包につき塩 300 斤である定例に基づいて換算すると<sup>36</sup>、王惠民は毎年 1,200 万斤の私塩を販売したことになる。その利益は言うまでもない。

### 三．内務府商人による塩業経営の失敗の原因

以上の分析で見たように、塩引地は乾隆期の内務府商人の主な資産であり、塩業収入は内務府商人の主要収入であった。したがって、乾隆後期における内務府商人の倒産は塩業経営と直接的な関係がある。

乾隆期に多くの塩商が破産した原因については、先学によると、銅銭と銀両の換算率の変化、塩商の捐納・寄付、官員の搾取等の原因が挙げられる<sup>37</sup>。また、頼恵敏氏と Kwan Man Bun 氏は商人に内庫銀を貸与する目的をめぐって検討し、内務府が長蘆塩商に貸与した銀の利率は僅か 10%~15%であり、民間の高利貸しより低いと指摘した。第五章ですでに述べたように、范氏と王氏は乾隆十年(1745)から経営不振に陥ったが、もし内務府が庫銀を貸与しなければ、両氏は運用資金が不足して、決して乾隆中期まで維持することはできなかったという。王氏と范氏は普通の長蘆塩商と異なり、内務府商人の身分によって内務府から様々な優遇を受けた。乾隆期の内務府商人は、他の塩商と同様に、銅銭と銀両の換算率の激変に直面していた。塩業経営の苦境を乗り越えるため、借金するなどして様々な対応策を試していた。本節では乾隆三十年代における王氏一族の塩業経営状況を取り上げて、乾隆期の内務府商人の塩業経営の問題を分析し、内務府商人が最終的に倒産するに至った原因を解明したい。

#### 1．乾隆期における長蘆塩業経営の苦境

乾隆期、特に乾隆三十年代以降、急に塩業が経営困難に陥ったのは、銅銭と銀両の交換比率が激しく変化したためである。銅銭の価格が下がるにしたがい、塩業経営の利益は減少し続けた。

塩商の経営を維持するため、新たな塩価が設定されたが、私塩販売が一層盛んになった。王氏一族の例を取り上げて、塩商が直面する経済背景と塩業政策を説明したい。

王氏一族は乾隆三十年代に塩業が経営不振に陥った。王至徳の息子王同文は乾隆三十五(1770)に至徳から塩業の経営を引き継いだ。乾隆三十六年(1771)十月二十八日に、王同文は内務府に文書を呈して、同年に期限とおりに滞納銀を返済できないので商人を辞めようとした。この呈文には王氏一族の塩業の経営状況が述べられている。

伏査引地原特銷塩、而所進錢必須易銀辦理、故又視錢價之貴賤以為盈絀、茲將連年出入通長核算、所有職父承辦之薊州・遵化・豊潤・玉田・宝坻・寧河・武清七州県引窩并京引四千九十七道、自乾隆二十六年至三十年拉合毎年計銷塩五万二千六百余包。自三十一年至三十五年其間年歲固有豊歉不齊、以私塩充斥、五年拉合毎年只銷四万九千三百余包、只以三兩計算、五年即少進銀四千九百余兩。加以錢價過低賤、毎年只按銷塩四万九千三百包核算、五年又少進銀一万余兩。根本日虧、積困愈重。

伏して査するに、引地〔の収入〕は元々塩を売るに頼み、得た銅錢を必ず銀に交換して辦理するので、錢價の高さによって損益が決まる。そこで、連年の収入と支出を平均して計算すると、小職の父が引き受けた薊州・遵化・豊潤・玉田・宝坻・寧河・武清七州県の引地と京引は四千九十七枚ある。乾隆二十六年から三十年までに平均して毎年塩五万二千六百包余りを売り出した。三十一年から三十五年にかけて、作柄はもちろん豊作もあれば凶作もあるが、私塩が充ち満ちるため、五年間毎年平均してただ四万九千三百包余りを売り出した。〔一包につき〕三兩と計算すると、五年間で銀四千九百余兩も少ない。また、錢價が低すぎて、毎年ただ四万九千三百包を売り出すと計算すれば、五年間でまた銀一万余兩も少ない。根本が日増しに損耗し、積み重なった困窮はいよいよ重くなる<sup>38</sup>。

王同文の呈文は乾隆中期における2つの塩業経営に直面する問題を提示している。一つは銅錢と銀兩の換算比率であり、もう一つは私塩販売である。銅錢と銀の換算率に関する佐伯富氏をはじめとした先学の研究については、既に言及した通りである<sup>39</sup>。つまり、塩商が塩の小売で得るのは銅錢であるが、税を納める時、銀兩に交換しなければならない。それ故、銅錢と銀兩の交換比率は塩商が得られる利益に直接に関わってくる。清朝の規定では、1兩の銀は1,000文の銅錢と交換するとされているが、民間では銅錢と銀の交換比率は日々変動していた。内務府の役人は抬夫（荷物運搬夫）に賃金を支払うために、制錢と銀の交換比率を記録した文書にしたがって、乾隆二十七年(1762)には銀1兩を制錢790文と交換したが<sup>40</sup>、乾隆二十九年には800文<sup>41</sup>、乾隆三十年(1765)には810文<sup>42</sup>、乾隆三十六年には900文となった<sup>43</sup>。この交換比率に基づいて<sup>44</sup>、塩1包につき価格3兩と計算すると、塩1包あたり330文の収入減となった。乾隆三十六年の王同文の塩49,300包の収入は乾隆二十七年より18,077兩減少した。王氏一族が毎年返済すべき借金と滞納銀は全部で3万兩余りであり、塩業経営の利益が約2万兩減少すれば、返済困難となるの

は間違いない。

銅銭と銀の交換比率の変動によって、長蘆塩商は次第に困窮し、塩税と内庫の借金を期日通りに納入できなかった。乾隆三十五年、塩商に補助し塩税を確保するために、長蘆の塩価を1斤につき2文値上げした。嘉慶『大清会典事例』戸部・塩法・長蘆の条に、

三十五年議准、長蘆塩斤售売、所収均係錢文、近年錢賤銀貴、商人易銀完課、有虧成本、嗣後該處塩斤、照現在定価数目、每斤准其増制錢二文、俟錢価稍昂、該塩政即行拋実奏明酌辦。三十五年に議して批准したこと。長蘆塩を売って得るのはすべて銅銭である。近年銅銭が安く、銀が高くなったので、商人は〔銅銭を〕銀に交換し、税金を納入するので、資本を減らした。今後同地の塩を、現在の定価に基づいて、一斤ごとに制錢二文を増加することを批准する。銅銭の価格がやや高くなったら、その塩政が直ちに事実に基づき明らかに奏して酌量して処理せよ<sup>45</sup>。

とある。すなわち、1包あたり600文の値上げをした。塩価を値上げする政策は一時的なものであるが、実のところ、政策が実施されてから塩価が値下げされることはなかった。乾隆三十六年二月に長蘆引地に水害が起ったため、乾隆帝はさらに塩1斤につき1文値上げした<sup>46</sup>。塩の値上がりによって、長蘆塩商は補助を受け、塩業経営は一時的に好転した。乾隆三十一年から乾隆三十五年までの王氏一族の塩業収入について、乾隆三十六年十二月の内務府の奏摺に、

遵查三十年以前、每銀一兩換制錢八百七・八十文不等。至三十年以後、每銀一兩換制錢一千四・五十文不等。查該商三十一年至三十五年共銷引二十五万四千二百六十五引。内應除三十五年増価塩五万余包。所増制錢二文足抵錢価賠折。今按三十一年至三十四年所銷塩二十万余包較每包比三十年以前錢數賠折銀五錢六・七・八分不等。約少進銀十万有零。

〔旨に〕遵って査するに、〔乾隆〕三十年以前、銀一兩ごとに制錢八百七・八十文に交換した。三十年以後、銀一兩ごとに制錢一千四・五十文に交換した。査するに、当該の商人は三十一年から三十五年までに合わせて塩二十五万四千二百六十五引を売り出した。そのうち、三十五年に値上げした塩五万余包余りは除くとして、制錢二文の値上げ分によって銅銭の価格で受けた損失を十分に償うことができる。現在、三十一年から三十四年までに売り出した塩二十万余包余りについて、一包につき三十年以前の銅銭の価格と比べて、銀に交換すると五錢六・七・八分の損失を出したと計算すると、約銀十万あまりの収入減となっている<sup>47</sup>。

とある。王氏一族は乾隆三十年から三十四年(1769)にかけて、以前より10万両の損失を出したものの、価格改定を実施した乾隆三十五年以降は、交換比率の損失を埋められるばかりでなく、以前以上に利益をあげたはずである。しかし、王同文の呈文によれば、私塩販売が盛んになったため、乾隆三十一年から塩の販売量が減少し、塩業の収入はさらに減少したことが分かる。

私塩販売は塩価改定と深く関わっている。官塩の価格を上げると、民衆の生活が苦しくなり、

私塩販売者はその機会に乗じて私塩を販売し、市場には私塩がはびこっていた。一方、官塩の需要が減少し、塩商は官塩を定額の引数通り売却できず、利益を確保するために、改めて塩政に願い出て塩を値上げしようとした。長蘆において、雍正十年(1732)から乾隆五十三(1788)にかけて6回にわたって塩を値上げしたが<sup>48</sup>、長蘆塩商はますます困窮した。嘉慶五年(1800)、長蘆塩政が再び塩を値上げしようとして上奏したが、戸部はこの要請を拒否した。これについて、嘉慶帝は以下のように述べた。

私販本因官塩価昂而起、今再議増加、則私塩自必更為充斥、官引墮銷愈多。長蘆價已增、已非一次、即該商積欠各款、節經寬免輾限者、亦非一次。恩施不為不厚、豈得復行干澆、為此無厭之求。

私塩販売は元々官塩の価格が高いため起ったものである。今再び〔価格を〕増加すると議したら、私塩が必ずさらに広がり、売れない官引がより多くなる。長蘆の価格の引き上げはすでに一回だけでなく、その商人の各種の滞納した庫銀を陸続と免除し、期限を延長したことも一回だけではない。施した恩は厚くないはずはないのに、どうしてまたこのように欲張った請願ができるのか<sup>49</sup>。

嘉慶帝は雍正十年から、特に乾隆三十年代以降、塩の値上げは長蘆塩商が銅銭の安くなったため借金を返済できず、税金を納入できない状況への対応策として何度も実施されたが、全く効果がなかったばかりか、官塩の価格を上げて、私塩が一層広がっていたので、今後塩商が滞納した銀を返済できなくても、塩を値上げしないという諭旨を下した<sup>50</sup>。つまり、乾隆三十年代以降、銅銭と銀の交換比率の変動によって、長蘆塩商が塩業経営で利益を減少する問題に応じて、政府は嘉慶期までに有効な対応策を打ち出せなかった。塩を値上げしても、第五章で述べたように長蘆塩商に庫銀を貸与しても、一時的に塩商が苦境から救われるものの、根本的な解決策ではなかったため、最終的に商人に多額な債務を陥らせたのである。

## 2. 王氏一族による塩業経営の破綻

内務府商人は普通の長蘆塩商と異なり、康熙末期から大量の引地を手に入れて、最初から重い負債を抱えていた。范氏の倒産については、第五章と第七章で検討したが、本節では王氏一族による塩業の経営を取り上げて、内務府商人の塩業経営が破綻した原因を分析したい。

### ①引地引き受けにともなう高額のコスト

王氏一族は雍正元年に梁樟から引地を引き継いだため、梁樟のすべての債務を代わりに背負い、多額の債務を抱えていた。王至徳は約三十年かけて、ようやく梁樟の債務 286,094 両銀を完済した。

乾隆二年・七年奉旨准予寛限、遂扣至乾隆十六年限満、將梁樟等未完塩鉄本利節省銀二十八

万六千九十四両六錢九釐俱已全完。

乾隆二年・七年に旨を奉じて、期限を延長させることを批准した。乾隆十六年に期限が満ちるまで、銀を差し引いて、梁樟らの未納分である塩と鉄の本銀と節省銀二十八万六千九十四両六錢九釐をすでに完納した<sup>51</sup>。

しかし、梁樟が張霖から引地の権利を取得した際、代償として内務府に毎年2割の節省銀を上納することが定められており、王至徳も毎年約5,000両の節省銀を納入し続けなければならなかった。しかし、乾隆十六年までは梁樟の滞納銀を優先的に返済させたため、節省銀の納付は一時的に停止された。長期に渡って滞納した節省銀は王至徳にとって重い負担となった。乾隆十九年三月二十七日付けの内務府の奏摺の中に引用された王至徳の呈文に、

其節省一項、自康熙六十年至乾隆十六年、共計三十一年、合計共尙節省銀十五万四千八百五十八両零、為數甚多、實難猝行辦納。

節省銀の件について、康熙六十年から乾隆十六年までに、計三十一年、合計すると、全部に銀十五万四千八百五十八両余りを節省すべきである。數が甚だ多い。本当に直ちに納入し難い<sup>52</sup>。

とある。康熙六十年(1721)から乾隆十六年にかけての三十一年間に、王至徳が滞納した節省銀は15万両余りに膨れ上がっていた。王至徳は期限内に返済することができず、乾隆十九年から毎年2年分の節省銀を納入し、さらに三十年の期限延長を内務府に願い出た<sup>53</sup>。これに対し、内務府は15年の期限延長を認めた<sup>54</sup>。

## ②塩業における失策と塩政の強要

王氏一族は上述した11州県の引地以外に、康熙五十七年と乾隆二十五年に前後して永平府の灤州・遷安・樂亭・盧龍・撫寧・昌黎・林榆7州県の引地を手に入れた。この7州県の引地が毎年損失を出して、王至徳の塩業経営はさらに不振に陥った。乾隆二十八年十一月九日付けの王至徳の呈文に、

(1)窃至徳承辦長蘆引地内有永平府西之灤州・遷安・樂亭三州県地方、於康熙五十七年認交楊定南虧欠窩價九万二千五百余両接辦行塩、縁此三属地界海浜、逼近辺牆、所有額引一千七百余道、毎年銷塩不能足額、遂致歳歳包賠課項、猶藉薊・遵等処之有余弥补不足。

至徳が引き受けた長蘆引地の内に、永平府の西の灤州・遷安・樂亭三州県の地域がある。康熙五十七年に楊定南の滞納した引地の価格九万二千五百両余りを代償することを承諾し、

〔引地を〕引き継ぎ、塩〔商売〕を行った。この三つの地域は海に臨み、辺境に接近しているので、全部で額引一千七百枚余りがあるが、毎年商売した塩は定額に足りず、毎年税金を弁償せざるを得ず、また薊州・遵県等の地域の剰余によってその不足の分を補っている。

(2)詎復有永平府東之廬龍・撫寧・昌黎・林榆四県引地無商招辦、通綱恐致波累、遂以情願代完三年課項議稟運司、押令至德接辦。自乾隆二十五年接收後、連年雨水過多、柴草運費艱難、三年以來、又賠累至五万余兩。

思いも寄らなかったことに、永平府の東の廬龍・撫寧・昌黎・林榆という四県の引地に応募する商人がいなかったため、累を及ぼさないために、進んで三年分の税金を代償しようとし、運司に呈して、至徳に強いて受け継がせた。乾隆二十五年に引き受けて後、連年雨が多すぎ、柴や草の代価や運賃〔を支払うこと〕も困難となり、三年来、合わせて五万余兩の損失を出した<sup>55</sup>。

とある。王氏が楊定南から引き継いだ灤州・遷安・樂亭3県の引地はむろん地理的に辺鄙なところではあるが、この3県の引地を引き継いで利益が得られると見込んで、王氏は多額の代金を支払ったのである。実際に、灤州・遷安・樂亭3県の定額の塩を完売することができないのは、塩業政策の失敗によるものであった。乾隆元年に、直隸総督李衛が上奏して、貧民に塩牌を与え、毎日塩場で40斤の塩を受領し、販売させることを提案した。塩牌政策が実施されて以降、私塩販売が広がるにしたがって、官塩の販売量が激減した。乾隆九年に、王至徳は既に「姦徒屯積転販、官引難銷（悪党が塩を買いだめして転売したため、官引の塩を売り難い）」という理由で、灤州・遷安・樂亭3県の引地を放棄しようとした。嘉慶『長蘆塩法志』巻十六・奏疏下に収められている長蘆塩塩政伊拉齊の乾隆九年奏摺に、

〔王至徳〕又以灤州・遷安・樂亭三処引地繫己業、今貧販竈塩充斥、毎年賠累難支、具呈情願退出、將原業引価銀九万二千五百余兩引地分文不取、另著商辦。

〔王至徳〕はまた、灤州・遷安・樂亭三つの地域の引地は自分の事業であるのに、今貧民が販売した竈塩が氾濫し、毎年損失を出して、続けられないとして、呈して辞退を願っている。

もとの原価銀九万二千五百兩余りの引地を、一文も取らずに他の商人に引き受けさせる<sup>56</sup>。

とある。牌塩政策は乾隆十年に廃止されたが<sup>57</sup>、貧民を補助するために、毎日一人あたり24文の制銭を与えるという新たな政策が実施された。無論、この貧民に配る資金は長蘆塩商から徴収された。

廬龍・撫寧・昌黎・林榆4県の引地については、王至徳は代理運営をしており、引地の権利を獲得していなかった。そのため、引地の代金を支払わずにすんだが、灤州・遷安・樂亭に加えてこの7県の塩の税金を納めるために、毎年薊州などの11州県の引地から得た利益でこの7県の不足の分を埋めなければならず、王氏が手に入れる全体的な利益は減少傾向になった。その結果、乾隆二十八年に王至徳は灤州・遷安・樂亭の権利を放棄し、この7県の引地を全て長蘆塩政に返したのである。

### ③商人自身の私塩販売問題

引地の代金支払と税金納入以外に、王氏一族が抱える更に深刻な問題は、余塩販売で高額な罰金を科せられたことである。王氏一族の私塩販売について、第二節ですでに引用した嘉慶『長蘆塩法志』巻九、転運上、引地引額の条から、王惠民が毎年定額より4万包の塩を多く販売していたことが分かる<sup>58</sup>。王至徳はこの私塩販売を「誤將余塩銀兩扣抵帑銀」<sup>59</sup>と称し、すなわち彼は官塩と共に各地に運送した余塩を販売して、その売上で滞納した銀を返済したという言い訳をした。余塩とは塩運送中の損耗を補充するため、官塩を運送する際に、1包につき数十斤を付加した塩のことである。この余塩は常に役人の副収入となった。嘉慶『長蘆塩法志』巻九、転運上、引地引額の条によって、雍正十二年(1734)、直隸に運送する場合、余塩は1包につき10斤であり、河南省の場合、距離が遠いので、15斤である。翌年、永平府に属する州県の余塩はさらに15斤増加された<sup>60</sup>。王氏が毎年4万包余りの余塩を販売したことは私塩販売にあたる<sup>61</sup>。しかし、雍正帝は王氏の私塩販売事件について極めて寛大な処分を下し、罰金刑を科すにとどめた。また、雍正十二年六月十日付けの直隸総督李衛の奏摺には、

(王至徳) 囑託伙計止許承認雍正元年売私得銀起係伊父之事。其従前十六年十数万之贓皆卸於無藉之梁樟等名下。在王惠民行私二十七年、両子鉅富。各处尚有寄頓別業。梁樟則疲乏之棍徒、将来即使監追斃徵、於帑課毫無著落。

(王至徳) は店員に頼んで、雍正元年から私塩を販売し銀兩を得たことだけを彼の父の仕業であると認め、その前の十六年間の十数万兩の不正に得た銀はみな塩商の籍を持っていない梁樟に押し付けた。王惠民の場合、私塩販売を行って二十七年になり、二人の息子はみな巨万の富を持っている。各地にまた預けた別の事業もある。梁樟は貧しいごろつきであり、将来たとえ監禁して死ぬまで催促し徴収しても、滞納した税金を確保できる見込みはない<sup>62</sup>。

とある。最終的に、王至徳は雍正元年から雍正十二年にかけての私塩売り上げ211,879両4錢8分を納入しなくてはならず、加えて、梁樟の代わりに康熙六十一年以前に販売した分の売上金121,828両5錢を支払わせられた<sup>63</sup>。

乾隆二十年に、またこの私塩販売の案件で弁償すべき銀の2倍の罰金56万兩を科した<sup>64</sup>。このことについての長蘆塩政普福の上奏文には、

正在繕写奏摺具奏間、拋該商王至徳呈称、戸部議奏従前誤將余塩銀兩扣抵帑銀一案、応加罰三倍。奉旨、王惠民応賠之項、着加罰三倍以數過多。且王慎徳雖係王惠民之子、而承商則係王至徳、一例分賠、亦無區別、着從寬加罰一倍。其本應賠項、仍着王至徳盡行賠出、應罰一倍内着王慎徳分繳十五万兩。

具奏するため奏摺を書いているところに、商人王至徳が呈したことによれば、戸部が従前誤って、余塩の銀兩を差し引いて〔滞納した〕庫銀を返済した件について、さらに三倍の罰金を処すべきであると議奏したという。旨を奉ずるには、「王惠民が弁償すべき件について、さらに三倍を罰するのは数が多すぎる。且つ王慎徳は王惠民の子であるが、商人の名称を受



け継ぐのは王至徳である。同じように分担して賠償させるのでは区別が立たない。寛大に処分し、一倍を罰せよ。そのもと弁償すべき件は、相変わらず王至徳にすべて弁償させ、一倍を罰すべき罰金の中から王慎徳に十五万両を分けて賠償させ」<sup>65</sup>。

とある。この罰金は王氏の倒産と直接的な関わりがあると考えられる。

罰金に加えて、11州県の塩引を増やしたことも影響した。雍正十年、私塩販売を暴露する直前に、王惠民は慌てて息子王慎徳を使って戸部に塩引 25,000 枚を増加するようお願いさせた。直隸総督李衛は、王氏は大量の私塩を販売できるので、彼の引地にさらに塩引を増やす余地があり、さらに 10,000 枚を追加させるよう上奏した<sup>66</sup>。こうして、さらに塩引 14,500 枚を追加させ、王氏は毎年さらに塩の税金 6,356 両余りを納入しなくてはならなくなった。塩の需要が作柄によって変動していたので、塩引は過度に増加するにしたがって、リスクも倍増した。

商人として利益を追求していくことはごく当然なことではあるが、私塩販売で不正利益を追求することは、王氏一族が最初から高額の滞納銀を抱えていた状況と関わりがあると思われる。

#### ④一族の分家と後継者育成方針の変化

王氏一族が直面したもう一つ深刻な問題は、内輪揉めと商才のない後継ぎである。

王惠民は雍正十二年に死去し、遺産相続については、王至徳の呈文によって、長男王慎徳が京城の事業を引き継ぎ、三男王至徳が 11 州県の引地を引き継いだ。次男王懐徳は跡継ぎがいないので、長男王慎徳の四男王廷献を養子として迎えた。乾隆十七年、王慎徳は王至徳が引き継いだ香河・三河・平谷・灤県・通州の 5 州県の引地を王廷献に分与したが、まだ返済の終わらない債務を王至徳に返済させた<sup>67</sup>。この 5 州県の引は 11 州県の引地の塩引の約 53% を占めており、王廷献が王至徳から半分以上の塩業収益を奪ったことになる。そのため、王至徳は乾隆十六年まで滞納銀を分割払いで順調に返済していたが、乾隆二十年以降、多額の罰金が科せられ、6 州県の引地の収益では返済できなくなったのである。内務府の調査では、王至徳の返済すべき金額は年間 59,070 両余りであるが、彼が所有する 9 州県の引地に属する 64,713 枚の塩引の利潤はわずかに約 38,000 両余りであった<sup>68</sup>。王至徳の呈文には以下のようにある。

塩業已分、帑難独辦、且現在応賠之三十五万余塩銀兩、即此十一州県引地之事、当与兄慎徳求歸前分引地、以完公項、無奈執意不肯。

塩業をすでに分割したが、滞納した庫銀を一人で返済し難い。且つ現在弁償すべき三十五万両余りの余塩の銀兩は、即ちその十一州県の引地の分である。兄慎徳によって前に分割された引地を返し、公的な件を完納しようと求めたが、如何せん頑として承知しない<sup>69</sup>。

王廷献は 5 県の引地を王至徳に返さないばかりか、長蘆塩運司衙門に王至徳を告訴し、さらに王慎徳を唆して、内務府に呈文させた<sup>70</sup>。結果、内務府は 5 県の引地を王廷献に返却させず、さらに王至徳に返済期限を 23 年間延長することを認めて、毎年 43,928 両を返済させた<sup>71</sup>。滞納銀

を返済した後、残った収入はわずか1,070余りで<sup>72</sup>、かろうじて日常生活を送ることはできるものの、塩の運賃や販売量の変化などによって損失を出そうものなら、自分で資金を工面することはできず、借金するほかない。乾隆二十四年、王至徳は「定限之始、只就現年所得盈余作為定数、其間年歳之豊欠不齊、公私之事故不一、均未計及（期限を定める時、ただその年に得た利潤を定額とされた。その間には年によって豊作もあり、凶作もある。公的な事務も私事もさまざまな状況がある。それらは考慮に入れなかった）」<sup>73</sup>と内務府に呈したため、返済期限を30年間に延長された。その後、内務府は何度も返済期限を延長したが、結局王至徳が死去した乾隆三十五年七月までに滞納銀が返済されることはなく、何度か内庫から借金したので、滞納した額がかえって膨れ上がってしまった。乾隆三十六年、王至徳の息子王同文が返済すべき金額は90万両になった。王同文は返済できないので、薊州・遵化・宝坻・玉田・豊潤・大興・宛平・武清・寧河9引地の権利を内務府に引き渡し、債務を償った<sup>74</sup>。

実際に、乾隆三十六年に王氏一族の引地を最終的に内務府に納入するのは、王同文が経営に慣れていなかったことと深い関係がある。王同文はその父王至徳が塩業を営んでいた時、京城で兵部郎中を務めており、塩業・土地などの事業を自ら手掛けたことがなかった。乾隆三十六年に王同文は内務府に呈文して、「職年来在京供職、一切家務素未經身」（小職は近年京城で任職していたので、事業は一切自ら手がけていない。）<sup>75</sup>と言ったように、乾隆三十五年から塩業経営に従事し始めたばかりである。乾隆三十七年正月三日付けの総管内務府の奏摺に、

当王至徳承辦之時、尚能免強支持、同文接辦以来、年少未諳塩務、更兼自本年正月以後、塩斤又少銷銀二万四・五千兩、遂不免左支右絀。

王至徳が辦理していた時は、まだかろうじて維持できたが、同文が引き継いで辦理して以来、年が若くて塩業経営に慣れず、兼ねて今年正月以後、また塩を売却し得たは定額より銀二万四・五千兩少なく、ついにやり繰りが困難になった<sup>76</sup>。

とある。王同文が引き継いだ乾隆三十五年と乾隆三十六年の2年間、王至徳が管理していた時の塩の販売量と比べると、確かに著しく減少した<sup>77</sup>。王同文は王至徳の三男であり<sup>78</sup>、元々彼は事業の後継者として教育されていなかった可能性がある。塩商の子弟の教育方針には商才を身につけるのではなく、官僚を目指すという傾向が見られる。王至徳と范清注は様々な折に長蘆塩商の身分で「報効」として多額の銀を寄付した。この寄付によって、官職を授与された。数百万両に上る「報効」は、塩商に対する重い負担となったばかりでなく、多くの塩商の子弟は官僚となり、めったに商売に従事しなかった。急に事業を引き継いで祖業を守ろうとしても、商才を身につけていなかったため、結局守ることができなかった。

以上のように、王氏一族は、最初から引地を引き受けた時、元の商人の代わりに高額な滞納銀を引き受け、数十年に渡って返済し続けたため、利益が減少し、塩業経営の資金も不足するようになった。商人は資金状況を改善するため、私塩販売や、内務府への借金を重ねた。そして、塩

業政策の失策や商人自身の問題などが合わさって、最終的に塩業経営は行き詰まりを迎えた。

#### 四．内務府の所有する引地の代理経営

乾隆期には、長蘆引地の一部が内務府の所有物となった。これは長蘆引地を持っている官員や商人らが、滞納した庫銀を弁償するために彼らの所有の引地を内務府に納入したのである。引地の長蘆塩商が直面する問題が長期間解決されず、商人は次第に困窮していった。最終的に、どうしても内務府から借り入れた庫銀を返済できなくなり、引地を内務府に納入することを余儀なくされ、滞納銀を弁償した。このような引地には、改めて商人を召募し、新商人に滞納銀を代償させたが、乾隆期に入り、引地を引き継がせる有力な長蘆商人がほとんどおらず、内務府は長蘆商人を代理者に任命して経営させた。

##### 1．王起鳳による永慶号の代理運営

乾隆十三年十一月に、玉麟は生息銀両の本銀を返済するため、天津の永慶号という 21 州県の引地を持つ塩局を内務府に納入した。最初に内務府官員王瑤と安時遇に管理させ、乾隆十四年十二月十一日に、総管内務府は上奏して、「辦理塩務一事、原係貿易生理、惟民商承辦生息始得妥協、且與土俗相宜。若派官人運営、不特經理未能尽善、即名実亦未為相符（塩務を運営することは、もともと貿易し商売することである、民商が運営して利益を得てこそ、初めて適切である。且つ風俗に相応しい。官人を派遣し運営させれば、適切に運営することができないばかりでなく、名実相伴わない）」と述べて、民商を召募して、代理運営させようとした。そして、沈朝安・魏汝植・查奕茂・盧敏功・朱立基の 5 人に代行させたが、乾隆十五年、「虧折利銀一万八千四百五十余両（利銀一万八千四百五十両余りの損失を出した）」<sup>79</sup>という事態に陥ってしまった。商人は定額通りに弁済したが、盧敏功が死去し、魏汝植と朱立基はさらなる資本を持っていないため、永慶号の代行を辞した。長蘆塩政高恒は沈朝安・魏汝植にさらに 3 年間代辦させた<sup>80</sup>。その後、乾隆二十五年から王克大に引き受けさせた<sup>81</sup>。王克大は王鏜の引名であり、第五章で述べたように、内務府の生息銀両を運用しており、内務府と深い関係が持っていた長蘆塩商である。乾隆二十七年から王起鳳は永慶号を引き受け、長期にわたって代行していた。王起鳳は、引名王得宜であり、第二章で既に述べたように、彼は内庫に貯蔵する毛皮や布の売却をした他、キャフタ貿易にも参入した、内務府の信頼を得た長蘆塩商である。

永慶号の代辦はもともと 3 年おきに商人を交替させる規定があったが、王起鳳が引き受けた時、前の代理者王鏜が永慶号に残した塩包と銀両の数が帳簿の記録と合わず、王鏜とその仲間朱立基が永慶号の塩包と銀両を使い込んでいたことが露頭した。乾隆二十二年に王鏜が所有する安陽・林県等の引地には水害が起きて、多額の損失を蒙ったので、内務府から 10 万両を借り入れた<sup>82</sup>。王鏜が永慶号を引き受けた時、王鏜の塩号常茂号はすでに経営不振に陥っており、仲間の朱立基は勝手に永慶号から資金と塩を流用したが、結局、常茂号と永慶号は三年間で合わせて 25 万両

の損失を出した<sup>83</sup>。乾隆二十九年、王起鳳が永慶号を代辦してから3年目となり、王起鳳は代辦の続行を長蘆塩政に呈した。その呈文は以下の通りである。

永慶号向例三年次更替、今鳳接辦近二載、諸事雖覺稍有歸著、但事值疲弊之後、一時不得尽清。倘蒙天恩令王起鳳連辦數載、則鳳力稍裕、營運從容。

永慶号について、定例によって三年におき一度に交代する。現在鳳が引き受け辦理してから二年近く、諸事がやや整ったが、疲弊の後なので、一気にすべてきれいにすることはできない。もし天恩を施して王起鳳に数年間辦理を続けさせれば、鳳の財力もやや豊かになり、運営にも余裕ができるだろう<sup>84</sup>。

王起鳳が永慶号を引き受け続けるのには、他に原因があった。第二章ですでに述べたように、乾隆二十六年・二十七年に内務府は3度にわたって王起鳳にキャフタから購入した毛皮を売却させ、代金は計47,000両余りであった<sup>85</sup>。乾隆二十九年、再度彼に代金35,000両余りの毛皮を売却させた<sup>86</sup>。王起鳳は乾隆二十六年・二十七年の毛皮の代金を期限とおりに納入したが、永慶号を引き受けてから、銀両と塩包を全て朱立基に流し、「一切運本費用俱係自行墊辦（すべての運賃と費用は自ら立て替えて辦理した）」<sup>87</sup>とあるように、自ら立て替えていた。乾隆二十九年までに、彼の納入すべき利銀、毛皮の代金、朱立基に代弁する銀両は全部で23万両を超えた。そのため、長蘆塩政に呈文して、当年に納入すべき25,000両を除き、残った20万両を8年間に分けて、永慶号も8年の期限を満たすまで引き受け続けようとした<sup>88</sup>。同年十二月二十三日に、総管内務府が「王得宜現辦塩課並応交各項銀兩皆出自塩産（王得宜の現在塩の税金と納めるべき様々な項目の銀兩はみな塩業から出した）」<sup>89</sup>と議奏し、長蘆塩政高誠に王起鳳の辦理の状況を調べた上で、さらに8年間運営させた。

しかし、8年間の期限が満了した乾隆三十七年に、長蘆塩政西寧は王起鳳に5年間引き受けを続けさせようと上奏した。塩商が内務府に代わって永慶号を経営するのは、自分の塩業経営と異なり、「衆商自本自運、盈虧官不過問、而此則有多交利銀一層（商人みな自分の資本で自ら運営する。盈虧について官は問わないが、さらに一定の利銀を納めさせることがある）」<sup>90</sup>とあるように、商人は毎年内務府に塩引価格の一割の利銀98,290両を納めなければならなかった。乾隆十八年二月に、毎年代理人に3,000両を賞与することが定められ、納めるべき利銀は95,290両となったが、商人は利銀を納入すると、あまり利益を得られなかったため、誰も引き受けようとしなかった。こうして、王起鳳はさらに5年間代理経営して、乾隆四十二年に西寧はまた「另選不得其人、復請展限五年（他の引き受けられる人を選ぶことができず、再び五年間に期限を延長することと求める）」<sup>91</sup>と上奏し、王起鳳が引き受け続けた。乾隆四十六年に王起鳳が死去し、彼の息子王世栄がこの仕事を引き継いだ<sup>92</sup>。乾隆五十四年、王世栄が死去したので、永慶号を世栄の息子王珮に経営させた<sup>93</sup>。こうして、王起鳳一族は親子三代続けて、内務府が所有する永慶号を代理者として経営し続けた。乾隆五十八年、王珮は経営不振に陥ったので、内務府に銀80万

両を借り入れた。長蘆塩政徵瑞は、

惟王起鳳經理妥協、最為長久。現在長蘆衆商中所稱有力者、不過僅數處引産、究屬資本有限。欲令接辦永慶号官引、実無其人。

ただ王起鳳は辦理が適切で、最も長い。現在長蘆の商人の中で有力者と言える者も、わずかに幾つかの引地しかを持たず、資本は知れたものである。永慶号の官の引地を引き受けさせるのに、まったく適当な人がいない<sup>94</sup>。

と上奏した。永慶号を經營する大量の資本が必要であり、普通の商人は引き受けることができなかった。そのため、王珮は莫大な負債を抱えて、嘉慶二年(1797)にまで永慶号を代理經營し続けた。

## 2. 王氏と范氏一族が納入した引地の運営

乾隆三十六年、王同文が乾隆三十五年の塩税の9割を滞納したため、長蘆塩政西寧によって弾劾された。王同文は塩商を革職され、引地で滞納した庫銀と税金を弁償させられた<sup>95</sup>。そこで、長蘆塩運司趙之璧は長蘆商人を集めて、王同文から没収された引地の運営方式について相談を持ちかけた。王同文が乾隆三十六年に呈文して辞した永平の引地は、長蘆塩商によって持ち回りで管理されていたが、残った薊州など8州県の引地について、「其薊州等八處共引四万九千五百余道、或交通綱商人輪辦或選派殷實妥商承辦（薊州等八つの地域に共に引四万九千五百枚余りがある。あるいは多くの商人に任せて順次に辦理させる。あるいは裕福な適当な商人に引き受け辦理させる）」<sup>96</sup>と、長蘆塩政徵瑞が提案した。そして内務府大臣が王同文の引地について、以下のよう  
に上奏した。

王至徳之子同文既不諳塩務、辦理拮据、自不若另易新商分限三十年、前八限即可交官當本銀十六万両、利銀九万四千八百余両。後二十二限完交賠罰余塩等項銀六十六万一千二百五十五両零。按年分款、次第完結。如此於官項無懸、即伊私家亦免罪戾。

王至徳の息子同文は塩務に慣れず、辦理が行き詰まったので、新しい商人に交代させるしかない。三十年の中で期限を分けて、前の八年間には官の質屋の本銀十六万両、利銀九万四千八百両余りを納めさせ、後の二十二年間には、罰として取る余塩等の項の銀六十六万一千二百五十五両余りを納めさせ、年によって条目を分けて、漸次完済させるのがよい。このようにすれば、官の問題が解決し、彼の家も罪を免れる<sup>97</sup>。

新しい商人は毎年引地の利益から33,000両を出して、王至徳が乾隆三十年に内務府から借り入れた万成當の本銀とその利息を返済して、8年後、また雍正十二年と乾隆二十年に定めた私塩販売の処罰金などを納入する。そして、長蘆の綱商は商人義和泰を推薦し、引き受けさせた。義和泰は乾隆三十七年から薊州等の8州県の引地の塩業を代理運営して、毎年王氏一族に代わって

38,000 両の銀を返済していた<sup>98</sup>。

王氏一族と同様に塩業経営の苦境に陥った范氏一族は、乾隆四十七年に「拖欠官項、貽誤塩銅（官の銀を滞納し、塩と銅を遅滞した）」<sup>99</sup>という事由で、范清済が革職された。その結果、范氏一族が所有する引地は他の長蘆塩商に代理運営されるようになった。乾隆四十七年十二月二十四日付けの長蘆塩政徵瑞が范氏一族の資産と滞納銀を調査した上で、范氏が所有する引地の処理方式について、以下のように提案した。

長蘆衆商銅務非其素諳、至於辦塩尽有諳練之人。現將二十州縣引地通盤核計、如運本充裕、辦理得宜、暢銷之年約可銷塩十二万余千包、売塩価値核入加価二文、除完正雜錢糧之外、約可得余利銀十二万余兩、與范清済相去懸殊、應請自後將未完銅斤十四限仍著范清済按額辦解、定限十四年、抵銷全完。引地奴才於通綱中選派能事妥商王世榮・宋思徳・張長庚・晋徳昌・孟徳裕・陶易興・蘇遐昌・朱晋・李永盛・金裕成等十人分認其事、代為辦運。所有余息尽數完公。

今後まだ納入していない銅斤十四限をまた范清済に定額通りに調達させ、十四年間に期限を定め、清算して完納させる。引地については、奴才はすべての商人の中で能力がある適当な商人王世榮・宋思徳・張長庚・晋徳昌・孟徳裕・陶易興・蘇遐昌・朱晋・李永盛・金裕成という十人を選抜して、その事を分けて任せて、彼に代って運営させる。あらゆる余った利息を悉く公の項を返済させる<sup>100</sup>。

長蘆塩政徵瑞は長蘆塩商から 10 人を選抜し、范氏が所有する引地の運営を代行し、その利益で范氏が滞納した庫銀を返済しつつ、毎年范清済に銅を調達する資本の 8 万両を与えることを提案した。しかし、徵瑞の奏摺には、范清済の経営状況について「范清済人已龍鍾年口、信任其子范李、而范李一味營私剋扣、全不知營運之道（范清済は既に老衰しており、彼の息子范李に頼っている。しかし范李は私利を計ったり、上前を取ったりするばかりで、経営の方法は全く知らない）」<sup>101</sup>と述べたため、范清済の責任が追及された。したがって、乾隆十八年二月に内務府が議奏し、塩業は前の長蘆塩政の提案に従って 10 人の長蘆塩商人に代行されたが、銅の調達は王世榮に任せた。嘉慶元年に范氏の債務が全部に返済されたため、規定通りに引地を范毓積の孫范重榮に返却すべきであるが、范重榮が引き受けようとしなかったため、その引地を分けて長蘆塩商に引き受けさせた。

以上のように、乾隆期に入り、王氏と范氏をはじめとする内務府商人の塩業は相次いで経営不振に陥り、内務府商人の力は次第に衰えていった。王氏と范氏が引地で内庫の滞納銀を弁償する時、康熙・雍正期に引地を引き継ぐ商人に代償させる方式と異なり、何人かの長蘆塩商が引地を代行し、得た利益で滞納銀を返済するようになった。内務府の所有する永慶号は当初、長蘆商人が持ち回りで代行したが、結局内務府に深い係りがある王起鳳一族に任せて、何十年かにわたって経営させた。つまり、長蘆塩商の困窮が深刻で、引地の所有権を購入できる大量の資本を持つ

商人がおらず、ただ代理者として経営させたのである。

## おわりに

本章では、何人かの内務府商人の事例を取りあげて、特に王氏一族の塩業経営を中心に、内務府商人による引地の獲得、塩業経営、塩業の経営破綻について検討した。引地は塩商にとって最も重要な資産であり、高価で売却できるものであった。康熙期には、内務府と密接な関係を有する内務府商人は、内務府に節省銀を納入する代わりに、張霖が所有していた引地を手に入れた。しかし、康熙期の内務府商人は大量の資本を持っていなかったため、張霖が滞納した多額の内庫銀は引地を引き継いだ商人が返済することになり、商人は最初から重い負債を抱えた。梁樟と李天馥は毎年その高額な返済額を納入できず、引地を范毓積と王惠民に譲った。范氏と王氏は数十年かかって滞納銀を返済したが、塩業経営で安定した収入を得るようになり、塩業収入は収入の大部分を占めた。さらに、引地を担保に入れて、内務府の仕事を請け負ったり、庫銀を借りることができるようになり、事業を拡大していった。一方で、乾隆中期に銅銭と銀両の交換比率の変化によって、塩商は毎年銅銭から銀に交換する際に大量の損失を出した。その状況を改善するため、政府は何度か塩を値上げしたが、私塩販売が広がった。こうして、乾隆二十年以降、商人の塩業経営の苦境に立たされた。王氏と范氏は多くの引地を有し、他の商人よりも問題は深刻だった。内務府の仕事によって、数十万両から百万両を滞納した商人は毎年数万両もの銀を返済しなければならないので、多くの流動資金を費やし、常に資金不足であった。塩業経営は毎年大量の資本が必要であり、資金不足により調達する塩の量が減少すれば、その年に高額な損失を出すばかりでなく、翌年調達できる塩の量にも影響を与える。商人は資金状況を改善するため、私塩販売をしたり、さらに内務府から内庫銀を借り入れたりし、借金の返済はいつそう難しくなった。内務府は商人を援助するために内庫銀を貸与し続け、一時的に経営を維持していたが、結果的には債務が資産を超えて破産しまった。実際に、商人は内務府から頻繁に内庫銀を借り入れた時、既に塩業経営を維持できない状態に陥っていた。内務府商人による塩業経営の根本的な問題は、元の塩引の保有者である商人から多額の債務も引き継いだことにある。

乾隆期に入り、内務府商人范氏と王氏の塩業経営は次第に資金が不足して、内務府の庫銀を頼りに何とか維持していた。内務府の引地は内務府商人に経営させず、ほかの長蘆塩商に輪番で代行させており、最終的には内務府と密接な関わりを持つ王起鳳とその子弟に長期に渡って代行させた。范氏と王氏が所有する引地が内務府に没収された後、長蘆塩商に代行させ、両氏の滞納銀を返済させた。長蘆引地を持つ商人は、張霖のような有力な満洲大臣と結託する商人から大量の引地を持つ内務府商人へ、さらに少量の引地を持つ中小民商に変更していた。長蘆引地の市場化が進んでいた傾向が見られる。

経済面での変化以外に、乾隆期の内務府商人一族は内部にも深刻な問題を抱えていた。王氏一族にも范氏一族にも、利益を争うため分家したり、私利を計ったりする揉め事が発生した。また

商人の子孫、三代・四代は、次第に読書を尊び、科挙を通じて官途に就いた者や、捐納で官職を持つ者が多くなり、商業に従事して商才を身につける者が少なくなった。「三代続けば末代に続く」という諺の通り、三代・四代目の内務府商人が厳しい経営状態の下、赤字から黒字に転換するのは確かに非常に困難であることを差し引いても、商人の才能と一族の団結で事業を守る思いは前代と比べてかなり見劣りしていた。

---

<sup>1</sup> 佐伯富『清代塩政の研究』、京都：東洋史研究会、1956年。『中国塩政史の研究』、京都：法律文化社、1987年。

<sup>2</sup> 鈴木真「清朝前期の権門と塩商—イェヘ＝ナラ氏と長蘆塩商を例に一」、『史学雑誌』118(3)、2009年。

<sup>3</sup> 韋慶遠「清代著明皇商范氏の興衰」、『歴史研究』、1981年3期。

<sup>4</sup> 林永匡、王熹「清代長蘆塩商與内務府」、『故宮博物院院刊』、1986年02期。

<sup>5</sup> 頼恵敏「乾隆朝内務府的当舗與発商生息（1736-1795）」、『中央研究院近代史研究所集刊』、第28期、1997年。

<sup>6</sup> 『聖祖仁皇帝実録』、『清実録』、北京：中華書局、1986年、239頁。

<sup>7</sup> 前掲、鈴木真「清朝前期の権門と塩商：イェヘ＝ナラ氏と長蘆塩商を例に」。

<sup>8</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏銷檔」129冊210頁。満洲語原文：meni jergi jakūn niyalma mafa. ama ci ebsi jalan halame hūwangdi i hūwašabume ujihā kesi be siran siran i bahafi aliha. udu meni fahūn fehi na de ucubuha seme tumen de emgeri karulame muterakū. te Canglu i dabsun i hūdai niyalma Jang Lin ne Jyili siyūn fu wakalame wesimbufi. weile arafi. ere juwen gaiha ku i menggun be dabsun i yen bithe.boo boigon de nikebufi toodabumbi. ne Jang Lin i dabsun hūda be alime gaire sain hūdai niyalma akū seme geli balagan saniyahabi. te Jing hūdai niyalma be elbire be dahame aha be unenggi gūnin be tucibure faššaki seme gūnifi meni niyamangga niyalma Dzoō Hiyan Jang. Jeo Coo I.Liyang De Cang. Wang Yung šeng se emgi hebešefi uhei cihanggai Gi Jeo.Dzun Hūwa.Fung žun.Ioi Tiyan. Boo Di. Hiyan Ho. San Ho.Ping Gu. Tung Jeo. Ho Hiyan Ing. U Cing Hiyan. ere juwan emu jeo hiyan i dabsun yen bithe uheri juwe tumen ilan minggan sunja tanggū susai ninggun afaha be alime gaike. da dangse be baicaci. Jang Lin ku i menggun be jorime juwen gaire de emu dabsun i yen bithe de. menggun jakūn yan salibuhabi. erebe jafafi bodoci ere juwan emu jeo hiyan dabsun i yen bithe de. ku i menggun juwan jakūn tumen jakūn minggan duin tanggū dehi yan funceme goihabi. be cihanggai da salibuha hūda i songkoi ku i menggun be juwan jakūn tumen jakūn minggan duin tanggū dehi yan be alime gaifi.jakūn aniya emu eli i madagan i kooli songkoi. aniyadari menggun juwe tumen duin minggan jakūn tanggū nadanju yan be afabure ci turgiyen. geli juwe ubu malhūšame. aniyadari menggun duin minggan sunja tanggū orin juwe yan be dorgi ku de afabuki. ere juwan emu jeo hiyan emu jeo hiyan i dabsun



---

i ciyanliyang be kemuni Jang Lin i da afabuha songkoi. dabsun i dooli de afabuki. ere jergi jeo hiyan gemu ging hecen i šurdeme bisire jakade. hūdašara de ya bime. madagan bure. alban afabure de tookabure de isinarakū ombi seme alibuhabi.

<sup>9</sup> 道光『万全県志』卷十、志余、台北：台湾学生書局、1969年、897頁。

<sup>10</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「内務府奏案」5-1-10。

<sup>11</sup> 同上。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 「内務府奏銷檔」229冊254頁。

<sup>14</sup> 中国第一歴史檔案館整理『康熙起居注』康熙五十五年十月二十一日、北京：中華書局、1984年。

<sup>15</sup> 中国第一歴史檔案館編『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』、北京：中国社会科学出版社、1996年、1198頁。

<sup>16</sup> 「内務府奏銷檔」75卷229冊254頁。

<sup>17</sup> 大連図書館編『大連図書館蔵清代内務府檔案』、北京：国家図書館出版社、2010年、六冊、489頁。

<sup>18</sup> 前掲、『康熙朝滿文硃批奏摺全訳』、1196-1197頁。

<sup>19</sup> 「内務府奏銷檔」267冊205頁。

<sup>20</sup> 中国第一歴史檔案館「乾隆年間查辦長蘆塩商王至徳父子虧欠帑銀案」、『歴史檔案』、2001年2期。

<sup>21</sup> 韋慶遠、吳奇衍「清代著名皇商范氏の興衰」、『歴史研究』、1981年3期。

<sup>22</sup> 張偉仁主編『中央研究院歴史語言研究所現存清代内閣大庫原蔵明清檔案』（『明清檔案』）、台北：中央研究院歴史語言研究所、1986-1994年、66943頁。

<sup>23</sup> 前掲、韋慶遠、吳奇衍「清代著名皇商范氏の興衰」。

<sup>24</sup> 汪由敦「贈中憲大夫太僕寺卿銜范府君墓表」『碑伝集』、卷四十二、北京：中華書局、1993年。

<sup>25</sup> 前掲、『明清檔案』、72434頁。

<sup>26</sup> 「内務府奏銷檔」281冊6頁。

<sup>27</sup> 中国第一歴史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』南京：江蘇古籍出版社、1989-1991年、第5冊、858頁。

<sup>28</sup> 前掲、頼惠敏「乾隆朝内務府の当舗與發商生息（1736-1795）」。

<sup>29</sup> 「發蘇標銀」の意味は不明である。

<sup>30</sup> 「内務府奏銷檔」281冊6頁。

<sup>31</sup> 「内務府奏銷檔」252冊67頁。

<sup>32</sup> 「内務府奏銷檔」281冊6頁。

<sup>33</sup> 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至徳父子虧欠帑銀案」。

- 
- 34 「内務府奏銷檔」 232 冊 289 頁。
- 35 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）、卷九、引地引額、『統修四庫全書』史部政書類 840、165 頁。
- 36 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）戸部・塩法・長蘆。
- 37 前掲、林永匡、王熹「清代長蘆塩商與内務府」、韋慶遠、吳奇衍「清代著名皇商范氏的興衰」。
- 38 「内務府奏案」 5-293-2。
- 39 前掲、佐伯富『中国塩政史の研究』。
- 40 「内務府奏銷檔」 262 冊 275 頁。
- 41 「内務府奏銷檔」 270 冊 10 頁。
- 42 「内務府奏銷檔」 277 冊 181 頁。
- 43 「内務府奏銷檔」 300 冊 120 頁。
- 44 この換算比率は制錢と銀の換算比率である。民間に流通している小制錢と銀の交換比率の変動は制錢より激しい。
- 45 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）戸部・塩法・長蘆。
- 46 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）、卷二、論旨二、24 頁。
- 47 「内務府奏案」 5-293-21。
- 48 陳鋒『清代塩政與塩税』の表 22 参照。136 頁。
- 49 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）戸部、塩法、長蘆。
- 50 同上。
- 51 「内務府奏銷檔」 229 冊 254 頁。
- 52 同上。
- 53 同上。
- 54 前掲「乾隆年間查辦長蘆塩商王至徳父子虧欠帑銀案」。
- 55 「内務府奏銷檔」 267 冊 205 頁。
- 56 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）卷十六・奏疏下、318 頁。
- 57 『欽定大清会典事例』（嘉慶朝）戸部、塩法、長蘆。
- 58 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）卷九、転運上、引地引額、165 頁。
- 59 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至徳父子虧欠帑銀案」。
- 60 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）卷九、転運上、引地引額、153 頁。
- 61 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）卷七、律令「凡起運官塩、每引照額定斤数為一袋、並帶額定耗塩過批驗所依〔引目〕数掣摯秤盤。〔随手取袋摯其輕重〕。但有夾帶余塩者同私塩法」があり、規定の余塩の量を超えるものは私塩と認定された。115 頁。
- 62 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』、26 冊、535-537 頁。
- 63 「内務府奏銷檔」 208 冊 330 頁。
- 64 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至徳父子虧欠帑銀案」。

- 
- 65 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至德父子虧欠帑銀案」。
- 66 『長蘆塩法志』（嘉慶朝）卷九、転運上、引地引額、165 頁。
- 67 「内務府奏案」 5-220-55。
- 68 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至德父子虧欠帑銀案」。
- 69 同上。
- 70 「内務府奏案」 5-220-55。
- 71 「内務府奏銷檔」 232 冊 287 頁。
- 72 同上。
- 73 「内務府奏案」 05-0176-052。
- 74 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至德父子虧欠帑銀案」。
- 75 「内務府奏銷檔」 307 冊 19 頁。
- 76 「内務府奏銷檔」 308 冊 13 頁。
- 77 「内務府奏案」 5-293-2。
- 78 前掲、「乾隆年間查辦長蘆塩商王至德父子虧欠帑銀案」。
- 79 「内務府奏案」 5-126-14。
- 80 同上。
- 81 中国第一歴史檔案館蔵「軍機処録副奏摺」 03-0616-52。
- 82 「内務府奏銷檔」 238 冊 26 頁。
- 83 「軍機処録副奏摺」 03-0616-028。
- 84 「内務府奏案」 5-218-13。
- 85 「内務府奏案」 5-192-11;2-192-16。
- 86 「内務府奏案」 5-216-85。
- 87 「内務府奏銷檔」 247 冊 247 頁。
- 88 「内務府奏案」 5-218-13。
- 89 「内務府奏銷檔」 247 冊 247 頁。
- 90 「内務府奏案」 5-126-14。
- 91 国立故宮博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』台北：国立故宮博物院、1982-1986 年、三十八冊、570-571 頁。
- 92 中国第一歴史檔案館蔵「硃批奏摺」 4-1-35-26-2564。
- 93 前掲、『宮中檔乾隆朝奏摺』七十一冊、337-338 頁。
- 94 徵瑞「為具呈懇恩事」、前掲、林永匡「清代塩商與皇室」。
- 95 「内務府奏銷檔」 308 冊 13 頁。
- 96 「内務府奏銷檔」 308 冊 93 頁。
- 97 同上。

- 
- <sup>98</sup> 「内務府奏銷檔」 333 冊 222 頁。
- <sup>99</sup> 「内務府奏銷檔」 376 冊 43 頁。
- <sup>100</sup> 「軍機處錄副奏摺」 03-0620-087。
- <sup>101</sup> 同上。

## 第七章 官商から民商へ

### —乾隆期の范氏辦銅を中心にして—

#### はじめに

清朝では商品経済が発展したため、貨幣は常に不足していた。経済や人々の生活を安定させるため、良質な貨幣が大量に必要であった。乾隆中期まで、貨幣鑄造に用いる銅は主に洋銅（日本銅）であったので、日本との貿易の主目的は銅錢鑄造に用いる洋銅の調達であった。康熙朝における内務府商人の辦銅については、第三章で既に検討したが、乾隆期になると、「官商」と「額商」が並立するようになった。当時の辦銅体制については、すでに矢野仁一氏、内田直作氏、山脇悌二郎氏、松浦章氏、劉序楓氏、華立氏、彭浩氏等による専論があり<sup>1</sup>、官商と額商の成立や商人の状況はほぼ解明されている。山脇氏、松浦氏によると、乾隆期における辦銅の体制変更は、乾隆三年（1738）に范氏が辦銅を始め、乾隆二十年（1755）に12人の額商が定められ、官商と額商が並立する辦銅体制が成立し、嘉慶二年に官商が民商化された。劉氏、華氏、彭氏によって、すでに官商范氏の辦銅は債務返済と関わりがあったことが指摘されている。しかし、范氏が辦銅に従事するに至った直接的な原因、范氏の辦銅方式がいつから民商化したか、范氏の後任の官商がどのような性格のものであったかについては、まだ検討の余地が残っている。

本章では、先行研究の成果を踏まえながら、これまであまり使用されてこなかった内務府の檔案史料をもとに、乾隆期における范氏の辦銅への参入の経緯を整理した上で、債務返済と辦銅との関係を再確認し、さらに范氏と乾隆帝及び内務府への関わり、范氏の辦銅方式が民商化した原因を再検討したい。

#### 一．乾隆初期に至るまでの辦銅制度

清初から乾隆初期にかけて、辦銅制度は何度も変化したが、概ね3つの段階①「関差辦銅制」②「商人辦銅制」③「分省辦銅制」に分けられる。

関差辦銅制と商人辦銅制については、既に香坂昌紀氏の研究によって基本的な事柄が整理されている<sup>2</sup>。本論文第三章でも内務府商人の辦銅を検討した。京城では、宝泉局と宝源局による銅の調達が順治二年に開始される。この時、税関に税金を割りあて、銅を買い集めさせて京城に運送することが定められた。康熙三十八年（1699）に、関差辦銅制を廃止し、内務府商人辦銅制を導入する。これによって、内務府商人が所定の税関から銅価（銅の代金）と脚価（運賃）を受領して銅の調達を請負うようになった。日本側の貿易政策の影響を受け、内務府商人が相次いで銅を滞納したため、同五十四年（1715）に、康熙帝は内務府商人の辦銅を廃止し、改めて江蘇等の8省の督撫に委託するようになった。すなわち「分省辦銅制」である。

官員であれ、内務府商人であれ、主な辦銅の担当者は自ら日本貿易に従事せず、ただ各地で洋銅と滇銅を買い集めるだけである。日本へ渡航し、洋銅を購入したのは概ね民商であった。史料が限られているので、康熙期までの辦銅の実態を完全に解明することはできないが、雍正期に関しては、奏摺を手掛かりにして辦銅の流れをある程度明らかにすることができる。華立氏が指摘したように、八省辦銅の特徴は「官募商人」「給帑出洋」という二つの点に集約できる<sup>3</sup>。つまり、特定の官員に辦銅の責任を負わせて商人を集めさせ（官募商人）、商人に銅価を持たせて日本から洋銅を購入させ（給帑出洋）、商人が帰国してから辦銅の担当官員が銅を錢局に納める制度である。この制度は乾隆二年まで維持されていた。彭浩氏が指摘したように、乾隆二年五月に雲南総督尹繼善の提案により、中央の鑄錢用銅は可能な限り雲南銅のみを用い、それでも足りない場合に限って日本銅で補うようになった<sup>4</sup>。つまり、乾隆二年に洋銅の官辦が停止されたと言える。一方、民商の日本貿易は禁止されておらず、浙江と江蘇省の税関は商人が自己資金で日本銅を購入することを認め、輸入した銅の一部を買い取り、余った分を商人が自由に販売できるようになった。乾隆三年、李衛の上奏により、江蘇・浙江省に錢局を開き、民商から洋銅を購入し、銅錢を鑄造し始めた。洋銅は鑄造原料として、中央の宝泉・宝源局ではなく、主に宝蘇・宝浙局において使用されるようになり、その重要性は以前より遥かに下がった。以上のような背景を踏まえて、范氏による乾隆期の官商辦銅の開始について検討したい。

## 二. 官商范氏の辦銅の実態

### 1. 乾隆三年における范氏による辦銅の開始

先行研究では、官商辦銅の開始時期について、乾隆三年（1738）と乾隆九年（1744）という二つの見解がある。劉氏によれば、范毓積は乾隆三年に北京の「殷実」商人として自費辦銅に応募し、乾隆五～七年（1740-1742）の三年間は洋銅の輸入によって大きな利益を上げたという<sup>5</sup>。それに対して、彭氏は、范毓積は乾隆三年、自分の負債を返済するために辦銅によって賠償することを自ら提案し、官商として洋銅を調達し始めたため、官商として辦銅を開始したのは乾隆九年であるという。<sup>6</sup>この問題については、乾隆四年（1739）に出された两江総督那蘇図の題本が手掛かりとなる。乾隆四年三月十七日付けの那蘇図の題本に、

乾隆三年十一月二十一日准戸部咨范毓積請將應交己未核減運米脚價銀三十三万七千七百二十二兩九錢零、令伊子范清注前來江浙分限採辦洋銅、於庚申年為始照數交納抵算。（中略）查得范毓積在部呈請、應完核減運米脚價銀一百三十五万余兩、令伊子范清注前來江浙地方分作四年採辦洋銅<sup>7</sup>。

乾隆三年十一月二十一日、戸部の咨文を受け取ったところ、范毓積は己未年（乾隆四年）に納めるべき、米を調達する運賃の欠損分の銀三十三万七千七百二十二兩九錢余りについて、彼の息子范清注を江浙に来させて、期限を分けて洋銅を調達し、庚申年（乾隆五年）から数の通りに納めて清算したいと請うている。（中略）査するに、范毓積が部に呈して、完納す

べき米を調達する運賃の欠損分の銀一百三十五万余両を、その子に任せて、江蘇と浙江において四年間の期限を分けて洋銅を調達させることにする。

とあるように、范氏は乾隆五年から乾隆八年（1743）までの四年間、北路軍糧を調達した際の前払い運賃の欠損分を辦銅によって弁償しようとしたことが分かる<sup>8</sup>。彭氏がすでに指摘したように、范毓積は払うべき銀地金の金額を換算して、相当する量の銅を政府に納めることを自ら請願した。なぜ范氏が自ら辦銅しようとしたかについては、彭氏は詳しい説明をしていない。ここで注目すべきは、その期日である。上の那蘇図の奏摺には、范毓積が辦銅で滞納銀を返済することについての戸部の咨文が批准された日付は乾隆三年十一月二十一日で、乾隆四年三月十七日の那蘇図の上奏文には、どのような倭照（信牌）を范毓積に与えるかに関する議論が書かれている<sup>9</sup>。つまり、乾隆四年三月十七日の時点で范毓積はまだ日本への船を出していないはずであるが、山西省綿山にある范毓積によって建てられた媽祖廟の「興建媽祖殿碑記」には、

余於乾隆三年奉命率船隊東渡扶桑貿易、突遇颶風、值人仰船翻之際、遂心中默念媽祖、祈求保佑。忽有朱衣女子從海中冉冉昇起、頓時風平浪靜（中略）後於綿山捐銀建廟、（中略）茲施銀數百兩建神殿三楹金妝聖像、今工已告竣、特撰文勒石以誌之。

余が乾隆三年に命を奉じて船隊を率いて東の扶桑へ渡って貿易する際、突然に颶風に遇い、人が慌てふためき船が転覆しようとしたときに、心中に媽祖を念じ、加護を祈った。忽ち赤い衣装の女子が海中から冉冉と上昇してきて、ただちに風はなぎ、波も静かになった。（中略）その後、綿山に銀を寄付して、廟を建てることにした。（中略）茲に數百兩の銀を寄付し、神殿三間を建てて、聖像を金で飾る。今すでに竣工したので、特に文を撰して石碑に刻み、このことを記す。

とある。この碑文の日付は乾隆三年十月であり、その時点で媽祖廟はすでに完成していたので、范氏が信牌を持って日本に渡航したのは遅くとも乾隆三年の春であったと推測される。しかし、これは那蘇図の上奏文の内容と矛盾する。このことは、范氏一族が乾隆三年以前にすでに信牌を有し、日本貿易を開始していた可能性を示唆する。また、第三章で述べたように、范氏一族は康熙期に既に日本へ赴く船団を有して辦銅していたので、范氏が康熙期から乾隆期にかけて絶えず船団を日本に派遣していた可能性がある。

范氏の米の運賃の欠損分の返済については、彭氏が既に指摘したように、返済すべき額 250 万両のうち、乾隆元年（1736）に范氏は既に 80 万両余りを返済した。残りの 160 万両は、期限を分けて五年をかけて返済することになっていた<sup>10</sup>。前に引用した乾隆四年三月十七日付の那蘇図の題本によると、乾隆二年（1737）にも 33 万両以上を既に返済していたことがわかる<sup>11</sup>。范氏は二年間で合計して 113 万両以上の銀を出しており、乾隆三年には資金繰りに困る状態に陥ったと考えられる。そこで范毓積は、清政府が辦銅の旧商を更迭して新たな商人を召募するのに便乗して、自己資金で辦銅へ参入し、その銅によって滞納した銀を返済しようと請願したのではない

だろうか。范氏は元々船団を保有し、日本貿易を行っていたので、船団にかかる初期投資がない。つまり、辦銅で借金を返済することによって、一時的な資金不足からの脱却を図ったのである。また、前節に述べたように、乾隆二年以降、中央の錢局では鑄造用の原料銅は全て雲南銅を使用するようになったため、洋銅の需要が急速に低下した。その時点で、范氏は官商として洋銅を調達させる必要はなくなっていたと考えられる。

さて、乾隆三年における范氏の性格について、再び両江総督那蘇図の題本を取り上げたい。那蘇図は、官辦洋銅を停止して以来、民間商人は自己資金で洋銅を調達するので、以前官に没収された倭照を借りることはないはずであるから<sup>12</sup>、范毓黻に官照を貸し出し、官照の数が足りなければ、さらに民商が所有する倭照を借りさせることを提案した。

今若不再尽官照租用、則官照幾成廢紙。自應租給官照赴買。但查倭照出洋必須挨年輪番、不能超次。官照恐非係当年輪番之照、若有不敷應用之時、應聽其再租民照湊用。(中略)如租用官照、每辦銅百斤繳銀一兩解部充公、如租用民照、應聽其自議租價、無庸繩以官照租銀之數。

今、もし〔范毓黻〕も官照を借りないと、官照はほとんど紙くずとなる。官照を貸し出すべきである。ただし、査するに、倭照を持って洋行する時、必ず年に従って順番に待たなければならず、割り込むことはできない。官照はすべて番に当たった照ではない恐れがあるので、もし足りなければ、民照を借りて併用させる。(中略)もし官照を借りたら、銅を百斤調達するごとに一兩の銀を納めて、部に送って公有にする。もし民照を借りたら、自ら貸し賃を議定させる。必ずしも官照の貸し賃に拘らない。

乾隆帝の硃批には「harangga jurgan gisurefi wesimbu (該部が議奏せよ)」とあり、議論の結果は不明であるが、乾隆三年の内務府商人范氏による洋銅調達は民商と異なり、官商に近い性格を持っていたことが分かる。

史料上の限界から、范氏の洋銅調達の細部については未だ不明な点が多い。華立、彭浩両氏によって、范氏の毎年支払うべき銀額に換算して、相当量の輸入銅を上納していたことが明らかになったものの、銅の価格については言及されていない<sup>13</sup>。そのため、毎年范氏が上納すべき銅の量までは知ることができない。乾隆五年に民商から洋銅を購入する価格が100斤あたり17両5銭に議定される<sup>14</sup>以前は、官辦の価格に照らして、14両5銭であった<sup>15</sup>。范氏が輸入した銅も100斤ごとに14両5銭として換算すべきであろう。前に引用した乾隆四年三月十七日付の那蘇図の題本によると、范毓黻は135万両の滞納銀を四年間に分けて、その息子范清注に洋銅を調達して返済させることになったという。すなわち、一年に33.75万両の銀を返済すべきであり、換算すると、毎年232.76万斤の銅を上納すべきであったことになる。日本側が規定した唐船向け銅輸出量は毎年300万斤しかないので、達成困難な任務であったと考えられる。

范毓黻は乾隆八年に辦銅で全ての負債を返済し終わるはずであったが、毎年上納すべき銅の



量が多すぎたため、期限通りに上納できなかった。乾隆十一年（1746）二月十五日付の范毓積の弟范毓キ〔香十奇〕の奏摺に、

臣兄范毓積従前辦理北路軍糧、部議核減脚価二百六十五万両、歴年扣交過銀共一百六十万余両、至乾隆六年尚欠銀一百一万余両、不能依限完納。臣兄毓積正在徬徨莫措、適臣起復陛見、荷蒙顧問、寛限三年交完。又命臣就近幫辦、皇恩浩蕩、感涕難名。臣兄毓積於乾隆七・八兩年已竭力措交過銀三十三万両、仍剩未完銀六十七万余両<sup>16</sup>。

臣の兄范毓積は以前に北路の軍糧を調達した時、部に議して、運賃二百六十五万両を目減りさせたため、歴年〔受領すべき銀から〕差し引かれる銀は合計一百六十万余両となった。乾隆六年に至っても、なお銀一百一万余両を滞納し、期限通りに完納できなかった。臣の兄である毓積が迷って、どうしたらよいか分からなかったとき、たまたま臣は再び起用されて、謁見した。〔返済について〕尋ねられて、三年間の猶予をいただいて完納することになった。さらに、臣に命じて、近くで協力させた。広大な皇恩に対する感謝の気持ちを言葉で表すことができない。臣の兄毓積は乾隆七・八の兩年に既に力を尽くして銀三十三万余両を上納したが、なお六十七万両を滞納している。

とあるように、范毓積は乾隆五年分を納めたが、六年分は予定通りに納めることができなかった。そのため、乾隆帝は再び期限を三年間延長した。すなわち、乾隆六年から十一年までの六年間で、毎年約 16.88 万両の銀を 116.38 万両の銅に換算して、上納させ、返済させることになった。劉氏は、范毓積は乾隆五年から七年にかけての銅調達で莫大な利益を得たと指摘しているが、上納すべき銅の量が多すぎて、期限通りに完納できず、利益を挙げ難かったと考えられる。そのうえ、第四章に述べたように、范毓積は人参採取によって新たな欠損を出した。乾隆九年正月二十九日付けの訥親の上奏文に、

（前略）該参価銀四十三万二千四百一十四両四錢九分一釐、合之范毓積応追従前核減運米脚価未完銀六十七万両五千四百四十五両八錢零、併承辦長蘆臨禹等処塩務代認李天馥銅斤未完銀三万三千三百九十両<sup>17</sup>。

（前略）人参の代銀四十三万二千四百一十四両四錢九分一釐を滞納した。加えて范毓積から取り戻すべき、欠損した米を調達する運賃の銀六十七万五千四百四十五両八錢余りがあり、また長蘆の臨禹等の引地を引き受けるために李天馥の代わりに弁償すべき、返済されていない銅の代銀三万三千三百九十両がある。

これについて、乾隆帝は辦銅で賠償させるという諭旨を下した。辦銅の数量と価格は、戸部が范毓積に問いただした上で定めた。この時定められた数量や価格は訥親の同じ上奏に以下のように記されている。

乾隆九年一年置貨出洋、毎年辦銅一百三十万斤、解運西安・保定各三十万斤、江西・湖北各

二十五万斤、江蘇二十万斤。於乙丑年為始至庚申年計六年共交銅七百八十万斤、尚余銅六十五万一千七百八十七斤十二兩零、於辛未年照數辦交、分解保定・陝西二省。所需銅價銀兩陸路每百斤以十四兩、水路每百斤以十三兩銷算<sup>18</sup>。

乾隆九年の一年の間に貨物を購入して洋行し、毎年銅一百三十万斤を調達して、西安・保定にそれぞれ三十万斤、江西・湖北にそれぞれ二十五万斤、江蘇に二十万斤を運送する。乙丑年から庚申年までの六年間に合計銅七百八十万斤を納めるべきである。また残りの銅六十五万一千七百八十七斤十二兩余りを、辛未年に数の通りに調達して運送し、保定・陝西二省に分けて運送する。銅の価値は、陸路では百斤ごとに十四兩で、水路では百斤ごとに十三兩に換算する。

この上奏によれば、毎年調達する銅の量は乾隆六年の 116.38 万兩より約 20 万斤増加し、一方価格が以前よりかなり下がった。ここで注目したいのは、乾隆九年に定めた銅の価格は運賃を含めているということである。乾隆二年以前は、運賃が銅 100 斤につき 3 兩 5 錢であった。さらに、乾隆五年に民商から銅を購入する際の価格は、銅 100 斤につき 17 兩 5 錢と定められた。官商范氏の価格と比べると 100 斤につき約 7 兩の差がある。彭氏は、各省への運送計画が毓麟の意見に基づくものであったと指摘しているが、范毓麟が自らこのような低い価格を提示したとは考えにくい。訥親の奏摺に「臣等随將直隸等省追應需銅斤數目及搬運銅價詢問范毓麟」と書かれていたが、各省へ銅をどう分配するかは明らかに戸部の仕事であり、范毓麟は関与できないはずである。そのため、これは戸部の側から銅の量と価格を提案して、范毓麟に提示したものと解釈してよい。つまり、乾隆九年に范氏に対して適用された民商と異なる辦銅制度は、政府から押し付けられたものであったと考えられる。

## 2. 返済期限の延長と范氏辦銅の長期化

果たして乾隆九年の弁償計画も予定通りには実施されなかった。乾隆十一年に出された范毓キ〔香+奇〕の上奏文によると、乾隆九年・十年の二年間、范清注は 22 隻の船を派遣したが、中国から渡航した船が 40 隻に達して、順番に貿易させたため、范氏の船は 1 隻しか帰航しなかった<sup>19</sup>。そのため、范毓キ〔香+奇〕は乾隆帝に「自丁卯年為始、毎年辦銅八十万斤、至甲戌年清完（丁卯年から始めて毎年銅八十万斤を調達し、甲戌年に至って完済したい）」と求めた。そして、乾隆十二年（1747）から毎年 80 万斤の銅を調達し、乾隆十九（1754）年までに完納することになった。

さらに、『皇朝文献通考』によれば、乾隆十五年（1750）に范氏による辦銅額は毎年 80 万斤から 50 万斤に引き下げられた<sup>20</sup>。この減額に関して直接言及する史料は見当たらないが、乾隆二十五年（1760）四月の総管内務府の奏摺から部分的に明らかにできる。

本年四月初九日、抛戸部郎中范清注呈称、清注之父范毓麟原欠著賠參票銀五十一万一千余兩、

代認李天馥銅斤銀三千三百余両、又范清注在金川運過米、著賠銀七万両、金川捐項銀二十万両、河東・長蘆塩窩金川報捐銀六万余両、共銀八十七万四千余両。前經戸部奏定辦銅抵補。業經交過十五年、共抵銷過銀六十三万七千余両、未完銀二十三万七千余両。此項未完銀應於庚辰・辛巳・壬午三年辦銅抵銷，便交全清<sup>21</sup>。

今年四月九日に戸部郎中范清注が呈したことは、清注の父范毓麟にはもともと滞納して弁償させるべき参票の銀五十一万一千余両があり、李天馥の銅を代償する代銀三千三百余両がある。さらに、范清注は金川での米の運送をめぐって銀七万両を賠償させることになっている。金川には捐納の銀二十万両があり、河東・長蘆の引地に金川で捐納すると申し出た銀六万余両があり、合計で全部銀八十七万四千余両となる。前に戸部が奏して、辦銅で補わせることになっている。すでに十五年にわたって納め、合わせて銀六十三万七千余両を賠償した。まだ銀二十三万七千余両を納めていない。この未納の銀を庚辰（乾隆二十五年）・辛巳（乾隆二十六年）・壬午（乾隆二十七年）の三年間の辦銅で補うと、完済することになる。

この奏摺によれば、乾隆十五年の減額は金川の乱と関わりがある。乾隆十三（1748）年八月に、范清注は王鏜と共に資金を受領して四川に軍糧を調達しに行ったが、乾隆十四年（1749）三月に軍隊が引き上げたため、軍糧の調達を停止させた。范清注は呈文して、すでに受領した米の代価と運賃を返却した上に、20万両を寄付した。乾隆十四年三月一日付けの大学士来保の題本に、

拋范清注呈称、現經運出米約七八千石、支過司庫銀七万両、收到各州縣倉米一万五千余石。注辦運銀兩不敢領費報銷外、再情願捐銀二十万両。

范清注が呈したことは、現在約米七八千石を運送し、司庫銀七万両を受け取った。各州縣の倉に米一万五千余石を収めた。注は敢えて米の調達する費用を受領して費用に充てず、また銀二十万両を寄付することを願う<sup>22</sup>。

とあり、金川への軍糧運送費と捐納によって、合計 27 万両の負債を抱えることになった。乾隆十二年から十四年までの間、銅を順調に調達し期限通り上納したので、乾隆十四年に北路の軍糧の運賃六十七万両余りをようやく返済し終わった。他の債務と乾隆十五年の 33 万両を合わせて、乾隆二十七（1762）までの十二年間の期限を定めて、辦銅で賠償させたと考えられる。乾隆二十五年までに、范清注は期限通りに合計 637,000 両余りに相当する銅を上納し、さらに三年分を返済すれば、乾隆十五年に定められた返済計画通りに完納できるところであったが、范清注は銅と塩の資金が足りないため、残る 237,000 両余りの銀を借りて、他の債務と併せて改めて期限を定め、辦銅で返済したいと呈した。その呈文には、

叩請天恩暫將三限銅斤一百七十七万四千余斤、計銀二十三万七千余兩全行賞給、以便置貨出洋、接濟塩業、以幫辦銅之需。其前項未完應辦銅抵銷銀二十三万七千余兩及內庫未完生息本利銀二十八万八千兩、慶瑞當舖生息本利銀八万兩、河東節省銀八万兩、代賠官貨銀三万八千

七百余両、通共銀七十二万三千七百余両。叩懇皇上天恩此項銀兩賞限二十五年、毎年完銀二万八千九百四十八両交納内庫<sup>23</sup>。

叩頭して天恩を求めること。三つの期限までに〔納めるべき〕銅斤一百七十七万四千余斤、合計して銀二十三万七千余両を全部賞していただいたので、貨物を購入して洋行しつつ、塩業に資金を投入し、辦銅の費用を補う。前項のまだ返済し終わらない辦銅で補うべき銀二十三万七千余両・内庫のまだ納めていない生息本利銀二十八万八千両・慶瑞質屋の本利銀八万両・河東の節省銀八万両・官の貨物を代賠する銀三万八千七百余両があり、合計して銀七十二万三千七百余両となる。皇上に叩頭して天恩を求め、この銀両について二十五年間の期限をいただき、毎年銀二万八千九百四十八両を内庫に納めたい。

このようにして、辦銅の期限はさらに延長されることになり、乾隆三年から一時的な債務の返済方式として実施されていた范氏の辦銅は、次第に長期化した。乾隆二十年代以降、范氏一族の経営状況は次第に厳しくなり、辦銅と塩業の資金が足りず、度々内務府から内庫銀を借りるようになった。范氏が内庫銀を借りた状況については、第五章と第六章で既に論じた。その返済方式は大体変わらず、数十年間の期限を設けて辦銅で分割返済するというものであった。

乾隆二十七年に、范清注が死去した。清注の兄である范清洪が後を継いで范氏一族の事業を経営し始めた。乾隆二十七年十二月に范清洪は内務府に呈文して、30万両の内庫銀を借りて、同二十八年（1763）から毎年10万両の銅を追加調達しようとした。

再請賞借銅本銀三十万両、本応按年出息、稍申報効。実縁請借之項係接濟銅塩資本、迫於時日、不能輾轉生息、令請分限二十年、毎年加辦銅一十万斤<sup>24</sup>。

再び銅の本銀三十万両を借りることを請う。本来は毎年利子を払って少しでも恩に報いるべきであるが、借りた銀は銅と塩を助ける資本であり、時間の余裕がないため、うまく回転させて利益を得ることができない。二十年の間に分割して返済することとし、毎年銅十万斤を追加で調達させていただきたい。

しかし、30万両の資金を塩業と辦銅に投入したにも関わらず、経営は少しも好転せず、乾隆二十九年三月十一日付の慎刑司の上奏によって、塩業の経営状況の悪さを指摘された。同二月に范清洪は処罰され、従兄弟である范清済が范氏一族の事業を経営することとなった。乾隆帝は旨を下し、さらに30万両の銀を范清済に貸し与えた<sup>25</sup>。乾隆二十九年七月十二日の河東塩政李質穎の上奏文によれば、この30万両の銀を、范氏一族が所有する河東の引地で弁償した<sup>26</sup>。乾隆三十一年（1766）に、范清済は再度内務府から30万両の銀を借り、滞納した銀を全部辦銅で返済してから、さらに四年間銅を納めたいと呈した。乾隆三十一年四月二十六日付の総管内務府の上奏文に、

范清済辦理未久、又有借帑之請、在伊此次非上次可比、全無可抵之項、是欲凭空借數十万

之帑、其事豈可輕言。且伊欠帑尚有一百二十余万兩、今後益以三十万兩、銀數益多、則還期益遠。是所欠之帑無日減之理、而有日增之勢。其理易見。況前此之三十万兩不過二年而仍然請借、則此次即与三十万兩、亦不過二三年之後又成虛乏、又來告貸矣。夫一領即空、一空復借、國家安能常以數十万之帑以備其無厭之借。因此臣等將所送原呈擲還<sup>27</sup>。

范清濟が〔范氏の事業を〕辦理してからまだ日が浅いが、また銀を借りることを要請した。今度は前回とは比較できず、彼には全く弁償できるものがない。〔抵押に入れられるものが〕一切ないのに、どうして数十万兩の銀を借りようなどと軽々しく言えるのか。且つ彼はまだ一百二十万兩余りの銀を滞納している。今後さらに三十万兩を加えれば、銀額が多くなり、返済期限は長くなる。したがって、滞納した銀は漸次減少するどころか、日増しに増加する勢いとなる。この道理は分かりやすい。その上、前回の三十万兩から二年も経たないのに、再び借りようとしている。もし今三十万兩を与えれば、二三年も経たずにまた窮乏して、また借りに来る。そもそも〔庫銀を〕受領するとすぐなくなり、なくなるとまた借りる。國家がどうして常に数十万の銀を用意して彼の飽くことを知らぬ借金に備えなくてはならないのか。それゆえ、臣等は彼が呈した文書を突き返した。

とある。内務府大臣らは范清濟の要請を拒否した。同年、范清濟はまた今後納めるべき銅を半分に減額して納めることを呈文したが、この請願も内務府大臣によって却下された。その原因については、前に引用した乾隆三十一年四月二十六日付の総管内務府の上奏文に、

查范清濟旧欠帑項尚有一百二十余万、計折額息銅斤共一千一百十二万余斤。自本年以始、以每年交銅五十万余斤計之、須交至乾隆丁未年清完、計尚需二十二年始能了結。若更減半交納、勢須延至四十四年之後方得完結。其以期既屬荒遠、且伊此項銅斤每年分交六省以供鼓鑄之需、已在六省每年額銅數內、今如減半交納、則此六省每處即少額銅數万、勢必又須辦買供鑄<sup>28</sup>。查するに、范清濟が前に滞納している銀はなお一百二十余万あり、銅に換算すると利息と併せて合計一千一百十二万余斤である。今年から始めて毎年銅五十万余斤を納めると計算すると、乾隆丁未年（乾隆五十二年）まで納め続けて完済することになり、二十二年かかってはじめて解決する。もしさらに半分に減額して納めれば、四十四年後までに延びてはじめて完結できる。この期限は既に長すぎる上に、且つ彼のこの銅は毎年六省に分納され、鑄造の用に供するものである。すでに六省の毎年の所定の銅額の内に含まれており、今もし半分に減額して納めることになれば、この六省はそれぞれ所定の銅額より数万斤減ることになり、鑄造を用いるためにさらに購入する必要が生ずる。

とあるように、乾隆三十一年の時点で范氏一族が滞納した銅は、乾隆五十三年（1788）になってようやく返済できることが分かる。乾隆三年から始まった范氏の辦銅は、このように長期化したため、五省の銅局にとっては安定した供給源となり、その額はなかなか変更できなかった。そのため、范氏の事業経営が順調でなくても、内務府は容易に調達する銅額を減少させず、何度も庫

銀を貸し付けて、塩業と辦銅を維持させたのである。

### 三. 船数の対比から見る范氏の民営化

范氏は内庫の借金を返済するため、乾隆三年から辦銅官商として毎年五省の所定額の洋銅を調達していた。一方、民商らは自己資本で日本へ渡航し、范氏と並行して洋銅を調達していた。下表に示したように<sup>29</sup>、日本側が銅の輸出を制限するために正徳新例から幾つかの制限策が実施され、唐船の数が漸次削減された。范氏は毎年所定額の銅を確保し、財源を拡大するため、日本への貿易船の数を増加しなければならない。したがって、范氏は内務府に呈して、民商の船の数を占用して、民商から利益を奪い取った。官商と額商の貿易船の数、額商と官商の成立については、優れた先行研究がある。この節では、范氏の呈文を取り上げて、范氏が額商から派遣できる船数を奪い取った経緯を整理して、これを通じて、范氏が次第に民商化したことを論じたい。

表 11 正徳新例前後の唐船数と定高

日本年号	年	中国年号	定高	船数
正徳五年	1715	康熙五十四年	6000 貫目	30 隻
享保二年	1717	康熙五十六年	8000	40
享保四年	1719	康熙五十八年	新銀 4000	30
享保十八年	1733	雍正十一年	4000	29
元文元年	1736	乾隆元年	4000	25
元文四年	1739	乾隆四年	4000	20
寛保三年	1743	乾隆八年	2000	20
延享三年	1746	乾隆十一年	2000	10
寛延二年	1752	乾隆十七年	4050	15
明和二年	1765	乾隆三十年	3510	13
寛政二年	1790	乾隆五十五年	2740	10

范氏は最初、辦銅の貿易船 3 隻を保有し、40 万両余りの銅を納めていた。その 3 隻以外の所定数の船はすべて民商によって出されていた。前に論じたように、乾隆二十七年に、范清洪は 30 万両の内庫銀を借りて、毎年 10 万斤の銅を追加して調達するようになった。そのため、辦銅の船が足りなくなり、内務府に呈文して 2 隻の銅船を追加しようとした。この件に関する范氏の呈文は見当たらないが、乾隆三十一年の総管内務府の奏摺から、船の数を追加させたことが確認できる。

查范清濟從前辦理洋銅船只有三隻、後因准借帑項添辦銅斤、擬范清濟以銅多船少不敷辦運、呈請添船。經戶部咨查江蘇巡撫、擬咨覆以該商辦銅五十万斤、自應准其發船五隻半以敷辦運等因在案<sup>30</sup>。

査するに、范清済は前に洋銅を調達する船ただ三隻を持っており、その後、庫銀を借りて銅を追加し調達させることが批准されたので、范清済の呈文によって、〔調達すべき〕銅の数が多く、〔自分が持っている辦銅の〕船数が少ないため、調達〔すべき額〕が足りない。船を追加しようとした。戸部に江蘇巡撫に咨文して査して、返事した咨文によって、その商人は銅五十万斤を調達するため、当然船五隻半を派遣させ、調達すべき額が足りさせるべきである。

とある。この檔案史料は船を「五隻半」に増加した日付を明記していないが、范氏一族が乾隆二十年、二十五年、二十七年、二十九年に4回で庫銀を借りたが、ただ前節に言及した乾隆二十七年に范清洪が30万両の内庫銀を借り、毎年調達すべき銅の数を10万斤増加したことは「借帑項添辦銅斤」に当てはまる。范氏一族の船数が5隻半に増加したのは乾隆二十七年であろう。船数について、乾隆三十五年の两江総督高晋の奏摺に、

従前原定洋船一十三隻、内范官商一年發辦五隻、一年發辦六隻、兩年合算毎年發船五隻半<sup>31</sup>。前にもと定められた洋船十三隻であった。その内、范氏官商が一年に五隻を派遣し、一年に六隻を派遣した。両年に併せて計算すると、毎年五隻半を派遣していた。

とある。また、劉氏は自身の整理した官商・額商出船割合表によって、乾隆二十八年以降、范氏の派遣する船数がほぼ5、6隻であったことと、乾隆二十八年に范氏官商船の数が増加したことを明らかにしている<sup>32</sup>。

乾隆三十一年、范清済は再び辦銅のために30万両を借金しようと内務府に呈文したが、内務府大臣は范清済の要請を拒否した上、范清済が滞納した銀を数十年も返済できていないので、范氏の保有する塩の引地を没収して弁償させようと上奏した。内務府大臣の提案に対して、乾隆帝は、

伊家自范毓積承充官商以来歴有年、所尚無過犯、若照内務府大臣所奏遽將伊家産抵還、其情未免可憫<sup>33</sup>。

彼の一族は范毓積が官商に務める以来長い年月を経て、まだ過誤を犯さない。もし内務府大臣が奏したように遽然に彼の家産を没収し弁償すれば、その情状は哀れむべきものがありそうである。

と指示して、大臣らに范清済が乾隆二十九年に借りた30万両の内庫銀の用途を徹底的に調べさせた。范清済は長蘆塩業の利潤だけでは辦銅の資本として足りず、毎年さらに8万両の銀を補わなければならないため、辦銅船2隻を増やし、辦銅の資本を補いたいと内務府に上申した。

辦銅洋船定数十五隻、清済船五隻、毎年辦五十万五千斤、悉行交六省鼓鑄。每百斤坐価十三両五錢。商人楊裕和船十隻、每船辦銅十万斤、官買十分之六、每百斤給価十七両五錢、余銅

自行售売、得価較更寛裕、如蒙聖恩准令清濟毎年添辦洋船二隻、勉措貨本出洋、廻桿得有余銅售売、即以助官銅辦運之費、從此歲資接濟、益戴鴻慈矜恤<sup>34</sup>。

辦銅洋船の定数は十五隻である。清濟の船五隻があり、毎年〔銅〕五十万五千斤を調達し、悉く六省に納めて〔銅錢を〕鑄造する。百斤につき価格十三兩五錢を定めた。商人楊裕和の船十隻があり、船ごとに銅十万斤を調達し、官に十文の六を買わせ、百斤につき価格十七兩五錢を定めた。余った銅を自ら売り出し、得た代金はさらに多い。もし聖恩を受け、清濟が毎年辦銅の洋船二隻を追加させれば、努力し貨物の資本を工面し洋行して、帰航してから得た余った銅を売り出し、すぐに官銅を調達する費用を補って、これから毎年資金が廻させる、ますます広く慈愛と同情に感じる。

とあるように、范清濟は額商楊裕和等から 2 隻の船を派遣する権利を奪って、自ら船を派遣し、この二隻の船が調達した銅の 6 割を、民商と同様に 17 兩 5 錢の価格で政府に売って、余った銅を自由に売却しようとした。范清濟の要請に対する内務府の反応は以下の様である。

今更請添船二隻、其意欲如商人楊裕和官私分售獲利補苴。查范清濟所請三事皆不在例所應准之条<sup>35</sup>、但伊家数代充官商無過犯、仰蒙聖恩俯垂矜惜、特派大臣查其情形、亦欲少舒其力<sup>36</sup>。いまさら二隻の船を追加しようとするのは、商人楊裕和のように官と私に分けて売って、利益を獲得して〔辦銅の資本を〕補うそうである。査するに、范清濟が要請した三件はみな定例によって批准すべきではないものであるが、彼の一族は代々に官商を務めており、過誤がなかった。聖主が恩を施し、同情して、特に大臣を派遣し彼の情状を調べさせて、また少し彼の財力〔の困難〕から解け放せる。

劉氏は官商船の数が次第に増加する背景に関して、官商の国家に対する債務返済、及び国家の銅需要に対する供給をより容易にする点について指摘している<sup>37</sup>。内務府は、范氏が当時保有する船数で所定額の銅を調達でき、さらに船を追加する必要なしと判断したが、彼が利益を上げて、辦銅の資本を補うために改めて船数を追加することを許可したのは、主に乾隆帝が范氏一族に対して同情したからである。実のところ、内務府大臣が范氏に船数を追加しても、毎年 8 万兩の不足分を補足できず、この方法政策では范氏の経営状況を抜本的に好転させることは倒産から救うことができないと判断できると考えられる。ただ、かろうじて范氏の経営を一時的に維持しさせるだけである。しかし、范氏は資本金を捻出できないので、乾隆三十五年までに 2 隻の貿易船を増やすことはできなかった。乾隆三十五年の两江総督高晋の奏摺には、

（前略）統於乾隆三十一年、増定〔官商〕毎年発船七隻、額商発船六隻、現在范官商因乏資本、並未加船發洋。今情願讓民商發辦、繳銅供鑄。額商李豫来等亦願領范清濟退出之一隻半船、於来年出洋照額加辦銅十五万斤。統計毎年可加辦洋銅二十八万斤、以資鼓鑄。

（前略）続いて、乾隆三十一年に、毎年官商に船七隻に増加し派遣させ、額商に船六隻を派



遣させた。現在、范氏官商は資本が乏しいので、船を加えなかった。今民商に〔船を〕派遣して辦銅させ、銅を納めさせて鑄造に供えようとした。額商李豫来等も范清済が返却した一隻半の船を受領することを願って、来年洋行し所定額を照らして銅十五万斤を調達しようとした。総計するに、毎年洋銅二十八万斤を調達することができ、鑄造に資す<sup>38</sup>。

とある。范氏の仲間陶昇と額商李豫来が協議して、范氏が乾隆三十一年に額商から奪い取った一隻半の船を派遣する権利を李豫来に譲ろうとしたが、部議して、船を減少すれば、范氏が期限通りに銅を調達できない恐れがあるとして批准しなかった<sup>39</sup>。ただし、范氏は2隻の船を自ら購入することはできなかったが、決して日本貿易で銅を調達しないわけではない。范氏の銅調達の方式について、乾隆三十七年の范清洪の呈文が手掛かりとして解明できる。乾隆二十七年十二月十九日付けの范清洪の呈文には、

①查東洋産銅毎年止有二百万斤、止許十五隻輪番挨配、不能參越。民商多發一船、官銅即少得十万斤。②乾隆二十年經蘇撫莊奏准額商楊裕和等承辦銅斤議禁民商出洋、如有他商情願辦銅者悉附額商名下不得私透超販在案。今楊裕和等銅案已竣。③職請照楊裕和之例、禁止民商私超出洋、如有情願辦銅者附職名下、歸棹之日除職已資應得之銅外、所有民商搭附之銅職尽力以官價十七兩五錢給付、仍以十三兩五錢報銷。

①查するに、東洋に産出した銅は毎年二百万斤しかない。十五隻〔の貿易船〕に順次で〔銅を〕配ることを認める。割り込んではいけない。民商が一隻の船をより多く出したら、官銅は十万斤をより少なく得る。②乾隆二十年に、蘇州巡撫莊〔有恭〕が奏して、額商楊裕和等は銅斤を調達することを批准した。議して、民商が洋行することを禁止し、もし他の商人は銅を調達しようとする者がいれば、悉く額商の名義のもとにして、勝手に密航し購入してはいけない。③今楊裕和等の銅の案件が既に完了した。小職は楊裕和の例を照らして、民商が勝手に密航することを禁止し、もし辦銅しようとする者がいれば、小職の名義のもとにして、帰航した日に小職が自己資本で得るべき銅以外、すべての民商が付け加えた銅を、小職は力を尽くして官價十七兩五錢で支払って、相変わらず十三兩五錢で清算する。<sup>40</sup>

とある。史料②では、額商と附商の成立について言及している。乾隆二十年に、商人楊裕和ら12人の商人が、銅を滞納したため革職した商人らに代って、滞納した銀を返済する代償によって、清朝政府に額商として認められた。他の民商は日本へ渡航することを禁止され、額商の「附商」として参加するようになった。乾隆二十年の莊有恭の奏摺によると、額商は旧商の滞納した銀の返済期限は六年間で<sup>41</sup>、すなわち乾隆二十六年までに返済し終わった。そのため、范清洪の呈文に「今楊裕和等銅案已竣」とある。史料①と併せて見ると、額商は債務を返済して終わってから、官商と共に日本貿易を独占できず、民商が再度辦銅を参入できるようになった。劉氏と彭氏は額商の中に総商1人、他の商人は即ち「附商」とであると指摘しているが、范清洪の呈文によると、12人の額商団体は乾隆二十六年にすでに解散している。それ以降、民局は総商が率いる民商グル

ープとなり、構成と人数は不安定となったと考えられる。史料③の范清洪が提出した案から、「附商」は日本へ洋行する資格を持っておらず、出資者として銅の購入を范氏に委託する商人あるいは下請け人であると考えられる。范清洪は資金不足なので、乾隆二十八年以降、額商の制度を照らして、「附商」として民商から資金を集めて、日本貿易の資本金を補充してきたと考えられる。

以上のように、范氏は乾隆二十七年、三十一年二回で額商から派遣できる船の数を奪い取ったが、范氏の債務返済に対するあまり効き目がなかった。ただし、船数を追加するたびに、官商辦銅政策に民商辦銅政策を部分的に取り入れ、官商辦銅政策が民商辦銅政策に近づいてきた。

#### 四．范氏銅局の代理経営と民営化

第六章に述べたように、范氏の辦銅資本は、ほぼ塩の収入から捻出されていた。しかし、前節に述べたように、乾隆二十年以降、塩業の運営も不調で、内庫から何度も資本銀を借り入れることになった。借金を重ねて、范氏一族が最終的に乾隆四十八年に破産した。ここで注目すべきは、乾隆帝が范清済の家産を調査して没収したことである。これは乾隆帝が、范清済は范毓積に代わって経営者として范毓積の家産を奪い取って、資金を横領するなどの不正行為によって大量の欠損を出したと認識したためである。一方、范毓積が所有する産業を毓積の孫である范重榮に返した<sup>42</sup>。従って、長蘆塩政徵瑞が上奏して、范毓積が所有する長蘆の引地を10人の塩商に任せて代辦させ、その10人の商人から一人を選出して范氏の代わりに六省の所定額の銅を調達させた。これに対して、総管内務府の意見は、

至辦銅不可多人、遵旨歸於一商以專責成。擬該塩政於辦塩十商中選得商人王世榮、係故商王起鳳之子、承辦引地從未誤公、人亦謹慎明白、情願獨力承當、急公報効以接辦銅務。請照原議從范氏引地余息內每年撥給銅費八萬兩、照旧辦解可期無誤<sup>43</sup>。

辦銅について、人が多いことがいけない。旨を遵って、一人の商人に帰して、遂行するように専ら責任を持たせるのである。当該の塩政によって塩を経営している十人の商人の中に商人王世榮を選び出した。〔彼は〕死去した商人王起鳳の子である。引地を引き受けて経営し、事務に遅れることはない。人間が慎重で、業務に通じている。自分で引き受けたがっている。公のために力を尽くして、恩を報いるために努力して、辦銅の事務を引き継ごうとする。もと議した通りに范氏の引地の余った利益から毎年辦銅の費用八万兩を發給して、いつも通り調達して、遅れることがないと期待できる。

であった。また、同奏摺に内務府大臣は、

即令范重榮先行學習銅塩事務、俾日久熟練、將來易於承守接辦。

范重榮が先に銅と塩の事を習わせて、長い時間にわたって、上手になったら、将来引き受けて、経営しやすい。

という意見を上奏した。十四年間の代理を完了すれば、銅と塩の産業を范毓積の孫である范重榮に返そうとした。

第六章ですでに述べたように、王世榮が内務府商人王起鳳の子であり、乾隆四十六年から起鳳から塩業を引き継ぎ、内務府が所有する引地永慶号を代理人として経営していた。このたび范氏の塩業の代理人として辦銅の仕事を受けた。さらに、長蘆塩政徵瑞の毎年范氏の塩業の利益から8万両の銀を受領して資本金とし銅を調達させるという意見によれば、范氏の銅の調達と塩の経営が切り離すとができず、「官商辦銅」が范氏の塩業経営の一部となると考えられる。「新商」王世榮の性格は辦銅官商より范氏の塩と銅の経営を代行する代理人であると思われる。

乾隆五十二年に、新しい商人錢鳴萃に交代した<sup>44</sup>が、毎年范氏の引地の利益から8万両の銀を受領する政策が変わらなかった。嘉慶元年に、范氏の債務をすべて辦銅で返済したので、范氏の産業の経営代理人は塩地と銅局を范氏一族に返すべきであるが、蘇凌阿と費淳の奏摺に、

臣等接准軍機處咨會議覆長蘆塩政具奏、蘇州洋銅官局原係范清濟兼辦、因欠項參革、議令十商按年解送銅費以抵欠項。今已年限屆滿、銅費解清、蘇州辦銅官商人錢鳴萃業經身故、既拋長蘆塩政奏稱、范重榮不能辦理、長蘆各商亦無諳悉銅務之人、請勅下江蘇督撫就近遴選殷實妥商、或可否即令錢鳴萃之子錢繼善接辦之處、并著酌量家道人才、查照例案、詳核著辦具報<sup>45</sup>。

臣等は軍機處からの咨文を受け取って、長蘆塩政の奏摺について議復した。蘇州において洋銅官局をもともと范清濟が兼ねて処理していた。銀両を滞納するために弾劾し革職された。議して十人の商人に毎年銅を調達する代金で滞納した銀を返済させた。現在既に期限を満ちて、銅の代金も帳消しして終わった。蘇州の辦銅の官商人である錢鳴萃は既に死去した。長蘆塩政が奏したことによって、范重榮が辦理できなく、長蘆の各商あは銅の事務に通じる人もいなかった。勅書を下して江蘇督撫に近所で裕福な妥当な商人を選択させ、あるいは錢鳴萃の子である錢繼善を引き受けて処理することができるかどうかを、さらに暮らし向きと品行を考査し、例を査して照らして、詳しく検証し〔商人に銅の事業を〕行わせ、報告させる。

とあるように、銅局と塩引地が范氏の産業なので、10人の商人が代理人として経営する期限が十四年であり、嘉慶元年（1796）に至ると、范氏がその産業を回収すべきであるが、范毓積の孫、清洪の子である范重榮は敢えて引き継がないため、他の商人を選択しなければならない。また、『山西省汾州府介休縣張原村范氏家譜』に、

至乾隆四十六年、弄的無力支持、請告退。而遂惱內庭、查官収矣。後蒙恩旨緣先人頗有功績、著派十商代領帑項、私債均無著落。至十四年後奉旨仍歸積翁嫡派子孫。至嘉慶二年、積翁曾孫光震等向內府遞呈收回原產、又奉旨著積翁長承辦。其積翁長孫重榮性僻胆小、再四推却不肯接收、後已分派四商、而光震不忍復遞呈奪其引地、已入官矣<sup>46</sup>。

乾隆四十六年に、無力で支えることができなかったので、辞めさせようと求めた。とうとう内庭が怒られ、〔家業を〕査して没収してしまった。その後、恩旨を受けて、先人はなかなか功績があったので、十人の商人に〔滞納した〕銀両を代償させた。個人の債務はみなあてがつかなかった。十四年後に旨を奉じてまた龔翁の嫡直系の子孫に返した。嘉慶二年に、龔翁の曾孫である光震らは内務府にもとの家産を回収しようと呈して、また旨を奉じて龔翁の直系に引き受けさせた。龔翁の長孫である重榮は性質がひねくれている臆病で、再三断って、あえて受け取らなかった。その後、既に四人の商人に分けて配分し、光震は再び呈してその引地を奪うに忍びなかったため、既に没収してしまった。

とあり、清政府は塩の引地と蘇州の官銅局を范毓龔の長子清洪の子に返そうとしたが、重榮はあえて受領しなかったため、4人の商人に売却された。銅の調達を受け継ぐ商人について、蘇凌阿と費淳は民商として銅を調達している王履階を推薦した。

惟有在民局辦銅商人王履階諳熟老成、家道尚称殷实、堪以承辦。並摺該商稟称：商人本係民商、今蒙飭辦官局洋銅、不敢請領官帑、情願照民商之例、自備資本赴洋採辦。辦回銅斤亦照民商之例、令各省赴蘇領回<sup>47</sup>。

民局に銅を調達している商人王履階が〔辦銅の事務〕を通じて老成している。暮らし向きも裕福であると言える。引き受けることができる。またこの商人が上申するに、商人はもと民商である。現在官局の洋銅を引き受けさせていただいて、敢えて官の銀を受領しない。民商の例を照らして、自ら資本を用意して洋行して購入させたい。銅斤を購入して帰ったら、また民商の例を照らして、各省〔の役人〕に蘇州に来させて持ち戻らせる。

王履階が自己資本で洋銅を調達する提案に対して、蘇凌阿と費淳は官商と民商の辦銅を統一しようと提案した。

今商人王履階等係以民商接辦官銅、既不借領官項、願照民商之例各己資自行採辦、所有應銷銅價值及赴關納稅並直隸・江西・湖北・陝西四省銅斤應由該省委員來蘇領運、一切章程均請照民商成例辦理、以歸畫一<sup>48</sup>。

現在商人王履階らは民商として官銅を引き受け、官の銀を借りなく、民商の例を照らして自己資本で銅を購入しようとし、すべての清算すべき銅の価値および税関に納めた税金と直隸・江西・湖北・陝西四省の銅を当該の省が役人を委ねて、蘇州に来て受領し、運送させることについて、すべての規則は民商の前例を照らして処理して、画一させる。

蘇凌阿と費淳の意見は、王履階が民商の身分で官銅を調達するため、価格・運輸・納税について、民商と同様に処理する。つまり、王履階が官銅を調達したきっかけで、必要がない官商辦銅を民商化することとなり、統一させるようになったのである。それ以降、六省における銅銭を鑄造するために、「官銅」を調達する制度が廃止されていないが、その制度は毎年上納すべき銅量と派

遣できる貿易船の数しか規定しなかった。実際に、官商辦銅という制度は有名無実と化した。

## おわりに

乾隆期の「官商辦銅」は范氏の債務賠償をめぐって展開したので、「范氏辦銅」であると言っても過言ではない。范氏辦銅は以下の三段階に分けられる。①乾隆三年に北路軍糧の運賃を返済するため、長年弁償していた范毓積は同年返済すべき銀を調達できないので、やむを得ず昔から経営している日本貿易で購入した銅を用いて、滞納銀相当の銅を上納し、返済する提案を出した。そして乾隆五年から八年までの四年間の期限を定めて、一時的に辦銅で返済させた。この四年間に民商と同様の銅調達方法で行わせたが、那蘇図の范毓積に官照を受領させるという奏摺から、范氏は乾隆三年時点ですでに民商と異なり、はっきりと官商の性格を持っていた。②乾隆九年に、人参採取によって新たな欠損が出し、乾隆帝は范毓積に銅調達で返済させると命じて、銅の価格と数量を議定して、初めて民商と異なる辦銅政策を定めた。民商より低い価格・定額の銅・免税・自力で各省に運送という四つの点が定められたことから見ると、乾隆九年に「官商辦銅制」が初めて成立されたと考えられる。さらに、乾隆十五年に改めて辦銅期限を定め、范氏辦銅が長期化となった。③乾隆二十七・二十九年に新たな欠損と借金が重なり、辦銅期限を二十年以上に延長した。しかし、乾隆二十年以降、范氏は経営不振に陥り、滞納した金額が返済できないほど膨れ上がったので、内務府も范氏が全部返済することを期待せず、ただ乾隆帝の諭旨を遵って、巧みに范氏の事業を維持していた。ただし、范氏が調達する銅の額はすでに六省の定額となった。定額の銅を確保しないと、銅錢鑄造に大きく支障が出る。その原因で、内務府は范氏を支えて、二度額商から日本へ渡航できる船の数を奪い取った。

乾隆二十七年と三十一年に范清洪と范清済は二回にわたって内務府に呈文し、辦銅の資金不足を理由に、額商から日本へ渡航できる船の数3隻半を奪い取った。乾隆二十七年に船1隻半を追加させ、官商辦銅政策によって清算させたが、乾隆三十一年に再び2隻を追加させ、民商辦銅政策で清算させた。実のところ、范氏が毎年辦銅の資本金の不足分が8万両であり、その3半隻船で得た利益では焼け石に水であったが、范氏は船を追加したことがきっかけで、官商辦銅に部分的に民商辦銅の優遇政策を導入し、民商を投資者あるいは下請け人として范氏の傘下に置いて、「附商」として認められるようになった。さらに、一部分の船で完全に民商辦銅政策を照らして行うようになった。これは范氏辦銅が民営化に移行する重要な一歩であった。

乾隆四十八年に、范清済の破産によって、范氏が所有する引地と銅局が没収されたが、乾隆帝は范清済の責任を追及して家産もいったん没収したものの、范毓積の孫范重榮に返した。債務を返済するため、范氏の引地を10人の商人に任せて代理運営させ、10人の商人のうち、王世榮に銅調達を委ねた。范清済がまた残した十四年間の辦銅期限で債務を范氏の代わりに弁償させた。王世榮は内務府と関係が深い長蘆塩商であるが、先行研究によると、実際の銅調達の担当者は辦銅民商王元章であり<sup>49</sup>、彼と交代した商人錢鳴萃も辦銅民商である。嘉慶二年に、范氏の債務は

完済され、引地と銅局を范重榮に返還すべきところであつたが、范重榮が敢えて引き受けなかつたので、改めて辦銅民商王履階に任せて自己資本で銅を調達させた。その結果、「官商辦銅」と「額商辦銅」が統一されたのである。

---

<sup>1</sup> 矢野仁一『長崎市史 通交貿易編 東洋中国部』長崎市、1938年。内田直作「辦銅貿易商人団体」、『日本華僑社会の研究』東京：同文館、1949年。山脇悌二郎「清代塩商と長崎貿易の独占」、『史学雑誌』67-8、1958年。松浦章「清代対日貿易における官商・民商」、『清代海外貿易史の研究』京都：書店、2002年。「長崎貿易における在唐荷主について—乾隆～咸豊期の日清貿易の官商・民商—」、『社会経済史学』45-1、1979年。劉序楓「清日貿易の洋銅商について—乾隆～咸豊期の官商と民商を中心に—」『九州大学東洋史論集』15、1986年。華立「清代洋銅官商范氏一族の軌跡」『大阪経済法科大学論集』100、2011年。彭浩『近世日清通商関係の研究』博士論文、2012年。

<sup>2</sup> 香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人辦銅制について」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』(11) 115-153頁。

<sup>3</sup> 前掲、華立「清代洋銅官商范氏一族の軌跡」。

<sup>4</sup> 彭浩「一八世紀日清貿易における中国商人の組織化—額商の成立と貿易独占を中心に—」、『東方学』125、2013年。

<sup>5</sup> 前掲、劉序楓「清日貿易の洋銅商について—乾隆～咸豊期の官商と民商を中心に—」。

<sup>6</sup> 前掲、彭浩『近世日清通商関係の研究』。

<sup>7</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「題本」02-169-13202-013。

<sup>8</sup> 「核減運米脚価」の経緯について、すでに第一章で述べている。彭浩『近世日清通商関係の研究』参照。

<sup>9</sup> 「題本」02-169-13202-013。

<sup>10</sup> 前掲、彭浩『近世日清通商関係の研究』。

<sup>11</sup> 「題本」02-169-13202-013。

<sup>12</sup> 「查原管浙江総督大学士稽曾筠等咨報各商共有倭照一百一十張、已交官抵帑二十七張、余存民照八十三張、見在各商収執」「題本」02-169-13202-013。

<sup>13</sup> 彭浩『近世日清通商関係の研究』；華立「清代洋銅官商范氏一族の軌跡」。

<sup>14</sup> 中国第一歴史檔案館蔵「硃批奏摺」04-01-35-1231-003。

<sup>15</sup> 乾隆二年十月十日の江蘇布政使張渠の奏摺に「伏查、採辦洋銅每百斤部價十四兩五錢」とある。「硃批奏摺」04-01-35-1227-018。

<sup>16</sup> 「硃批奏摺」04-01-35-1237-002。

<sup>17</sup> 張偉仁主編『中央研究院歷史語言研究所現存清代内閣大庫原藏明清檔案』(『明清檔案』)、台北：中央研究院歷史語言研究所、1986-1994年、A129-35。

<sup>18</sup> 同上。

- 
- 19 「硃批奏摺」 04-01-35-1237-002。
- 20 『清朝文献通考』 卷十六、錢幣考四、考 5000。
- 21 「内務府奏銷檔」 252 冊 67 頁。
- 22 「題本」 02-01-03-04733-006。
- 23 「内務府奏銷檔」 252 冊 67 頁。
- 24 「内務府奏案」 5-204-61。
- 25 「内務府奏案」 5-215-25。
- 26 「内務府奏案」 5-217-64。
- 27 「内務府奏案」 5-234-18。
- 28 同上。
- 29 中村質『近世長崎貿易史の研究』、東京：吉川弘文館、1988 年。この表は 374 頁の内容によって作られた。
- 30 「内務府奏案」 5-199-17。
- 31 「硃批奏摺」 04-01-35-1278-024。
- 32 劉序楓「清日貿易の洋銅商について一乾隆～咸豊期の官商・民商を中心に一」。
- 33 「内務府奏案」 5-199-17。
- 34 同上。
- 35 范清済が内務府に呈文して求める三件のことは、銅船二隻を追加する以外、滞納した塩税を八年間に分けて返済することと内庫に滞納する八万両の銀を辦銅の期限がさらに一年間に延長して、辦銅で返済することである。
- 36 「内務府奏案」 5-199-17。
- 37 劉序楓「清日貿易の洋銅商について一乾隆～咸豊期の官商・民商を中心に一」。
- 38 「硃批奏摺」 04-01-35-1278-024。
- 39 「硃批奏摺」 04-01-35-1284-018。
- 40 「内務府奏案」 5-204-61。
- 41 『宮中檔乾隆朝奏摺』 10 輯、国立故宮博物院、1982-1986 年、200 頁。
- 42 『宮中檔乾隆朝奏摺』 53 輯、517 頁。
- 43 「内務府奏銷檔」 374-38-1。
- 44 『宮中檔乾隆朝奏摺』 56 輯、252 頁。
- 45 「録副奏摺」 03-1853-019。
- 46 『山西省汾州府介休県張原村范氏家譜』、『中国希見史料』、第 14 冊、廈門：廈門大学出版社、2007 年。
- 47 「録副奏摺」 03-1853-019。
- 48 同上。

---

<sup>49</sup> 「硃批奏摺」 04-01-35-062-2365。



## 結論

本論文においては、「内務府奏銷檔」「内務府奏案」を中心とする檔案史料と各種の編纂史料とを可能な限り広範に利用して、清代前期における内務府商人の概念、及びその商業活動について考察した。本論文の主要な内容をまとめると以下の通りである。

### 一．本論各章における考察内容

まず、第一章を中心に、内務府による内務府商人の任免や処罰などの例を取り上げて、内務府商人の概念を確定し、その義務と権利を明らかにした。内務府商人は上三旗ボーイ商人と税関商人に分けられる。上三旗ボーイ商人は、満洲人が家の奴僕に本銀を与えて商売をさせる習慣に則って設置され、満洲色を反映したものであった。内務府は商人に本銀を与えて、毎年期日通りに利銀を徴収したが、内務府の仕事以外に商人がどのような商業をしているか、どの程度利益を得ているかに対しては、全く関心を払っていなかった。正白旗ボーイ王氏一族は康熙期から乾隆三十年代まで代々内務府商人として活躍していた。一方、張家口商人を始めとする税関商人は清朝初期に宮廷の物資を確保するために召募された民商である。税関商人も一定の本銀を受領し、毎年内務府に利銀を納入した上で、指定した物資の調達を行わせた。

これらの内務府商人は、具体的には、次のような二つの職務を担っていた。

一つ目は内務府の業務である。史料から明らかになったことは、内務府商人を設置した当初の目的は、皇室の日常生活の物資を安定的に供給するためであった。広儲司の六庫に貯蔵される品物の購入と売却は内務府商人にとって最も基本的な業務である（第二章）。それ以外に、毛皮等の重要な物資の調達も彼らに任された。しかし、統治の安定と急速な経済発展が進むにしたがって、最初に規定された商人の仕事は次第に重要性を失っていき、内務府商人の仕事は徐々に減少したため、多くの商人は王公の事業を経営するようになった。内務府に残った商人は依然として宮廷のための事業に従事していたが、そのために使える金額は数十両までであった。それに対し、康熙期に商人の競争で頭角を現した若干の内務府大商人、例えば張家口商人范氏一族や正白旗ボーイ王氏一族は、内務府の大部分の事業を独占した。

二つ目は利銀の納入である。上述したように、内務府商人は内務府から本銀を受領していたため、毎年内務府に所定額の利銀を納入する義務を負っていた。納入すべき利銀の額は康熙期に何回か調整されたが、その後は変更されなかった。内庫財源が拡大するにしたがい、内務府商人の納入する利銀は、内庫の銀両を増やす方法としての重要性を失っていった。

それに対し、内務府商人の権利についての記録は非常に曖昧である。内務府の檔案史料によって明らかになった商人の権利は、主に三つある。一つ目は、内務府商人は等級によって 100 両か

ら 300 両までの本銀と商業用の店・倉庫を受領することができる。これは資本が少ない商人にとって有益であるだろう。二つ目は、内務府商人は等級によって何人かの壮丁の賦役を免除される。これは内三旗商人に限られていた。三つ目は、優れた業績を上げた内務府商人は官職を授与されることもある。また、雍正十一年（1733）以前、北京内務府の買売領催は内務府商人から選抜されていた。

内務府商人には規定外の役得もあった。内務府商人は内務府との関係によって、辦銅、人参採取、塩業など国家の重要な経済仕事を請負うことができた他、低い利率で内庫銀を借り入れることができたのである（第五章）。

次に、第二章以下の各章において、銅の調達・人参採取・塩業の経営・生息銀両の運用など、内務府商人が様々な事業に従事した例を取り上げ、内務府商人の経済活動の実態を明らかにした。

第二章では、内庫の物品購入・売却の方法とその変遷を検討した。多くの内務府商人は内庫物品の購入・売却に従事したものの、六庫の役人はあまり時価を調査しておらず、定価が時価と乖離したため、商人は損失を蒙ってしまった。一方、康熙～乾隆初年にわたって、内庫の品物の売却は概ね内務府の大商人に任せていたが、乾隆三十年以降、内庫の織物類と毛皮類の売却は次第に民商によって請負われるようになった。

第三章では、康熙後期に内務府商人が各税関に代って銅の購入と調達を請け負うことを希望し、それに伴って毎年内務府に定額の節省銀を納めるようになった経緯を明らかにした。辦銅のためにグループを作った内務府商人同士の繋がりについて分析し、内務府商人グループ同士の競争が銅価を押し下げ、節省銀を増加させることになり、結果として商人が損失を蒙る原因の一つとなったことを指摘した。

第四章では、康熙末期から乾隆九年（1744）にかけて人参採取の仕事を請け負った内務府商人の事例を取り上げ、人参採取に関する政策が変転した原因を検討した。康熙末期に商人による人参採取の請負は盛京將軍から参票を一括購入し、盛京地方の下請に参票を売却し、下請の雇用する刨夫が人参を採取した。しかし、商人は前払いの参票銀を穴埋めするため、参票を偽造し、人参採取を混乱させた。そのため、雍正元年（1723）に商人による請負は中止された。雍正八年（1730）には請負が再開され、利益を最大化するため、商人は刨夫に支給する参票の数を調整したが、政府は刨夫に支給すべき参票の数を定めたため、商人が支えられる限界を超えて、損失を出した。

第五章では、康熙～乾隆期において内庫銀両を内務府商人に運用させた経緯を整理した。内務府は庫銀を増やすために、康熙末期に内務府商人へ庫銀を貸与した。雍正期には庫銀の貸与は行わなかったが、業務として彼らに「生息銀両」を運用させた。しかし、乾隆期に入り、内務府による運用は、より安定性の高い質屋の開設や、塩商への庫銀貸付に移行した。乾隆二十年以降、内務府は大部分の質屋から資本を引き上げ、両淮と長蘆の塩商に貸し付けて運用するようになった。塩商の中には内務府商人に大量の庫銀を貸付ける者もあった。内務府が商人に庫銀を貸し付けた第一の目的は庫銀の運用であるが、商人への援助という意味合いもあった。

第六章では、まず内務府商人范毓麟と王惠民が引地を手に入れ、長蘆の大塩商になった経緯を明らかにした。乾隆中期、塩業は、彼らの経営において重要な地位を占めていた。一方で、塩引獲得のために他の商人の滞納銀を肩代わりすることで、彼らはしばしば重い負債を抱え、乾隆期における銅銭と銀両の交換比率の変動によって損失を出して、最終的に破産に至った。滞納銀を返済させるために、内務府は両氏が所有していた引地の管理を長蘆塩商に代行させた。また、内務府の永慶号は、長蘆塩商王起鳳とその子孫が長期に渡って管理を代行しており、長蘆塩商が乾隆期の宮廷財政にとって非常に重要な存在であったことを指摘した。

第七章では、まず范氏一族の債務賠償をめぐる展開した官商辦銅の経緯を明らかにした。乾隆三年から、范毓麟は官商として洋銅を調達し、洋銅の代金で滞納銀を償還するようになったが、乾隆九年以降、政府は官商を対象とする特別の辦銅政策を定めた。その内容は、民商より低い買入れ価格、納入する銅の数量の固定化、免税、自力での各省への運送というものである。こうして「官商辦銅制」が成立した。しかし、乾隆二十七年からは、范氏の船数拡大を契機として、官商辦銅にも部分的に民商辦銅と同様の制度が適用され、さらに、一部の船では完全に民商辦銅に準じて行われるようになった。乾隆四十八年に、范清済の破産によって、銅調達は王世榮が代行することになり、さらに嘉慶二年、范氏の債務が完済されると、辦銅民商王履階が自己資本で銅を調達することになった。その結果、「官商辦銅」と「民商辦銅」は最終的に統合されたのである。

## 二. 内務府商人と皇帝・内務府との関係

本節では、本論（第一章～第七章）で得られた知見に基づいて、内務府商人と内務府・皇帝との関係や、内務府による内務府商人の管理方法について、包括的に検討を加え、内務府や国家の事業における内務府商人の位置づけを考察する。

第三章では、康熙期において内務府商人が辦銅を請負うに至った経緯を分析した。その結果、内務府商人が国家の辦銅などの大規模事業を引き受けることができたのは、内務府に「節省銀」という額外の収入を提供していたためであったことが分かった。内庫を管理していた内務府は、皇室の膨大な支出に対して気を配って、宮廷の支出を抑えると同時に、何とかして収入源を拡大する方法を模索していた（第二章の内庫人参の売却、第五章の庫銀の貸付）。そこで、内務府商人が内務府の仕事に応募する時、仕事を与える代償として、毎年内庫に節省銀を納入することを商人側に要求した。これは、商人が仕事を引き受ける時に、経費を節約して定価より低い価格で物資を調達し、定価と商人が調達した実際の価格の差額分を「節省銀」として内庫に上納するというものである。しかし、内務府の定価は時価とほぼ一致するので、商人は節省銀を納入してしまうと、あまり利益を得られなかった。ただし、商人たちが、庫銀を借り入れたり、塩引地などの利権を獲得したりするために積極的に節省銀の納付を申し出たこともある（第五章、第六章）。

商人は節省銀を納入してでも内務府の仕事を引き受けようとしたが、内務府と皇帝による政策

の調整は予想し難く、しばしば厳しい制約を課されたため、多額の損失を蒙る商人も多かった。

内務府の商人に対する管理については、さらに以下の諸点を指摘することができる。

①商人は納入した節省銀の損失を埋めたり、利益を上げたりするために知恵を絞り、法を犯してまで利益確保に努めたが、そのことは清朝と皇室の利益を侵害して、一層の締め付け強化を招き、利潤のさらなる低下につながった（第四章）。

②内務府商人は、その立場上、内務府の命令に従わざるを得ず、種々の制度や政策によって経営を強く制限されていた。内務府の仕事を請け負った商人は、往々にして市況に順応できず、業績不振により、その事業を止めようとしても、内務府の許可が下りるまでは損失に耐えながら経営を続けなければなかった。政治と商業活動が不可分に結びついた経営方式であり、商人としての自立性が乏しかったため、損失は免れられなかった（第三章）。

③内務府は基本的に内務府商人を奴僕と見做しており、あまり利益を与えようとしなかった。内庫の物品売却の事例から見ると、内務府の定めた払い下げ価格は時価とほぼ一致しており、時には時価より高い場合もあって、商人に十分な利ざやがなかったことがわかる（第二章）。それに対し、民商が内務府の仕事を請負う場合、例えば、洋銅調達では、民商からの買入れ価格は内務府商人より高く、政策もより寛容であった（第七章）。内務府商人は「内府世僕」（内府に代々仕える奴僕）であり、皇室に仕えるのは彼らの役目とされ、民商と同様には扱われなかったのである。

内務府商人に対する皇帝の個人的な態度も、商人の運命を大きく左右した。第三章で取り上げた康熙期の辦銅や、第五章で検討した康熙帝による内務府商人への庫銀の大量貸与から、康熙帝は内務府商人を非常に信頼し、積極的に清朝の経済活動に参与させ、管理も緩やかであったことが分かる。内務府商人はそれに乗じて急速に成長した。（第三章、第五章）一方、雍正帝と乾隆帝は内務府商人への不信感が強く、たとえば内庫の物品売却を彼らに行わせるかどうか、どのような払い下げ価格で引き受けさせるかという問題について、康熙帝より慎重に取り扱うようになった（第二章）。また、内務府と皇帝の間でも、しばしば意見の相違が生じた。内務府は内庫の収入を主眼としており、内務府商人に高い価格で請負わせようとした。しかし、皇帝は商人が利益追求のために、必ず物価をつり上げると確信しており、内務府商人に請負わせること自体に消極的であった（第二章）。

第一章第四節、第五節では、商人が内庫銀を滞納した際の処分について検討した。滞納に対して、内務府は一定の期限を定めて、所轄の佐領・管領と領催（民人の場合は、地方官）が厳重に催促して返済させた。それでも返済できなければ、商人の家産で弁償させ、家産が滞納額に足りなければ、商人を流刑に処した。商人が死亡した場合、その息子、父親或は子孫に代わりに滞納銀を返済させ、家産がなくなれば流刑に処した。また、贈与した金銭や貸付金の回収、事業権の譲渡、共同経営によって滞納銀を返済した事例もある。

ただし、実際には、大量の国帑を滞納した大商人に対する内務府の監督・処分は比較的寛大で

あった。王氏と范氏一族は雍正期に家業が好調となり、内務府の商業活動を独占するようになった。乾隆中期以降、塩業経営の不振によって急速に衰え（第六章）、数十万両、さらには百万両以上の内庫銀を滞納しても、皇帝と内務府は、内務府大商人の経営が完全に破綻することだけは極力避けていた。内務府は商人に対して内庫からの借金の返済を督促しつつ、一方では新たに何度か大量の庫銀を商人に貸し付けて（第五章）、他の仕事を任せることもあった（第七章）。しかし、内務府の商人管理方法が変わらなければ、商人は新たな仕事でも損失を出すばかりである。このように悪循環に陥って、商人の負債は拡大してますます返済困難に陥り、結局のところ破産から逃れることはできなかった。

こうした一面での寛容さは、皇帝が個人的に商人に同情を寄せていたことも関係しているが、内務府商人が長期に渡って内務府と清朝のために物資調達を行っていたため、特に銅や塩などの大量の資本を必要とする事業において、内務府商人が安定した供給ルートとなっており、国家の物資調達に対する不可欠な存在であったことによる。そのために、内務府商人の活動を安易に停止することができず、その事業経営を維持せざるを得なかったのである。

### 三．市場経済の発展と内務府商人の興衰

本節では、本論全体を通じて得られた、内務府商人の商業活動への参与から淘汰に至るまでの過程を総合的に分析し、その原因を検討し、清代前期における長期的な経済動向との関係について試論を提示したい。

順治初年、内務府が宮廷と国家の物資を安定供給するために内務府商人を設置したのは、清朝初期の経済状況からして、理に適った政策であった。康熙期まで、宮廷と国家が必要とする物資の調達を請負ったのは、全て内務府商人であった。康熙期における内務府商人は商人団体の形で商売に従事していた。康熙期の内務府商人は資本を大量に持っていたわけではなく、仕事を引き受けるにあたって、家産を担保に入れなければならなかった。3～5人の商人団体を結成し、お互いに保証し合って共同で仕事を請負った（第三章、第四章）。

雍正期に入ると、商人間での資金格差が拡大し、一部の内務府商人は自身の一族のみで内務府の仕事を引き受けるようになった。これは商人が塩業へ進出し、安定した利益を得たことと関係があると推測される（第六章）。しかし、乾隆期になり、内務府の物資調達の方式に重大な変化が現れてきた。

第二章で指摘したように、乾隆三十年ごろ、もともと王氏・范氏一族が独占していた内庫物品の売却は次第に牙行商人によって請負われるようになり、これは内務府商人の衰退や京城商人の発展という傾向と直接関係がある。また第四章で検討したように、乾隆九年、人参採取における請負制は廃止されて官辦に戻り、東北地方の焼酎工場や店舗の商人が創夫の保証人として人参採取に大きな役割を果たすようになった。第三章で見たように、康熙末期には銅の調達が六つの内務府商人団体に請負われていたが、日本銅の産出量減少と貿易制限によって、商人は銅を滞納し

て、高額な損失を生じた。結局、康熙五十四年（1715）以降、八省の官員に任せて民商を雇用し、銅を調達させる体制に移行した。第七章では、乾隆三年に、范氏が官商として洋銅を調達した目的について検討した。范氏の洋銅調達の目的は滞納した庫銀返済のためであり、政府が官商による洋銅調達に特別の意義を認めていたからではない。嘉慶二年に范氏の債務が完済されると、銅調達は完全に民営化された。

第五章で考察したように、内務府は乾隆二十年に、元々内務府商人に運用させたり、質屋で運用させたりしていた生息銀両を徐々に回収して、長蘆と兩淮と塩商、特に前者に貸し付けて運用するようになった。長蘆塩場は京城に近く、大塩商はみな内務府商人であり、内務府も長蘆引地の利権を持っていたため、優先的に長蘆塩商に貸与したのである。また、第六章で述べたように、当初権臣と結託した大商人によって独占されていた引地の利権は、内務府商人によって分割されて引き継がれ、さらに内務府商人が衰退するにつれ、中小の民商に獲得されていった。

つまり、乾隆年間には、経済の発展と商業の繁栄によって、豊富な資本を持つ民商とその団体が次第に台頭してきて、自己資本で政府の仕事に応募できる者が多くなった。上述した京城の牙行商人と長蘆商人は、民商の中では突出した存在である。また、東北地方の焼鍋や店舗の商人のような都市の中小商人も内務府の仕事に参入した。内務府からすれば、民商を募集して事業を委託することによって、資本投下のリスクを免れることができた。内務府商人が物資を調達する場合、商人は常に内務府から資本として庫銀を受け取ってから、購入にあたる。それに対し、民商は自己資本で物資を購入し、内務府に納入してから、その代金を受け取る。そのため、内務府は以前のような高額な利益は見込めないものの、損失が生じても商人自らが負担するので、内務府が損失を蒙ることはない。したがって、内務府商人に取って代わった民商は宮廷物資調達の新時代を築いた。

このように、経済の発展にともない、政府の物資調達ルートが多様化するにつれて、物資調達を主な任務としていた山西系内務府商人の存在意義は低下した。また、内庫の収入の来源が多様化したため、庫銀増殖の手段として内務府商人を使う必要性も稀薄になった。要するに、政策主導で内務府商人を用いるよりも、自由市場を通じて民商の参与を促す方が、政府・商人の双方にとって利益が大きかったのである。清朝前期の特殊な存在であった内務府官商は、結局のところ、いわば「見えざる手」の導きによって自然淘汰されたといえるだろう。

## 文獻目錄

### 1、檔案史料：

- 中国第一歷史檔案館藏「內務府奏銷檔」  
中国第一歷史檔案館藏「內務府奏案」  
中国第一歷史檔案館藏「軍機處錄副奏摺」  
中国第一歷史檔案館藏「硃批奏摺」  
中国第一歷史檔案館藏「題本」  
遼寧省檔案館藏「黑凶檔」

### 2、刊行史料集

- 中国第一歷史檔案館編『康熙朝滿文硃批奏摺全訊』北京：中国社会科学出版社、1996年。  
中国第一歷史檔案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』北京：檔案出版社、1984年。  
中国第一歷史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』南京：江蘇古籍出版社、1989-1991年。  
中国第一歷史檔案館編『雍正朝滿文硃批奏摺全訊』合肥：黃山書社、1998年。  
国立故宮博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』台北：国立故宮博物院、1982-1986年。  
張偉仁主編『中央研究院歷史語言研究所現存清代內閣大庫原藏明清檔案』（『明清檔案』）、台北：中央研究院歷史語言研究所、1986-1994年。  
大連圖書館編『大連圖書館藏清代內務府檔案』、北京：國家圖書館出版社、2010年。  
中国第一歷史檔案館、香港中文大學合編『清宮內務府造辦處檔案總匯』、北京：人民出版社、2005年。  
中国第一歷史檔案館整理『康熙起居注』、北京：中華書局、1984年。  
『清代起居注册：康熙朝』、北京：中華書局、台北：聯經出版事業公司、2009年。  
『清實錄』、北京：中華書局、1986年。  
『大清會典』（康熙朝）台北：文海出版社、1992-1993年。  
『欽定大清會典事例』（嘉慶朝）台北：文海出版社、1991-1992年。  
『清朝文獻通考』、『十通』上海：商務印書館、1935-1936年。  
故宮博物院編『欽定總管內務府現行則例二種』、『故宮珍本叢刊』306-310冊、海口：海南出版社、2000年。  
早稻田大學圖書館藏『盛京典制備考』（光緒朝）、上海：雙順泰、1899年。  
遼寧省檔案館編『盛京參務檔案史料』、瀋陽：遼海出版社、2003年。  
故宮博物院明清檔案部編『關於江寧織造曹家檔案史料』、北京：中華書局、1975年。

『黒凶檔』中有関莊園問題的滿文檔案文件彙編」、中国社会科学院歴史研究所清史研究室編『清史資料』第五輯、北京：中華書局、1984年。

『八旗滿洲氏族通譜』、瀋陽：遼瀋書社、1989年。

『八旗通志初集』、長春：東北師範大学出版社、1985年。

『山西汾州府介休県張原村范氏家譜』、『中国希見史料』第14冊、廈門：廈門大学出版社、2007年。

『万全県志』（道光朝）、台北：台湾学生書局、1969年。

『山西通志』（光緒朝）、中華書局、北京：1990年。

『澤州府志』（雍正朝）台北：台湾学生書局、1968年。

『山東塩法志』（雍正朝）、台北：台湾学生書局、1966年。

『長蘆塩法志』（雍正朝）、台北：台湾学生書局、1966年。

『長蘆塩法志』（嘉慶朝）、『統修四庫全書』史部政書類840、上海：上海古籍出版社、1995-2002年。

『平定準噶爾方略』、故宮博物院編『故宮珍本叢刊』第48冊、海口：海南出版社、2000年。

錢儀吉纂『碑伝集』北京：中華書局、1993年。

楊賓『柳辺紀略』北平：文殿閣書莊、1936年。

徐珂編『清稗類鈔』、台北：台湾商務印書館、1966年。

中国第一歴史檔案館「乾隆年間查辦長蘆塩商王至德父子虧欠帑銀案」『歴史檔案』、2001年2期。

中国第一歴史檔案館「乾隆年間内務府官當史料選」『歴史檔案』、1985年4期。

大岡清相編、中田易直、中村質校訂『崎陽群談』、東京：近藤出版社、1974年。

### 3、参考文献

#### ①日本語

安部健夫「清代に於ける典當業の趨勢」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』、京都：東洋史研究会、1950年。

今村鞆『人蔘史』京城：朝鮮総督府専売局、1940年。

上田裕之「清初の人蔘採取とハン・王公・功臣一人蔘採取権保有を中心に一」『社会文化史学』43、2002年。

内田直作『日本華僑社会の研究』東京：同文館、1949年。

角谷祐一「康熙年間の官銀借給による生息銀兩政策について：広善庫による駐防八旗への借給の検討を通じて」『中央大学アジア史研究』32、2008年。

華立「清代洋銅官商范氏一族の軌跡」『大阪経済法科大学論集』100、2011年。



川久保悌郎「清代人参採取制度についての一考察」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』、鈴木俊教授還暦記念会、1964年。

——「清朝人参採取制度の衰微について」『文経論叢』1（1）、1965年。

——「清代参政考：その覚書として」『集刊東洋学』55、1986年。

香坂昌紀「清代前期の関差辦銅制及び商人辦銅制について」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』(11)、1981年。

佐伯富『清代塩政の研究』、京都：東洋史研究会、1956年。

——「清代における塩業資本について」・「清代における塩に専売制度」『中国史研究 第一』京都：東洋史研究会、1969年。

——「清朝の興起と山西商人」・「中国近世における独裁君主の経済政策」『中国史研究 第二』、京都：東洋史研究会、1971年。

——「清代塞外における山西商人」『東方学会創立 25 周年記念東方学論集』1972年12月。

——「清代における山西商人」『史林』60、1977年。

——「山西商人の起原と沿革」『東方学』58、1979年。

——「康熙雍正時代における日清貿易」、東洋史研究会編『雍正時代の研究』、京都：同朋社出版、1986年。

——『中国塩政史の研究』京都：東洋史研究会、1988年。

鈴木中正「清代の満洲人参について」『愛知大学文学論叢 開学十周年記念特輯』、1957年。

鈴木真「清朝前期の権門と塩商—イエヘ＝ナラ氏と長蘆塩商を例に一」、『史学雑誌』118(3)、2009年。

谷井陽子「八旗制度再考(四)：ニルの構造と運営」『天理大学学報』、61巻2号、2010年。

寺田隆信『山西商人の研究：明代における商人と商業資本』、京都：東洋史研究会、1972年。

中村質『近世長崎貿易史の研究』、東京：吉川弘文館、1988年。

劉序楓「清日貿易の洋銅商について—乾隆～咸豊期の官商と民商を中心に—」『九州大学東洋史論集』15、1986年。

日山美紀「清代典當業の利子率に関する一考察：康熙～乾隆期の江南を中心として」『東方学』91輯、1996年。

彭浩『近世日清通商関係の研究』博士論文、2012年。

——「一八世紀日清貿易における中国商人の組織化—額商の成立と貿易独占を中心に—」、『東方学』125、2013年。

松浦章「長崎貿易における在唐荷主について—乾隆～咸豊期の日清貿易の官商・民商—」、

『社会経済史学』45-1、1979年。

——「山西商人范毓積一族の系譜と事蹟」『史泉』52、1987年。

——「山西商人范清済の資産状況」『清代海外貿易史の研究』、京都：朋友書店、2002年。

——「清代対日貿易における官商・民商」、『清代海外貿易史の研究』京都：朋友書店、2002年。

柳澤明「1750～60年代のキャフタ貿易と関税問題」『早稲田大学文学研究科紀要』第4分冊、58、2013年。

矢野仁一『長崎市史』「通交貿易編東洋諸国部」、長崎市役所、1938年。

山根幸夫『明清華北定期市の研究』、東京：汲古書院、1995年

山脇悌二郎「清代塩商と長崎貿易の独占」、『史学雑誌』67-8、1958年。

——『近世日中貿易史の研究』、東京：吉川弘文館、1960年。

②中国語：

曹静華「清代内官與内務府衙門之分析」『益世報史学』、54期、1937年。

曹宗儒「総管内務府考略」、『文献特刊論叢専刊合集』、台北：台聯国風出版社、1967年。

陳鋒『清代塩政與塩税』鄭州：中州古籍出版社、1988年。

鄧亦兵『清代前期商品流通研究』、天津：天津古籍出版社、2009年。

唐力行『商人與中国近代社会』、北京：商務印書館、2003年。

林永匡・王憲「清代長蘆塩商與内務府」『故宫博物院院刊』、1986年2期。

——「清代塩商與皇室」『史学月刊』、1988年3期。

李克毅「清代塩商與帑銀」『中国社会經濟史研究』1989年2期。

頼恵敏「乾隆内務府的當舗與発商生息（1736-1795）」、『中央研究院近代史研究所集刊』、28期、1997年。

——「乾隆朝内務府的皮貨買売與京城時尚」『故宫學術季刊』卷21、1期、2003年。

——「清乾隆年間的塩商與皇室財政」、中国第一歴史檔案館編『明清檔案與歴史研究国際學術會議論文集』、北京：新華出版社、2008年。

——「清政府对恰克図的管理（1755-1799）」、『内蒙古師範大学学报（哲学社会科学版）』第41卷第1期、2012年。

梁紹森「范氏皇商の興衰」、李希曾主編『晋商史料與研究』、太原：山西人民出版社、1996年。

——「清代皇商范毓積」、穆雯瑛主編『晋商史料研究』、太原：山西人民出版社、2000年。

潘俊英「清代内務府奏案及其内容紹介」、『歴史檔案』、2005年第2期。

祁美琴「關於盛京内務府的設立時間問題」、『清史研究』1995年第3期。

——『清代権閥制度研究』、呼和浩特：内蒙古大学出版社、2004年。

- 『清代內務府』、瀋陽：遼寧民族出版社、2009年。
- 任玉雪「盛京內務府建立時間再探」、『歷史研究』2003年第1期。
- 佟永功、閔嘉祿「乾隆朝盛京總管內務府的設立」、『故宮博物院院刊』1994年第2期。
- 佟永功「清代盛京總管內務府設置沿革考」、『滿族研究』2002年第1期。
- 滕德永「乾隆朝內務府對庫存參斤的管理：『參斤變價』為考察對象」、『故宮博物院院刊』、2011年04期。
- 「乾嘉時期內務府的分府當舖與皇子分府」、『故宮學刊』2012年。
- 王萌「康熙朝後期的銅政改革與內務府官商」、『清史研究』、2010年1期。
- 韋慶遠·吳奇衍「清代著明皇商范氏的興衰」、『歷史研究』1981年3期。
- 韋慶遠·吳奇衍·魯素『清代奴婢制度』、北京：中國人民大學出版社、1982年。
- 韋慶遠『明清史辨析』北京：中國社會科學出版社、1989年。
- 王景麗「清前期內務府皇商范氏的商業活動探析」、中央民族大學碩士論文、2007年。
- 吳奇衍「簡論清前期內務府皇商的興起：清代內務府皇商經濟專題研究之一」、葉頤恩主編『清代區域社會經濟研究』、北京：中華書局、1992年。
- 王天有『明代國家機構研究』、北京：北京大學出版社、1992年。
- 王佩環「清代東北採參業的興衰」、『社會科學戰線』1982年4期。
- 葉志如「從人參專采專賣看清宮廷的特供保障」、『故宮博物院院刊』、1990年01期。
- 余華青『中國宦官制度史』、上海：上海人民出版社、1993年。
- 張正明、張舒「從『范氏家譜』看山西介休范氏家族」張正明·孫麗萍·白雷主編『中國晉商研究』、北京：人民出版社、2006年。
- 趙郁楠「清代雍正朝東北參場及採參管理特點」、『滿族研究』2008年3期。
- 張建輝「關於清代生息銀兩制的興起問題：生息銀兩制度考論之一」、『中國社會經濟史研究』1995年1期。
- 「關於康熙對生息銀兩制的初步推廣及其在八旗軍隊中的運用」、『清史研究』1998年3期。
- 「關於雍正對生息銀兩的整頓及其在全國軍隊的推廣：清代生息銀兩考論之三」、『清史研究』2004年1期。
- 「關於乾隆收撤恩賞銀兩與生息銀兩制的存廢問題：乾隆的生息銀兩理論和政策」、『咸陽師範學院學報』2004年5期。

### ③英語

Kwan Man Bun: *The Salt Merchants of Tianjin: State-Making and Civil Society in Late Imperial China*. University of Hawai'i Press Honolulu, 2001.

Preston M. Torbert, *The Ch'ing Imperial Household Department: A Study of Its*

Organization and Principal Functions, 1662-1796. No. 71. Harvard Univ Asia Center, 1977.

## 初出一覧

- 序 論 書き下ろし。
- 第一章 「清代内務府商人に対する監督と処分について：損失補償と任免を中心に  
して」 『史滴』34号、2012年。  
この論文に加筆修正した。
- 第二章 2013年10月に北京故宫博物院故宫学研究所が主催した「故宫学十年紀念」  
学術研討会における報告「清代前期内務府商人與内庫物品変価」をもとに  
構成。
- 第三章 「康熙朝内務府商人と日本銅」『東アジア文化環流』第3編第2号、2010年。  
この論文に加筆修正した。
- 第四章 2013年5月に第28回満族史研究大会における報告「清代前期における人  
参採取制度と内務府商人」をもとに構成。
- 第五章 書き下ろし。
- 第六章 書き下ろし。
- 第七章 書き下ろし。
- 結 論 書き下ろし。